

松江城研究 4

2022年3月

- 松江城の虎口構造……………中井 均 (1)
城下町松江の近代都市化に向けて
 －江戸時代後期から明治時代初期までの動向－……………大矢幸雄 (13)
井上梅三が「まことに遺憾」と記した「昭和の修理」について……………和田嘉宥 (35)
松江城二之丸御殿の復元的考察……………金澤雄記・小林久高・和田嘉宥・朱 曄 (47)
松江城下における古民家の現存状況の傾向……………小林久高 (57)
松江城の石垣刻印分布調査について (2) －水の手門跡周辺石垣－
 ……………岡崎雄二郎・乗岡 実・飯塚康行・徳永 隆 (69)
史跡松江城の調査 (4) －外曲輪 (二之丸下ノ段) 南東部の礎石建物跡－
 ……………岡崎雄二郎 (81)
富田城下に所在した寺院－富田川河床遺跡発掘調査から探る－……………西尾克己 (107)
「竹内右兵衛書つけ」再考－朱書と奥書に記された「右兵衛」について－
 ……………稲田 信 (117)
2020年度松江城天守VR事業報告……………津村宏臣・渡邊俊祐 (127)
〈史料紹介〉伝松江城三之丸御殿所用の懸魚と鱗について……………岡崎雄二郎 (137)
〈史料紹介〉海軍通常礼服姿の皇太子嘉仁親王ら明治40年山陰道行啓一行と
 地元有力者との集合写真か－松江城天守が写る新出写真二枚－
 ……………稲田 信 (143)



(松江城)

はじめに

松江市では、平成22年に松江城調査研究委員会を設置し、天守を中心とした調査研究を進め、その研究成果は、平成27年の国宝指定に結実しました。また、「松江開府400年祭」を契機に、平成21年4月より開始した松江市史編纂事業では、天守に限らず、広く城郭全体、城下町に関する考古学、建築学、自然科学など多くの分野の専門家の皆様の調査研究成果をまとめ、平成30年に、松江城研究の到達点ともいえる「別編1 松江城」を出版しました。

この間、松江城に関する調査研究が多くの研究者と連携して進められ、その成果は「松江市ふるさと文庫」「松江市歴史叢書（市史研究）」「松江城ブックレット」など、各種の出版物や市史講座などで逐次紹介されてきました。しかし、松江城に関しては、未解明な課題も残されており、現在も建築史、城郭史、絵図・地図・文献を専門とする研究者の皆様により、松江城調査研究委員会を中心に調査研究が進められています。

松江市では、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていますが、その基盤は、地道な調査研究成果に基づく歴史認識の共有です。松江市の文化財にとって、また松江市民にとってのシンボルである松江城の調査研究を進め、その成果を発信していくことは、今後の松江市のまちづくりに大いに貢献するものと考えています。

さて今号では、松江城の虎口分析、近代化に向かう城下町の変容、昭和大修理の考察など、松江城全般についての多角的な研究成果、及び新出の史料紹介を掲載しています。

今後とも、この「松江城研究」に対し、多くの研究者のご参加をいただくことで、松江城の歴史が一層明らかになるとともに、その成果が未来に向かって歩む人々の生き様に、そして今後の松江市のまちづくりに大きな示唆を与えてくれることを願ってやみません。

2022年 3 月

松江市長 上 定 昭 仁

松江城の虎口構造

中井 均

1. はじめに

松江城は慶長5年（1600）の関ヶ原合戦の戦功によって出雲・隠岐を与えられた堀尾吉晴、忠氏父子によって築かれた。その築城は慶長12年（1607）から開始されている。この時期、関ヶ原合戦による諸大名の増減封による移封によって領国に新たな居城や支城の築城が数多くおこなわれており、慶長の築城ラッシュとなった。

松江城もそうした慶長の築城ラッシュのひとつであるが、関ヶ原合戦直後の築城は新たな領国における居城であるとともに、合戦後の極度の軍事的緊張、即ち徳川家と豊臣家の戦争に対する築城でもあった。さらには新たな領国での軍事的緊張に対処する築城でもあった。それは本城の築城だけではなく、領国内の拠点や国境に支城を築いていることからもうかがうことができる。

出雲の場合、松江城を本城とし、富田城、三刀屋城、赤穴瀬戸山城、亀嵩城を支城としており、こうした慶長期の築城の典型として評価できよう。

さらに慶長期の築城は戦国以来の築城の集大成として発達した縄張り構造としても評価できよう。石垣や瓦、天守という要素自体も急速に発達したばかりではなく、虎口などを中心とした縄張りにも大きな画期となった。

拙稿では縄張りのなかでも特に注目される虎口について、松江城で分析を加え、さらには近隣の慶長期築城城郭の虎口と比較することによって松江築城の特徴を考えてみたい。

2. 虎口について

近世城郭の虎口の典型として柵形虎口がある。大きく外柵形と内柵形の2つのタイプに分類できる。

I類 外柵形

外柵形とは虎口前面に石垣を配置し、直進させずに左右どちらかに屈曲させたところに櫓門を配置する構造である。中井家絵図に描かれた豊臣大坂城本丸詰段正門（鉄御門）がその典型で、現存する事例としては福岡城上之橋御門、姫路城菱の門などがある。その出現は戦国時代にさかのぼるが、石垣によって櫓門を配置するのは織田・豊臣段階からである⁽¹⁾。

II類 内柵形

内柵形とは一の門を入ると三方に柵のように石垣が巡り、左右のどちらかに二ノ門としての櫓門が構えられる構造である。基本的に一ノ門は高麗門となり、その出現は関ヶ原合戦直後の慶長期の築城からである。これは高麗門の出現と一致する。さらに内柵形は2つのタイプに細分できる。

II-1類 外内柵形

内柵形空間が石垣墨線より凸状に突出して構えられるもの。

II-2類 内内柵形

内柵形構造が石垣墨線より凹状に内側に構えられるもの。

このように外柵形→内柵形という時間差による発展経過がうかがえるが、一方で外柵形は慶長期以降の築城でも採用されており、虎口構造での発展経過としての編年は可能であるが、個々の事例の編年は不可能であることを示している。外柵形は内柵形に淘汰されることはなかったのである。

3. 松江城の虎口

次に松江城の虎口について分析を加えてみたい。松江城の縄張りについてはすでに山上雅弘氏によって詳細に分析されている⁽²⁾。ここでは改めて松江城の虎口を1点ずつ抽出して検証をおこないたい。なお、ここで扱う虎口とは堀と曲輪、曲輪と曲輪を結ぶ出入口であり、曲輪内部の門については除外している。さらに虎口と虎口間に屈曲を設けたりすることによって複雑な構造を形成するが、それらは城道であり、ここでは虎口空間としては考えない。あくまでも門を設けた部分もしくは空間のみを虎口として取り上げた。

また、分析した虎口の作事に関しては正保城絵図「出雲国松江城絵図」(国立公文書館所蔵)によった。「正保城絵図」は正保元年(1644)に幕府が諸藩に命じて作成させたものである。石垣、堀などの普請に関しては幕府が厳しい記載条項を設けているが、作事に関しては天守以外は雑に描かれている⁽³⁾。

I. 堀に面した虎口

I-1 外曲輪(馬溜)

松江城の大手にあたる虎口は馬溜と呼ばれ外内枳形構造となる。しかし一の門にあたる城外との門部分に門は構えられず開放された状態となる。「御城内惣間数」には大手柵御門と記されていることより、簡素な柵による門が存在していたようである。「正保城絵図」は門を描かないが、天和3年～元禄5年(1683～1692)の松江城及城下古図以降の絵図には柵が描かれている。

枳形を右折した正面には梁間3間半、桁行八間の櫓門が構えられている。なお、虎口と堀間は土橋で結ばれている。

枳形空間は内法で南北46メートル、東西45メートルを測る巨大なもので、山上雅弘氏は勢溜としての機能も兼ね備えていたとする。枳形内に井戸を2基構えている点もそうした勢溜として駐屯する空間であるために構えられた可能性が高い。

なお、延宝2年(1674)の「出雲国松江城之絵図」では「大手虎口ノ明」と記されており、以後製作された絵図にも「大手虎口」と記される。

I-2 東側虎口(北惣門)

内堀の東側に構えられた虎口は北惣門と呼ばれている。正面に櫓門が構えられる。虎口内側には石垣によって右折れする石塁が構えられており、一見内内枳形となっている。ところが門の配置は堀に面した一の門部分に櫓門が構えられ、内内枳形の二の門部分には門が構えられない。

ちなみに内内枳形は石塁によって築かれているが、石積みは正面のみで、石塁背面は石垣とならず、土手のままである。

ところが「正保城絵図」では石垣が描かれず、櫓門の城内側には右折れする土塀のみが描かれている。寛永11年～14年(1634～1637)の「寛永年間松江城家敷町之図」では石垣をグレーで現わしているが、北惣門ではコの字状の白抜きが描かれており、建物によって内枳形を構えていたようであり、「正保城絵図」と同じ構造であったと見られる。ただ、寛永5年～10年(1628～1633)の堀尾期松江城下町絵図では石垣を薄青色で示しているが、北惣門は右折れするL字状の石塁が描かれている。このように北惣門背面の内内枳形は当初は塀だけを折り曲げて構えられていたものが、ある時期に石塁を構えその上部に塀を備えて内内枳形に改修されたものと考えられる。それも背面は土手という極めて簡素な構造の枳形としての改修であった。

なお、延宝2年(1674)の「出雲国松江城之絵図」では「脇虎口ノ門」と記されており、以後製作された絵図にも「脇虎口之門」と記される。

I-3 西北側虎口（中原口）

内堀の北西側に構えられた虎口は搦手口で中原口と呼ばれている。正保絵図には門は描かれておらず、堀には木橋が架かるのみである。また、中原口柵門とも呼ばれており、門柱を2本立てる簡素な門のみが建てられていた。城郭の内堀に面して柵門のみの虎口はほとんど事例のない簡易なものである。

門の絵図では門には潜り戸が設けられ、門の両脇には柵が巡らされていた。元文～延享年間（1736～1748）の絵図にも柵門が描かれ、番所も描かれている。松江城の城門で番所が存在したのはこの中原口と北惣門だけである。

なお、元文3年（1738）の「松江城郭図」では「搦手之虎口」と記されており、以後製作された絵図にも「搦手之虎口」と記される。

I-4 南側虎口（御廊下橋）

堀の南側の前面には三之丸が配置されており、南側に構えられた虎口は三之丸から二之丸に至る虎口となる。この虎口は藩主のみが使用する虎口であった。堀には御廊下橋（千鳥橋）が架かる。二之丸へは「く」の字状に折れ曲がる石段があり、御門が平虎口として構えられている。正保城絵図では御廊下橋から石段、御門に至るまで柿葺きの長屋で描かれている。

I-5 舟着門

内堀西辺には北端に搦手門としての中原口が構えられているが、もう1ヶ所後曲輪に舟着門が構えられている。堀尾期、京極期の絵図や正保城絵図では確認できないが、元文3年（1738）の松江城郭図以降の絵図からは確認できる。舟着き場としての門であることより内堀に橋は架からない。門のみを構える平虎口である。防御機能を備えた虎口ではない。

II. 三之丸の虎口

II-1 東面虎口（表御門）

三之丸には4ヶ所の虎口が構えられている。その正面に相当するのが東面虎口の表御門である。三之丸では唯一堀に土橋を架けている。虎口は平虎口で、絵図には門が長屋門として描かれている。明治8年以前に写された写真にも長屋門が写る。

II-2 南側虎口

三之丸南側に構えられた虎口で中堀には廊下橋が描かれている。虎口構造は平虎口である。「寛永年間松江城家敷町之図」には描かれていない。

II-3 西側虎口

三之丸西側に構えられた虎口で中堀には廊下橋が描かれている。虎口構造は平虎口である。「寛永年間松江城家敷町之図」には描かれていない。

II-4 西北隅虎口

三之丸の西北隅部に構えられた虎口は平虎口構造で、中堀には助次橋が架かる。絵図には薬医門もしくは高麗門が描かれている。「正保城絵図」では助次橋を渡ったところに門が構えられるように描かれているが、延宝2年（1674）「出雲国松江城之絵図」以降の絵図では門の前面が外柵形状に突出して描かれるようになる。築城当初平虎口であったものが後に改修されて門前部が突出して外柵形状の構造になったものと考えられる。

III. 二之丸の虎口

III-0 虎口

正保城絵図では大手櫓門を左折して横手坂を登り切った正面に櫓門が描かれている。後述する二ノ門と並立する構造となり、外曲輪からの正面虎口と見られる。ただし正保城絵図以降の絵図には描かれて

おらず、この部分は石垣上に土塀となっている。水の手門と同様に改修された可能性がある。

Ⅲ-1 三ノ門

大手櫓門を左折れすると横手坂の石段が構えられており、登り切った左側に配された門が三ノ門である。虎口という構造ではなく、中曲輪と外曲輪から二之丸に出入りする仕切りの門である。その構造は平虎口と同じで直進して出入りする極めて単純な構造である。「竹内右兵衛書つけ」には大門とあり、「やくい門」（薬医門）と記されている。また、元文3年（1738）松江城郭図以降の絵図では、二之郭東之門と記されている。

Ⅲ-2 二ノ門

三ノ門から二之丸に入ったすぐ右側に構えられた虎口で、正保城絵図では櫓門として描かれている。梁間2間、桁行3間で潜り戸が付く。虎口構造として捉えるとすれば単純な平虎口である。「竹内右兵衛書つけ」には「但此門ハ二ノ丸ト本丸境也」と記されている。二之丸に構えられた城門であるが、本丸の一ノ門の外柵形として認識されたものとして二之丸と本丸の境と記されたのであろう。

Ⅲ-3 西北虎口（西ノ御門）

後曲輪から二之丸への虎口として構えられた西ノ御門は外柵形虎口となる。門の前面には本丸東辺石垣が二段に構えられた下段石垣と、二之丸東辺の石垣が蟹鉗状に突出して構えられており、外柵形状を呈している。後曲輪から直進した城道は、本丸石垣直下で直角に右折し、蟹鉗状の外柵形に左折して入り、さらに右折して西ノ御門に至るという構造となる。蟹鉗状の開口部には門は構えられない。西ノ御門の絵図には薬医門もしくは高麗門が描かれている。

Ⅳ. 本丸の虎口

Ⅳ-1 一ノ門

本丸に出入りできる虎口は2ヶ所に設けられている。そのひとつ一ノ門は本丸の南側に構えられた正面の虎口である。山上氏は柵形虎口と評価しているが、その構造は平虎口となる。絵図では櫓門が描かれている。ただし、一ノ門前面には方形の虎口受け部分が構えられており、その空間は外柵形として評価できよう。もちろん外柵形に一ノ門は構えられていない。

Ⅳ-2 本丸北側虎口（北ノ門）

本丸の搦手側に構えられた虎口は北ノ門と呼ばれ、両脇には多聞櫓が配置されているが、構造は平虎口である。絵図では櫓門が描かれている。「竹中右兵衛書つけ」には埋め門とある。

Ⅴ. 腰曲輪の虎口

Ⅴ-1 腰曲輪東側虎口（水の手門）

本丸の北側に一段低く構えられた曲輪が腰曲輪である。さらに一段低く東側に構えられた中曲輪から腰曲輪に出入りする虎口が1ヶ所構えられ、水の手門と呼ばれている。「正保絵図」では門の両脇を折塀として合横矢が掛かるが、構造は平虎口として描かれている。門自体は石垣の間に開口する構造の埋門として描かれている。

ところが現況は中曲輪より右折する外柵形構造となっている。「正保城絵図」では平虎口として描かれているが、天和3年～元禄5年（1683～1692）の絵図では右折れの外柵形虎口となっており、この間に平虎口から外柵形に改修された可能性が高い。

なお、腰曲輪東面石垣で北寄りの上部に隅角部を直線部に改修した痕跡が残されている。石垣の修理工事でこの隅角部が奥に向かって延びる石垣が検出されており、これが当初の腰曲輪北辺の石垣であったと考えられている。こうした改修段階で平虎口が右折れの外柵形に改修されたものと考えられる。

VI. 城下の虎口

城下には数多くの堀によって区画されており、堀には木橋が架けられていた。「正保城絵図」ではいずれも木橋のみが描かれ、門などは設けられていない。虎口は構えられておらず、門も構えられていない。

このうち米子川に架かる米子橋の西側たもとと見られる地点（松江城下町遺跡母衣町180-28・29番地）で石垣と基壇状石垣が検出されている。米子川は松江城の外堀に比定される人工河川で、その幅は19間であったと記されている。石垣は川に直面する東向き部分である。石垣石材には大海崎石が用いられ、表面は鑿によって丁寧仕上げられている。背面の栗石も充填されており、城郭の石垣技術によって築かれたものであることがうかがえる。さらに基底部には胴木も敷設されていた。基壇状石垣については櫓や番所のような公的な見張り台施設であった可能性も示唆されている⁽⁴⁾。

なお、米子川の西側は上級武家地、東側は町屋・中～下級武家地の境にあたり、こうした城郭と同様の石垣が築かれたものと考えられるが、絵図では橋が架かるだけで門や枳形は設けられていない。

なお、「堀尾期松江城下町絵図」（寛永5年～10年:1628～1633）では、天神川に架かる天神橋の北詰め左折れの枳形の土塁が描かれている。「正保城絵図」以降の絵図では認められないことより、京極氏入城段階で撤去された可能性が高い。



写真 松江城下町遺跡母衣町180-28・29番地で検出された石垣

4. 考察

城郭部の虎口

城下町を除き、松江城には15ヶ所の虎口が構えられていた。その最大の特徴は外内枳形、内内枳形となる内枳形が1ヶ所も構えられていないということである。つまり慶長期の内枳形が城郭虎口に導入される時代の築城であるにもかかわらず一切用いられていないのである。さらに外枳形すら導入されず、大半が平虎口で櫓門のみを構える構造である。これは慶長期の築城としては異例と言わざるを得ない。堀によって囲まれた三之丸以内は狭義の城郭なのであるが、その西側に構えられた搦手では門すら設けられていない。このような簡易な虎口を郭内という狭義の城郭で用いた事例は他に知らない。

ただ、外曲輪から一ノ門に至る大手の城道は枳形空間は個々に構えないものの、それぞれの虎口を組み合わせるにより平虎口を複雑化させていることは間違いない。こうした虎口を評価するならば縄張り全体から評価する必要があるだろう。

ところで外曲輪（二之丸下ノ段）の正面となる外枳形は馬溜と呼ばれている。一ノ門を設けず、櫓門の前面にこうした方形の枳形状の空間を構える構造は外枳形と見るよりも、虎口前面に配置された小曲

輪と見るべきかも知れない。そうであれば従前の外柵形よりも巨大な空間は虎口空間ではなく、馬出的機能を有する馬出曲輪として構えられたものと見ることができよう。つまり防御施設としての柵形ではなく、出撃の拠点として構えられた曲輪と見るべきである。

この正面の外柵形と同様の構造が米子城にも認められる。米子城三之丸に突出して構えられた外柵形は一の門を設けず開口しており、それを入ると左折れして石段を登った正面に櫓門が構えられていた。二の門の位置に差異はあるものの、石塁によって方形区画を墨線より突出して構え、一の門を設けず開口する構造は一致している。

米子城は天正19年（1591）に吉川広家によって近世城郭として大改修された。さらに慶長5年（1600）に関ヶ原合戦の戦功により中村一忠が伯耆国を賜り、米子城を居城として大改修を施している。この一忠の改修には堀尾吉晴が援助しており、両城の縄張りが類似したものと考えられる。さらに米子城では三之丸に出入りする虎口が2ヶ所配置されているが、いずれも外柵形となり一の門は設けられず、左折、右折したところに櫓門が配置されている。

豊臣子飼いの堀尾氏と中村氏が関ヶ原合戦後に築城をおこなった松江城と米子城にこうした巨大な外柵形が構えられたことは注目される。

さて、堀尾吉晴・忠氏が出雲入国以前に居城としていたのは遠江浜松城である。天正18年（1590）に近江佐和山城より転封となり、大改修を施し石垣、瓦、天守を伴う織豊系城郭とした。その虎口についてみておきたい。

近世浜松城は南面を大手としていた。三之丸正面に配された大手は櫓門とし、内部は右折の内内柵形としている。また、本丸南側の鉄門も正面に櫓門を配し、右折の内内柵形としている。

ところが堀尾時代の浜松城は東側を大手として改修されている。二之丸東面の虎口は近世には裏門となっているが、平虎口となっている。本丸の東面の虎口も近世は裏門となっているが、櫓門を構える平虎口となっている。しかし、絵図類には櫓門の前面に外柵形状の土手が描かれている。さらに天守曲輪東側の虎口である天守門も櫓門を構える平虎口である。

近世に正面となる大手、本丸鉄門が一の門に櫓門を配するものの内内柵形であるのに対して、堀尾氏時代の正面となる二之丸、本丸、天守曲輪東側の虎口が平虎口である点は注目してよいだろう⁽⁵⁾。堀尾氏時代の浜松城の虎口は平虎口によって構えられていた。こうした天正期の築城技術が松江城にも用いられたと考えられる。

城下町の虎口

松江城の虎口で注目しておきたいもうひとつの点が城下の門である。近世城郭では堀外に城下町を形成するのであるが、その城下町を囲い込む堀や土塁を惣構と呼ぶ。「正保城絵図」ではこうした惣構に構えられた虎口にも門が描かれている。

そこでここでは他の事例として三河国西尾城について見ておきたい。「正保城絵図」に収録されている西尾城の絵図には「三河国西尾 井伊兵部少輔居城」と記されている。井伊兵部少輔とは井伊直好のことで、正保2年（1645）に西尾城に移封してきた。さらにこの直好の段階で西尾城に惣構の構築が開始されている。つまり「正保城絵図」は完成直前の状況を描いており、惣構の虎口を分析するうえで重要な史料となる。

西尾城の惣構には5ヶ所に虎口が構えられていた。北側は追羽口で城下の正面にあたる。堀には土橋が架かり、虎口は平虎口で櫓門が構えられていた。東側には3ヶ所に虎口が構えられており、北側は天王口で堀には土橋が架かっていた、虎口正面には高麗門が構えられ、その城下町側（内側）には左折の土塁が内内柵形として構えられていた。しかし、柵形は土塁だけで作事はおこなわれていない。東側中

央の丁田口も堀には土橋が架けられていた。虎口は左折の外柵形に冠木門が構えられ、内側には右折の内内柵形が土塁によって構えられていた。この柵形も土塁のみで作事は施されていない。東側の南側に構えられた須田口も堀に土橋が架かる。虎口には高麗門が構えられ、城下町側（内側）には右折れの内内柵形の土塁が構えられていたが、ここでも作事はおこなわれておらず、土塁のみで柵形が構えられていた。西側の鶴ヶ崎口は左折の外柵形に冠木門を構え、その内側に右折れする外内柵形を土塁によって構えていた。ここでも土塁のみで作事は施されていない⁽⁶⁾。

このように惣構に関しても厳しく虎口を構え、木戸（門）を設けていた。さらには柵形も土塁によって構えており、非常時には柵、塀などが設けられて柵形として機能させたと考えられる。

徳島城では城下町と徳島城が築かれた徳島に渡る助任川、福島川、寺島川の3ヶ所に木橋が架けられ、徳島側には助任口門台、福島口門台、寺島口門台が石垣によって築かれている。虎口構造は平虎口であるが、「正保絵図」ではその石垣上に櫓を載せた櫓門が描かれ、厳重に守られていたことがうかがえる⁽⁷⁾。

このように他の城下の諸門や惣構の出入口では柵形が構えられたり、門が構えられ、厳重に守られていたが、松江城下では縦横に堀が巡らされ、木橋が架けられていたにも関わらず、門や木戸は構えられなかった。

5. おわりに

松江城の虎口について分析したが、関ヶ原合戦後の新しい築城であったにもかかわらず、当時成立した内柵形虎口を一切採用していないことを改めて明らかにすることができた。これは築城者堀尾吉晴、忠氏父子、とりわけ吉晴が子飼いの豊臣大名であり、豊臣期築城の特徴である外柵形を主に縄張りされたものと考えられる。これは同じく豊臣大名である黒田長政による福岡築城や、伊達秀宗による宇和島築城にも認められる縄張りである。

慶長の築城ラッシュで注目されるのは多くの大名が転封によって移った領地に新たな築城をおこなっただけではない。徳川家による天下普請による築城も注目される。天下普請には彦根城のように井伊家の居城の築城に諸大名を手伝役として動員したものと、膳所城のように築城に諸大名を動員し、完成後に大名を配置したものがある。

膳所城は慶長5年（1600）9月18日に関ヶ原より大津に入城した家康の命によって築かれた城で、「慶長六年辛丑六月諸国守に命じて江州膳所崎に城を築かしめ給ふ。奉行八人之を監す。天下普く治め給ふ後城を築かしむるの始也」（『家忠日記』）と記されている。つまり関ヶ原合戦後最も早い築城として位置付けられる築城であった。その構造を「正保城絵図」で見ると、本丸の2ヶ所の虎口は内内柵形となっており、関ヶ原合戦後に柵形が成立したことを示している。膳所築城を徳川系と評価するならば、慶長の築城ラッシュでは豊臣子飼いの外様大名の築城では外柵形がそのまま踏襲され、徳川系の築城では新たな内柵形が導入されたと考えられる。つまり近世城郭の虎口の基本が内柵形という図式は早計である。

松江城の縄張り構造を詳細に分析した山上雅弘氏はこうした松江城の虎口について、「松江城にはこれらの要素のすべてを兼ね備えた定型化した柵形虎口はない。その上、それぞれに構造が異なり、門は1か所のみで設けられる。（略）こういった特徴の虎口は、後述の通り慶長期初期の西国外様大名が多く採用したものであるが、松江城はこれを踏襲しており、築城時期からみると古式にこだわったといえる。」としている⁽⁸⁾。古式としているが、実は縄張り全体からは複雑な導線を敷設しており、決して古式とは評価できない。個々の虎口を評価するのではなく、平虎口を組み合わせることにより複雑な城道を構成していたこととなる。縄張り全体を評価する必要があるだろう。

松江城の虎口からはこうした慶長の築城を見事に示していると言えよう。

一方で中原口のように内堀に面した虎口が門すら設けていない点などが松江城は未完成であったとい

われる要因となっている。この点についても山上雅弘氏は明快な分析をおこなっている。山上氏は松江城は築城段階で三之丸が築かれており、背後の亀田山の城郭は詰城として意識され、未整備のまま維持されたとしている。そしてそれは毛利氏の萩城でも同様であり、指月山の詰城は未整備であるとする⁽⁹⁾。

ただ、関ヶ原合戦後の軍事的緊張のなかで、さらには新たな領国での居城築城にあたって未整備のままの詰城は考え難い。むしろ中原口は虎口として構えられたのではなく、木橋は戦争になった場合に崩してしまうものだったのではないだろうか。内堀に面して構えられた虎口は東正面に構えられた外曲輪（馬溜）と北惣門のみであったと考えるべきであろう。絵図に外曲輪を大手之虎口、北惣門を脇之虎口と記しているのは正面の虎口として認識されていたからに他ならない。

一方、城下の諸門についても門を構えず橋だけとしているのはやはり戦争になった場合を想定していたものと考えられる。大橋川と天神川の間に島状に浮かぶ白潟地区には寺町を配置しており、松江城南側の防御拠点として城下が形成されたが、その天神橋には柵形が構えられていた。これも実は極めて軍事性が高い城下の形成と評価できよう。米子川には橋しか架からないが、その護岸の石垣は城郭石垣そのものであったこともそうした軍事性を示しているものとして評価できよう⁽¹⁰⁾。

注

- (1) 中井均 2015「大坂城の縄張り」『秀吉と大坂 城と城下町』で、この外柵形について詳細に分類し、豊臣の城郭の特徴的虎口として位置付けし、慶長期以降も豊臣大名たちによって築かれた城郭には導入されていることを明らかとした。
- (2) 山上雅弘 2018「四 城郭の縄張り」『松江市史』別編1「松江城」
- (3) 「出雲国松江城絵図」に描かれている天守は現存する天守と形状が異なる。そのため絵図は天守も正確に描いていないと言われていたが、天守の柱材に残る朽穴などから造営当初は絵図に描かれた天守の構造であったことが明らかとなっている（和田嘉宥 2018「八 初期松江城天守に関する復元的考察」『松江市史』別編1「松江城」）。
- (4) 小山泰生 2011「松江城下町遺跡（母衣町180-28・29番地）」『埋蔵文化財課年報〈15〉平成22年度』財団法人松江市教育文化振興事業団
- (5) 浜松城の絵図等に関しては、浜松市博物館 2020『浜松市博物館特別展 浜松城 -築城から現代へ-』を参照した。
- (6) 西尾城惣構の虎口を分析するのに関しては、西尾市教育委員会 2021『西尾城絵図集』を参照した。
- (7) 寺島口に関しては2021年度に発掘調査が実施され、寺島口門台の石垣が検出されている。その構造は徳島城の城郭部分の石垣と遜色のないものであった。
- (8) 前注2による。
- (9) 前注2による。
- (10) なお、虎口ではないが、松江城下が軍事的に形成された遺構として、城山北公園線計画街路事業に伴う南田町の松江城下町遺跡（13ブロック）から堀内障壁としての畝堀が検出されている。畝堀は戦国時代には北条氏による築城の特徴であったが、近年の発掘調査では数多くの近世城郭からも検出されている。これは慶長5年（1600）の関ヶ原合戦後に新たに築城された城郭に設けられている。それは関ヶ原合戦後の軍事的緊張によって導入された結果である。松江城下でこの畝堀が検出されたことにより城下町も軍事的に形成されたことを雄弁に物語っている。

（なかい ひとし 滋賀県立大学名誉教授・松江城調査研究委員会副委員長）

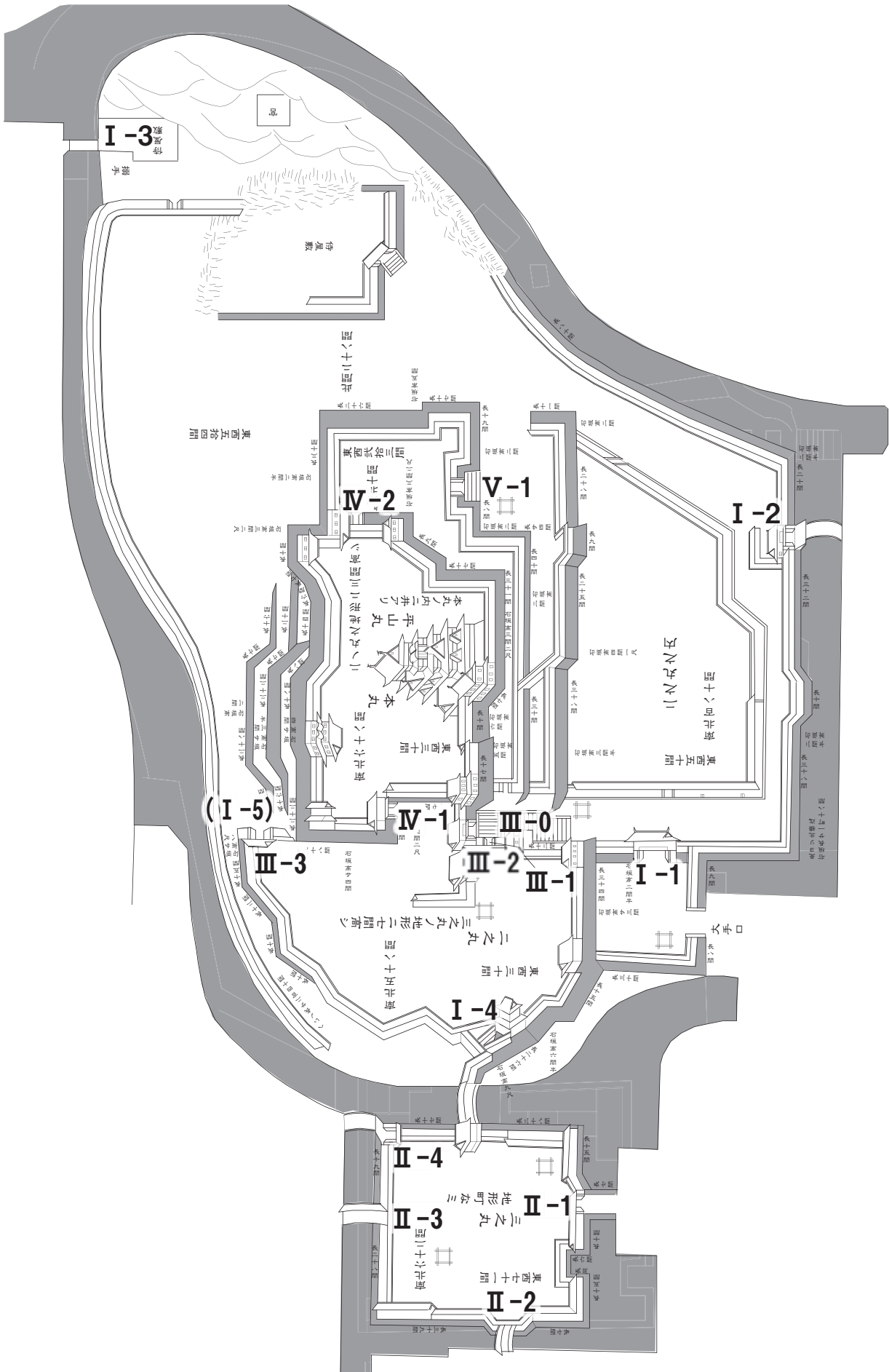
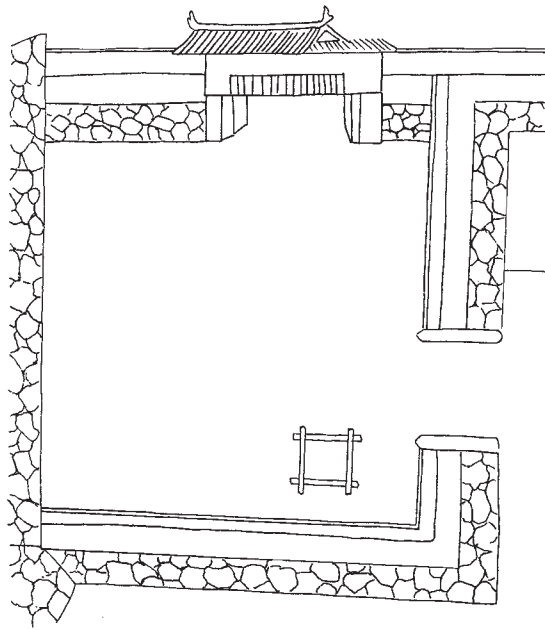
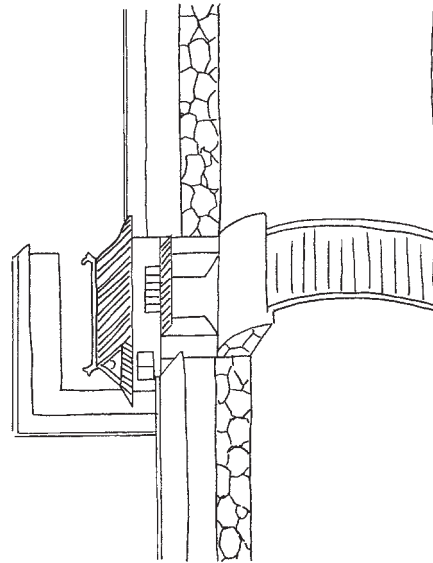


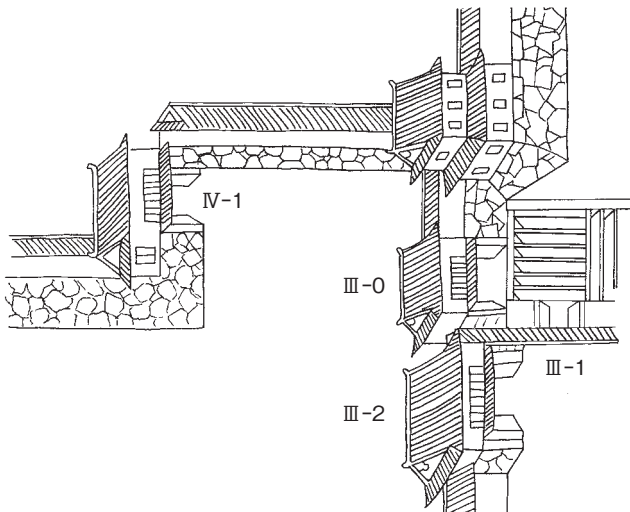
図1 松江城の虎口位置図（『松江市史』別編1「松江城」に加筆）



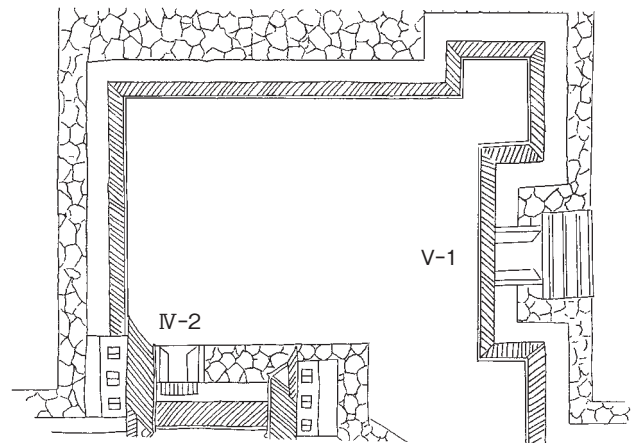
1. I-1 外曲輪 (馬溜)



2. I-2 東側虎口 (北惣門)



3. III-0、1 (三ノ門)、2 (二ノ門)、IV-1 (一ノ門)



4. IV-2 本丸北側虎口 (北ノ門)、V-1 腰曲輪東側虎口 (水の手門)



5. 天神橋北詰の枳形(『松江市史』別編1「松江城」による)

図2 松江城の虎口構造
(1~4:『正保城絵図』より中井均作図)



図3 「遠州浜松城図」(浜松市博物館所蔵)

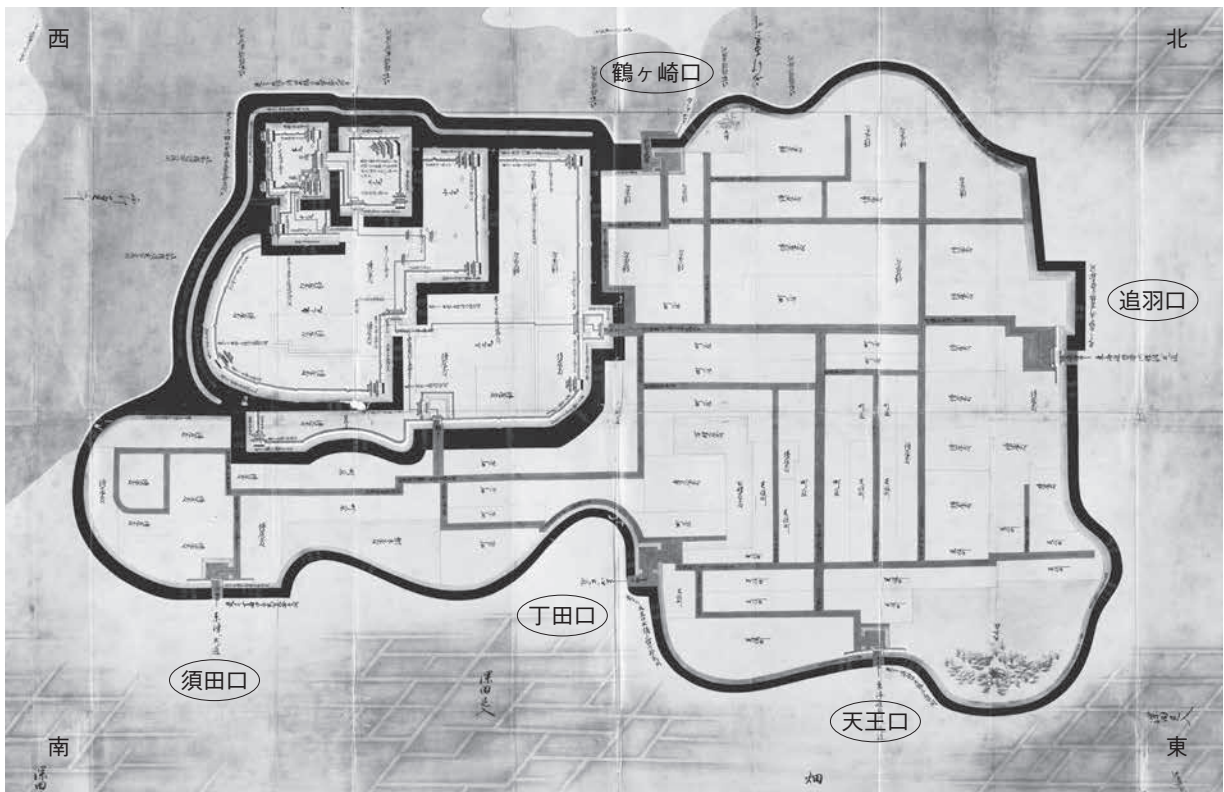


図4 「三河国西尾 井伊兵部少輔居城」(「正保城絵図」国立公文書館蔵)

城下町松江の近代都市化に向けて

－江戸時代後期から明治時代初期までの動向－

大矢幸雄

1. はじめに

関ヶ原の戦いの後、出雲と隠岐両国を治める大名として入府してきた堀尾氏は、尼子氏や毛利氏が拠点としてきた月山富田城を最初の居城とした。この地は出雲国の中で大きく東に偏っていること、隠岐を支配するにあたって日本海との隔りがあること、地形的な面から大規模な城下町建設に不適であること（『松江市史』通史編3「近世I」2019：18）から、慶長12年（1607）から同16年（1611）にかけて宍道湖岸の地に新たな城下町松江を築いた。

白潟・末次の地は、中世後期には宍道湖と中海を結ぶ内海水運の物流拠点として多種多様な職人集団が存在し一定の町場を形成していたと言われる（『松江市史』通史編2「中世」2016：435）。城下町が建設されると、すでに宍道湖に流入している広大な斐伊川水系や出雲平野の政治・経済・文化の拠点として白潟・末次の特定地域に商業機能が集積し、城下町松江の発展を支えるとともに、明治以降の近代的都市松江の都市基盤を形成したと思われる。

近代都市の出現は19世紀後半から20世紀前半の出来事とされて、その形成は政治的・経済的要因に起因していると言われる（成田1993：7）。しかしながら、かつての城下町段階において「流通や商業、また市場機構などを一手に担ってきた人々が居住する町人地の部分は、明治期以降も、ほぼそのまま都市域の中核として機能していく」（吉田2015：24）と言われる。

筆者は「城下町と近代都市とは都市機能や都市構造などにおいて基本的には連続した都市である」との視点に立っている。都市の成長・発展は「人・物・金・情報・文化」などの集積度を総合して評価されるものであるが、特に「経済機能の視点から都市の全機能に接近する手法、地域における中心地としての機能（都市中心性）からの分析が重要」とされる（木内信蔵1967：139）。最近の研究報告では、都市内部の小売業の空間構造の研究において「スケールの重要性、都市の発展段階・もしくは変化の中に小売業の空間構造を位置付けることの重要性」が指摘されている（根田2012：214）。

具体的には城下町松江の武家地・町人地の動向に目を向けながらも、商業・サービス機能の集積度（中心性）、商業地区の形成（機能・地域分化）度合などの分析に力点を置く。また各町内を巨視的・微視的に捉えることで、地域の特性が一層浮き彫りになるのではないかと推定される。こうした分析を通して、城下町松江の都市発展の過程とその要因を明らかにして、結果的には藩政時代の都市構造（主として商業地区）が明治初期にどのように受け継がれていくかの解明にもつながると思われる。

具体的な研究方法としては、**第1の視点**は、城下町の発展を主として江戸時代の城下町絵図と町屋絵図、さらに明治期の「松江市街図二分間図」（以下地籍図と呼ぶ）・「明治6年沽券大帳」⁽¹⁾の分析成果を研究の基礎に置く。そこで表1は、松江市史編纂過程で入手した絵図・地図中に武士や町人名及び諸施設名などが記載されているものを年代別に整理・一覧にした。これによると、松江城下町絵図は江戸期を通じて19世紀初から幕末（時期③～④）に多数存在しており、また町人地絵図も同様に18世紀末から幕末（時期②～④）に多く残っている。これらの時期は、当時の人々にとって絵図の需要が社会的・生活的にも高かったのではないかと推定される。表2では、今回の研究に用いる絵図・地図を、表1中の各時期より選んで一覧にした（表1中の時期①～⑤は表2中の①～⑤に一致する）。

表1 城下町松江の年代別絵図（人名記載のある図のみ）

	堀尾期	京極期	松平期				明治期
			①	②	③	④	⑤
	1628-33	1634-1637	1638-1750	1750-1800	1800-1850	1850-幕末	明治6年頃
城下町絵図	1	1	2	1	3	*5	地籍図
#町人地絵図			1	2	2	1	地籍図
雑賀町絵図			2		1	*5	地籍図

#町人地絵図のうち白濁町屋図、新橋町屋図は原図と貼図を別図とした。
*はこの数値より多数存在する。

表2 武家地と町人地別の絵図

<城下図>

①	松江城下絵図	島根県立図書館蔵	元文・延享年間（1736～1748）	165×159	
②	松江城下図（仮称）	島根県立図書館蔵	文化12年（1815）写し	78×123	
③	松江城下絵図	松江歴史館蔵	天保年間（1830～1844）頃	103×146	
④	松平期松江城下町絵図	島根大学付属図書館蔵（桑原文庫）	嘉永3年・文久3年（1850～1863）	39.5×49.8	
④	松江城下図（仮称）	個人蔵	幕末（1866）頃	89.5×125.0	雑賀町人名記載

<町人地図・地籍図>

①	松江末次本町絵図	島根大学付属図書館蔵	元禄年間（1688～1704）	91.4×123.5	
②	松江末次商家図	個人蔵	明和7年（1770）頃	73.5×80	
②	松江白濁町絵図（原図）	松江歴史館蔵	安永9年（1780）頃	各町で異なる	
③	松江白濁町絵図（貼図）	松江歴史館蔵	天保12年（1841）頃	各町で異なる	
③	松江新橋町絵図（原図）	松江歴史館蔵	文政・安政（1827～1859）頃	71.0×169.0	年代は前半に近いと推定
④	松江新橋町絵図（貼図）	松江歴史館蔵	万延元年（1860）頃	71.0×169.0	
⑤	松江市街図二分間・地籍図	広島大学付属図書館蔵	明治6年（1873）頃	各町で異なる	

①～⑤は表1の時期①～⑤と対応する

第2の視点は、絵図・地図類から得られた城下町の動向を『松江市史』全18巻の研究成果とともに、全国各津の「客船帳」、「旧藩事蹟」、「沽券大帳」、「瀧川家公用控」、「出入捷覧」、「大保恵日記」などで補完しながら研究を進める。

つまりこの研究は、江戸時代後期から明治初期の城下町松江について、研究対象期と重なる絵図・地図類を在地史料で補完することで、城下町松江の「歴史の中の社会と空間とを密接不可分なものとして扱う」（吉田2015：v）ことが出来るのではないかと思う。

（1）これまでの研究成果と課題

筆者は、これまで都市地理学の視点から、昭和期の島根県内における都市圏の規模や中心機能の集積度について研究するとともに（大矢1972：21-36）、松江市域においては大規模小売店舗や住宅関連店舗の成立などの研究（大矢1983：1-20）（大矢1996：1-11）を通して、都市機能の配置や都市形成史について関心をもってきた。松江市史編纂事業に関わってからは、江戸時代以降の絵図・地図類の蒐集とともに城下町絵図（渡辺・大矢2013：29-38）（渡辺・大矢2017：1-26）（大矢・渡辺2018：1-22）、町人地絵図（大矢・渡辺2014：17-32）（大矢・渡辺2015：1-12）、「大橋川川下辺図」（大矢他2012：1-15）などの研究を通して松江城下の空間的認識や景観的把握などを行ってきた。

具体的には、堀尾期の城下町絵図からは、城下建設当初の自然的景観、防衛性の強い家臣団の配置構造などが把握できた。さらに延享期と嘉永期の城下町絵図の比較研究では、18-19世紀の100年間における武家地内部の流動性とその背景について明らかにした。白濁町屋絵図では1780-1840年間の町人地における豪商の台頭、不動産業の成長、家内制手工業の隆盛などを指摘している。

また、新橋町屋絵図からは豪商の活躍する白潟・末次町人地とは対照的に、城下町縁辺地において主に日用消費財を扱う商業地にひっそりと生活する高齢者・退職者などの生活空間を垣間見ることが出来た。いずれにしてもこれらの研究は、「町人地は白潟地区と北堀町新橋の分析、武家地は年代別の比較分析」であり、松江市の「都市発展を総合的・体系的に把握する」には至っていない。

(2) 城下町松江の人口の動態と経済改革

①末次・白潟両町の人口増加と家中人口の減少

城下町の人口を確実に把握することは意外に難しいとされる。その理由は、武家屋敷の人数と町方の調べは別である、転封・国替えなどによる急激な人口の変化、家数の調べはあるが人数調べが少ない、町人地の人口は町奉行支配地に限定されて郡奉行など他支配などは含まれない、さらに資料の性格の違いなどを挙げている（松本2013：249）。こうした課題を想定したうえで、一定の傾向を知るために「城下町の人口変化」をグラフ化した（図1）。

城下町の総人口は、寛延3年（1750）の2万7,813人が明治2年（1869）には4万1,521人と約1.5倍に増加しており、特に1780年代から明治初年の約100年間はほぼ漸増している。全国的には多くの城下町人口は停滞していたとされてきたが、最新の研究成果では18世紀半ば以降も着実な人口増加があったとされて、松江の人口動態は全国的な傾向と一致していることになる（『松江市史』通史編3「近世I」2019：464）。

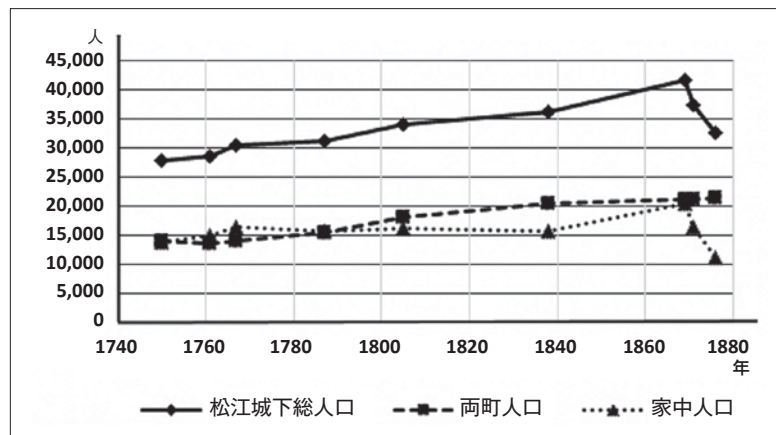


図1 城下町人口の変化

資料：「白潟町屋の商人と町人地の変容」（大矢：2014）・『松江市史』通史篇3「近世I」

城下総人口のうち家中人口は約1万6,000人前後で幕末頃にやや増加するのに対して、末次・白潟

両町の人口数は約1万4,000人から約2万1,000人と1.5倍に増加している。いわゆる文化・文政期から幕末にかけての末次・白潟両町町人地の人口増加が、城下町松江の総人口の増加に反映されていると言える。

文化2年（1805）の両町の人口は、末次が1万280人、白潟が7,668人と末次の方が約1.4倍多い。この違いは、末次地区には湖岸沿いの町屋以外にも石橋町、米子町、北堀町などがあり、白潟地区の町人地に比べて面積が広いことが影響していると思われる。

明治になって版籍奉還、廃藩置県が実施されると家中人口の減少が松江城下の人口減に直結する。明治2年の家中人口2万388人は、その後1万7,361人（明治3年）、1万6,391人（明治4年）、1万1,157人（明治9年）と家中だけでも約1万人近くが短期間に減っている。幕末期の町人地の繁栄に反して、版籍奉還という社会的変革による武家地の崩壊状況は、近代都市松江の人口を急激に減らしていく。

②御立派改革と商人の台頭

松江藩は17世紀後半から18世紀初にかけて凶作や洪水の影響を受けて、年貢高の減少が続いて藩にとっても農民にとっても厳しい時期であった（『松江市史』通史編3「近世I」2019：247）。その後の藩内の動向を表3に示した。

小田切備中による延享の改革（1747）では領内の経済活動を活性化させて、その利益を藩財政へ回そうと考えた（政策の中身が伴っていたかは別として）のに対して、「御立派の改革（朝日丹波：明和4

年1767)では、ある意味復古的とも評しうるような、年貢収入や農民負担に頼る財政政策を進めた」と言われる(『松江市史』通史編3「近世I」2019:275)。

『松江市誌』(1941:298-336)に記載された御立派の改革の詳細な記述を要約すると次のようになる。江戸屋敷の財政緊縮、藩の負債減、役職と人員整理、銀札の停止、下郡役人の整理、給禄の復活、債務の解消、郡部の監督強化、農民の商い禁止、新田開発、鉄穴流し管理、御手船建造、常平蔵設置、義倉の設置、諸施設の整備、御金蔵と蓄財である。つまり人員整理や借金の返済等による支出の削減を図る一方で、収入を増やすための藩主導の殖産興業や蓄財の奨励を行なうなど、多様な経済改革である。

御立派改革については「財政政策に限ってみると、藩財政を好転させた具体策があったのか、今一つ分からない」とされて、政策をみるかぎり領民たちへの負担転嫁が増大した。むしろその後の藩札の大量発行は、藩領内の貨幣流通を促進しただけでなく、こうして藩財政に好影響を与えたと言われる(『松江市史』通史編3「近世I」2019:279-293)。

明和4年(1767)から天保11年(1840)までの松江藩の財政収支をまとめた「出入捷覧」は、松江藩の財政実態を反映した史料と捉えられたうえで、いくつかの課題も指摘されている(伊藤2014:1-3)。

嘉永4年・5年「諸役所御有物」は当時の諸役所が保存する資産額(御有物)を記したもので、藩札を発行した札座が資産額の3分の1を占めている。その他、蠟燭や人参の製造を行っていた木実方・人参方の資産が多く、松江藩の主力商品になっていることが分かる。また釜甌方・鉄穴方・御船手をはじめ様々な役所が資産をため込み全体として膨大な資産を形成していることなどから、財政改革による資産の蓄積が実現している。さらに藩資産は家臣・領民、大坂商人など領内外向けの融資が行われて、「藩財政と藩領経済を一体化させる資金循環構造を形成していた」(伊藤2014:13)と指摘されるように、城下町松江の藩・町民ともに資金力の集積は大きかったと思われる。

具体的にみると、和多見町新屋の蠟燭生産は、安政4年(1857)2月に生蠟絞を増設し、その後は「販売価格が高騰する度に職人達に祝儀を渡す状況である」(「瀧川家公用控」)。また吉田村田部家の鉄生産は弘化2年(1845)以降、「東北・北陸地方や後進地域での農具の需要増大、さらに幕末の外国船の来航や政情不安から鉄の需要が大幅に増えて、他のたたら製鉄業者とともに多くの資産を形成している」(相良英輔編2009:12)。

こうした経済成長の背景には、松江藩の財政改革から生み出された余剰資金が、藩内外の殖産興業な

表3 松江藩内の動向

和暦・西暦		主な出来事
1	延享4年 1747	〈延享の改革〉木実方成立
2	宝暦5年 1755	釜甌方成立
3	明和4年 1767	〈御立派改革始まる〉
4	天明2-7 1782	天明の飢饉
5	8年 1788	佐陀川開削
6	寛政11年 1799	唐船番隊・台場の設置
7	享和元年 1801	御手船建造・藩米の大坂輸送
8	文化3年 1806	治郷隠居、江戸にて不昧公称
9	文政7年 1824	松江藩藩札の発行開始
10	8年 1825	異国船打ち払い令、人参方を天神橋東へ
11	11年 1828	凶作・郷町困窮・物価高騰
12	天保4-9 1833	天保の飢饉
13	天保7年 1836	人参の長崎取引量の増額
14	13年 1842	木綿の他国積み出し量増加
15	嘉永6年 1853	米大使ペリー浦賀に来航
16	文久2年 1862	英・米国製軍艦購入
17	元治元年 1864	第一次長州戦争・66年第二次長州戦争
18	慶應3年 1867	版(土地)籍(戸籍・人民)奉還、定安藩知事就任
19	明治元年 1868	明治維新、戊辰戦争、鎮撫使事件、隠岐騒動
20	2年 1869	〈藩の解体、封建体制の終了〉
21	4年 1871	廃藩置県、苗字取得、女学校4ヶ所設置
22	5年 1872	島根県庁池田県令登庁、各区小学校の開設
23	6年 1873	旧藩施設の売却、大洪水、地租改正条例公布

ど新たな取り組みを支援していた影響は大きいと言える。

③廻船業の発展と物流ネットワークの成立

松江藩内の廻船業について、特定の商人に関する研究はいくつかあるが、その全体像を多くのデータによって説明しようとした研究は皆無である。表4「港別入津数の推移」は、松江藩内に籍を置くと思われる廻船を対象に、鳥根県内19家、県外34家（北海道から九州、一部は瀬戸内海の各港）の所有する「客船帳」に記載された廻船問屋の入津データを港別・年次別に表示したものである（大矢2019：31-40）（大矢2018）。

「客船帳」は各港の問屋ごとに商売上の必要性から作成された顧客名簿であり、その記入項目は問屋によって異なる。具体的には寄港年月日、船籍港、船主、船名などとともに、問屋によっては積み荷名を記載する場合もある。港によって「客船帳」の保存数が異なるなどの違いはあるが、一定数のまとまった入津数のある4港（浜田港・温泉津港・能登福浦港・出雲崎港）を一覧にすることで、松江藩内の廻船業の活動状況について時代的・地域の特徴を把握できると思われる。

4港入津の廻船数は、松江藩全域の船1504隻（船によって複数回入津）で、城下町松江の町人ないし藩所有の船350隻を含んでいる。

この表から得られる特徴は、第1に鳥根県内では1780年頃から温泉津への寄港が増加し、その後は1820年頃より浜田港にその比重が移っている。温泉津湊は寛文12年（1672）、西回航路の寄港地として指定されて以降、問屋の数は宝永4年（1707）の16問屋から年々増えて享保18年（1733）には29問屋（温泉津町1996：201）、延享2年（1745）には40軒とその数はピークを迎えている（鳥根県他2006：10）とされる。松江藩内の船の温泉津入津数は1780年代から1800年代に多い。例えば、雲州古浦港（現在の鹿島町）籍の「加に屋」は明和4年（1767）より文化4年（1807）の40年間に温泉津港に25回入港（『木津屋客船帳』より）している。船は2人から4人乗りで約50石積みの小型船と思われるが、文化年間以降の入津は確認できない。

第2は北陸・東北方面の能登福浦（石川県）、出雲崎（新潟県）への入港は1840年代から1880年に増加しており、北海道の開発が進行するなかで東北や北陸地方との交流が高まっていく様子がわかる。この頃の出雲国内の主産物であるコメの生産量は約30万俵（『松江市史』通史編3「近世I」2019：247）で、御立派改革の頃には約7万俵を廻米（ないし登せ米）として大坂や福山に送って換金している。当初は米の輸送を商人や運輸業者に任していたのを、「販売時期に間に合わない遅延」（中林2011：54）などの理由から、松江藩でも藩として廻船を建造し、御手船による輸送に切り替えたようである。

松江藩では、御手船として寛政元年（1789）に中徳丸、同5年（1793）に住吉丸（320石）を建造した。さらに享和元年（1801）、肥後屋喜右衛門（白濁魚町）に「御米捌御用」を仰付けて（上野・野津1941：327）、肥後屋は自ら所有する召寶丸（900石積）、大宝丸（1300石）、環徳丸（1450石）、寶永丸（1600石）によって廻米輸送の主力商人になっている。肥後屋所有の宝永丸や大宝丸は、天明6・7年（1787）

表4 港別入津数の推移

西暦	浜田	温泉津	能登福浦	出雲崎	合計
1730		3			3
1740		4			4
1750		16			16
1760		12			12
1770		3			3
1780	0	67	0		67
1790	28	262	3		293
1800	21	216	9		246
1810	23	15	7		45
1820	51	22	10		83
1830	41	45	9	0	95
1840	45	4	24	7	80
1850	27	0	44	93	164
1860	49	7	36	89	181
1870	14	0	30	31	75
1880	31	0	21	7	59
1890	45	0	15	0	60
1900	6	0	10	0	16
1910	0	0	2	0	2
合計	381	676	220	227	1504

各家「客船帳」より大矢作成

に温泉津港木津屋の「客船帳」に入津の記録があることから、本格的参入以前から廻船業を行っていたと思われる。肥後屋以外で5人乗り以上の船名が確認できるのは青木屋（雲州杵築）、米屋（雲州片江）、志ぶ屋（雲州稻積）などで、これらが松江藩の廻米輸送に加わっていたか否かは不明である。

藩による廻米の輸送が本格的に実施されるようになると、それまでの民間による廻米輸送は仕事を失い、そうした船がこれ以降日本海に活路を見出したと言われる（中林2011：55）。松江藩内の廻船が北陸の能登福浦港（能登佐渡屋）で確認できるのは寛政9年（1797）の虎屋伊蔵（萬祥丸）、寛政10年（1798）の新屋伝右衛門（住吉丸）、桑屋太八（永徳丸）である。さらに信越方面の出雲崎港（敦賀屋・泊屋）や寺泊港（住吉屋）には弘化2年（1845）年頃から松屋長兵衛（御手船徳永丸）、松江屋亀蔵（鉄泉丸）、吉田屋吉右衛門、伊野屋為助、油屋浅右衛門（雲州田儀）などが入津している。帆の大きさは15反から17反、石積高では200石から350石（児島2010：32）の廻船である。船の所有者ないし利用者名は「白潟町屋図」や「松江末次商家図」にその屋敷地を確認できる松江城下を代表する商人達である。

第3は浜田港への入津船は、日本海沿岸の田儀・杵築・鷺浦・水浦・加賀・稻積など、さらに宍道湖・中海周辺の白石・宍道・秋鹿・大垣・本庄・大根島・安来などと松江藩内全域に及んでいる。乗員は2人から4人乗の「地船」が多く、一部の商人以外は屋号が書かれず名前のみである。つまり、城下町松江の豪商たち以外にも、個人経営による廻船業への参入を行っており、商品経済の活動は松江藩内の全域に浸透していたと思われる。

宍道湖と外海を結ぶ水路と言うべき佐陀川が開削されたのが天明8年（1788）である。新出の「出雲国絵図」（個人蔵）⁽²⁾には外海への出口付近に「船百五十石以上ハ不通」と記載されており、150石以下の「地船」の通る幹線路として佐陀川の役割は大きかったと思われる。

浜田清水屋の客船帳によると幕末頃までは松江城下の船を中心に他国産の「砂糖・繰り綿・米売り」、「鱈節・芋買い」の売買が行われているが、明治に入ると農漁村部の船籍が大幅に増えている。積み荷も出雲産の米・酒・材木・来待石・赤貝などの販売品、買い付け品では石見瓦が多いなど生活必需品が目立っている。つまり、「農村部や近くの在町で商品が生まれるようになり、農民もその生産流通に関係したことから貨幣収入が可能となってきた」（林・大石1995：165）。こうして、藩内各地から多様な階層による廻船業への参入が、明治以降も活発であったと思われる。

一方では、北陸・上越方面には松江城下の代表的な商人達が、大型廻船により鉄・木綿・生蠟・板石・砂糖・古手などを買積、その積み荷を途中の各港で販売、さらに松江に持ち帰っている。

全国的にみて、文化・文政・天保といった19世紀に入ったころには、農村の経済力が回復・上昇し、商品流通が活発になった。幕府も天保14年（1843）に日本海側の流通を管理する場所として新潟港に代官所を置くなど（林・大石1995：15）日本海海域の物流ネットワークの重要性を認識している。

こうして18世紀末頃には宍道湖水域から日本海側、大坂方面を結ぶ物流システム、さらに全国へと松江城下が組み込まれて、城下町松江の中心都市としての機能は一層高まったと思われる。

（3）武家地の細分化と町人地の繁栄

①変動する城下と施設の新設

城下町松江は、西側は宍道湖、東側は大橋川沖積地に挟まれており、その周囲も「ふけだ」（深田）に囲まれているため江戸期を通じて町全体が大きく拡張されることはなかった。家中人口数は1840年頃にやや停滞傾向がみられたが、その後、明治維新前まで漸増した（図1）。その要因は、宝暦11年（1761）に新設された新番組土（新たに召し抱えられた家臣）、人参方・木実方・釜甌方など殖産興業に関わる施設の増加、江戸屋敷の増加、国防体制の強化による台場の設置などにより家臣数が増加したと思われる。

一方、町人地の面積は、正保年間(1644-1647)頃に「深田」であった石橋町にその後町人地が設けられた以外は、新橋町(17世紀末)、和田見灘(17世紀末)、新材木町(19世紀初)など一部の拡大に限られた。よって文化・文政の町人地の繁栄期において町人地の面積が特に拡大されることはなく、町屋敷の稠密化によって増加した町人達が吸収されたと言える。

住民の土地や屋敷の管理は、屋敷割帳のような帳簿に記載する方法と、城下町絵図や町屋絵

表5 城下町内の施設

町名	延享1745頃	文化1804-17	天保1830-43	嘉永1850頃	幕末1860頃	明治12年
殿・母衣町	三之丸	三之丸	三之丸	三之丸	御殿	元三之丸
	三之丸内	御金蔵・御鷹部屋	御鷹部屋	御鷹部屋	御金蔵・新御殿	県庁・警察本署
	勘定所	御勘定所	御勘定所	勘定所(未記入)	御作事	未
	作事所	御作事所	御作事所	御作事所	御作事	女子師範・付属小
	御厩	御厩	御厩	御厩	修道館	明治5年閉鎖
	用屋敷	御細工所	御細工所	御細工所	修道館	明治5年閉鎖
	細工所	御用屋敷	御用屋敷	御用屋敷	御細工所	未
	用屋敷	唐人屋敷	唐人屋敷	唐人屋敷	唐人屋敷	未
	空地	月支蔵	月支蔵	月支蔵	月支蔵	病院
新御花畑	新御花畑	新御花畑	新御花畑	新御花畑	獄舎	
北堀	近藤太左衛門	御小人方	御小人長屋	御小人長屋	御小人長屋	未
奥谷・法吉村	鉄砲場	町	町	町	町	町
	瓦焼	町	町	町	町	町
	—	—	一番小屋	一番小屋	一番小屋	未
	—	—	二番小屋	二番小屋	二番小屋	未
	—	—	三番小屋	三番小屋	三番小屋	未
	—	—	四番小屋	四番小屋	四番小屋	未
	—	—	五番小屋	五番小屋	五番小屋	未
南田町	—	—	煙硝方	煙硝方	公用地(赤色)	未
	用屋敷	新蔵	御船屋	年貢地	御船屋	未
	用屋敷	御船手	御船屋	年貢地	御船屋	未
	篠原弥兵衛	奉公篠原茂右衛門	御船屋	明地	御船屋	未
	船屋敷	御船手	御船屋	御船手	御船屋	未
	中嶋船屋敷	未記入	公用地(赤色)	中嶋御船小屋	公用地(赤色)	未
1747年設置	木実方	木実方	木実方内	木実方	国立銀行	
松江分	—	—	—	—	1863練兵所	旧調練場
	—	—	—	施設(御蔵)	為替蔵	為替方
	—	—	—	施設(御蔵)	公用地(赤色)	三菱会社
	—	—	—	施設(御手船場)	御船手	造船所
横浜	1750・60頃	屋敷なし	絵図外	釜甌方	釜甌方	未
天神	—	—	1825天神町へ	人參方	人參方	人參製造会社
雑賀	—	—	—	御犬小屋	御犬小屋	未

※未…記載なし

図などに個々の屋敷の広さ(間口・奥行)や所有者名等を記載する方法が行われる。屋敷管理は住民管理と同一視されていた傾向があり、その管理資料は公的な機能を有していた(杉本他2011:54)。

その意味では、作成時期がほぼ重なる「白濁町屋図(原図・貼図)」や「松江末次商家図」などは、御立派改革以降の松江城下の成長・変動期とも重なっており、こうした成長期の情報を屋敷地管理用の町屋絵図として作成したのではないかと推定する。

表5は「武家地と町人地の絵図」の約130年間に描かれた特定の施設や土地の利用状況を示した。その特徴を町別にみると、殿・母衣町はすでに勘定所、作事所、用屋敷が設けられて、さらに幕末には御厩が修道館に代わるなど公的施設が立ち並ぶ武家地である。また南田町は古くから用屋敷や御船屋があり、1747年に木実方が設置された以外はほとんど変化していない。

各町の内部が大きく変貌するのは天保年間以降で、奥谷町・法吉村の鉄砲・煙硝小屋、横浜・天神町

の釜甑方・人参方、大橋川沿いの松江分には御手船場や御倉（米蔵）の設置が設けられるなど、前述した殖産事業の関連施設や外国船対策関係の施設であり、幕末期の社会情勢に対応する激しい動きである。

明治維新直前には、新御殿（殿町）、修道館（殿町）、練兵場（松江分向島）などが新設され、さらに明治期に入ると、殿・母衣町の公有地が行政・教育関係の施設に転用され、事業部門の木実方・人参・御蔵は民間に売却されるなど、旧城下町内部は近代化に向けて進行しつつあることが分かる。

②初期町人層の交代と商業機能の集積

開府当初の「堀尾期給帳」（東大史料編纂所「山路文書」）には、家臣の武士名とともに扶持を与えられた町人、京屋万五郎、近江屋与左衛門、平田屋五兵衛、魚屋権六、難波屋庄介、桶屋善三郎、目代市右衛門（鶴屋か）宍道鉄屋久左衛門などとともに、鉄砲鍛冶屋の国友藤介をはじめ多数の細工人、大工、船頭等の名が記されている。これらは松江藩に抱えられた御用商人や職人たちと推定される。こうした城下町成立期の担い手であった御用商人・職人たちは「寛永期には遠隔地の地名が目引くが、元禄期には商品名や領内の地域名を屋号にしているのが多い」として、城下町の経済的位置が変化していることを推測している（松本2013：174）。

元禄年間（1688-1703）「末次本町絵図」には兵庫屋、京屋、大和屋など近畿方面に縁をもつと思われる屋号が確認できるが、狭い範囲の町人地を描いた絵図のためか郷町人と推定できる屋号は沢屋のみである。この絵図とほぼ同時期の「白潟火事図面」（延宝4年（1676））には中世からの居住者森脇甚右衛門とともに鶴屋与兵衛、伊予屋、備前屋、尾張屋などの他国商人のほか、屋号に「櫛や、のこや、茶や、菓や、から物や、布や」と職種や商品名のついた屋号があり、開府当初からの町人層が17世紀末頃になお末次・白潟両町に居住していたと推定される。

松江藩において、最初に商業の営業権といえる座（組合）ができたのは延宝3年（1675）の「札座」で、その後、寛保3年（1718）の白潟の糶屋の座（室座）17ヶ所、質座12ヶ所（上野・野津1941：651-653）が設けられている。

それより約50年後の安永7年（1778）「白潟町惣座株帳」には株仲間を形成している20種類の職種と構成員数が示されている（『松江市史』通史編3「近世I」2019：467）。株仲間は藩から許可を得た同業組合であり、構成員数は店舗数と推定される。総数では紺屋97、小間物屋80、古鉄屋74、酒場82、綿打座76、鍛冶座68と、すでにこの頃には一定の資本を必要とする多様な業種の株仲間と店舗があったと思われる。職種を経済的機能別にみると商品販売業では小間物屋80軒、古鉄屋74軒、製造販売業では紺屋97軒、酒造業82軒、綿打76軒、鍛冶屋68軒、サービス業として酒場82軒と推定されて、城下町松江の町人地の繁栄ぶりが想定できる。さらに両町別に比較すると室座はほぼ同数に近いが、他国問屋と三度飛脚は白潟のみ、廻船業は八軒屋、豆腐座、綿打座は末次に多いなど、すでに町による業態構成の違いがある。座は一定の財力ある町人で構成されているので、財力がなく座株を構成できない職種、例えば鮮魚類とか米などの日用消費財を扱う店、棒手・日雇などによる店も多数あったと思われる。

商業活動の象徴ともいえる「座」の成長、日常消費財の販売など、各町によって立地する業種にも違いができて、明らかに都市内部の地域的・機能的分化が進行していると言える。

③白潟町人地の発展と町の個性化

全国的にも商業生産活動が活発化する文化・文政期になると、白潟の町人地には約100年前の「白潟火事図面」に記された他国に縁をもつ商人たちがいなくなって、新たな屋号をもつ町人層に交代している。

この頃に作成された「松江白潟町絵図・原図と貼図」（1780-1840年頃）の比較研究（大矢・渡辺2014：17-32）からは、白潟町人地の特徴について以下のように分析し報告してきた。

第1に、白潟町人地は居宅率10%、借屋（表・裏）率は90%以上と全国的にみても城下町松江の借家率が高く、本町や天神町・魚町などの有力商人による不動産経営や廻船業への参入がある。第2は、宍道湖岸や大橋川沿いの町は物流に関連した蔵・納屋・灘門などが増大した。第3は、大店の屋敷内には櫛蠟生産、綿織物業・酒造業など施設が新設されている。第4は、有力商人の居宅に奥座敷や茶室などが増えており一部商人の贅沢化が進行している。

町人地は、「巨額の富を蓄えた豪商や大店から、中小の間屋・仲買、また零細な小商人や棒手振（天秤棒で荷をかついで商う商人）などの雑業層、さらには肉体労働者である日用稼ぎ、また芸能者や乞食などと、その内部に大きな階層差や身分差を含む、きわめて多様で錯雑とした不平等な構造をもつ」と言われる（吉田2015: ii）。「白潟町屋図」の約60年間からは、まさにこの状況を読み取ることが出来る。

白潟町人地の成長・発展は、人口の推移、諸産業の立地などから推定すると、18世紀中頃より始まって19世紀になって加速化されたと考えたい。だが江戸ではすでに17世紀末までには借家を管理する家守が増大し、武家や商人に奉公人や日用を供給する特殊な労働市場が生み出された（吉田2015: 38）とされて、松江城下の変貌は江戸より約半世紀程度遅いように思われる。

④長期居宅者と白潟各町の特徴

ここで、白潟地区内の地域的な特色を把握する指標として居宅者、つまり豪商や大店（高額所得層）の町別分布を示した（表6）。白潟地区の総戸数約2,000戸のうち、原図（1780年）・貼図（1840年）の頃の居宅所有者は約1割程度で、各町別にみると白潟本町・魚町・天神町・豎町は30戸台、八軒屋・和多見・横浜は10戸台と2つのグループに分かれる。その違いは、一定の財力を継続的に維持できる店が多いか否かであり、買回り品を扱う典型的な商業地と日常消費・職人・歓楽的性格の町の違いもある。「居宅＝大店が居住」とみると居宅数の多少は町の階層的格差（所得、文化など多様性）を表している。

表6 約60年間の居宅動向（戸数）

	原図	貼図	長期居宅数	長期居宅率
本町	31	29	12	41.3
魚町	33	17	7	41.1
天神町	39	34	7	20.5
八軒屋	7	12	5	41.6
和多見	12	13	3	23.1
寺町	14	7	*1	14.2
豎町	37	38	6	15.7
横浜町	17	17	5	29.4
全体	190	168	46	27.3

* 寺社は含まず

次に、約60年間同一屋敷地に住み続けた町人（長期居宅数）は、居宅数168軒のうち46軒、27.3%で戸数2,000軒と比較すると2.3%に過ぎない。他の城下町との比較資料はないが、城下町松江の町人地は、豪商といえども社会的流動性の非常に大きかった町と思われる。

図2では、長期居宅（図中の●印）46軒の分布状況と、特に屋敷地の広い本町の森脇甚右衛門・伊豫屋、和多見町の新屋、豎町・横浜町の綿屋・岡崎屋について屋敷地を太線で囲って示した。この図からは、白潟本町・魚町・八軒屋町は長期居宅者が比較的近距离に分布する中核的な商業地域であるのに対して、天神町・横浜町・豎町は分散、寺町・和多見町は少数と、約1平方km内で大きな違いがあり、以下各町の詳細を見たい。

白潟本町は、大橋南詰の一角を広い屋敷で占める森脇家（3家）は中世以来の居住者と言われて、大年寄・大目代など町役を務めるとともに、白潟各町に多数の表借家や裏借家、さらに近郷村に広大な農地を所有する不動産経営者である。また八軒屋町は、渡海場⁽³⁾（宍道湖・大橋川を通過する荷物の管理地）を管理する船目代（松浦家）を含む船役人とともに、廻船業を営む伊野屋、大坂・尾道などの御用間商人の宿である米屋などがあり、国内外の人・物の出入り口（藩の管理地）として重要な役割を担っている。こうした「屋敷の立地場所、松江藩の要職に就任、かつ財力のある家」が長期の居宅家であると思

われる。

白濁魚町は虎屋、金森屋、野波屋などの商人とともに、町医者を代表する建田家も長期にわたって居宅を構えている。前3家には、いずれも屋敷内に広い蔵、多くの表借家・裏借家があり、借家人の多くは男性である。虎屋、金森屋は客船帳にその屋号を確認できるが、野波屋の場合も屋敷内の構造からすると同業者と思われる。いずれの家も表借家は主として商店に利用され、裏借家はその手代や職人たちの住宅と推定される。建田家は、裏借家に医療従事者たちと思われる4名の女性名が確認できる。

文政4年（1821）5月時点で灘町の町人であった綿屋忠四郎（松江綿屋）は貼図の頃に魚町に転居している。その理由は、吉田村田部家の「鉄宿（鉄の販売・代金の徴取など）を務める木村屋清兵衛が倒産したためその役を引き継いだ」（鳥谷2021：16）のが理由と思われる。木村屋のような大規模な廻船業に携わる商人でも倒産し居宅が失われるなど競争の激しい時代であった。

天神町は、吉田屋、塗屋、山根屋、三吉屋、木次屋などで、吉田屋文兵衛は鉄の流通販売を担う鉄間屋である。他の屋敷内には搗屋・弦拵場、蠟燭拵場などの各種加工場がある。こうした産業関連施設の目立つ天神町は、表店は商店として、裏借家は職人ないし手代達の住居であると推定されて、白濁本町とは異なる商品の製造販売と職業集団が居住する特徴的な町と言える。

豎町は、古浦屋、綿屋林左衛（乃木綿屋）（鳥谷2021：13）、岡崎屋運兵衛、加見屋、紺屋の5軒が長期居宅者の屋敷である。綿屋と岡崎屋は、豎町と横浜町両町をまたぐ屋敷をもち、両家ともに表借家・裏借家の所有数は白濁地区10位内に入る豪商である（大矢・渡辺2014：25）。岡崎家は「木綿や石材などの販売から急成長した商人」（荒木2012：244）と言われて、貼図（1840年）の頃には隣3軒の屋敷を統合し、屋敷の裏は横浜町と繋がって間口24間（約43m）・奥行36間（約65m）の大きな屋敷に拡大している。横浜町側の屋敷には広い土間と釜家、豎町側は3棟の土蔵がある。

綿屋も豎町・横浜町をまたぐ約650坪の屋敷で、屋敷内には土蔵のほかに室家・釜家があり、生業は酒造業であった。嘉永5年（1852）の「横浜町の大火で消失したため、乃木村に居宅・酒造蔵を構えて、販売は引き続き豎町で行っている」（鳥谷2021：13）。

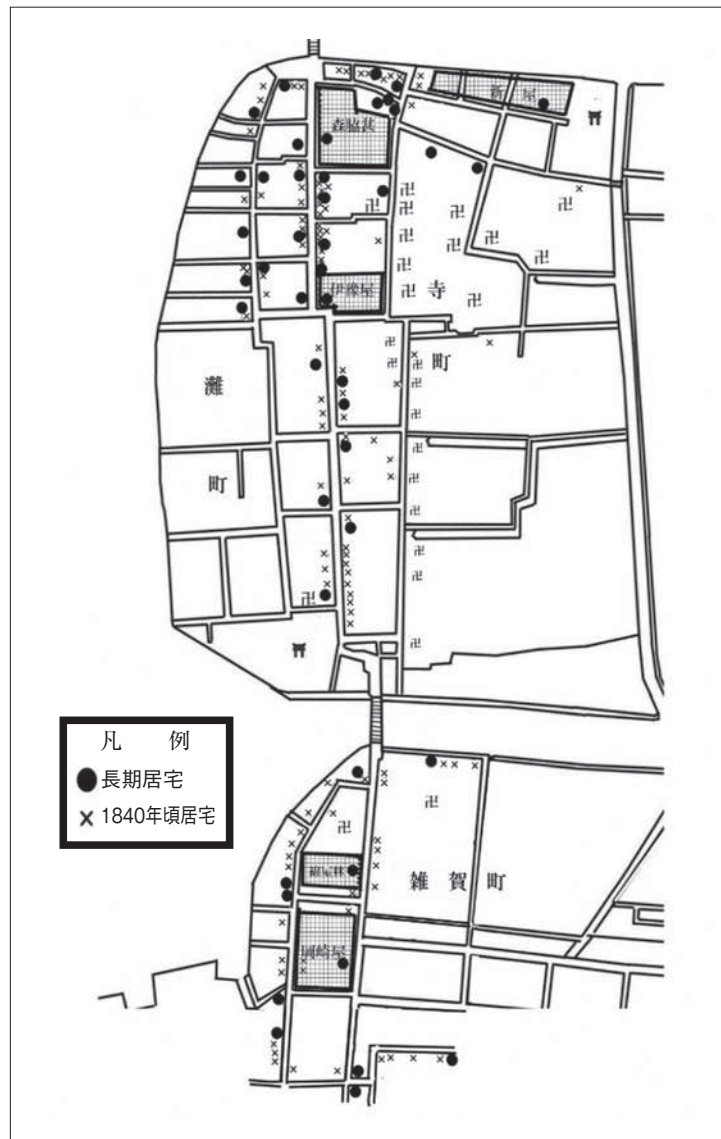


図2 居宅の分布と長期居宅（大矢作図）

横浜町は紺屋、煙草屋など5軒である。それらに共通するのは狭い屋敷地に広い納屋や年貢地、中には厩を設けるなど、湖岸に接して染物業、荷物の保管・輸送などに従事する雑業・職人の町と推定される。裏長屋には「雑物入、仕事場」の記載が数ヶ所ある。この地は古くから宍道湖沿岸・天神川・大橋川などを結ぶ水運、さらに山陰道と結ぶ陸上交通の入り口付近に位置し、岡崎屋、綿屋のように、豎町の店舗と横浜町の物流機能をうまく結合できる機能性の高い町であると思われる。

一方、大橋川に接する和多見町は、借家率97%と白潟町内では最も高く、表借家の屋敷内には共同の炊事場とともに裏長屋が密集する人口の稠密な町である。住人は、商人や奉公人、雑業、棒手など多様な階層の人びとが住んでおり、「小売業から小料理屋、宿屋、置屋などの密集する歓楽遊興の町である」(松江市2010：1-5)(沢山2020：91-104)。この町の長期居宅は、大橋川に面した新屋伝右衛門(末次新屋の分家)宅で、屋敷内には生蠟絞場、櫛実碎場などが設けられて、藩財政を支える重要な産業の一つである和蠟燭の生産・販売を行ってきた。新屋の櫛蠟生産は、「宝暦2年(1752)6月に借金して御蠟打ち方道具を購入した頃から始まった」(「瀧川家公用控」)と思われる。

以上のように、白潟の各町人地は、殖産興業、商品経済の発展、国内外との物流の成長などに支えられて、すでに18世紀末頃には白潟本町の中心商業地区を始め、販売と生産の町、流通販売の町、遊興の町などと狭い範囲で町の地域分化・機能分化が進行していることは間違いない。特に、全国各地を結ぶ廻船業の発展もあって、白潟地区に豪商から一般商人を含む多様な階層の人々が住んで各町は流動的かつ個性ある町を形成していると言える。

⑤多様な町で構成される末次町人地

末次町人地(一部を含む)を描いた絵図は翻刻図・原図・貼図を含めて4枚確認している(表2)。元禄年間(1688-1703)の「末次町屋図」は末次本町・京店付近を中心に描かれており、上述したように他国に縁をもつと思われる新屋(鶴屋)、大和屋、京屋、兵庫屋などの屋敷があり、沢屋などが在郷町人の屋敷もある。本町角には町役の大目代・大年寄を勤める新屋伝右衛門(瀧川家)の屋敷があり、兵庫屋、虎屋とともに300坪を超える屋敷である。居宅は通りの南側に多く、北側は貸家(表借家)が多いなどの特徴があるが、総じて末次本町の中心地や代表的な商人の屋敷面積は白潟本町と比較して狭い。

一方、「松江末次商家図」(1770頃)に描かれた商家名は886軒で、いずれも通りに面した屋敷である。ほぼ同時期の白潟町屋絵図(原図)では総屋敷数約2,000軒のうち、その半分約1,000軒が居宅・表借家であるので、末次商家図中の886軒は居宅・表借家中心に描かれたものと想定される。表7は、絵図に書かれた屋敷数を町ごとに集計したものである。本町と隣接する本町二丁目を末次の中心地として含めた場合でも、その屋敷数は79軒で、白潟本町の総屋敷数(「白潟町屋図(貼図)」)の半分以下である。

末次地区で屋敷数の多い町は石橋町の141軒、中原町の96軒、片原町の77軒、新材木町の76軒、少ない町は20軒程度と、町によって面積にかなりの違いがある。片町(表7)は芋町と同一であろう。

ここで、末次地区の各町の特徴を把握するために図3「末次町商家図の概念図」を作成した。この図は、各町の特徴を表していると思われる屋号を抽出し、東西に長い石橋町は西から東へ、南北に長い米子町は北

表7 町別商家数

番号	町名	商家数
1	末次本町	49
2	本町二丁目	30
3	茶町	52
4	片町(芋町)	26
5	片原町	77
6	末次町	39
7	中原町	96
8	元材木町	34
9	八百屋丁	31
10	紙屋丁	21
12	鍛冶町	23
13	新材木町	76
14	魚町	46
15	漁師町	31
16	米子町	34
17	北堀町	44
18	北堀新橋	10
19	石橋町	141
20	石橋新町	26
	合計	886

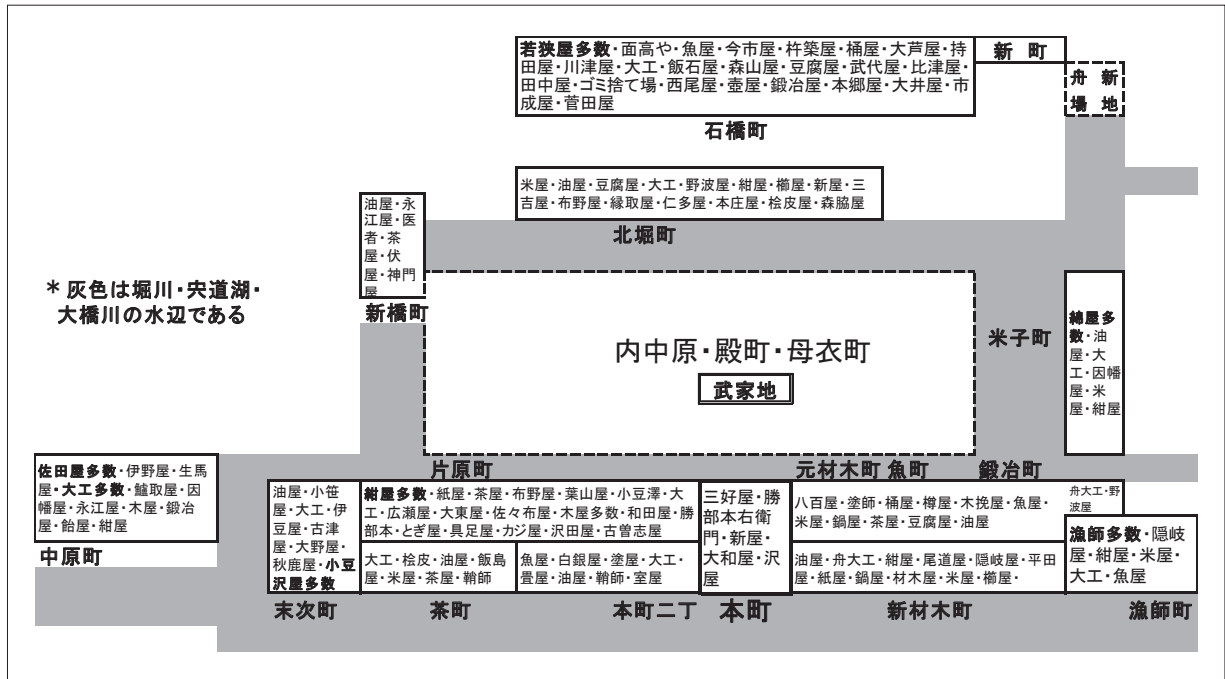


図3 末次町商家図の概念図（大矢作成）

から南へと一定の規則の下に記入した。

末次本町には、元禄年間（1688-1703）「末次本町絵図」に描かれていた新屋・京屋・大和屋・沢屋・虎屋・小西屋・三吉屋を引き続き確認できる。沢屋は屋敷が7ヶ所に増え、新たに斐川の豪農勝部本右衛門が4ヶ所、宍道の小豆沢浅右衛門、平田の木佐屋など在地町人の新出が目立つ。沢屋はこの頃には桑原屋太助と改めて、藩の御手船御用聞や御掛屋（金銀の両替や貸付業）を命じられている。小豆沢浅右衛門家は、元禄6年（1693）に分家し、当初は商品取引や酒造、金融業などを行っていたが、この絵図の頃には、藩の御用商人として酒造などが減少して金融業の比重が高まっている（『松江市史』通史編3「近世I」2019：496）。

各町に「〇〇多数」と記しているのは、その屋敷が多いことを表している。石橋町では若狭屋、米子町は綿屋（松江綿屋）、中原町は佐田屋・大工屋、末次町は小豆沢屋、片原町は紺屋、漁師町は漁師等である。

石橋町は、正保年間（1644-1647）「松江城下図」には大部分は「深田」で、唯一西側に町人地の一部が書かれている。「末次商家図」中の若狭屋は、その最も古い場所に広い屋敷区画があって、「末次地区の町年寄を勤めた家」（「瀧川家公用控」）と思われる。この絵図では近郷出身者は東に向かって増えて、さらに「新町」・「新地船場」へと続く。この頃に、石橋町の市街地が東に向かって拡大しつつあると推定される。

大橋川北岸に位置する新材木町は、元は京橋付近にあった町の機能が材木の輸送・加工などに便利な大橋川沿いに移動して、新たに出来た町と思われる。屋号は大工が最も多く、さらに紺屋・材木屋などと職人の多い町と推定される。町の東側は19世紀初め頃に埋め立てられて、その後は隠岐屋・尾道屋・平田屋など他国ないし近郷に縁のある宿屋や店が出来たと推定される。「隠岐屋は木材・海産物をはじめ隠岐産物を取り扱う問屋」（『松江市史』通史編4「近世II」2020：295）であり、この場所も人・物の流通場所の一つであったと言える。

中原町・末次町は宍道湖と四十間堀の出口にある「末次波止場」に近く、「内海の物流を担う伝渡船

仲間の拠点」であった（多久田2012：48）。中原町は佐田屋、伊野屋、生馬屋など近郷に関わる屋号が多く、松江城下西側の町人地である。多くの下級武士の住む外中原町に接して、主に日常生活を支える町人地であったと思われる。川向かいの末次町は、町内には末次本町の豪商である小豆沢屋の借家が多く、中原町に類似した人や物の移動拠点であったと推定される。

米子町は「貞享4年（1687）地割仰付、家数38軒但寺屋敷3軒徐之」（上野・野津1941：1522）、17世紀末に町が出来て安政元年（1854）9月には竈数が110軒（裏借家を含む）に増えている。吉田村の田部家（綿屋）は、宝暦6年（1756）に多数の借家を取得しており、この頃町は北側から南の京橋川に向かって並ぶ商人地になっていると思われる。周囲を武家地に囲まれるこの町は、日常消費財を中心とした商業地としての需要が高い町であったと推定される。この頃、松江城下にある多くの借家は、家主と借り手との間を取り持つ家守によって管理されてその権限は大きかった。米子町では、「借家の管理を家守役（今見屋利助）が行って家賃などを綿屋忠四郎（白濁魚町）に差し出している」（和田2012：161）。

一方、松江城の北西に位置する北堀町新橋は、元禄元年（1688）12月に舟の往来と城下の水難防止の目的から、荒隈土手（四十間堀と宍道湖の接点）にあった町人地をこの地に移して新設された町である（大矢・渡辺2015：3）。「北堀町新橋町絵図」（原図）は「松江末次商家図」より約50年後の絵図であるが、居宅10軒に対して表借家・裏借家は28軒（借家率73.6%）と末次・白濁各町と同様に借家率が高い。しかしながら「屋敷の平均建蔽率は白濁よりも極端に低く」（大矢・渡辺2015：5）、屋敷需要が低い過密性の低い町であったと言える。住人は屋号から察して近隣村落とかかわりのある商人、砂糖や酒を扱う商家、日雇人、医者、御小人奉公人、後家といった多様な住人によって構成されており、繁華街から離れた場所に位置して、閑静な住宅地にある商業地であったと推定される。

林・大石（1995：29-30）は、江戸時代の生産・流通のあり方を三段階に区別し、第一期は商品の供給や需要が限定、第二期は、問屋層による諸商品の集荷・販売網が成立、第三期は化政期（1804-30）以降、庶民層の需要と、諸商品の生産が一層高まり、中小問屋や小売商も数多く開業したと述べている。

城下町松江の町人地は、御立派の改革以降にまさに第二期から第三期の町に移行したと言える。豪商による借家経営、国産品・他国商品の流通と販売、さらに荷役・運搬労働、零細商人（振り売り・棒手振り）の増加、また武家や商家に奉公人や日用を供給する特異な労働市場が生み出されて、白濁・末次各町の特性が出来上がったと言える。

⑥武家屋敷の流動化と幕末の混乱

江戸時代を通して武家地が拡大したのは奥谷町である。堀尾期の奥谷は大部分が空地か水田であったのが、松平直政入府後は、新たに寺社もでき谷筋の水田は広く「侍町」に変貌している（正保年間「出雲国松江城絵図」（国立公文書館蔵））。

図4は延享期から嘉永期のおよそ100年間に新



図4 嘉永期までの間に新設された屋敷
（渡辺・大矢：2017）

設された96ヶ所の屋敷（大部分武家地）を示している（渡辺・大矢2017：11）。内中原町や北堀町は堀に接する分散した狭い低湿地を埋立てて42軒の新たな屋敷地を設けるとともに、それ以外の54軒は既存の屋敷地を細分化するなど、新たな屋敷地の取得に苦労した様子が伺える。取得した屋敷地は幕末の国防や殖産事業などに携わる家中（特に下級武士）達の増員を吸収したと思われる。

表8は延享期（1744-1747）から嘉永期（1848-1853）までの同一屋敷居住率を示している（渡辺・大矢2017：10）。これは2時点の

居住者ではなく、「松江城下武家屋敷明細帳」（広島大学付属図書館蔵）⁽⁴⁾の記載で継続して居住した人数を比較したものである。家老を始め上臣武士の多い殿・母衣町、与力の多い奥谷以外は2～10%の低い居住率であり、武士の住居が非常に流動的であったと言える。

文久・元治の頃（1863-1864）、松江の士族屋敷は江戸勤番を除くと837戸あったとされて、うち149戸は「現在同居者或いは在勤地に居住、又は近郷に在宅等」と屋敷が一時的であれ空き家であったという（『旧藩事蹟』）。屋敷の転居は、身分の異動による場合、足軽が譜代士に取り立てられた場合、隠岐御代官や国内在番として町外に勤務する場合などで、転居する前に一時親戚に同居するとか、国内在番は「自宅を必売払て家族ともに引越し」などと屋敷が売買されることもあった。さらに役付として郡奉行に就任した場合は邸内に郡役所を設ける、町奉行は自邸に町役所とともに罪人を尋問する場所を設けるなどと、役によって広い屋敷を必要したようである。

転居は「藩命」の場合や「自ら求めての転居」などがあったようで、その場合の転居先は「無務者や幼少の戸主」などの屋敷が対象になった。この頃、農村部からの奉公人たちも多数武家屋敷に勤務しており、上大野村・岡本村の例では男女合計156人のうち武家への奉公が73%と町屋より圧倒的に高い（『松江市史』通史編4「近世II」2020：382）。

幕末頃の屋敷替の事例4つを図5にて紹介する。居住者は左の屋敷から随時右に向かって変更される。屋敷上の番号は『武家屋敷の住宅地図と居住者の変遷』（松江市2021）に記載されている屋敷番号に準拠している。

事例①、吉田小右衛門は富谷の屋敷後ろに同居人、藩への申請により南田町の5105番屋敷へ移動、その居住者鐘築兵衛は幼少でかつ屋敷の広い米村恵左衛門屋敷を「切屋敷」として拝受している。

事例②、同居人の羽山兵七郎は、幼少の居住地南田町の5092に転居し、井上五太夫は役組外で幼少の星野宅に転居。

事例③、北堀町居住の高井新蔵が寺社奉行就任により、302坪から714坪の広い屋敷へ転居。岡本鷹之助は役組外の赤木内蔵屋敷に転居している。

事例④、雑賀町の足軽が譜代士に取り立てられて、南田町の屋敷（5098）に転居している。

このように武家の転居には一定のルールがあったと推定されるが、幕末になるほど屋敷内に同居人がおり一時的であれ町人などを住まわしている。さらに江戸・大坂などの他国勤務、海防・国防のための派遣、長州征伐などもあって、幕末期の武士や町人の移動は松江城下全域に拡大している。

表8 延享期から嘉永期までの同一屋敷居住率

	延享期⇒嘉永期の屋敷数 ※1	同一屋敷での居住軒数 ※3	同一屋敷居住率
殿・母衣町	80⇒89	13	0.16
内中原町	87⇒109	7	0.08
北堀・石橋町	114⇒108	7	0.06
奥谷町	141⇒158	22	0.16
南田町	105⇒107	11	0.1
北田町	100⇒117※2	2	0.02
外中原町	152⇒176	3	0.02

※1：寺社・町・明地・年貢含まず（渡辺・大矢（2017）より）

※2 仙石屋敷を含まず

※3 延享―嘉永期までの間に屋敷の移動がなかった軒数

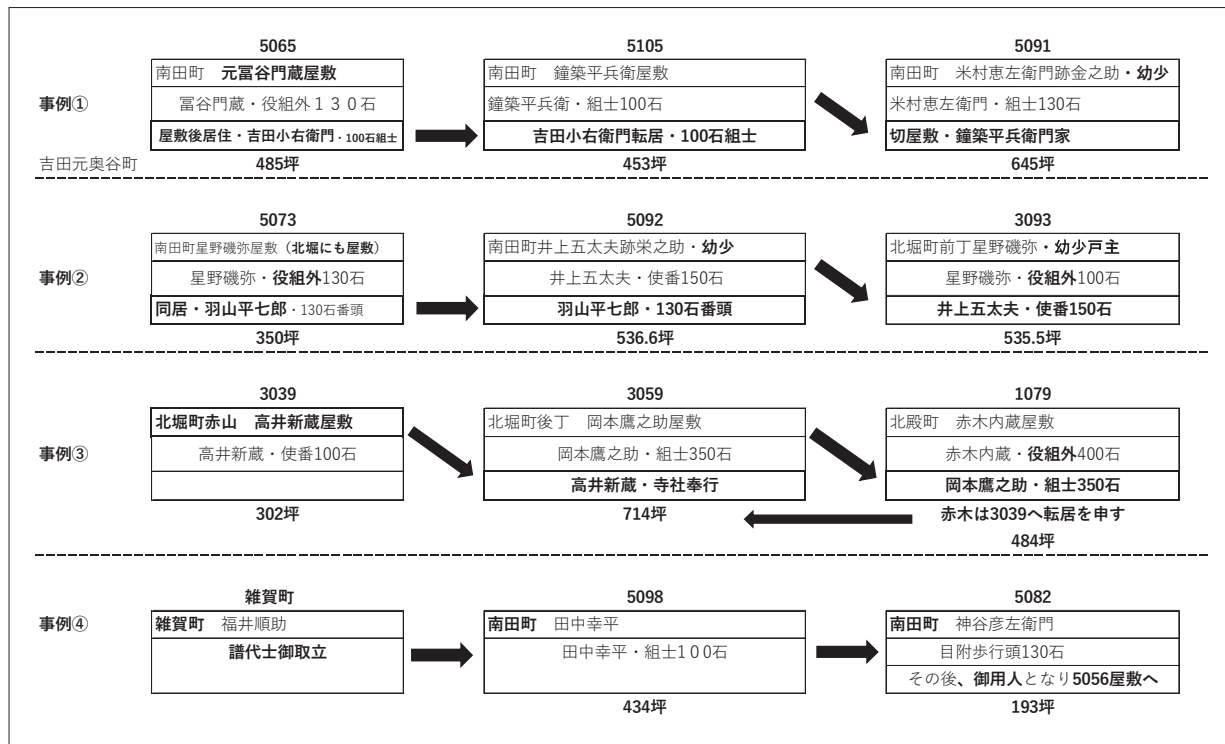


図5 屋敷替えの事例（大矢作成）

（４）明治維新・版籍奉還による城下町松江の変貌

明治維新はわが国の政治、経済、身分制度などの大きな社会変革の一つと言える。特に明治2年の版籍奉還は、版（土地）と籍（人民）を国に奉還し、人民の土地所有権や売買の自由を認める画期的な改革であった。戸籍法は明治4年4月4日に公布された。この結果、旧村役人は廃止され新たに大区・小区の区分けを設けて区長・戸長を任命し、明治5年に編製されたのが壬申戸籍である。この中には、住人の職業・族籍、町外からの入居者は元住所を記載するなど多様な情報が記録されている。

①地租改正と地代の決定

明治政府は、明治4年12月より武家地・町人地の別を廃止し、明治5年2月より官有地と民有地を区別して土地の売買を自由にした。鳥根県はただちに税務に関する4課を設け、租税課地券係において地理図籍の審査、地所広狭の精査など具体的な対応を行い、すでに同年4月には内・外中原町などを終了している（「旧藩事蹟」）。

松江市街地の地代は、1段（300坪）総平均58円75銭1厘とし、うち士族宅平均35円、商地は平均130円と見積もられた。他の町の総平均地代は、鳥取町60円90銭余、米子町74円60銭、豊岡町186円90銭、宮津町71円といずれも松江より高く見積もられている。その理由として、松江は「士の宅地は瘠悪（せきあく・やせる）にして商地の多くは瘠悪で廣潤（こうじゅん・低湿地）」（上野・野津1941：957）と判断されて、水郷松江の住居環境が低く評価されたのは驚きである。

市街地の土地調査は、各町の戸長・副戸長・町年寄が立会い、各戸の居住者が図面を持参、坪数計算、境界線を明記、これをもとに地券係が現地との照合を行う、書き手などが不当な謝儀を徴する慣例を停止などと、地籍制度の導入にあたって公的職員によって土地の査定を行っている（「旧藩事蹟」）。

地価の算出は、「土地の繁閑、商業ノ盛衰等ニ由り其優劣ヲ勘査シ、且近傍郡村宅地ノ比率ニ照拠シテ、其等級ヲ組織シ以テ地価を算出シ、地租ヲ査定ス」（大蔵省1882.12）とあり、土地の景況や商況、近隣の宅地と比較して地価が算出されている。こうした調査結果は、現在は鳥根県公文書センターに地籍資

料として保存されているが、個々の土地所有者名や土地の面積などの詳細な記述は、広島大学所蔵「中国五県土地租税資料文庫」の松江市街二分間図（地籍図）と沽券大帳（土地台帳に相当する）に集約されている。

旧松江城下町を記した地籍図は明治5年作成、明治6-9年作成の2種類がある。前者は査定途中の地図、後者は明治6年を基本に描きながら明治9年頃までの名義変更や分筆を追加した実測図で、修正箇所には文字を消すか薄紙を貼付している。「明治6年沽券大帳」は地籍図と同様に、地番、所有者名、面積（坪数）とともに、地籍図に書かれていない地代（単位円）、族籍（士・商・工など）⁽⁵⁾、所有者の現住地・同居の有無、名義変更の年月日などの記載がある。両者を関連づけることにより明治6年から9年頃の松江城下における多様な空間的特性を把握することが出来る。但し資料について次の点に留意が必要である。

沽券大帳は、第二区の北堀町・石橋町・奥谷町、第七区の雑賀町が欠帳している。これらの町の平均地代は、「明治9年2月 市街地券帳下調」（広島大学付属図書館蔵）⁽⁶⁾に記載されたデータが他町と一致することから、上記4町（第二区・第七区）の平均地代として使用した。また町人地の屋敷地のなかで他町村居住者名の土地になっている場合、明治以前の取得か以降かの判断は不明である。

いずれにしても、地籍図、沽券大帳に記された情報は、旧松江の一定時期の空間的情報であることは確かである。この資料を用いた研究はすでに和田（1992：9-69）によって報告されているが、町場の範囲が限定されていること、「末次家屋敷台帳」など関連資料との照合などもう少し欲しかった。都市構造の藩政時代から近代都市への継承という視点は大いに支持するところである。

②町別の地代と地域的特性

表9は、「町人地・武家地の地代比較と入居者の特性」を示したものである。表中①「地代」は各町の平均地代（百坪の単価）であり、いわば「地代からみた町の評価表」である。

旧城下町全体の比較からは、町人地の白潟地区が最も高く、武家地は殿町を除くといずれも20円以下と低い。また同じ町人地でも、白潟地区は八軒屋町の370円（実際は372円80銭1厘）を最高に、白潟本町から天神町、白潟魚町と漸減するのに対して、末次地区は末次本町のみが100円以上である。城下町松江を代表する白潟本町と末次本町では土地の評価、つまり地価の経済的評価は白潟地区の方が高いと言える。

中心商業地域の評価は、一般的には最高地価額やその広がりなどによって判断されることが多い。末次地区では末次本町・東茶町付近が高いのに対して、白潟地区は八軒屋町から本町、天神町まで連続して高い地代（地価）が続いており、いわゆる商業機能の稠密な地域と想定される。末次・白潟地区の違いは、御立派の改革以降、白潟地区の方が大店や各種問屋、小規模商店などの集積度合いが高く中心商業地域として発展したと推定される。

一方、旧武家地の場合、殿町以外はいずれも町人地より低い地代である。しかしながら殿町町内の県庁前通りを例にあげると、通りに面した各屋敷の地代は共通して低いが、殿町本通り（後の殿町商店街）や京橋川に面した屋敷は高いなど、同じ町内でも場所によって地代が異なっている。すでに殿町の中でも町屋敷が中心街を形成しているとの指摘（和田1992：17）もあるが、個別に分布をみると殿町本道り方面に人気が高かったと言え、一定の商業集積地にまでは至っていないと思われる。

表中②「屋敷総数と新規取得者」は、新たに取得された屋敷（新規取得者）の比率（%A/B）を町別に比較したもので、いわば「町の人気度」である。比率の高い順は、灘町（46.9）、米子町（41.7）、松江分（40.0）と続き、低い町は、城内・末次町・外中原町・八軒屋町などである。このような違いは取得者の目的が「地価が安い場所」、「商業活動に適する場所」、「借家などの投資に向いている場所」、「同

居・間借りの解消」など多様であるが、結果的には町の評価につながっていると推定される。松江の場合、全体的にみると「安価な町、水運に便利な町、商売に向いた町」などの理由が取得場所の選択を左右したと思われる。

新規の入手先は、外中原町から中原町へ、白潟本町から白潟魚町へ、天神町から白潟灘町へ、豎町から横浜町へといった隣接した町であり、いずれも水辺に面して水運に便利な町への人気と推察される。当時の経済活動からみて投機の場所としても評価されていたかも知れない。

殿町の取得者は士族と商人がほぼ同数であるが、商人は末次本町からの取得者が最も多い。同様に内中原町の場合も商人が多いが、殿町とは異なり、芋町からの取得者である。このような違いは、殿町町人の平均地代は76円に対して内中原町は15円と大きな差があり、比較的裕福な商人が殿町を選択したと思われる。両町に共通するのは、士族、商人以外の族籍からの取得者も多く、藩政時代の町格に引かれたのかも知れない。

表中③「取得者の生活特性」は、新規取得者の元居住地上位2位までを記している（町名記載なしは同一町内）。全体的には繁栄する末次本町・白潟本町からの取得者が目立つ。

また「借家同居者」の多い殿町（44人）、内中原町（37人）、新材木町（14人）などは、武家地や町人地において間借・同居していた人たちの新規取得と言える。例えば、内中原町は、内中原町の武士が複数の土地を入手し、芋町の借家・同居・間借り人たちが地価の比較的低い内中原町で土地を入手したと思われる。

一方では、現在居住する町に新規取得する者が多い町は、新材木町、鍛冶町、殿町、母衣町などで、新材木町を例にとると、新規取得が35人に対して同居者は14名、町人地の平均地価は51円と高い方である。残る新規取得者の21名は、投資目的であったかもしれない。

表9 町人地・武家地の地代比較と入居者の特性

	町名	①地代	②屋敷総数と新規取得者			③取得者の住所と生活特性		
			屋敷地数B	土地取得数A	%A/B	第1位	第2位	借家同居者数
末次地区町屋	末次本町	135	72	16	22.2	9	母衣2	2
	東茶町	90	37	11	29.7	末本3	白本2	3
	末次魚町	↑	62	17	27.4	6	末本4	1
	末次町	70	72	11	15.3	7	中原2	1
	芋町		36	8	22.2	5	西茶	1
	西茶町	↑	72	17	23.6	8	末本4	5
	北堀町	*60	-	-	-	-	-	-
	片原町		117	31	26.5	末次7	6	10
	新材木町	↑	201	65	32.3	35	末本6	14
	紙屋八百	50	46	12	26.1	末次6	4	3
	中原町		115	28	24.3	外中10	6	4
	元材木町	↑	60	15	25	末本6	紙八2	2
	石橋町	30	-	-	-	-	-	-
米子町	↑	36	15	41.7	9	吉田村3	2	
鍛冶町	20	111	28	25.2	24	新材木2	1	
白潟地区町屋	八軒屋町	370	24	4	16.7	3	白本1	4
	白潟本町	220	61	15	24.6	9	津田村2	1
	天神町	190	118	28	23.7	6	白本4	5
	白潟魚町	140	67	18	26.9	白本12	3	1
	豎町	↑	95	31	32.6	19	白本2	8
	和多見町	100	112	36	32.1	19	白本3	10
	灘町	90	96	45	46.9	天神14	12	13
	寺町	↑	101	33	32.7	白本10	6	9
	新町	60	24	8	33.3	新雑賀2	2	2
横浜町	45	60	21	35.0	豎町15	2	3	
武家地	殿町	50	265	103	38.9	23	末本21	44
	母衣町	18	169	49	29.0	27	米子4	13
	内中原町	15	245	89	36.3	19	芋町11	37
	外中原町	↑	171	28	16.4	14	末次村5	3
	雑賀町		-	-	-	-	-	-
	南田町	↑	161	41	25.5	16	米子9	13
	奥谷町	12	-	-	-	-	-	-
	北田町		137	25	18.2	17	南田2	2
松江分	↑	30	12	40.0	6	雑賀3	0	
城内	10	52	8	15.4	奥谷2			

*北堀町は士族を含む。↑地代の前後の中間を示す。(大矢作成)

かつて城郭東側にあった5軒の家老屋敷は、沽券大帳（明治6年頃）には23区画、地籍図（明治9年頃まで）には43区画へと分割されており、こうした土地の分割は、これ以降も日々繰り返されていく。

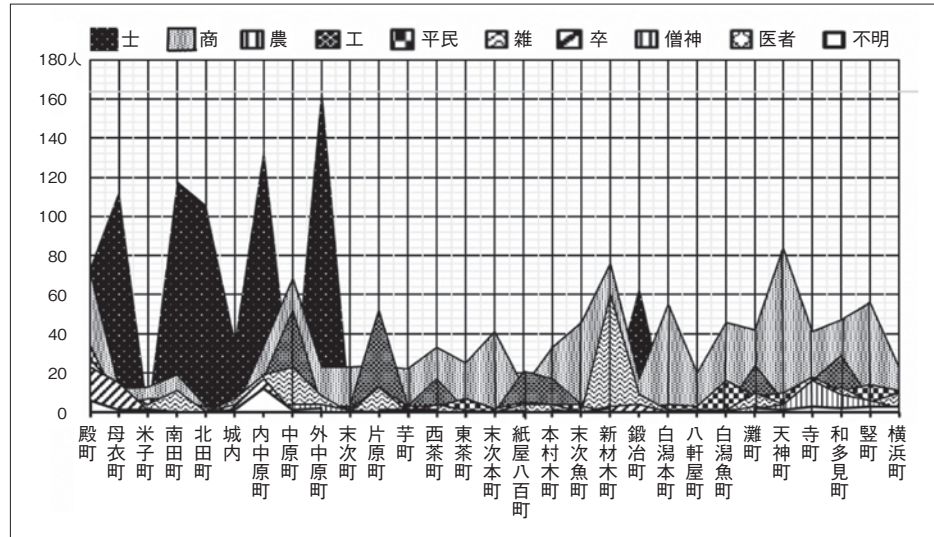
③明治初期の各町の住民構成

新政府はすべての人民の身元とその居住地を把握しようと、身分別の戸籍編成を命じたが、流動的な当時の状況ではその把握は困難を極めたようである。「明治6年沽券大帳」は、土地の地番、所有者、面積、地代とともに

図6 城下町松江の住民構成

所有者の族籍（士・商・工・雑など）、所有者の現町名・同居、名義変更の年月日などの記載がある。

図6「城下町松江の住民構成」は上記資料を町別・族籍別に整理してグラフ化したもので、これによって、明治初期ある時点の各町の住民



(大矢作成)

構成を把握できると思われる。

グラフからは、第1「旧武家（士・卒）が大部分住む町」は城内・母衣町・南田町・北田町・外中原町・鍛冶町である。第2「旧商人が大部分住む町」は、末次本町・東茶町・芋町・末次魚町・八軒屋町・白湯本町・天神町・豎町である。第3「混在型の町」としては、旧武家・商業の多い町（殿町・内中原町）、商業・工業の多い町（西茶町・元材木町・紙屋八百屋町）、商業・工業・雑業の多い町（中原町・新材木町・片原町・灘町・和多見町・横浜町）である。

旧武家地の殿町、内中原町については上述した通りであるが、町人地である鍛冶町は士格の水主（御舟屋の船乗り）が含まれており、その他は鍛冶屋や船大工に関わる職人たちと思われる。「大部分が旧商人の町」は、末次本町・白湯本町を含む旧藩時代の代表的な商業地であり、渡海場の八軒屋町を除くといずれも典型的な商人の多い町である。

一方、「混在型の町」を特徴づけるのは、工業の職人層、雑業の労務職の比率である。商人とともに職人が多く、雑業も混在する中原町、片原町、白湯魚町は、生活品の製造、紺屋職人や物流を担う人たちが多くと思われる。また雑業や工業を主とする町は新材木町と横浜町であり、大工・紺屋などの職人とともに人・物の流通拠点として活気のある町であったと思われる。

以上、「明治6年沽券大帳」からは、廃藩置県以降の武家屋敷の変動と住民特性の変化を把握するとともに、町人地の場合も武家地と同様に土地取得の流動化が激しかったことが分かった。しかしながら、町人地の住民構成は、流動的な時代を経ても江戸時代後期の住民構成が大きく変わることなくそのまま受け継がれていると判断できる。

2. おわりに

この研究は、城下町松江を都市としての中心性（求心力）の醸成、都市内部の地域・機能分化の状況

について地域スケールを変えながら把握しようとしたものである。研究方法は、地図類を主体に『松江市史』刊行の研究成果とともに在地史料で補完するものであり、既存の研究成果なくしてこの研究を進めることは不可能であった。

全体を通じて言えることは、城下町松江は18世紀後半頃より藩の殖産興業の推進、財政改革から生み出された余剰資金の蓄積とともに、商品経済の発達する中で末次・白潟町人地の繁栄がもたらされた。町人地では、豪商の台頭とともに多様な庶民層も増加して人口増加と稠密化が進行し、さらに廻船業の発達により、藩内から日本海各地、大坂方面などとの物流ネットワークが形成されている。この状況は、まさに城下町松江に「人・物・金・情報・文化」が集中し、中心都市としての役割（中心性）が高まったと言える。

一方では末次・白潟地区の町人地は、豪商の集まる末次本町とその周辺、白潟本町から天神町方面へと商業集積地域が形成されている。周辺に取り巻く各町は、その場所性・住民性などそれぞれの特性を生かしながら、商人の多い町、職人の多い町、雑業の多い町、居住性の高い町などと、明らかに各町人地の機能分化・地域分化が形成されていると思われる。

こうした町の特徴は、土地の私有化が認められる明治初期の町人地において、一時期とはいえそのまま残っており、上述したように「江戸期の町人地は明治期以降も、ほぼそのまま都市域の中核として残る」という見方は城下町松江にも共通している。この後、行政・金融関係などの管理中枢機能が殿町を中心に成立して、殿町の都心化が進行する。

城下町松江は、堀尾期に水運の地が選ばれて築城された。その後は「地の利」を生かしながら近代都市へと発展していくが、明治の地租改正では、その「地の利」が低く評価されたのは住民にとっては幸運であったと推定する。

付記

本研究にあたって共同研究を一緒に行ってきた山形大学の渡辺理絵先生には、調査資料等の掲載を快く了解いただき感謝いたします。また、島根県教育委員会文化財課 企画員 矢野健太郎氏、松江市史料調査課 歴史史料専門調査員 村角紀子氏より資料の提供を頂いた。記して謝意を表します。

注

- (1) これらは「中国五県土地租税資料文庫」広島大学付属図書館所蔵の資料である。「松江市街図二分間図」は第一区から第七区あり、明治6年から明治9年の情報を記載。「明治6年沽券大帳」は地租改正の過程で作成された帳簿で、土地所有者の住所・族籍などを記載。第二区の北堀町・石橋町・奥谷町は資料不明。
- (2) 金津家蔵「出雲国絵図」(93.0cm×102.5cm)。
- (3) 渡海場の名称は、藩が訴願の主体として公認する組織集団を意味して使用されるときにも、実際に場所を示す名称としても使用される。これらの場所は特権を持つ船乗集団の存在する水運の拠点であった(多久田2012)。
- (4) 「松江城下武家屋敷明細帳」は「中国五県土地租税資料文庫」広島大学付属図書館所蔵の資料である。
- (5) 族籍は、戸籍作成の過程で調査されたもので明治5年には農工商雑と職種も記載された。工業は、多様な職人層が多く住む町である。産業の発展や生活の向上などとともに、その職種は一層増加している。末次地区の区の字名として残る檜物屋丁・桶屋丁・瓢箪丁・縁取丁・綿屋丁などは、まさにその典型的な例である。雑業について『東出雲町誌』(1978:478)によると「医師・僧侶・教師・日雇渡世・按摩職・髪結職・船乗・賃仕事・雑職」と記載されている。松江の場合、医師・僧侶を除くと労務職や日雇層・奉公人にと

もに、水辺に面した町では廻船業など物流に携わる人々と推定される。

- (6)「明治9年2月 市街地券帳下調」は「中国五県土地租税資料文庫Ⅱ-81」広島大学附属図書館所蔵の資料である。

参考文献

- 荒木英信編2012.『新編 松江八百八町町内物語』ハーベスト出版.
- 上野富太郎・野津静一郎編1941.『松江市誌』松江市庁刊.
- 大蔵省1882.『府県地租改正紀要 下』大蔵省.
- 大矢幸雄1972.「鳥根県における都市階層構造の変容」『中小都市の課題』日本都市学会VL6 地人書房.
- 大矢幸雄他1983「松江市における大規模小売店舗（大型店）の地域的展開」『研究紀要』NO11. 鳥根県立松江南高等学校.
- 大矢幸雄1996.「ホームセンターJ店の店舗展開にみる地域的特性」『鳥根地理学会誌』第32号 鳥根地理学会.
- 大矢幸雄・渡辺理絵 2014.「白潟町屋の商人と町人地の変容－「松江白潟町絵図」の分析を中心に－」『松江市歴史叢書7』（松江市史研究5号）17-32.
- 大矢幸雄他 2012.「絵図と測量図に見る大橋川の歴史」『松江市歴史叢書5』（松江市史研究3号）1-15.
- 大矢幸雄・渡辺理絵2015.「19世紀における松江・北堀町新橋の住人と空間構成－「北堀町新橋町絵図」の分析を通して－」『松江市歴史叢書8』（松江市史研究6号）1-12.
- 大矢幸雄2018.「客船帳」にみる城下町松江の廻船業－松江市史研究の追加資料－ 鳥根県立図書館.
- 大矢・渡辺2018.「近世初期における松江城下町の空間特性－「堀尾期松江城下町絵図」の分析を通して－」『松江市歴史叢書11』（松江市史研究9号）1-22.
- 大矢幸雄2019.「客船帳」にみる城下町松江の廻船業－町人地研究の基礎資料として蒐集－『松江市歴史叢書12』（松江市史研究10号）31-40.
- 木内信蔵編1967.『都市・村落地理学』朝倉地理学講座9 朝倉書店.
- 「旧藩事蹟」（雲州松平家文書）国文学研究資料館蔵.
- 児島俊平2010.『近世・石見の廻船と鉦製鉄』石見郷土研究懇話会.
- 沢山美果子2020.『性からよむ江戸時代』－生活の現場から 岩波書店.
- 鳥根県2006.『石見銀山』－温泉津地区恵瑠寺墓地－鳥根県教育委員会.
- 杉本史子他2011.『絵図学入門』東京大学出版会.
- 「出入捷覧」（雲州松平家文書）国文学研究資料館.
- 「堀尾期給帳」『扶持米注文』『山路文書』東大史料編纂室.
- 相良英輔編2009.『松江藩鉄師頭取田部家の研究』鳥根大学研究プロジェクト.
- 『瀧川家公用控（総称）』瀧川家蔵.
- 多久田友秀(2012).「幕末の松江渡海場－「御用留 船目代六右衛門」を読む－」『松江歴史館研究紀要 第2号』36-55. 松江歴史館.
- 鳥谷智文2121.「幕末～明治初年における松江の町人」－乃木綿屋、松江綿屋の事例紹介－『松江市歴史叢書14』（松江市史研究12号）11-23.
- 中林 保2011.『因幡・伯耆 日本廻船』総合印刷出版株式会社.
- 成田龍一編 1993.『都市と民衆』近代日本の軌跡9 吉川弘文館.
- 根田克彦2012.「21世紀の都市地理学の構－2010日本地理学会秋季学術大会シンポジウムの研究発表」.『歴史地理』2012-Vol. 6.

- 林 玲子・大石慎三郎1995. 『流通列島の誕生』 講談社現代新書.
- 東出雲町誌編さん委員会編1978. 『東出雲町誌』 東出雲町.
- 松江市史編集委員会編 2016. 『松江市史』 通史編 2 「中世」 松江市.
- 松江市歴史まちづくり部2016. 『大保恵日記』 松江市歴史資料集 2 i-v 松江市.
- 松江市史編集委員会編 2019. 『松江市史』 通史編 3 「近世Ⅰ」 松江市.
- 松江市史編集委員会編 2020. 『松江市史』 通史編 4 「近世Ⅱ」 松江市.
- 松江市2021. 『武家屋敷の住宅地図と居住者の変遷』 - 松江城下町絵図と「嘉永五年御家中屋敷割帳写」を対照する - 松江市.
- 松本四郎2013. 『城下町』 吉川弘文館.
- 温泉津町誌編さん委員会1996. 『温泉津町誌 資料編』 温泉津町.
- 我妻 栄1971. 『明治初年地租改正基礎資料 中巻』 有斐閣.
- 和田美幸2012. 「田部家の松江城下借家経営」『田部家のたたら研究と文書目録 - 田部家文書調査報告書 - [上]』 島根県雲南市教育委員会 157-163.
- 和田嘉宥 1992. 「出雲地方における城下町及び町場の形成とその変容過程に関する研究」平成3年度科学研究費補助金（一般研究c）研究成果報告書.
- 渡辺・大矢2013. 「松江城及城下古図」の特徴とその表現内容『松江市歴史叢書6』（松江市史研究4号）29-38.
- 渡辺・大矢2017. 「18-19世紀の松江城下における武家屋敷の流動性とその背景 - 歴史GISと屋敷管理史料からの分析を通して -」『歴史地理学』 NO. 284 59-2 歴史地理学会.
- 吉田伸之2015. 『都市 江戸に生きる』 日本近世史④ 岩波書店.

（おおや ゆきお 松江城調査研究委員会委員・松江市史「絵図・地図」部会長）

基礎資料：各町の地代（明治6年沽券大帳より作成）

町名	番地	全体面積	全体平均地価	貴属屋敷	貴族平均地価	町屋敷	町屋敷平均地価
殿町	1-265	2万9198坪6合	51円55銭4厘	108	31円67銭1厘	147	76円31銭7厘
母衣町	266-431	2万9700坪9合	17円95銭3厘	129	17円66銭1厘	37	20円67銭1厘
米子町	432-467	2028坪3合	26円39銭1厘	0		36	26円39銭1厘
南田町	468-628	5万6131坪2合	12円39銭1厘	121	12円22銭9厘	40	16円25銭3厘
北田町	629-761	4万1108坪6合	10円8銭9厘	117	10円15銭2厘	20	9円28銭4厘
城内	1-52	8347坪8合	10円47銭3厘	41	10円71銭2厘	11	9円19銭7厘
1区合計	—	13万9765坪3合	14円81銭	516	14円81銭	291	45円51銭8厘
北堀町	*	4346坪9合	62円12銭	史料なし		史料なし	
奥谷町	*	8万5802坪8合	11円83銭				
石橋町	*	3019坪9合	29円82銭				
2区合計	—	9万770坪3合	14円91銭	—		—	
内中原町	1-243	5万206坪7合	15円25銭7厘	182	15円25銭3厘	61	15円33銭3厘
中原町	244-414	7447坪5合	47円63銭2厘	0		170	47円63銭2厘
外中原町	414・1-528	4万2402坪1合	13円18銭6厘	184	10円80銭	30	15円42銭4厘
3区合計	—	10万110坪3合	15円89銭	366	13円18銭6厘	261	32円62銭1厘
末次町	1-72	4412坪8合	74円32銭3厘	0		72	74円32銭3厘
片原町	73-189	3822坪5合	55円11銭8厘	0		117	55円11銭8厘
芋町	190-225	3812坪7合	63円40銭4厘	0		38	63円40銭4厘
西茶町	228-299	6119坪9合	63円14銭4厘	0		72	63円14銭4厘
東茶町	300-336	4145坪	91円57銭6厘	1		37	91円57銭6厘
4区合計	—	2万2312坪9合	69円30銭6厘	1		336	69円30銭6厘
末次本町	1-80	5842坪3合	136円13銭5厘	0		80	136円13銭5厘
紙屋八百	81-126	1525坪9合	50円69銭6厘	0		46	50円69銭6厘
元材木町	127-186	1500坪4合	39円95銭2厘	0		60	39円95銭2厘
末次魚町	187-248	2740坪5合	76円22銭1厘	0		59	76円22銭1厘
新材木町	249-449	8657坪1合	51円69銭4厘	1	42円91銭1厘	200	51円56銭3厘
鍛冶町	450-560	2943坪7合	19円41銭4厘	69	10円47銭6厘	42	34円24銭6厘
5区合計	—	2万3209坪9合	70円17銭9厘	70	12円39銭8厘	487	75円39銭
白濁本町	1-61	4776坪3合	226円96銭4厘	0		61	226円96銭4厘
八軒屋町	62-85	567坪1合	372円80銭1厘	0		24	372円80銭1厘
白濁本町	86-152	3950坪2合	140円92銭	0		67	140円92銭
灘町	153-248	4201坪4合	90円88銭2厘	0		96	90円88銭2厘
天神町	249-366	6234坪7合	190円91銭6厘	0		118	190円91銭6厘
寺町	367-467	4095坪6合	68円33銭8厘	0		101	68円33銭8厘
和多見町	468-1-579	4969坪9合	100円51銭2厘	0		112	100円51銭2厘
6区合計	—	2万8791坪4合	147円82銭6厘	0		579	147円82銭6厘
堅町	1-95	3848坪3合	112円81銭5厘	0		95	112円81銭5厘
横浜町	95-1-153	3758坪3合	44円99銭5厘	0		58	44円99銭5厘
新町	154-177	1099坪2合	66円54銭6厘	0		24	66円54銭6厘
松江分	松江分1-30	2237坪7合	10円48銭6厘	2	5円26銭	30	10円89銭7厘
雑賀町	*	7万6607坪	21円18銭	904	13円1銭	109	22円51銭6厘
7区合計	—	8万7551坪	20円7千厘	906	13円1銭	316	50円97銭6厘

松江市街地の地代、総平均58円75銭1厘、士族宅35円、商地130円と見積もる。

*北堀町・奥谷町・石橋町の地代は「明治9年2月市街地券帳下調」より *雑賀町は総額より算出。

(大矢作成)

井上梅三が「まことに遺憾」と記した「昭和の修理」について

和田嘉宥

1. はじめに

慶長16年（1611）、堀尾吉晴によって創建された松江城天守は、江戸時代に幾度も修理が行われ、明治の廃藩置県後、廃城を免れ、昭和25年から昭和30年にかけて本格的な解体修理（以下「昭和の修理」と記す）が行われ現在に至っている。現在、我々が目にする松江城天守は、この昭和の修理後の姿である。

昭和修理時の全容は『重要文化財松江城天守修理工事報告書』（昭和30年3月、松江城天守修理事務所、以下『修理報告書』と記す）にまとめられている⁽¹⁾。この「昭和の修理」で現場（工事）主任を務めていた井上梅三は、この『修理報告書』の中に、編集後記に相当する「追記」を記しているが、その中で「幾多未解決の個所を遺すこととなったことはまことに遺憾」と記し、また、「後日の研究に委ねる」とも書いている。

以後、松江城天守については、2009年には松江城を国宝にする市民の会が発足する一方、2010年には松江城調査研究会が組織され、地道な調査研究活動が行われ、その成果が『松江城天守学術調査研究報告書』（2013年3月）としてまとめられた。

こうした気運の盛り上がりや地道な研究活動の成果が実り、松江城天守は2015年（平成27年7月）に国宝に指定され、2018年3月には『松江市史』別編1「松江城」（以下『別編 松江城』と記す）が刊行された。

筆者は『別編 松江城』の編集に関わり、第3章で「松江城の城郭施設」を担当、その第2節で「松江城天守」を執筆しているが、改めて伝来資料を見直し、天守の創建、初期の天守の形態、天守の修理歴などについて記し、最後に、松江城研究についてはまだまだ「検討課題」があると言及した。⁽²⁾

松江城天守については国宝指定後も松江城調査研究委員会は継続され、さらに新たな課題を掲げ、研究活動が継続されている。⁽³⁾

近年、筆者は昭和の修理に関わった中心人物であった須田主殿および井上梅三などが遺した資料を見直し、改めて『修理報告書』を読み直しているが、井上梅三が『修理報告書』の「追記」に「幾多未解決の個所を遺すこととなったことはまことに遺憾」と書き記した、その真意を探究できればと考えているからである。⁽⁴⁾

本稿では、改めて『修理報告書』を見直し、井上梅三が『修理報告書』の原稿として書き留めていた「重要文化財松江城天守維持修理工事 自昭和二十五年 至同二十六年 仮設物実施仕様及解体調査書」⁽⁵⁾（以下「井上ノート」と記す。）に記している「復原理由書」に言及し、井上梅三が「幾多未解決の個所を遺すこと（と）なった」とする「昭和の修理」を改めて見直そうとするものである。

2. 「昭和の修理」における「現状変更」

『修理報告書』には「昭和の修理」の際の現状変更がまとめて記されている。主たる内容を記す。

①まず、1階から5階までの外観の建具及び狭間などの変更内容である。

「昭和の修理」における1階から5階までの外観（窓廻り）の変更については、その根拠資料となっているのが「明治八年写真」⁽⁶⁾及び「竹内右兵衛書つけ」⁽⁷⁾であったことが分かる。5階四周の建具も「竹内右兵衛書つけ」にある「総遣戸ニシテカウランアリ、四方トモニ掛戸也」に則して復旧されて

いる。なお、「竹内右兵衛書つけ」について、『修理報告書』には、寛永15年（1368）松平直政が松江に入封の時、随従してきた御大工竹内右兵衛が天守の修理を命ぜられ、実測し、模型などを制作し、この「書つけ」は折にふれてかきつけて備忘としたもので、その制作年代は「寛永頃」と考えられるなどと記されている⁽⁷⁾が、筆者は『(竹内右兵衛書つけ)』（「松江城研究1号」所収：2012）に記載したようにその制作年は延宝7年（1679）頃とするのが妥当と考えている。

②ガラス窓は、明治27年（1894）の天守修繕の際に新たに加えられたものであるとして、すべて撤去された。

③狭間の修復は、「竹内右兵衛書つけ」および文久の「折畳図」（月照寺蔵）⁽⁸⁾によるものである。『修理報告書』には「その元位置および形を推定することができる」とあるように、創建当時の狭間の配置および形式は「推定」である。

④五重（天狗の間）内部の竿縁天井は、「当初はなかったことが判った」として撤去された。

⑤附櫓の軒裏は板張りになっていたが「当初は垂木下端に竹を渡し塗込であったことが明らか」とあり、「軒裏より軒先にかけ隅木ともすべて塗込式」に復すことになったが、隅木については「当初の仕上げは不明であるが、意匠上また納り上、一様に塗込式にするのが妥当と考える」と記されている。

以上から現状変更は「明治八年写真」、「竹内右兵衛書つけ」などによって行われたことが読み取れる。

3. 「創建年代およびその後の修理」

創建後の修理については、「第三章 調査事項」の中で「第三節 創建年代およびその後の修理」（資料2）が記されており、その概要が確認できる。

ただ、第三節の冒頭では「創建後の修理に関する記録は現在のところ発見されなかった」と記されており、「追記」でも「創建の当初より、その後の修理に関しての資料は遂に得られなかった。建物の性質上当然の結果とも考えられるが、こうした秘事が諸種の伝説となったものであろう」と記すだけである。

続いて「僅かに破損状態を記録したものに『元文三年戊午三月十一日天隆公年譜（六代松平宗衍）是日告ルニ月相府以ス雲藩松江城。天守逐テ年致シ損スル五層皆朽ルニ故斬修之』云々」⁽⁹⁾とあり、史料としては竹内右兵衛の墨取図（「竹内右兵衛書つけ」記載の平面図）、文久の折畳図、明治8年撮影の写真が発見されたこととある。そして、「築城後127年から132年を経過した元文、寛保の頃には墨書の発見されたものももっとも多いので、この年代には相当の修補があったと認められ」とも記されているが、「なお今回解体修理にあたって墨書の発見された場所から見ると、四重五重よりもっとも多く発見され、三重以下は比較的少なかったことから推測すると、上層部の修理が主であったことが認められる」とあり、墨書の発見に伴う修理は上層部が主体だったとされている。その前の文章では、「築城後283年を経た明治27年には天守の大修繕が行われたことが、墨書や部材によって知られるのである」とあり、最後に「以上のごとき修補が部分的に行われているが、その記録的なものはなく、いずれの部分をついかなる範囲に、またいかなる方法により修理したか詳らかでない」と記されている。

「柱、梁材に築城当時のものと認められる軸建の番号文字が彫刻されていたが、かかる彫刻文字のあるものも下層部にのみ限られて、上層部には認められなかった。前述の墨書と比べて修理の程度が窺われる」とも記されている。

最後には「明治27年の最終修理後は申訳的な部分的応急施設により辛うじて維持されていたが、建物は既に傾斜と腐朽破損いよいよ甚だしく、倒壊の危険ある状態にあったので（中略）解体修理（昭和の修理）を行うこととなった」と記されている。

以上、築城後130年後の元文・寛保頃に「相当の修理があった」と記されているものの、それがどのような修理だったかについては言及されず、墨書についても「下層部は彫刻文字」とだけ記すに留まっており、以後、明治27年以降も「応急的な修理が行われ」たものの、昭和25年に解体修理を行うことになったと年次的な修理年が記載されるだけに留まっている。

4. 「発見資料および銘文」その他

「第四節 発見資料および銘文」では「一、天守地階土中よりの出土品 二、竹内右兵衛書つけ 三、松江城築城当時の用材に関する史料 四、文久の折畳図」の4項について解説を添えて記されている。

まず、「竹内右兵衛書つけ」と「文久の折畳図」についての解説文を記しておく。

(1)「竹内右兵衛書つけ」 「竹内右兵衛は寛永十五年松平直政が信州松本から雲隠の太守として松江に入封の時、随従してきた大工で、松江城天守がその時荒廃し全体に傾斜しているのを知り公に上申し、その修理を命ぜられたので実地を測量し、模型等を制作してその修理に当たった人である。この『かきつけ』は、竹内右兵衛が折にふれてかきつけて備忘としたもので(中略)年代は寛永頃と考えられ(中略)松江城天守に関する実測記録としては唯一の史料である」と記され、「かきつけ」の内「御本丸中」が図面も添えて掲載されている。

(2) 文久の「折畳図」 「(前略)天守各階別個に作られ、各側面が折畳みとなっており、各階窓の状態が明らかに記してあり、今回の修理において窓の現状変更により資料であった」と記されている。

ここでも窓廻りの復原では、「竹内右兵衛書つけ」の天守図とともに、「文久の折畳図」が参考とされたことが分かる。

この後に続いて、「(a)地階井戸の調査について、(b)解体修理に伴う発見墨最史料一覧表、(c)柱および包板の墨書、(d)一二階床梁の符号番付、(e)地階大根太および柱根の筏穴、(f)便所および人質蔵の痕跡について、(g)天守の階段位置は後年の改造か、(h)二重屋根妻立の位置、(i)五階柱は短縮したものでないか」(記号(a)~(i)は筆者が付記したもの)の小見出しで、その内容が記されている。ここでは以上9項目の内(b)(c)(d)(f)(g)(h)(i)項について、その記載内容(一部省略)を次に記す。

(b) 「解体修理に伴う発見墨最(書)史料一覧表」

『昭和修理報告書』には解体修理で確認された木片等の墨書34点の全容が「解体修理に伴う発見墨最(書)一覧表」として掲載されている。表1である。ただこの表1では「一覧表」の内、墨書事項には年号など特記事項は記したが、人名(職人名)などの墨書は略している。

天守に保存されていた木片等で墨書ある部材(現在は松江歴史館が保管)については、『別編 松江城』の「第12章 松江城伝来資料 第9節 墨書資料」で24点を掲載(①~⑭)しているが、昭和の修理の際に発見された墨書資料は表1の内、No.22,23,26,28,32,34の6点以外は今も現存しており、「一覧表」では「現存『墨書資料』」とし、その記号(①~⑭)を記している。

ところで「発見墨書史料」34点の内、No.19とNo.24は同一木片(木材)の表裏である。またこの墨書は築城後ほぼ130年の元文4年(1739)のもので、奉行や大工など主たる工事関係者が列記されており、天守の修理時期を検討する上で貴重な資料になるとも思えるので、この木片の写真を資料1(表裏をA面、B面とする)とし、記載内容を資料2として掲載しておく。

(c) 柱および包板の墨書

天守には135本の柱があり、その1~4面に「粗悪な巾の狭い松の厚板で二枚または三枚と矧合せ銚打ち、鉄輪巻き」で「包板裏および包板下の柱面」の「墨書が発見」されたとある。墨書は柱(包板を含む)64本について記録されているが、内、年号・干支が記されているものを一覧表とした。表2であ

表1 解体修理に伴う発見墨書史料一覧表

No.	名称	発見場所	墨署事項 (要点のみ記載)	備考	現存墨書
1	祈祷札	一階中央柱 一枚	(表) 梵字 (裏) 一重中央		
2	祈祷札	二階 一枚	(表) 梵字 (裏) 二重東		
3	祈祷札	二階中央南柱	右一二階のものと同じ		
4	祈祷札	三階 一枚	(表) 梵字 (裏) 三重きた		
5	塩札	地階、東	三十八枚		
6	懸魚の六葉	北側張出建破風	□禄十三年庚辰四月 大工 伝七 喜平次 作	元禄年間の部分的史料	②
7	曾木	四重屋根北西	寛保三年亥四月廿九日 大工 定次郎	寛保年間の屋根修理	⑭
8	同	同	(表) 寛保二歳 (裏) 経本市右衛門		⑬
9	曾木	四重屋根東	元文四年		⑥
10	木片	四重	元文四年末ノ四月四日		⑦
11	曾木	三重屋根	(表) 寛保元年 酉年 (裏) 檜皮権四郎 酉五月卅日		⑪
12	曾木	四重	(表) 元文四年四月廿日 (裏)		⑨
13	木片	一重北の東側	元文二年四月廿四日		③
14	懸魚鱗	附櫓破風	延宝四年卯月□□		①
15	槿包板	五重化粧槿	元文三年午六月十四日		⑤
16	曾木	五重	(年号未記載)		⑯
17	敷居	北張出火燈窓	寛保二戌六月日		⑫
18	木片	五階根太掛	元文三年		④
19	木片	四重東南隅木二打付	元文四乙未四月九日	(下記に詳細を記す)	⑧
20	隅木	南張出	元文四年六月廿一日		⑩
21	根太かけ	五階東北隅	大工町 大工平次 平蔵事		⑳
22	出桁	二重、出桁の継手	(絵様あり)	継手に絵符号	
23	二重母屋	南側、継手	(絵様あり)	継手各種絵符号	
24	木材	四重東南隅	(元文四年) 四月九日	(下記に詳細を記す)	⑧
25	木材	五重棟木受	文化十二亥六月十四日	補強材	⑯
26	木材	一階根太	遠州浜松之郡において…		
27	木材	四重北東	明治三年 巳三月十四日		⑰
28	木材	一階北側狭間	(年号未記載)		
29	木材	四重東側の北	明治三年 巳三月十四日		⑱
30	鬼板の紋章 銅板の裏	附櫓	明治廿七年秋		㉑
31	負隅木	二重の東北	明治廿七年六月～九月		⑲
32	鴨居	五階側建	(年号未記載)		
33	槿包板	五重東軒	(年号未記載)		㉒
34	曾木	三重	(年号未記載)		



墨書A面
(No.19 木片)



墨書B面
(No.24 木材)

資料1 木片墨書

「現存墨書」の番号は『別編 松江城』「第12章松江城伝来資料 第9節 墨書資料」に記載の番号

棟梁	村木 忠兵衛	四月九日	立田 孫兵衛	元 左野 治助	御大工 斎田 彦四郎	大工 枚谷 徳兵衛	御奉行 竹内 左助	墨書B面 (No.24 木材)	神田 徳左衛門	笠井 平次	広瀬 新左衛門	大工 山門 磯□□□	元文四乙未四月九日ニ此角木出来仕上ル	墨書A面 (No.19 木片)
----	--------	------	--------	---------	------------	-----------	-----------	-----------------	---------	-------	---------	------------	--------------------	-----------------

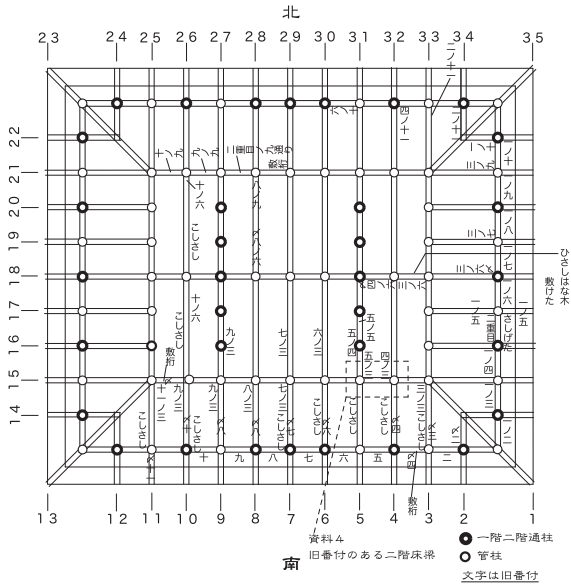
資料2 木片墨書 (No.19およびNo.24) の記載内容

る（年号が付された包板は享保4年（1719）が多く、それ以前のもののみられない）。

なお、「井上ノート」には「柱の包板は後世のものか」との見出しがあり、「1. 包板内部の柱の面は木肌が相当痩せて居り或期間裸柱であったものと考えられる他の裸柱と余り変らない。但し、包柱は、概して裸柱より寸法が小さく又材料も悪い」、「2. 包板に巻かれあるものと同様、木割れ防止用の鉄輪が包板下の柱にも取付けてあったが此の金具の錆方が外面のものと同様であった」、「3. 当初から包板が在ったものとするれば柱櫓の楔は包板を取付後でないと打付けられない筈なるに柱は完全に□楔

表2 柱および包板の墨書

階	番付	包板の墨書	同柱の墨書	備考
1階	ぬ一 八	□□七年十一月十九日	三月九日 大工 十八日 五之六 三まい たてそへ	番付は刻番
	ぬ一一四	戌六月介済候		前 左 前
	る一 六	戌六月介済候	まき手 二つ	
	を一 六	享保四年亥十月	まき手	
	〃	戌六月改□□此墨改	まき手二つ	
	を一一六	享保四年亥十月 此墨改		
	わ一 六	□□六年十一月十七日	まき手二つ	
		享保四年まき手二つ		
		亥十月此墨改		
		嘉永三 戌六月改済	たてそへ	
	そ一 六	昭和十六年一月調		
2階	へ一 六	戌六月改済候		包板表面書
		昭和十六年一月調		
	へ一一六	戌六月改済候		
	ぬ一一一	亥ノ十一月	五ノ六二重め	柱番付、彫
	ぬ一一四	寛保二此品□□□□	五ノ八二重め	番付は彫
	を一一六	戌六月改済候		
	か一一六	三挺共戌六月改済候	まき手二丁加程たてそえ	番付は彫
3階	た一一六	亥年六月の戌六月改済候		
	ち一 六	昭和十六年一月調		
	る一一四	大工 五郎 長九郎		
	る一一四	大工 長九郎 五郎作		
		三重め東 可り 入り 北ノ木		
		申ノ十月大工 長九郎 五郎作	申ノ十月十二日	
	か一 六	山内長吉作山山山 水ノ□□東木		
4階	た一 六	享保四年亥十月		
		昭和十六年一月調		
	へ一一一		昭和十六年一月調	
	か一 八		亥の年九月二日まき手三枚	
		庄エ門 庄太夫		
	か一一四	昭和十六年一月調		包板表



資料3 二階床伏旧番付図

(『修理報告書』掲載図をもとに作成)



資料4 旧番付のある二階床梁

中央梁(敷桁)には手前から「五ノ三 敷けた 四ノ三」と彫込がある(松江城天守修理工事記録写真の一)
資料3の「五ノ三」「四ノ三」と一致する

が楔締めとなって居り其上から包板が取付けてあり(大部分)即ち籠楔締めとなってゐる」とあり、取付け方の図が添えられ、最後に「柱寸法の小さいものも総て一枚板で包んであるものは一ヶ所も無く悉く幅の狭い板で合成されて居る事は取付けが後からでないと技術的に出来ない」と記されている。「昭和の修理」の際、包板は後世に補強のために添えられていたものと考えられていたことが分かる。⁽¹⁰⁾

(d) 一二階床梁の符番号

「一、二階床梁の上及び柱の根元には左図(資料3)のごとき文字が刻み彫りで記されてあった。その書体は達筆な草書文字で、彫方も優秀なものであった。部材の名称には方位を記し、例えば東面の出梁を「ひがしはな木敷げた」と記し、また床梁に相当するものを「こしさし」と記し、符号に「メ」を用いている等である。また番付は廻り番付となっていた。三、四、五階の部材には彫込番付のものではなく、各所に墨書の番付あるものが僅かにのこっている程度で、その書体は一、二階のものとは全々がっていた。」と記されている(資料4は昭和の修理の際の記録写真の一、彫込番付のある梁である)。

このように、松江城天守では2階以下と3階以上には番付の付け方に差異が見られるとあるところから、天守の下階と上階では、創建後の修理年が異なることを暗に示していると考えられるが、それ以上のことはここでは深く探究されていない。

このことは、『松江城天守学術調査報告書』⁽¹¹⁾の「3-6 古材の使用(古材の使用は2階以下であり、3階以上には見出されない)」や「3-7 横架材にも見られる地階~2階、3~5階の相違」の記述などと合わせて再検討する必要があるだろう。

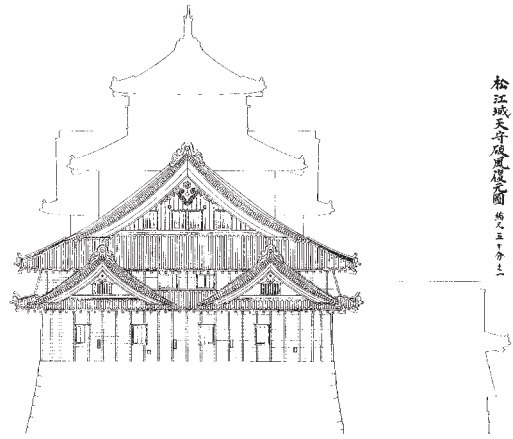
資料3から松江城天守は2階以下が彫込の回り番付(12)であると推察できるが、昭和の修理工事の際の記録写真を見ると、番付の付け方は東西方向が東からは「いろは」、南北方向が南からは「123」と付されていることが確認できる。

松江城天守については2種類の番付が使用されていることになるが、今一つ、松江城天守雛形に最近の調査に依って半時計廻りに番付が振られていることも分かってきた。

このように、松江城天守には複数の番付が存在している。いつの時代かは明確にできないが、修理に伴い新たな番付が付されたものと推察できる。

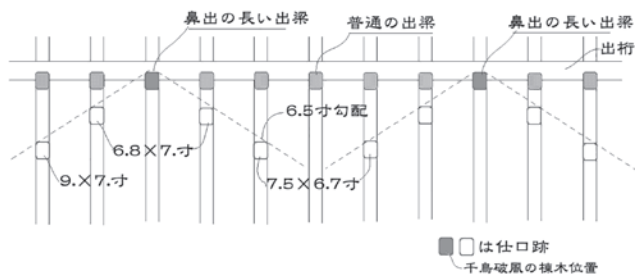
(f) [二階に千鳥破風の痕跡] (「便所および人質蔵の痕跡について」の後半の記述である。[二階に千鳥破風の痕跡] は筆者が付した項目名)

「天守東側(北寄、南寄)および西側(南寄り)二階柱(番付ち-20、た-20)及び(ち-2)にかかる出梁鼻木は他の出梁鼻と異なり前方へ長く鼻延びとなっている。この出梁下の柱面を棟木として左右各二本の柱に屋根形に当る位置に差し桁と思われる木口彫りの仕口の跡が存していた。(西側、北寄柱は明治の修理に取替えられて痕跡なし)これ等柱の仕口彫りの三点を結ぶと千鳥棟の形式をなし、当初は千鳥破風が初重屋根についていたものの如くで、仕口は一度使用した形跡が明らかで、釘穴も存していた。また前記出梁鼻と千鳥の棟との関連性があるようでもあった」と記され、続いて「元文の古絵図には千鳥破風があり、念のため現在の実測図にこれを当てはめてみたが、千鳥棟としては取合が悪いが、若しこの所に千鳥があったとすればそれは軒千鳥破風であつたであろうが、資料が乏しく結論を得るに至らなかった」と記されている。「松江城天守破風復元図」(資料5)は「松江城天守昭和修理工事図面」の一ではあるが、この千鳥破風復原に関する図面は他に1枚もない。「実測図にこれをあてはめてみた」ものの、結局、復元には至っていない。



資料5 松江城天守破風復元図
本図は「松江城天守昭和修理工事図面」の一

東側千鳥破風があつたと思われる差桁の痕跡



本図は「城野史から見た松江城と昭和の修理」と井上梅三ノートの掲載図を基に筆者が作図したもの

資料6 千鳥破風痕跡図

本図は「井上ノート」記載の図をもとに筆者作図

ただ、この「千鳥破風の痕跡」については、「井上ノート」にも「一階(初重)特種な出梁」として、資料6を添えて、次のように記載されている。

(1) 初重屋根東側出梁の内二本鼻先を長く延ばしてあるものがあつた。当初より問題にして居たが解体に当り入念に調査の結果、左図(資料6)の如く鼻延の出梁を中心として左右に屋根形に差桁の木口彫り跡が西側にも南寄りに(東側同形)存して居り(西側北寄りは明治の修理と思われる古材が差替へられて居る)、尚、南北二階柱面に中心柱より各二間宛振分けに(梁間四間)柄穴が存しこれによ



資料7 階段西側床梁にある小根太の小口彫
(松江城天守修理工事記録写真の一)

て考案すると以前千鳥破風棟が初重に取設けてあったのではないかと棟木に相当する所にも棟木の木口彫の跡が残って居る。

(2) 尚元文の古図には、右のヶ所(天守二重東面)に千鳥破風が附いて居る。但し天守全体の屋根の形式は違っているが?

以上の想定のもと現在の実測図へ千鳥破風をつけて見たが結局取合はず、もしこの千鳥破風がついて居たものとするれば現在の屋根の形式は違って居たものであらふ。

昭和の修理の際には、千鳥破風の復原が図面にもされて試みられ(資料5)、島根新聞(昭和26年12月22日)にも「松江城 二層に千鳥破風の跡 延宝以前の原型に設計変更か」との見出しで報道されたりしたりしたものの、結局、千鳥破風の復原は行われなかったのである。

(g) 天守の階段位置は後年の改造か

「一、二、三階にかかっている階段口左右の床梁には根太彫がしてあり、釘跡の痕跡が存し一度床張りした後階段を架設するため根太を取外したもののようであるが、階段口を変更し現位置に架設したものである。階段は三階以下のものは後年のものようである。」と記されている。

昭和の修理の際の記録写真(資料7)は階段の上り口を写したものであるが、床梁に根太彫があり、以前はこの上り口には床板が張られていたことが窺える。

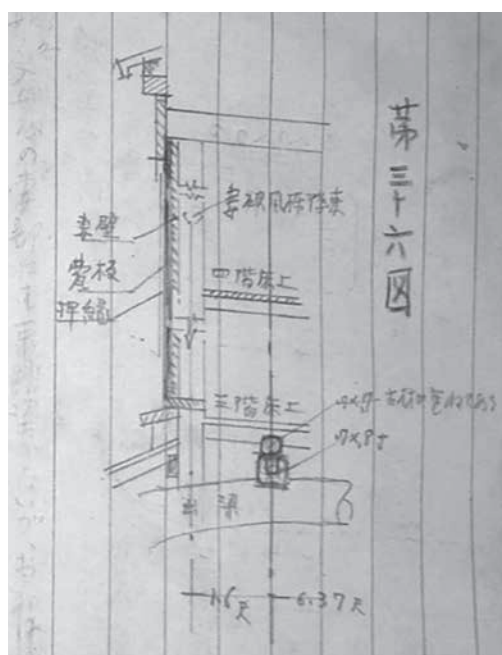
(h) 二重屋根妻立の位置

「三階東および西側の側面中央部は二重屋根入母屋の妻部となっており、この妻部の内側一尺六寸の位置に東西面共松八寸、七寸の古い東踏梁と想われるものと、その梁の上ばにさらに松七寸、七寸の材を重ね根太受けとなっていた」と記され、続いて「(中略) 当初の妻立位置は現在の如く破風ではなく一支、一尺六寸内側の前記東踏梁の位置に建っていたものではなかったか?他の南北張出建の入母屋の破風は、妻立位置より二尺五寸外部にあり形式が違っている。(もっとも南北張出建以外は各屋根共破風は妻建際)」とある。

そして、その後に「前記の東踏梁の東穴は一度使用した痕跡があり、またかかる大材を何等意味もない不必要な位置に架設してあったことは疑問があったが、他にこれ等を裏付けする資料は発見されなかった」と記されている。

なお、「井上ノート」には「二重屋根の大破風」との見出しで、資料8の図を添えて「二重大屋根の破風の妻壁の通りの内側一尺六寸の位置に(東西共)三階の床根太受木が架設されており、其上端に古い柄穴が一間毎に彫ってあり現在は只根太受けとしての役をして居るのみであるが此の根太受けは妻部の妻受梁で当初は妻束をこの梁から立て、妻飾りの位置であったのではなからふか。現在は破風裏が直ちに妻壁となって居るが以前は一尺六寸内側が妻飾りの位置であったものであらふ。」と記載されている。

2階の入母屋破風の妻壁が現状より内側に1尺6寸に後退していたか、松江城天守は更に深みのある天守であったかもしれない。しかし、この一支(1尺6寸)内側の二重屋根妻立ても、復元には至らなかったのである。



資料8 二重屋根妻立の位置を示す図

(i) 五階柱は短縮したものでないか

「五階は元文年代に軒部の檼に包板を施し、文化年代に小屋組の補強、明治年代に天井および窓廻りの改造が行われたことは発見資料によって概略明らかであるが、この他に特筆すべきことは全柱の上部を短縮したものの如くである。すなわち通貫は普通柱の柄を貫くことは特種の場合を除いては考えられないが、内部入側柱から側柱へ差通した上部壁貫が、側柱の上部と軒桁木半分下の位置へ差込まれ、このため柱柄はこの貫のため貫かれていた。次の柱の上部の胴附と柱柄の工作は鋸を使用せず鑿で加工しており、その仕上は粗雑極まるもので、この工作は軒桁や敷桁を支えて置いて胴附を切下げ、柱柄を造ったもので、前記壁貫の位置から考えて柱の上部を少なくとも五六寸切下げたものと考えられる（後略）」と記されている。

確かに現天守を傍観すると、5階の屋根が少し低いようにも思える。5階がさらに5、6寸高かったのなら、松江城はさらに「莊重」だったのではなからうか。

以上のように、井上梅三は、幾つかの疑問点を記し、その後以下に以下の「追記」を記している。

「以上は修理事項の概要であるが、旧藩時代の政策によるものか、天守に関する資料は極めて乏しく、各方面に渉りこれが蒐集に努めたが、僅かに竹内右兵衛の書附および文久の折畳図、明治初年の写真が発見された以外、創建の当初より、その後の修理に関しての資料は遂に得られなかった。建物の性質上当然の結果とも考えられるが、こうした秘事が諸種の伝説となったものであろう。今回の解体に当っては、各部材の墨書は一々蒐録すると共に、その技法、破損状態、材種、木肌等綿密なる調査を行い、これにより修理年代を略解明することが出来、後年改造された部分は一部現状変更を行ったが、なお史料不備のため幾多未解決の個所を遺すこととなったことはまことに遺憾とする所であるが、後日の研究に委ねることとし、この点識者の御示教を仰ぐ次第である。

現場主任 井上梅三 記

なお、「井上ノート」の最後には「復原理由書」との見出しで、次のとおり記されている。

「松江城天守は雲陽大数録によると堀尾吉晴の築土になり慶長十二年起工し同十六年竣工したものと記されてある。今回の解体により之れを証明する正確なものは発見されなかったが、古瓦に堀尾家の紋掌（分銅紋）の刻印あるものが多数発見され又鬼瓦の鳥衾の五三の桐と三ツ葉葵の紋章（堀尾家を代表するものに使用されてある）入のものが残って居りこれ等は築城当初のものと認められる。尚松江城の古図として残って居るものに、延宝二年のもの（幕府に願出たる石垣修理修築に用）があるが、此図の天守の形式は眞缺不明（安永（元文の誤記か？））の古図と安永の古図が有るが何れも形式は相違して居り、勿論現天守とも違って居るが、解体調査の結果、第三、四、五階は後年、相当大規模の修理が行われたもの、如く、即ち元禄十三年庚辰四月大工傳七、喜平次作と墨書の北大破風の六葉裏に墨書してあるもの以下元文、寛文（寛保の間違いか）の年代ものの墨書せるものが各所で発見されたが為、古い仕口の跡から判断して、ある程度延宝の古図の様な形式であったものを前記の時代に現在の如く一大改造が行われたものとも考へられる。解体木材も、二階以下は、番付も刻記であり、三階以上は墨書である。又木肌の年代も違っている。寛保以降は修理された記録も又解体によって発見されたものはない。調査せるものには 解体前の各階の窓廻りは、明治以降の改造されたものである事は、明治八年の写真で明らかである。此回の修理に際し之等の窓廻り及、其他、便所、～窓、入口廻り等を復原せんとするものである。」

井上はこの「復原理由書」で、天守は「延宝の古図の様な形式」で「前記の時代（元文・寛保）の現在の如く一大改造されたものと考えられ」、解体部材も二階以下と三階以上では番付が異なり、木肌（材

・寛保三年	四層北西曾木	墨書
・寛保二年	〃	〃
・元文四年	四層東の北側	木片墨書
	五層東軒先から出た木片墨書	
	ノ之歳辰〇〇	
・元文四年	四層から出た木片墨書	
・元禄十三年	北面千鳥破風懸魚六葉裏墨書	大工 傳七作
		喜平次
・明治二十七年	附櫓の銅板	三葉葵紋の裏書
・寛保元年	酉年 曾木	
	裏に桧皮権四郎の名	
・元文四年四月二十日	桧皮中満といふ〇上	
	裏書	ひか巳 中満 一
		十兵衛
		市右衛門
		左衛門
		源三郎
		市太郎
		五郎
		六人
・元文二年	午四月二十四日	
	御天守〇〇	
	〇〇	
	〇〇	
	一層北側東の裏板	墨書
・正保四年卯月〇〇	大工	〇左衛門
	附櫓懸魚鱗裏書	
・元文三年午六月十四日		
	五層の古る木を包んだ木片	
・裏の曾木	桧皮 重左衛門	伊右衛門 重兵衛
	松吉 精四郎	佐六
・寛保二	戌六月 日	
	大工 傳太	
	大工 清太	
	熊井	
・火燈窓敷居墨書		

資料9 「井上ノート」文末の墨書に関するメモ

木)の年代も異なることを明記しているが、これらの復原は何故に不問にされたのかについては何も記されておらず、ただ「今回の修理(昭和の修理)に際し之等の窓廻り及、其他、便所、~窓、入口廻り等を復原せんとするものである」と記されているだけである。

そして「井上ノート」の最後には墨書メモ(資料9)が列記されているが、「解体修理に伴う発見墨書史料一覧表」(表1)に記されているNo.19、No.24に相当する木片については「元文四年 四層から出た木片墨書」と記載されているだけである。

5. おわりに 『修理報告書』及び「井上ノート」を通して見る昭和の修理

以上、『修理報告書』及び「井上ノート」の記載内容を改めて見直してみたが、井上梅三が「幾多未解決の箇所を遺すことになったことはまことに遺憾」と書かざるを得なかった「昭和の修理」の際の疑問点が幾つか明らかになってきた。

それらを箇条書きにしてまとめたい。

①直政入封の寛永15年(1638) 同時に天守が修理されたとする痕跡は昭和の解体修理では何一つ確認されていない。

②寛永15年に記されたと伝わる「竹内右兵衛書つけ」は、史料を見直したところ、その記載内容から40年後の延宝7年(1679)であることが、最近の調査で判明している。(『別編 松江城』p.633)

③松江城天守を描いた図については、延宝の古図、元文の古図、安永の古図などと記されているが、いずれも図面の正式名称は記載されていない。延宝の古図は、「復原理由書」に「延宝二年のもの(幕府に願出たる石垣修理修築に用)」とあり「出雲国松江城之絵図 延宝2年(1673)」(『別編 松江城』掲載、絵図資料10)、元文の古図はやはり幕府に願いでた石垣修理の図、「松江城郭図 元文3年(1738)」(同左、絵図資料11)、安永の古図は「松江城郭古図 安永7年(1778)」(同左、絵図資料13)であることが確認できる。

ところで、「復原理由書」には天守が「『延宝の古図(「出雲国松江城之絵図」)』のような形式であったものを前記の時代(元文、寛文(寛保の誤記か))に大改造した」とも記されているが、それ以上の追跡は行われていない。

さて、延宝の古図と記す「出雲国松江城之絵図」（同左、絵図資料10）は正保城絵図の一「出雲国松江城絵図」（同左、絵図資料4）の松江城城郭を模した図であることが確認されており、「城郭図に描かれた天守」（同左、絵図資料17）では12点の天守図が確認されているが、絵図を通してみると、延宝以前と以後では天守の形が異なって描かれており、元文、寛文（寛保の誤記か）頃に「一大改造」がなされたと見なすことは、絵図を通して見る限りは可能である。

④「井上ノート」にある天守の「一大改造」のことは、『修理報告書』では何ら記されず、「追記」で「今回の解体に当っては、各部材の墨書は一々蒐録すると共に、その技法、破損状態、材種、木肌等綿密なる調査を行い、これにより修理年代を略解明することが出来、後年改造された部分は一部現状変更を行った」とあるだけである。

「井上ノート」に記されている「一大改造」については、修理年代の記録そして絵図資料およびその他の関連資料を今一度見直し、改めて問い直すべきであろう。そうすることで井上梅三が「幾多未解決の個所を遺すことになったことはまことに遺憾」と書かざるを得なかったその真意に迫ることができるだろう。

⑤元文・寛保頃に「一大改造」が行われたとするならば、この頃の松江城天守に関する記録を改めて見直す必要がある。

本稿では、松江城天守に関する記録等については検討事項として記すに留めるが、「天隆公年譜（宗衍年譜）」の元文3年3月11日の記録から6年後の延享2年（1744）に、6代宗衍は始めて松江に帰り、天守に登っているとある。

また、前記の元文4年の墨書（資料1、2）にある奉行竹内左助並びに御大工斎田彦四郎の事蹟を記す『松江藩列士録』によると、竹内左助は享保16年（1731）に破損奉行（寛延3年までの20ヶ年）を勤めており、寛保3年（1743）には天守の修復に勤めたとして「御帷子一銀五枚」を褒美に戴いている。また、斎田彦四郎は享保3年（1718）に「御破損方支配御大工並」となり、同年「天守小形」を拵えたとして「給銀拾枚」を貰い、「三人扶持」となり、同5年（1720）には「御城内分限絵図」を制作し褒美「貳百疋」を貰っており、その後、同10年（1725）には「御大工」となり、寛保3年（1743）には「御目見格」になっていることが確認できる。

以上、「宗衍年譜」や『松江藩列士録』の記録及び天守を描いた絵図史料から推察しても、元文・寛保頃の天守の修理は、井上ノートにある「一大改造」だった可能性が大きいのではなからうか。筆者は、このことに関連する小冊子として「松江城天守再考—天守は「さらに荘重」だったのか—」（『松江城ブックレット2』）を著してしているが、改めて「初期松江城天守」（仮題）と題して論ずることにしたい。

注

- (1) 『修理報告書』の本文は55頁、概説（①官報告示、②規模、③構造形式、④創立及び沿革）、修理工事の概要（①工事の組織、②工事執行方法、③工事の経緯、④修理仕様概要、⑤工事費精算）、調査事項（①修理前の破損調査、②現状変更、③創建年代及びその後の修理、④発見資料及び銘文）の三章からなり、附録として(1)松江城天守石垣用石材の原産地調査報告、(2)瓦見本品試験結果表が掲載され、全体では136頁、半分以上が写真及び図版である。
- (2) 『松江市史』別編1「松江城」では、「松江城天守」について「天守の創建、天守の特徴、通し柱、包板、帯鉄、松江城天守の修復に関する検討、初期松江城天守に関する復元的考察」などの項目について執筆している。
- (3) 松江城調査研究委員会では令和元年度から「日本及び世界の城郭史における松江城の位置付け・再評価」をテーマとする調査研究を行っている。

- (4) 筆者は『松江城研究3』で「須田主殿編『城郭史から見た松江城天守と昭和の修理』について」を記したが、「5、おわりに」の中に「今後は、須田主殿が出版までしようとしていた『松江城天守と昭和の修理』及び、井上梅三が『修理工事報告書』の下書きとして書きとめた「重要文化財松江城天守維持修理工事 自昭和二十五年 至同二十六年 仮設物実施仕様及解体調査書」、これら両資料を照合することによって、昭和の修理に際して、問われていた松江城天守に対する疑問点を明らかにすることが、これからの課題となるだろう。」と記している。
- (5) 井上梅三旧蔵資料の一、「井上梅三旧蔵資料」は井上が晩年住んだ江津市の自宅に伝えられていたもので、現在は松江歴史館に寄贈され保管されている。
- (6) 『修理報告書』には「明治初年の松江城天守」として掲載が、『松江市史』別編1「松江城」には（参考資料2）として掲載され、この写真が長い間「明治初年の松江城天守」あるいは「明治八年」とされてきたが、現在は、他の古写真と比較検討された結果、「明治27年の大修理の契機となった傷みを撮影した可能性が高く、想定できる撮影時期は天守閣崩落の暴風雨に襲われた明治25年8月頃から明治の大修理が始まる同27年6月10日までということになる」（稲田・福井）と記されている。
- (7) 「竹内右兵衛書附」について、『修理報告書』には「（前略）紺紙の表紙をつけて右綴じにしているが、表紙の左端がきれている為に標題が判明せず、最後の奥書の中の文句をとり『かきつけ』と仮称するものである。年代は寛永頃と考えられ、内容は松江城に関するもの（中略）松江城天守に関する実測記録としては唯一の史料である。天守修理に際し、竹内家より松江市に寄贈された（後略）」と記され、「松江市指定文化財」にもなったが、『別編 松江城』では、その書名は「竹内右兵衛書つけ」とし、「御本丸中」をはじめとして松江城城郭部の製作年代も延宝7年（1679）頃であるとし、これを記した人物「竹内右兵衛」は『藩祖御事蹟』にある「竹内有兵衛」ではなく、『松江藩烈士録』にある祖父竹内宇兵衛から三代目の元祖竹内宇兵衛と考えられるとしている。なお「竹内右兵衛書つけ」については、本誌別稿『竹内右兵衛書つけ』再考（稲田信）がある。
- (8) 本図は未確認であるが、本図と同時に作成された「御天守上ヨリ下迄地絵図面」（文久元年カ、月照寺蔵）が『別編 松江城』には掲載されている。この図は、地階から天守5階の平面図が簡略に記されており、1階には人質蔵及び御両便所が、4階にも御便所があり、附櫓入口から天守5階まで、階段から階段に通じる部分には畳一畳分が朱色で図示されている。これらは、藩主登城に際して描かれた図面一式と見られる。
- (9) 「天隆公年譜」は六代藩主であった宗衍の事蹟を記した「宗衍年譜」のことである。ところで「宗衍年譜」をめぐってみると、元文3年3月11日には「是日月相府ニ告ルニ 雲藩松江城ノ天守 年ヲ遂テ損スルコトヲ致シ 五層皆朽ルニ至ル 故ニ漸ニ之ヲ修ムト云ヲ以ス」と、7年後の延享2年6月1日には「公松江城ニ入ル時二年十七歳 始テ国ニ就」と、そして同月9日には「公中城（ホンマル）二城（ニノマル）ヲ観天守ニ登リ 遂ニ南北ノ厩馬ヲ閲（ケミ）ス」と記されている。
- (10) 「包板」については、昭和の解体修理後、墨書があるものも含めて、大半が再利用されており、現状において、確認することは難しい。
- (11) 『松江城天守学術調査報告書』は平成22・23年度に実施された「松江城天守学術調査」の報告書で、調査は松江市と神奈川大学（代表 西和夫神奈川大学名誉教授）と研究委託事業で実施されたものである。
- (12) 廻り番付は「一、二、三」または「い、ろ、は」を使って建物の時計回りに番を追ったものであるが、「16世紀はじめに現れ、城郭建築において初めて最も多く使われたしたもの」（『建築大辞典』記載）との説もある。

（わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授・松江城調査研究委員会委員）

松江城二之丸御殿の復元的考察

金澤雄記・小林久高・和田嘉宥・朱 暉

1. はじめに

前稿『松江城研究3』では「御三丸御指図三枚之内」の指図を用い、松江城三之丸御殿についての復元的な考察を行った。本稿では同様の手法で二之丸御殿についての復元的な考察を行いたい。

二之丸御殿の主要な建物は書院や大広間であるため、三之丸御殿に対して接客の要素が強い建物群といえるが、松平時代には藩主の居所としても使用された時期もある重要な建物群である。三之丸御殿に先行して慶長15年(1610)に天守などとともに完成したため、三之丸御殿完成以前の居所であったようだ。

二之丸御殿は一部減築や改築があったが、明治8年(1873)廃城まで残存しており、天守とともに古写真にも写っているが、惜しくも廃城令で取り壊されてしまった。

二之丸御殿に関しては三之丸御殿と同じく、絵画的な復元としては松岡利郎氏による『復元体系 日本の城6 中国』⁽¹⁾や筆者による『週刊 日本の城 第14号』⁽²⁾などがあり、模型的な復元としては松江歴史館の展示物(写真1)がある。また『復元体系』では御殿の構成について概説し、『松江市歴史叢書7』(松江市史研究5号)⁽³⁾では指図を図化するとともに御殿の各建物の役割や普請の変遷、さらには指図史料の編年を行う。

本稿では今後の利活用を鑑み、二之丸御殿の図面としての立体的な復元を試みることを目的とする。

2. 二之丸御殿の変遷

(1) 堀尾・京極時代(1607~1637)

最初に主に二之丸の変遷に関して諸文献より整理する。

まず堀尾時代の城内と城下町を描いた松江城内を描いた絵図では最も古い「堀尾期松江城下町絵図」(図1)にはすでに二之丸御殿や三之丸御殿の外形が描かれている。建物名称の記載がないが、建物の並びから推察すると、後述する本稿で復元考察した式台・広間・書院・下台所などの建物群に加えて、取り壊された上台所・長局などの建物が描かれている。

(2) 松平時代(1638~1871)

京極氏の後の松平時代は、参勤交代からの帰国の際の居所は三之丸御殿であったが、2代綱隆は寛文9年(1669)に二之丸御殿に一時的に居所を移した。3代綱近の時代になると北之丸や再度三之丸御殿に居所を移した。それに合わせて、二之丸御殿を含め天守や三之丸御殿などの城内の建物の造作が盛んに行われた。三之丸御殿に関しては新御寝間や奥御殿、姫様御殿な

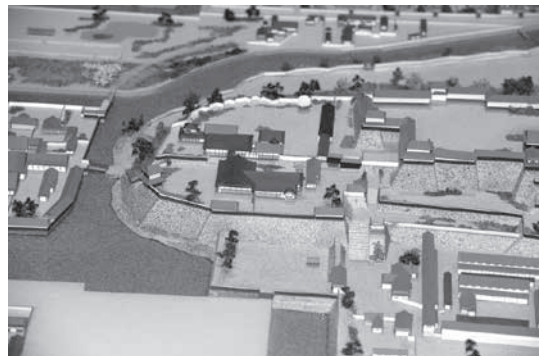


写真1 松江城模型(松江歴史館蔵)



図1 「堀尾期松江城下町絵図」(部分)
(島根大学附属図書館蔵)

どの新築もあったが、建築より100余年を経過しての改修や屋根葺き替えなどのメンテナンスもあった。

最も大きな造作としては、元文3年（1738）から5年がかりでの天守の修復があった。二之丸御殿に関しては天守の修復に伴い、下台所と付属する廊下が御作事小屋や物置に改修された。

天守修復が終わった後には、寛延3年（1750）に上台所が取り壊された。記録がないが、おそらくこの頃に御広敷や長屋なども一緒に取り壊され、本稿で復元対象とする幕末時の状態まで減築されたものと思われる。

（3）廃藩置県後（1871～）

明治8年（1875）に松江城は廃城となり、二之丸御殿・三之丸御殿を含む天守以外のすべての建物が取り壊された。

二之丸跡地は廃城になり、一段高い西側には明治32年に松江神社が移築された。また明治36年には明治天皇の山陰行啓にあわせて興雲閣が建設された。二之丸御殿の遺構としては東側に井戸だけが残る（写真2）。昭和9年には本丸・二之丸一帯が国史跡に指定となり、平成9年から13年にかけて二之丸上段に南櫓・中櫓・太鼓櫓が木造復元された。

3. 史料

二之丸御殿の絵画的な史料としては、時代順に「御本丸二ノ御丸三の丸共三枚之内」（図2）（寛文11年～元禄7年（1671～1694））、「松江城縄張図」（17世紀末）（図3）、「御城内絵図面」（図4）（享保4年～5年（1719～1720）頃）、「式丸御書院御広間絵図」（嘉永3年（1850））（図5）、「旧松江城図面（松江亀田千鳥城）」（図6）（明治42年（1909））などがあり、これらを照らし合わせることで、二之丸御殿の変遷をみることができる。

「御城内絵図面」は建物の姿図を描いた絵図である。本丸と二之丸に関しては、現存する天守と比較しても、正確に建物を描写することに努めていると感じられる絵図である。二之丸御殿に関しては御玄関・御広間・下台所・御廊下・御書院・御月見御殿・御土蔵などが描かれる。のちに取り壊された御広敷・上台所・御風呂屋・釜屋・長屋なども描かれているが、上から貼紙により消されている。

「御本丸二ノ御丸三の丸共三枚之内」は、方眼紙の上に各建物の間取りを貼紙として表したものである。同じく取り壊された御広敷・上台所・御風呂屋・釜屋・長屋などの間取りも描かれており、建物の詳細



写真2 二之丸上段の現状



図2 「御本丸二ノ御丸三の丸共三枚之内」（部分）（国文学研究資料館蔵）



図3 「松江城縄張図」（部分）（松江歴史館蔵）

がよくわかる指図である。

「松江城縄張図」も同じく方眼紙の上に各建物の間取りを貼紙として表したものである。御風呂屋と釜屋に貼紙があり消されている。

「弍丸御書院御広間絵図」は二之丸御殿のみを描いた指図であり、各部屋の名称や広さ、建具の種類や枚数なども詳細に記される。明治初期に取り壊しの直前の幕末の姿を描いたものであり、御広敷・上台所・御風呂屋・釜屋・長屋などはすでに失われている。また御玄関と下台所は御破損方の物置として一部土間化され改修されている。指図としては改修計画図であり、現状図に朱書きの貼紙で改修計画を貼り付けたものである。具体的には、御玄関が作事方の物置となっていたので代わりに御広間に直に入れるよう南側に唐破風玄関を増設することや、御風呂屋が失われたことで計4ヶ所に風呂・便所の増設を計画したものである。

さらに二之丸御殿を立体的に知る史料としては、取壊前の明治初期に撮影された古写真（写真3）には御殿の一部が写っている。また御殿を立体的に描いた写実的な絵図としては「旧松江城図面（松江亀田千鳥城）」（松江歴史館蔵）など⁽⁴⁾があるが、江戸時代に描いたものはなく、いずれも取り壊し後に懐古的に描いたものである。

加えて二之丸御殿の文字史料としては、17世紀後期に編纂されたとみられる『竹内右兵衛書つけ』のうちの「二御丸中」⁽⁵⁾の項に二之丸御殿の各建物の規模や屋根葺き材、屋根の向きなどの記載がある。あわせて明和3年（1766）に『御城内惣間数』のうちの「二之丸」⁽⁶⁾の項にも二之丸御殿に関する規模の記述がある（表1）。

その他、二之丸西側に関しては、発掘調査により礎石が検出されており、京間の内法制による基準柱間寸法が確認できる（図7）。

本稿では明治期に取り壊された二之丸御殿により近い「弍丸御書院御広間絵図」をもとに二之丸御殿の復元考察を行うこととする。

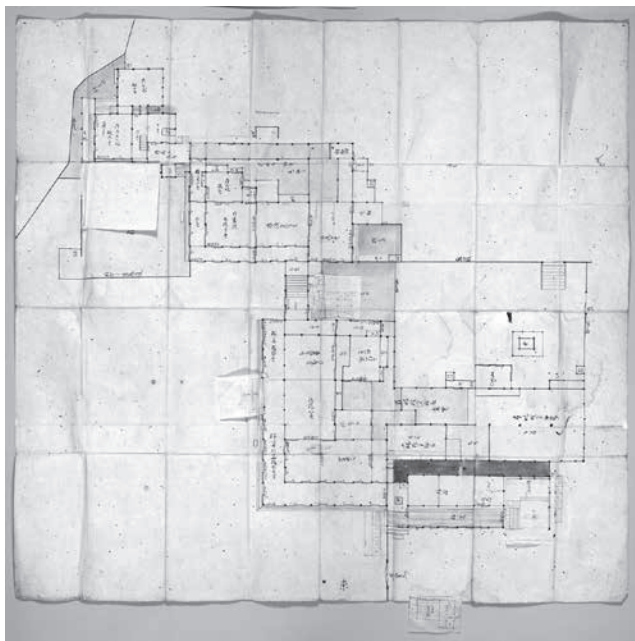


図5 「弍丸御書院御広間絵図」（国文学研究資料館蔵）

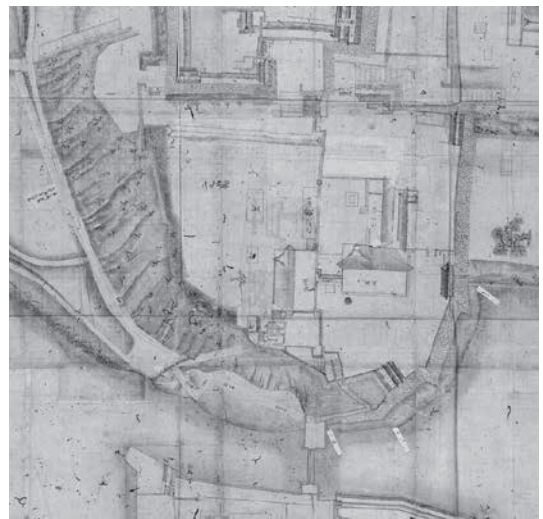


図4 「御城内絵図面」（部分）
（国文学研究資料館蔵）

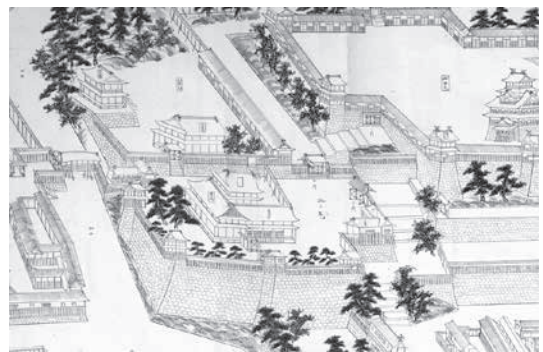


図6 「旧松江城図面（松江亀田千鳥城）」
（部分）（松江歴史館蔵）

4. 復元考察

まず「式丸御書院御広間絵図」をもとに図面化すると復元図（図8～13）のようになる。二之丸は下段と上段に分かれ、高い石垣上の上段に二之丸御殿は設けられた。二之丸上段も東側と西側で約2m（6尺3寸）の段差がある。

二之丸御殿の構成については『松江市歴史叢書7』（松江市史研究5号）や『松江市史』別編1「松江城」に詳しいため詳細は割愛するが、完成時には大きくは東側に御玄関・御広間・下台所・長屋、一段高い西側に御書院・御月見御殿・御土蔵・上台所・御広敷・御風呂屋・釜屋があった。高低差のある御広間と御書院は階段状の御廊下で結ばれていた。

ただ18世紀には長屋・上台所・御広敷・御風呂屋・釜屋が取り壊され、御玄関と下台所は御破損方の作事小屋や物置として改築された。

復元考察した18世紀以降の二之丸御殿の使用に関しては、三之丸御殿と同じく藩主や家老の日記などの記録が存在しないため、具体的な使用に関しては文字史料からは不明確である。そのため復元考察した改造後の二之丸御殿の建築的な特徴から推察すると、まず式台玄関が失われているため正規に建物内に入ることができず、公の儀式での使用はなかったものと思われる。また寝所や上台所、風呂屋がないため生活することもできない。あわせて下台所がないため給仕もできず長時間の利用も考えられていない。よって対面の場となるべき広間や書院、二階建て茶室（御月見御殿）があるものの、短時間での非公式の使用しかできなかったと考えられる。

それゆえ幕末期には「式丸御書院御広間絵図」に見られる玄関・式台・風呂・便所の増改築計画案が示されたが、明治期に描かれた「旧松江城図面（松江亀田千鳥城）」などを見る限りでは少なくとも広間に計画された式台玄関が描かれていないため、実現はしなかったものと思われる。

以上、幕末期の二之丸御殿を復元してみると、端的には使用感の感じられない建物群である。理由は高石垣の上にあるため不便であることにほかならず、御殿機能は石垣下の三之丸御殿や北之丸の上御殿、御花畑にあった観山御殿・田中御殿に移ってしまっていたと考えられる。廃城間もなくの明治8年の古写真（写真4）にはすでに書院の屋根を取壊し中の姿が写っており、例えば島根県庁舎の施設として転用されず早々に取り壊されたのは、長年の放置状態で傷みが激しかったからとも考えられる。



写真3 松江城古写真（明治初期）
一段高い二之丸上段の石垣の上に、二重の南櫓とその背後に御広間（右）と御書院（左）の屋根が写る

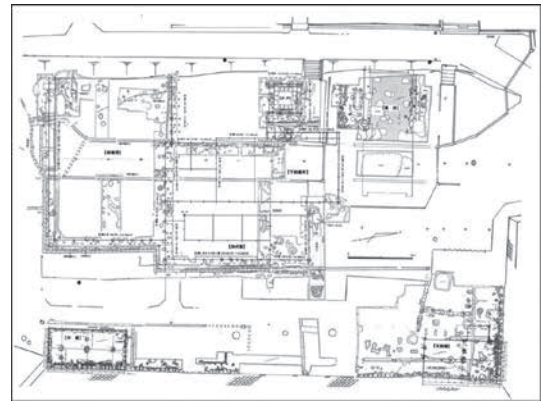


図7 二之丸御殿跡遺構図
出典：『史跡松江城整備事業報告書 第2分冊：調査編』松江市教育委員会、2001、pp 85-86



写真4 松江城古写真（明治8年）
取壊し中の御書院の屋根
屋根に反りはなく直線的である

表1 二之丸御殿に関する『竹内右兵衛書つけ』と『御城内惣間数』の記述

建物	『竹内右兵衛書つけ』「二御丸中」 (17世紀後期)の記述	『御城内惣間数』「二之御丸」 (明和3(1766)年)の記述
御玄関 (御式台)	御式臺 三間はり拾壹間 西ニ三尺ニ九間半之付下シ屋根 こけら 棟南北也 南ノ方 西ノ壹間半所御廣間ゑん側ニ取 付也	御玄関 三間梁 桁行拾壹間
御広間	御広間 八間半梁拾貳間半 棟東西也 北ニ三尺ニ五間之ひ さし有り 御広間南ノ方東ノ方 御式臺南東ノ方共ニ くれゑん三尺 ニ貳拾九間也	御広間 七間半梁 桁行拾貳間半
下御臺所 (御作事所)	下御臺所 五間ニ九間半 西ニ三尺ニ五間半ノ庇 北ノ角ヨ リ取付 棟南北ニ立 柿屋根也 但御作事小ヤニ成て有 同所より御廣間へ之廊下 四間半梁ニ三間半也 棟南北 こけらや 但御作事小や物置ニ成て有	御作事所 五間梁 桁行九間半 右同所ヨリ御広間取付廊下 貳間半ニ四 間
御廊下	御広間ヨリ御書院へ之御廊下 壹間半ニ四間半 棟東西ニ シテ貳間分東ノ方ろく屋根 壹間半ノ分ハ登りかんき 屋根も登り也 西之壹間ハ御書 院ト対座ノろくニシテ溜り也 同北ニ壹間四方御書院ヨリ之ひさし也 何れもこけらや 也 御広間ト御書院座ノ違六尺三寸 かんき数ハツ	右同所(御広間)ヨリ御書院取付廊下 壹間半 四間半
上御臺所	上御台所 五間はりニ七間 西ニ三尺ニ七間之付下有 棟南 北ニ立 東ニ三尺ニ壹間半ノひさし有 何もこけらや 同所ヨリ御書院へ取付之廊下 貳尺四方 棟南北 御台所之 方ハ壹間ノ取合 御書院之方ハ西之角ヨリ貳間 共ニ取付 也	上台所 五間梁 桁行七間 但 此分寛延三午 御議定ニ而崩ス 右同所ヨリ苅部屋廊下 壹間ニ貳間
御広式	御広式 四間はり六間也 北ニ三尺ニ貳間ノ庇 西ノ南ヨリ 取付有 棟南北 ニ立 こけらや 同所ヨリ上御台所へ之廊下 貳間はり三間 棟東西也 こけ らや	苅部屋 三間梁 桁行四間半 右同所ヨリ御書院取付廊下 壹間半 貳間
御書院	御書院 八間はり拾貳間 棟南北ニ立 こけらや 同所より御広式へ之廊下 九尺ニ桁行貳間 棟南北ニ立 こ けらや 御書院ヨリ御風呂屋へ之廊下 壹間ニ壹間半ハ 棟東西也 御書院北ノ角ヨリ五間明取付て有り	御書院 七間半梁 桁行拾壹間 御縁側通り共ニ 石垣高 一間貳尺 法出 無し 但土台下
御月見御殿 (月見櫓)	月見矢倉 貳間半はりニ東西三間ニシテ 北ニ壹間三間ノ 庇有 二階之次之間用ル 下之重ハ東南西ニ折廻し壹間ニ 九間半有り 但東方四間南ニ四間西ニ壹間半也 同所より西之御土蔵へ之廊下 貳間はりニ桁行東西三尺 也 下ハはし子戸棚ニシテ 上ハ南壹間之所見上之重之 床ニ用ル 北ノ壹間ハ押込ノたなニ成 こけらや也 月見之北ノ庇 貳間ニ桁行東西三間半 東ノ方ニ三尺ニ貳 間ノひさしニシテ 内壹間北ノ方を御雪隠之内ニ入 外ニ 壹間又庇出て 合テ貳間之御雪隠也 同所ヨリ御書院へ之御廊下 壹間半はり桁行南北壹間	御月見御殿 三間半梁 桁行四間 御縁側通り共ニ
御土蔵	御土蔵 貳間半ニ三間 棟南北也 カワらや也	右同所御土蔵 貳間半梁 桁行三間
御風呂屋	御ふろや 貳間はり五間 棟南北也 南ノ方ニ壹間ニ貳間ノ ひさし有 此東ノ方ハ壹間ニ貳間半ノ所御雪隠御小便所 廊下取合共ニ成 こけらや 御ふろやヨリ月見ノ次ノ間へ取付之菱廊下 壹間はりニ 桁行壹間半 棟巳午ヨリ亥子ニ當テ有 御ふろや東ノひさし 壹間ニ四間 右ノ廊下西ニ取付 北ハ 廊下も庇もかへ壹めん也 御ふろやヨリ間中北へ出て有 り 南北也	

5. まとめ

以上、「式丸御書院御広間絵図」をもとに二之丸御殿を復元考察し図面化した。築城時の建築当初の二之丸御殿には藩主の生活や政庁の場である御殿として必要な建物がすべてそろっていたが、遅れて三之丸御殿が完成し、17世紀末にはその他新御寝間・奥御殿・姫様御殿などの付属的な建物も三之丸御殿に増築されたため、二之丸御殿は当初の機能を失った。そして主要な建物として書院や大広間だけが残ったため、三之丸御殿に対して接客の要素が強い建物群となった。また御玄関や下台所は18世紀前期の天守の大改修時の御作事小屋となり、物置小屋となった。一般的には主御殿に対する副御殿の役割は、隠居した藩主の隠居御殿か、嫡男の世継ぎ御殿である。しかし松江城の三之丸御殿に対する二之丸御殿の本来の役割は江戸中期には失われていたことが特徴といえる。

参考文献

- ・『復元体系 日本の城6 中国』ぎょうせい、1992。
- ・『松江城研究1』松江市教育委員会、2012。
- ・『松江城研究2』松江市教育委員会、2013。
- ・『松江城研究3』松江市教育委員会、2021。
- ・『松江市歴史叢書7』（松江市史研究5号）松江市教育委員会、2014。
- ・『松江市史』別編1「松江城」松江市、2018。
- ・『重要文化財高知城修理工事（第三期）報告書』高知県教育委員会、1959。
- ・『静岡県指定文化財掛川城御殿修理工事報告書』掛川城御殿保存修理対策委員会、1976。
- ・『名古屋城 昭和実測図』名古屋市、1977。
- ・『重要文化財二条城修理工事報告書 第六集』京都市元離宮二条城事務所、1984。
- ・『熊本県指定重要文化財 旧細川刑部邸 移築工事報告書』熊本市、1996。
- ・『佐賀城本丸御殿 建物復元工事報告書』佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2007。

注

- (1) 『復元体系 日本の城6 中国』ぎょうせい、1992、pp.120-127。
- (2) 『週刊 日本の城 第14号』デアゴスティーニ、2013、pp.21-22。
- (3) 和田嘉宥「三ノ丸の特色とその推移について」『松江市歴史叢書7』（松江市史研究5号）松江市教育委員会、2014、pp.71-86。
- (4) その他、「松江城郭図」（安立昌平家蔵）・「松江亀田千鳥城図」（松江歴史館蔵）・「出雲国松江城図」（兵庫県立歴史博物館蔵）などほぼ描かれる内容や構図が等しい絵図がある。
- (5) 和田嘉宥「【史料翻刻・改題】『(竹内右兵衛書つけ)』」『松江城研究1』松江市教育委員会、2012、pp.47-51。
- (6) 和田嘉宥「【史料翻刻・考察】『御城内惣間数』」『松江城研究2』松江市教育委員会、2013、pp.13-16。

（かなざわ ゆうき 広島工業大学工学部准教授・松江城調査研究委員会建築史部会専門調査員）

（こばやし ひさたか 鳥根大学学術研究院環境システム科学系准教授・松江城調査研究委員会建築史部会専門調査員）

（わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授・松江城調査研究委員会委員）

（しゅ えん 鳥根大学大学院自然科学研究科環境システム科学専攻建築デザイン学コース修了）

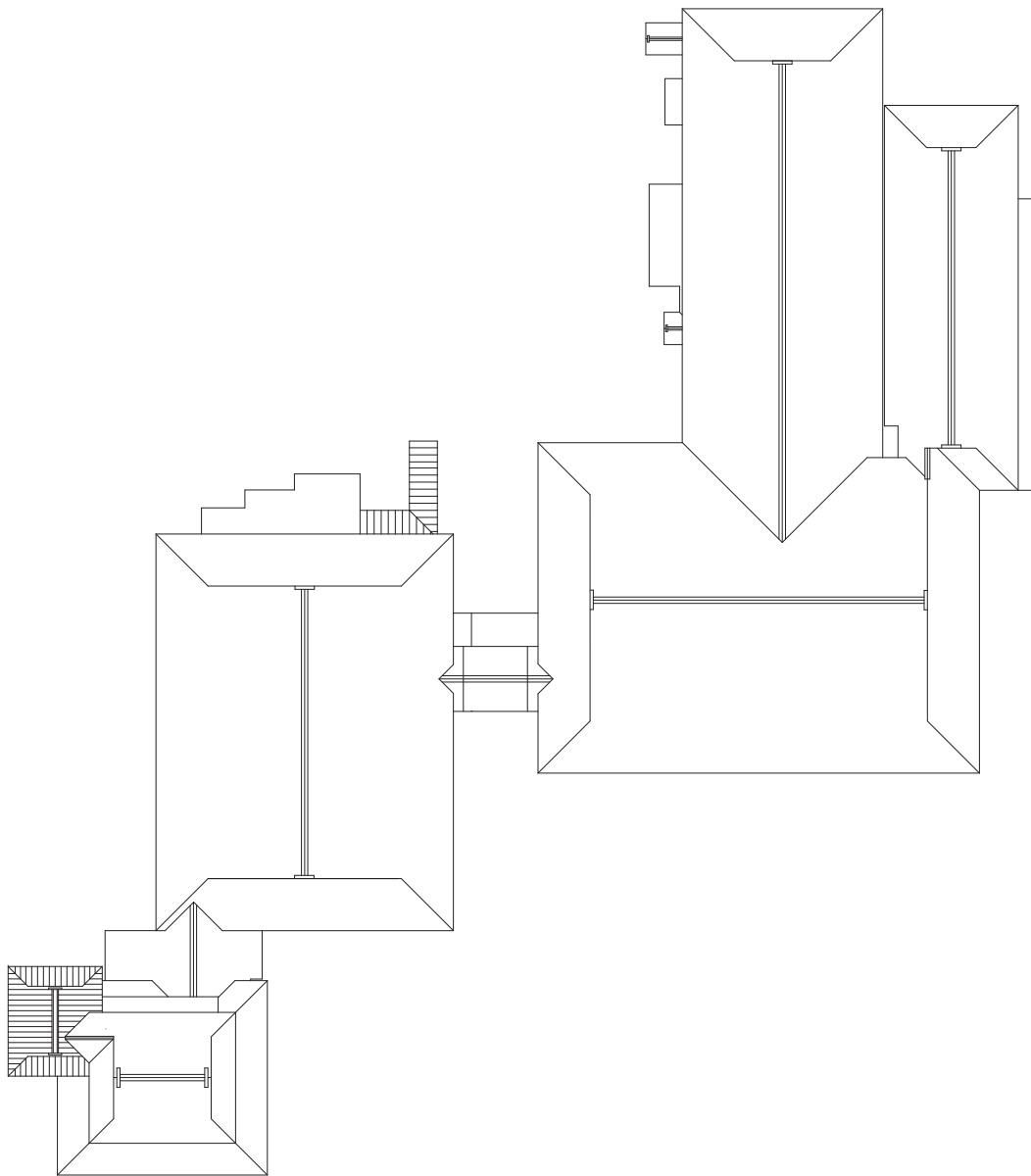


图8 松江城二之丸御殿復元屋根伏図

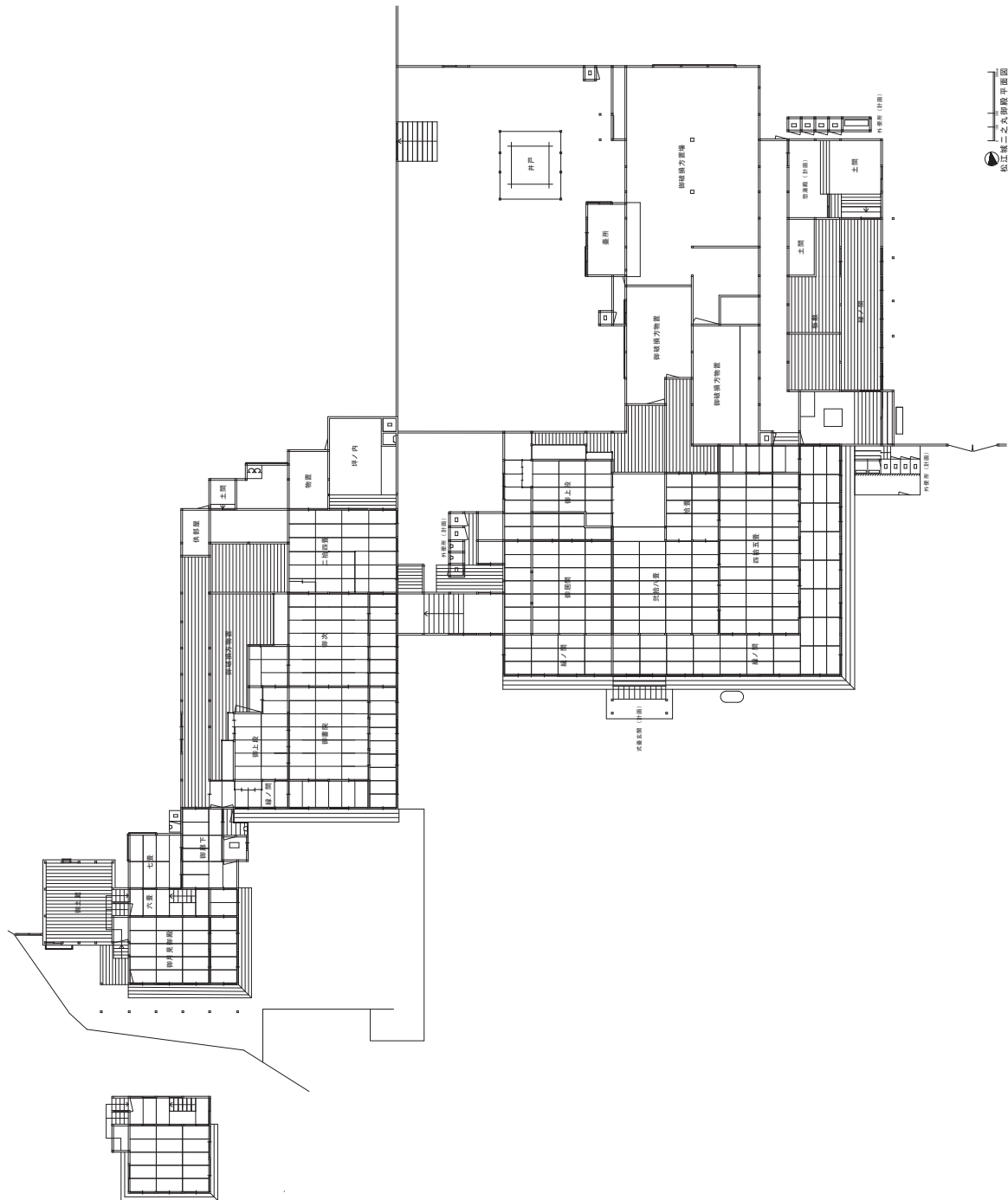


图9 松江城二之丸御殿復元平面图

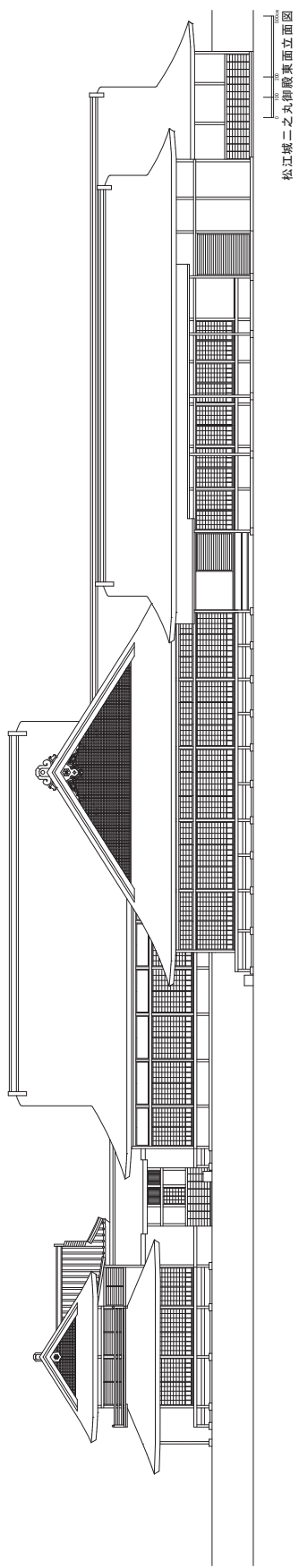


图10 松江城二之丸御殿復元東面立面图

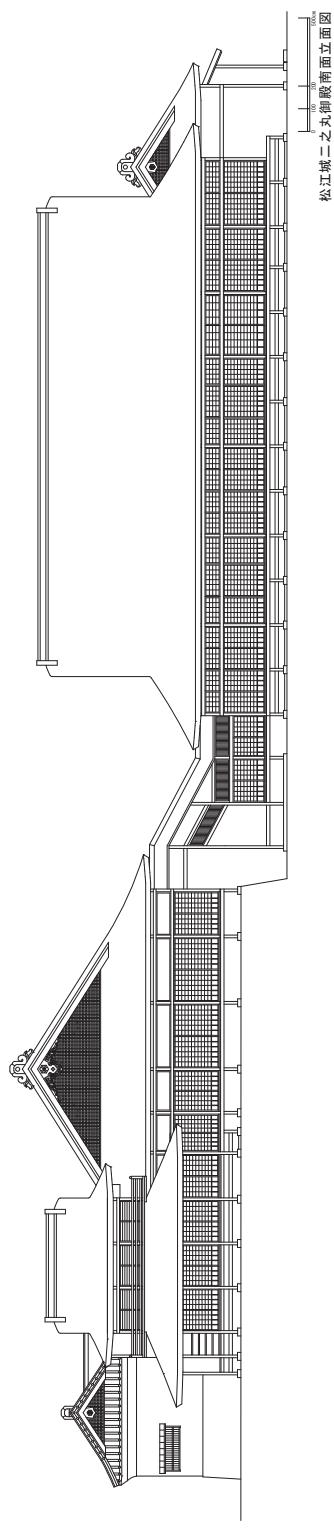


图11 松江城二之丸御殿復元南面立面图

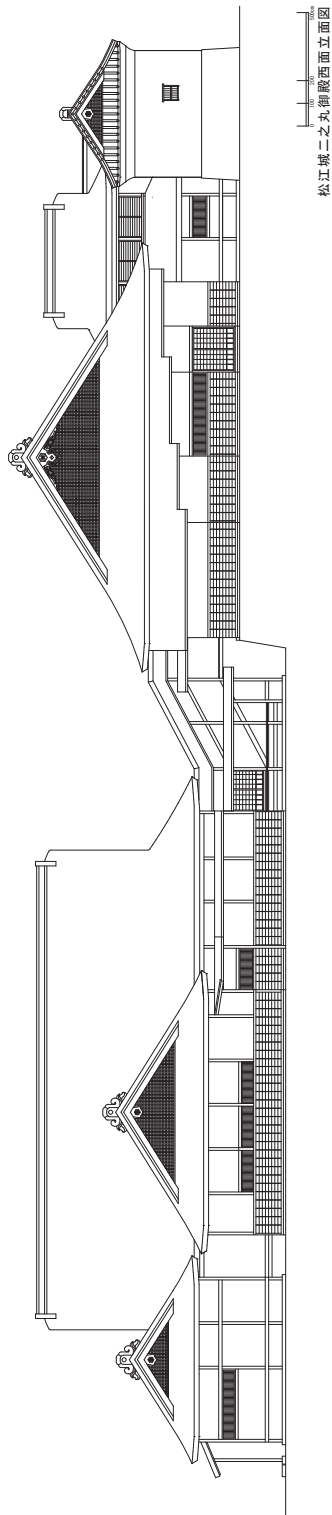


图12 松江城二之丸御殿復元西面立面图

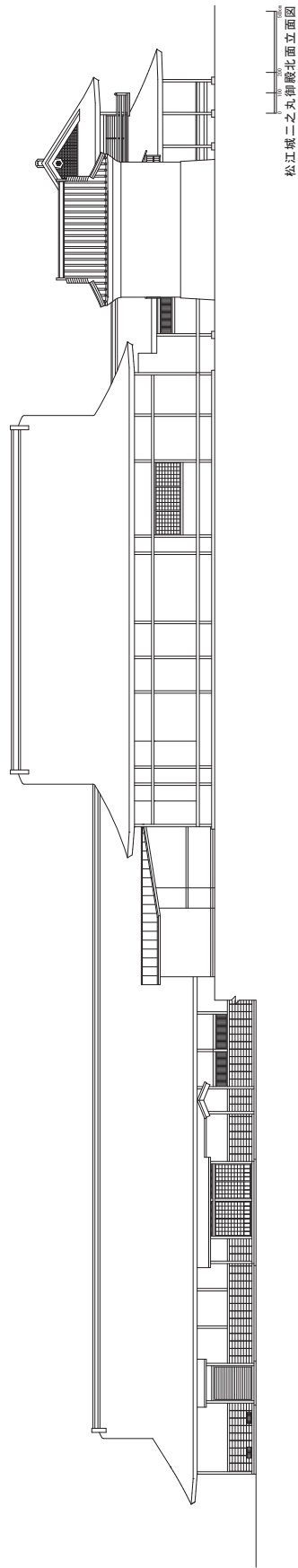


图13 松江城二之丸御殿復元北面立面图

松江城下における古民家の現存状況の傾向

小林久高

1. はじめに

松江の城下町は近世の町割りを色濃く残しており、中心となる松江城をはじめとする様々な伝統的建築物を観光資源として活用することにより多くの観光客を呼び込むことに成功している。

松江は第二次世界大戦の空襲による被災が無かったこともあり、現在利活用されているもの以外にも多数の伝統的建築物が残されているが、その多くは分布や年代等の詳細が把握されておらず、利活用に向けた方策も立てにくい状況であった。そんな中、平成28年度に松江市による古民家の現存状況に関する悉皆調査が、松江城下町エリアを対象として実施された。その結果700件を超える古民家が抽出されたものの、現在までその資料については公開の機会に恵まれてこなかった。今回の報告では、この松江市による悉皆調査の成果を資料として活用し、地図上に古民家の各種の属性に関する情報をプロットしていくことで、古民家の分布の地域的な傾向を確認することを目的としている。対象地域は旧城下町エリアとし、城北地区、城東地区、城西地区、白湯地区、雑賀地区の5地区（図1）に分けて傾向を確認していく。具体的な建物の要素としては調査シート記載項目の中から（1）建設年代、（2）建物の構造、（3）建物の様式〔和風/洋風〕、（4）建築形式〔町家型/屋敷型〕、（5）左棧瓦の使用、についてそれぞれ分布図を作成し、その傾向と要因を検討した。

この報告により、松江城下の歴史的なまちづくりの方向性を改めて検討し、新たな観光拠点の整備や、より良い住環境の実現に向けた基礎資料として活用できるものとした。

2. 近世の松江城下町の構成

まず初めに、松江城下町の町割りについて確認しておきたい。江戸時代に作成された絵図である「堀尾期松江城下町絵図」（1620～1633頃/島根大学附属図書館蔵）（図2）や「松平期松江城下町絵図」（江戸時代後期/島根大学附属図書館蔵）を確認すると、当時の町割りのほとんどが現在まで引き継がれていることが分かる。当時の土地利用の、藩の施設・侍町・町人町・寺町社寺の4種類について、現在の地図上に重ねてみると（図3）今回の調査対象地が近世の主な居住エリアをカバーできていることが分かる。

3. 文化財に指定・登録されている建築物（図4、表1）

対象エリアにおいては、既に文化財として指定・登録されている建築物が多数存在している。次の作業として、現在までにどのような建築物が文化財的な価値づけをされ、その分布状況がどのようになっているのか確認する。なお、今回の調査対象には、既に指定・登録済の物件も含まれている。

松江市における建築物の指定文化財件数は、国指定7、県

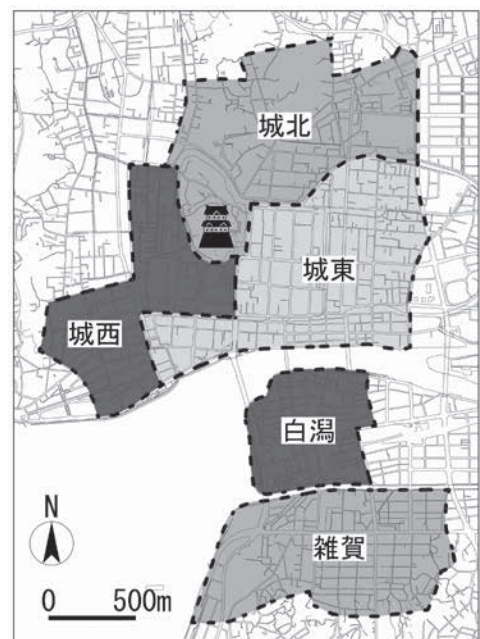


図1 対象とする5地区の範囲

この地図は島根県知事の承認を得て、「松江圏都市計画図」（1/2,500）を使用し複製している。（承認番号 令和2年6月23日号）他の地図も同様。

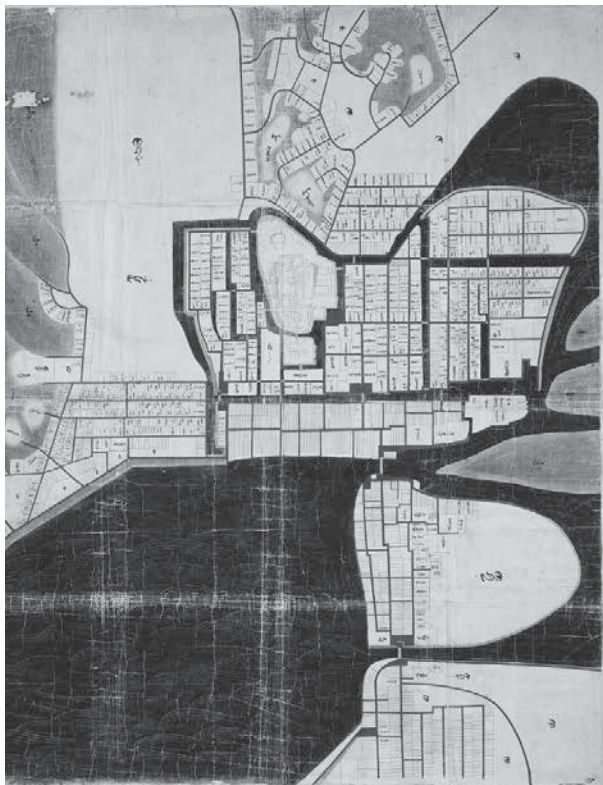


図2 「堀尾期松江城下町絵図」近世初頭（1628～1633頃）島根大学附属図書館所蔵

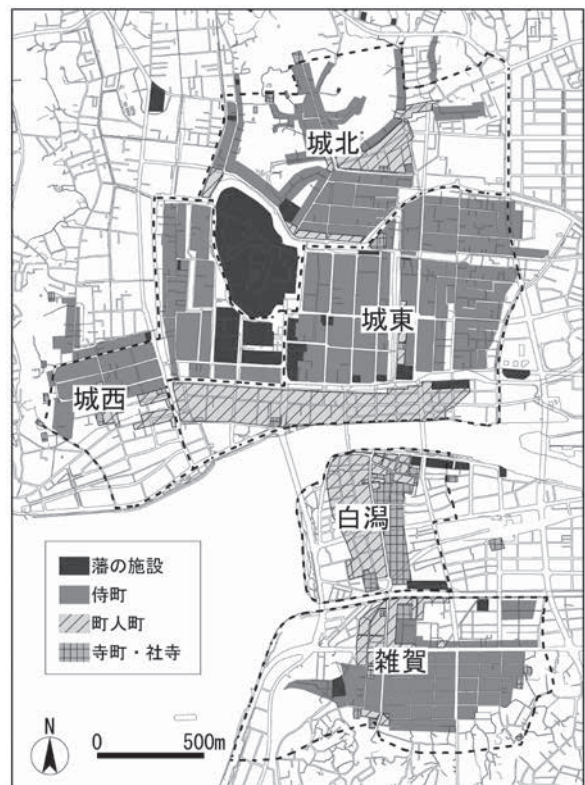


図3 対象地区における近世初頭の土地利用
(絵図及び「松江城下町今昔絵図」NPOまつえ・まちづくり塾2013を参照し作成)

指定6、市指定12の全25件である。そのうち、対象となる城下町エリアには国指定1、県指定4、市指定6の全11件が存在している。その中で今回の調査対象とする民家（住まい、商店、付属屋等）にあたるものは市指定の⑥の1件である。

登録文化財として、松江市には国による登録有形文化財(建造物)が42件存在し、対象エリア内には12件（15棟）が立地している。そのうち民家にあたるものは4件である。また、松江市においては松江市登録歴史的建造物を設定しているが、現在登録されている15件のうち対象エリア内には9件が存在している。そのうち民家として使用されていたのは8件である。

国宝の松江城天守を中心としたエリアに多くの文化財が集中しており、松江城の南側においては島根県庁をはじめとした公共建築物群が国の登録文化財となっている。さらに南の大橋川沿いにおいては松江市によって登録された歴史的建築物が多く見られる。城西地区の西部や白湯地区、雑賀



図4 文化財等に指定済の建築物の分布状況

地区においては、指定・登録の建築物が少なく、城下町エリアの中でも歴史的建築物の認識や利活用に向けた取り組みにばらつきがあることがわかる。

4. 調査の内容

本報告の基礎資料となっている松江市による悉皆調査は、2014年（平成26年）に鳥根県建築士会を中心として実施され、城北地区：265件、城東地区：97件、城西地区：78件、白潟地区：68件、雑賀地区：289件の歴史的建造物の記録を作成した。調査方法は道路等からの外観調査で、物件ごとに建築に関連する項目を確認し、調査票に記載している。調査票には住所等の基本情報にあわせて、建築物の構造・建築様式・屋根の形状・門や塀の構造・建物の用途・各部の仕上げ・建築時期の想定・改修の内容・外観写真・住宅地図上の位置が記されている。

5. 古民家の現存状況

情報の処理にあたっては、調査票1枚を1件としたが、1件の中に土蔵が含まれている場合には別途カウントした。調査票に記載がない項目については、掲載されている写真より情報を読み取り補足した。分布図の作成に際しては、家屋の密集している地域ではプロットが重複して見にくくなるため、適宜省略している部分がある。

図の作成とデータの集計の作業は鳥根大学の学生であった遠藤茜音が2020年度の卒業論文として取り組み、分析を行なった。本報告ではそのデータに上記の修正を加え、見やすいように修正した図表を使用している。

(1) 建設年代（図5・7、表2）

建物の建設年代については、現地で調査者が目視で確認し、想定される建設年代を記録している。おおよそ、明治以前・大正・昭和（戦前）・昭和（戦後）の4時代に区分している。

全体的な傾向（図5）を見ると、文化財的な価値が高いことが想定できる明治以前と大正の割合がそれぞれ1割程度となっており、古民家全体の約2割が特に歴史的な建物となっている。戦前と戦後はそれぞれ3.5割程度を占めており、歴史的な建物の7割を占めている。外観の改造が多いものについては、年代不明とされている。地域ごとの傾向（表2）を見ると、明治以前・大正の物件が城北地区に集中している。また、歴史的建築物の合計数は、城北地区と雑賀地区で特に多くなっている。

表1 文化財等に指定済の建築物一覧

国宝	◎	松江城天守
指定文化財	①	興雲閣
	②	明々庵
	③	高真院（松平直政）廟門
	④	大圓庵（松平治郷）廟門
指定文化財	①	塩見畷旧武家屋敷遺構
	②	武家屋敷
	③	観月庵及び待合
	④	田原神社随神門
	⑤	松江藩家老朝日家長屋
	⑥	田野家住宅（旧田野医院）

国による登録有形文化財（建造物）	(1)	旧米江旅館（巴庵）本館北棟、旧米江旅館本館南棟
	(2)	鳥根大学旧奥谷宿舎（旧制松江高等学校外国人宿舎）
	(3)	浅野小児科医院
	(4)	旧床几山配水池（計量室等）
	(5)	ごうぎんカラコロ美術館（旧山陰合同銀行北支店）
	(6)	カラコロ工房（旧日本銀行松江支店）
	(7)	福田平治・与志記念館（旧愛隣会館）
	(8)	村松家住宅主屋
	(9)	鳥根県庁舎本庁舎・議事堂 2棟
	(10)	旧鳥根県立博物館・新館（鳥根県庁第三分庁舎） 2棟
	(11)	鳥根県民会館
	(12)	鳥根県立図書館
	(13)	鳥根県立武道館

松江市登録歴史的建造物	①	出雲ビル
	②	旧紳士服トラヤ（元山陰道産業株式会社）
	③	かげやま呉服店（旧第三国立銀行松江支店）
	④	綿貫家住宅（主屋・塀・蔵）
	⑤	國暉酒造（主屋・仕込蔵）
	⑥	米田酒造貯蔵蔵
	⑦	山口薬局主屋
	⑧	旧料亭久の家（主屋・塀）
	⑨	旧新橋町泉商店主屋

■ 住まい、商店、付属屋として利用

表2 各地域の建設年代の分布状況

	明治以前	大正	昭和(戦前)	昭和(戦後)	不明	計
城北	69	49	91	55	1	265
城東	7	16	38	10	26	97
城西	0	0	17	61	0	78
白潟	5	4	44	8	7	68
雑賀	7	16	90	138	38	289
計	88	85	280	272	72	797

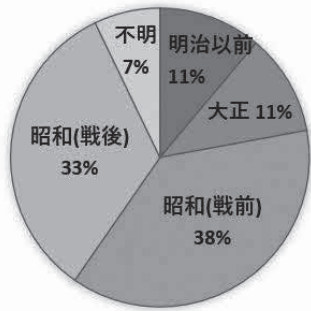


図5 建設年代の全体的な傾向

火災が多かった地域においては歴史的な建築物が少ないことが想定されることから、記録に残る大火を確認した。松江市年表⁽¹⁾の中には1673年(寛文13年)から1949年(昭和24年)までの間に16回の大火が記録されており、地区ごとでは城北：2、城東(北)：1、城東(南)：2、城西：1、白潟：8、雑賀：2となっており、白潟地区の火災の多さが際立っている。明治以降の記録に関して確認すると(図6、表3)古民家現存数の多い城北地区は被災していない。次に件数の多い雑賀地区は旧侍町エリアで被災しているものの、その時期が明治初期であるためそれ以降の建築物が残されている。白潟地区は昭和に入ってからでも大火にあっており、物件数が少なくなっている。城東地区と城西地区はいずれも昭和初期に被災しているが、被災エリア外においても物件が少ない。この理由としては、松江城周辺においては広大な武家屋敷

表3 明治以降の大火の記録

大火の年	地区	町名	焼失棟数
1874(明治7)	雑賀	雑賀町、堅町、松江分	712
1905(明治38)	白潟	和多見町	160
1927(昭和2)	白潟	灘町、天神町、寺町	336
1931(昭和6)	城東	東本町	628
1937(昭和12)	城西	外中原	252
1949(昭和24)	白潟	灘町、天神町、寺町、白潟本町、魚町	222

が設けられており、明治以降にそれらが公共施設に転用されたことと、現在では塀に囲われた屋敷が多く敷地内の建物が確認しにくかったことが考えられる。

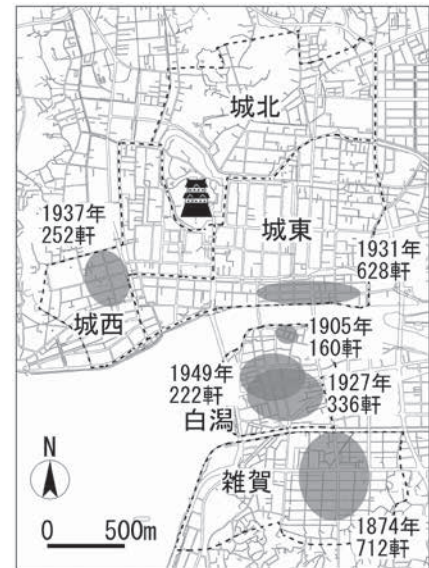


図6 明治以降の大火による焼失棟数と推定類焼地域

(2) 建物の構造 (図8・10、表4)

ほとんどの建物の構造は伝統的な木造構法である。本報告では木造の建物の外壁に厚い土壁を塗ったものを「蔵造り」として分類しているが、その多くは土蔵である。町屋に関しては蔵造りと呼べるほど厚い土壁をもつ事例は少ないが、事例として表1の松江市登録歴史的建築物③かげやま呉服店がある。この建物はかつて第三国立銀行松江支店として使用されており、防火等の観点から蔵造りにしたものと考えられる。土蔵は白潟の中心部や城東の末次周辺、城北の北側など、かつての町人町に多く残されており、一般的な土蔵にあわせて造り酒屋の酒蔵も見ることができる。

コンクリート造の2棟は白潟の中心街に残されている。このエリアは古くから繁華な商人地として栄えた地域であり、新たな時代の流れを受けて早い時期からコンクリート造の建築物が造られてきたもの



図7 建設年代の分布状況

と考えられる。表1の松江市登録歴史的建築物①出雲ビルは、大正14年（1925）に松江で最初に建てられた鉄筋コンクリートのビルである。

鉄骨造は城東の東本町に位置する松江市登録歴史的建造物②旧紳士服トラヤ1棟のみであった。

石造の建物が2棟残されているが、1棟は白潟の中心部、もう1棟は白潟から大橋を北に渡ってすぐの京店に位置している。いずれも壁面全体が来待石の組積造で形成された石蔵となっている。近世においては来待石を加工する職人が白潟周辺に集められていた⁽²⁾ことから、その技術により建設されたものと考えられる。島根県東部においては安来市で産する荒島石を使用した石蔵が見られるが、松江市宍道町で産する来待石を建材として利用した事例は少なく貴重である。

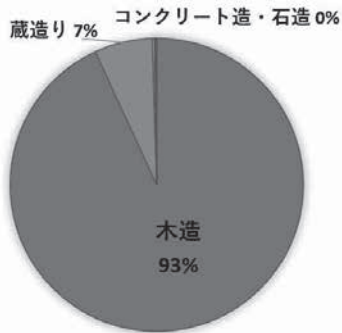


図8 建物の構造の全体的な傾向

表4 各地域の建物の構造の分布状況

	木造	蔵造り	コンクリート造	鉄骨造	石造	不明	計
城北	259	6	0	0	0	0	265
城東	78	16	0	1	1	1	97
城西	77	2	0	0	0	1	80
白潟	53	22	2	0	1	0	78
雑賀	286	7	0	0	0	0	293
計	753	53	2	1	2	2	813

(3) 建物の様式〔和風/洋風〕 (図9・11、表5)

明治の文明開化の流れのなか、松江市が山陰の中核都市として発展を遂げる過程で建築された洋風建築物がいくつか残されている。その最も古い事例が表1の松江市指定文化財⑥田野家住宅(旧田野医院)であり、明治6年頃(1873頃)の建築と考えられている。他には国の登録有形文化財(3)浅野小児科医院大正元年(1912)、(2)島根大学旧奥谷宿舍大正13年(1924)などの、医院や大学宿舍などの新たな時代を担う分野の関連建物が洋風で建設された。民家以外では興雲閣などの公的な建物や、銀行、駅舎などが洋風の建物として建設されている。近代建築の2事例はいずれも白潟に所在し、1棟は前述の①出雲ビルである。かつての繁華街における近代化の名残がうかがえる。

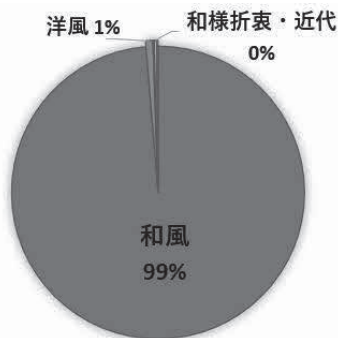


図9 建物の様式の全体的な傾向

表5 各地域の建物の様式〔和風/洋風〕の分布状況

	和風	洋風	和様折衷	近代	不明	計
城北	263	2	0	0	0	265
城東	90	4	0	2	1	97
城西	78	0	0	0	2	80
白潟	74	1	1	2	0	78
雑賀	288	1	1	0	3	293
計	793	8	2	4	6	813

(4) 建築形式〔町家型/屋敷型〕 (図12・15、表6)

本報告では、建物が接道しているものを「町家型」、道路との間に塀や駐車場、庭等の別用途の空間が設けられているものを「屋敷型」として分類する。かつては町人町であった城北中央部や城東南部、白潟や雑賀北部において町家型の多い傾向がはっきりと見て取れる。雑賀南東部等の旧侍町の地域にお



図10 構造の分布状況



図11 様式〔和風/洋風〕の分布状況

いては、比較的狭い敷地を使用した屋敷型で、内部に平屋で平入りの町屋風住宅が設けられる形式が多数確認された。これらの建物には玄関部分に切妻型の小屋根が設けられたものもあり、足軽等の下級武士の住宅形式を継承したものと想定される。大通り沿い等の商業に適した地域では町屋型も建設されているようだ。全体的に町家型の割合が多くなっているが、建物は町屋の形式であっても手前に塀を設けた「屋敷型」も多く見られる。

(5) 左棧瓦の使用 (図13・16、表7)

島根東部においては、一般的な瓦とは左右が逆の断面形状をもつ「左棧瓦」が古くから使用されていた。左棧瓦を多く生産していた出雲市の大津瓦の窯元数を確認すると⁽³⁾(図14)江戸中期から窯元数が増加し、明治をピークとして戦前には一気に衰退したことが分かる。

城北や雑賀の旧町人町においては左棧瓦の残存数が多く、また屋敷型よりも町家型に多く使用されているようだ。白潟や雑賀においては外観から建設年代が戦前・戦後と推定されているものも多いが、左棧瓦の生産ピークが明治後期であることを考えると、内部構造については時代を遡る可能性もある。

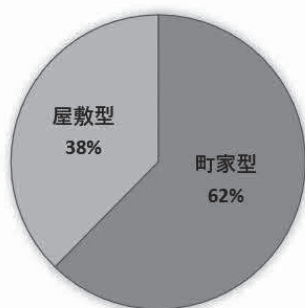


図12 建築形式の全体的な傾向

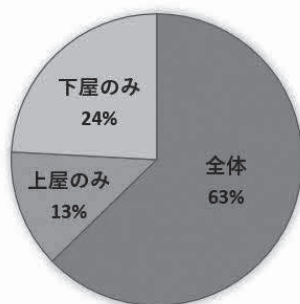


図13 左棧瓦の使用の全体的な傾向

表6 各地域建築形式〔町家型/屋敷型〕の分布状況

	町家型	屋敷型	計
城北	152	107	259
城東	63	19	82
城西	36	40	76
白潟	50	5	55
雑賀	168	115	283
計	469	286	755

表7 各地域の左棧瓦の使用の分布状況

	全体	上屋のみ	下屋のみ	計
城北	53	14	17	84
城東	23	3	16	42
城西	7	2	3	12
白潟	22	2	8	32
雑賀	87	18	30	135
計	192	39	74	305

6. まとめ

本報告においては松江城下の古民家に関して、建設年代をはじめとする基本的な傾向を把握することができた。城北の旧町人町では伝統的建築物が連なって現存しており、連続した景観としての保存活用が望まれる。城東北部・城西については、大正以前の建築物は少数であったが、旧侍町には火災の記録が少ないことから、近世以前の建築構造が改修・転用されながら残されていることも想定される。城東南部においては大火の被害を受けつつも、繁華な商業地として価値ある建物が建設され続けている。白潟、雑賀においては文化財等の指定が少ないが、多くの伝統的建築物が確認され、左棧瓦の分布からは内部構造が古い建物が多数現存する可能性が示された。

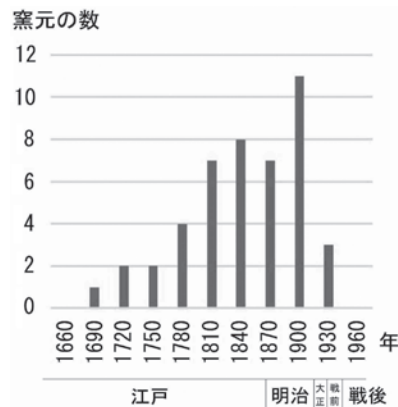


図14 左棧瓦を生産していた大津の窯元数の変遷

参考文献

- (1)『松江市誌 市制施行100周年記念・松江市年表』松江市、1989.4
- (2)『來待石の採石と加工：出雲石造文化の源流をたずねて (宍道町ふるさと文庫3)』宍道町教育委員会、1990.3
- (3)『出雲大津窯業誌』永田鉄雄、報光社、1990.11



図15 建築形式〔町家型/屋敷型〕の分布状況

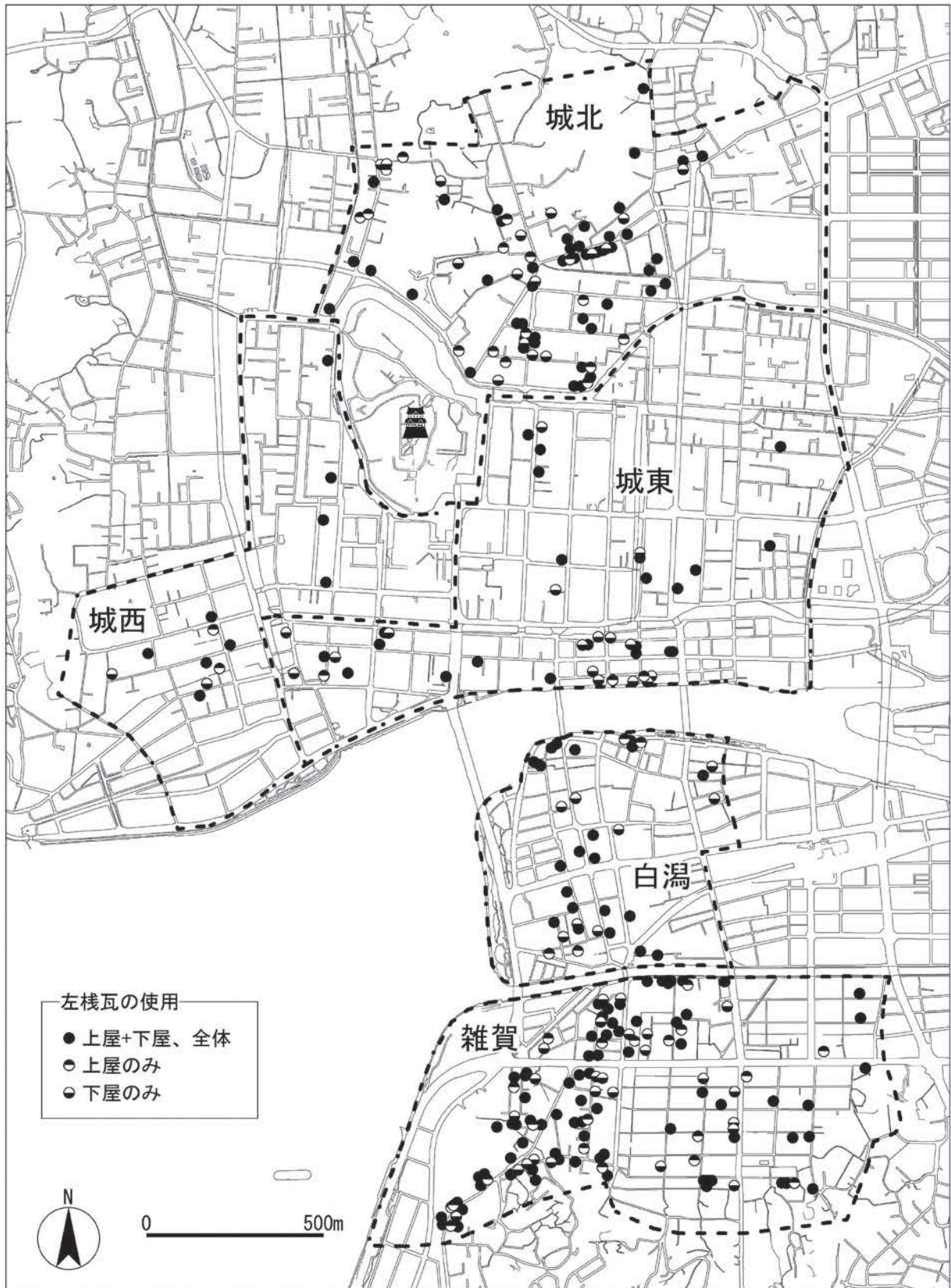


図16 左棧瓦が使用された民家の分布状況

(こばやし ひさたか 島根大学学術研究院環境システム科学系准教授・
松江城調査研究委員会建築史部会専門調査員)

松江城の石垣刻印分布調査について (2)

—水の手門跡周辺石垣—

岡崎雄二郎・乗岡 実・飯塚康行・徳永 隆

1. はじめに

松江城の石垣刻印は、これまでの調査で1000個以上が確認されている。その分布は多い箇所と少ない箇所で見られ、刻印が最も多い石垣は前稿⁽¹⁾で報告した「中曲輪東面石垣」で、次いで「二之丸下ノ段東側堀石垣」、この「水の手門跡周辺石垣」の順となっている。

今回考察を加える水の手門跡周辺石垣は、本丸北側(裏手)の腰曲輪で枡形に築かれた石垣で、平成17~18年にかけて一部解体修理⁽²⁾を行った。各面の名称は、平成30年3月に松江市で刊行した『史跡松江城石垣総合調査報告書』⁽³⁾に倣って表記すると、「C08」~「C19」に該当する。

枡形の平面形は、C17からC18にかけてL字に屈曲した形であるが、C17面には北寄りの上部に算木積の角石ラインの見られる箇所がある。石垣解体工事中の観察では、この角石から西方向に続く石垣が埋没していることが確認され、さらにC12面に連続していることが分かった。このことから、当初はC12、C18面からなる石垣が直線的に伸びていたものが、C17面を南方向に拡張されて平面形がL字形になったものと考えられる。

石垣の変遷は、城郭図でも確認でき、17世紀中頃の「松江城正保年間絵図」では腰曲輪への石段を上った正面に東向きに水の手門が描かれているのに対して、18世紀前半の「松江城郭図」では、現在のように枡形となった石垣部に南向きに門が描かれている事からも推察される。



図1 水の手門跡周辺石垣位置図

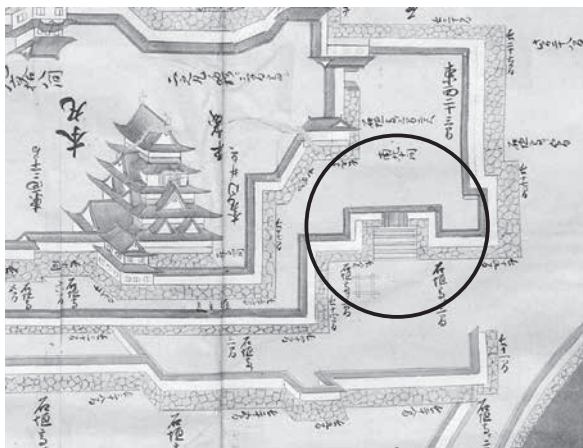


写真1 「松江城正保年間絵図」正保年間 (1644~48)
(水の手門跡周辺部分) (国立公文書館蔵 [内閣文庫])

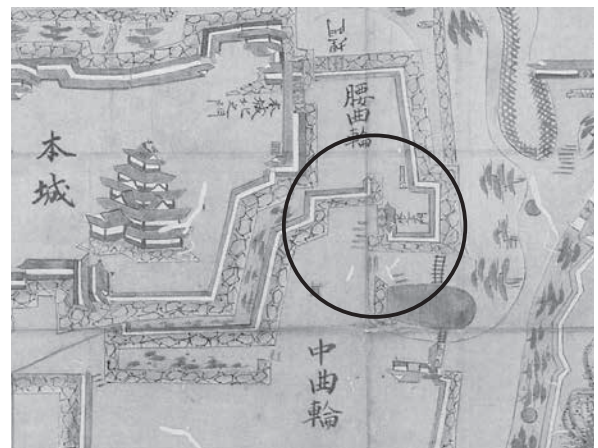


写真2 「松江城郭図」元文3年 (1738)
(水の手門跡周辺部分)

2. 石垣各面の刻印分布状況

C08～C19に見られる刻印の総数は、12種類、266個である。刻印が多く存在する石垣は、C17とC18の高石垣である。

刻印種別で最も多い種類は「○に二」で59個（22%）、次いで「雁」57個（21%）、「鱗」40個（15%）、「輪違」34個（13%）の順となっている。

また、水の手門跡周辺でしか見られない刻印として、人名と思われる「小三郎」、「鱗」を3つ重ねた「三ツ鱗」がそれぞれ1個確認された。「扇」は中曲輪東面石垣⁽⁴⁾では最も多い種類で30%を占めたが、水の手門跡周辺石垣では6%を占めるのみとなっている。

また、刻印は築石1石につき1ヶ所記されるものが多いが、複数の刻印を組み合わせるものもある。「鱗」+「□に大」の組み合わせが17ヶ所見られる。このほか「扇」+「鉞」もわずかに見られる。



図2 石垣各面の名称

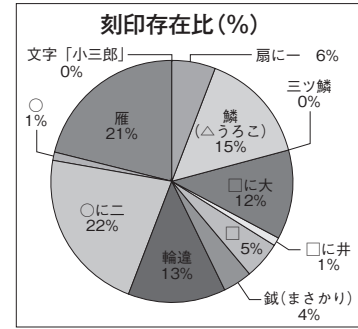


図3 刻印存在比

表1 水の手門跡周辺石垣刻印一覧表

	C08面	C09面	C10面	C11面	C12面	C13面	C14面	C15面	C16面	C17面	C18面	C19面	合計
扇に一	1	3			2		2			1	6		15
鱗(△うろこ)	3	1	3		5		2			5	19	2	40
三ツ鱗											1		1
□に大	1	1	1		2		1		3	3	19		31
□に井							1			1			2
□	2		1				1			1	9		14
鉞(まさかり)		1			2				1	2	4		10
輪違	1	1			6					13	13		34
○に二	5				7		1		1	26	19		59
○											2		2
雁	5	2			10					15	25		57
文字「小三郎」	1												1
合計	19	9	5	0	34	0	8	0	5	67	117	2	266



写真3 C17面(石垣修理前)



写真4 C18面(石垣修理前)

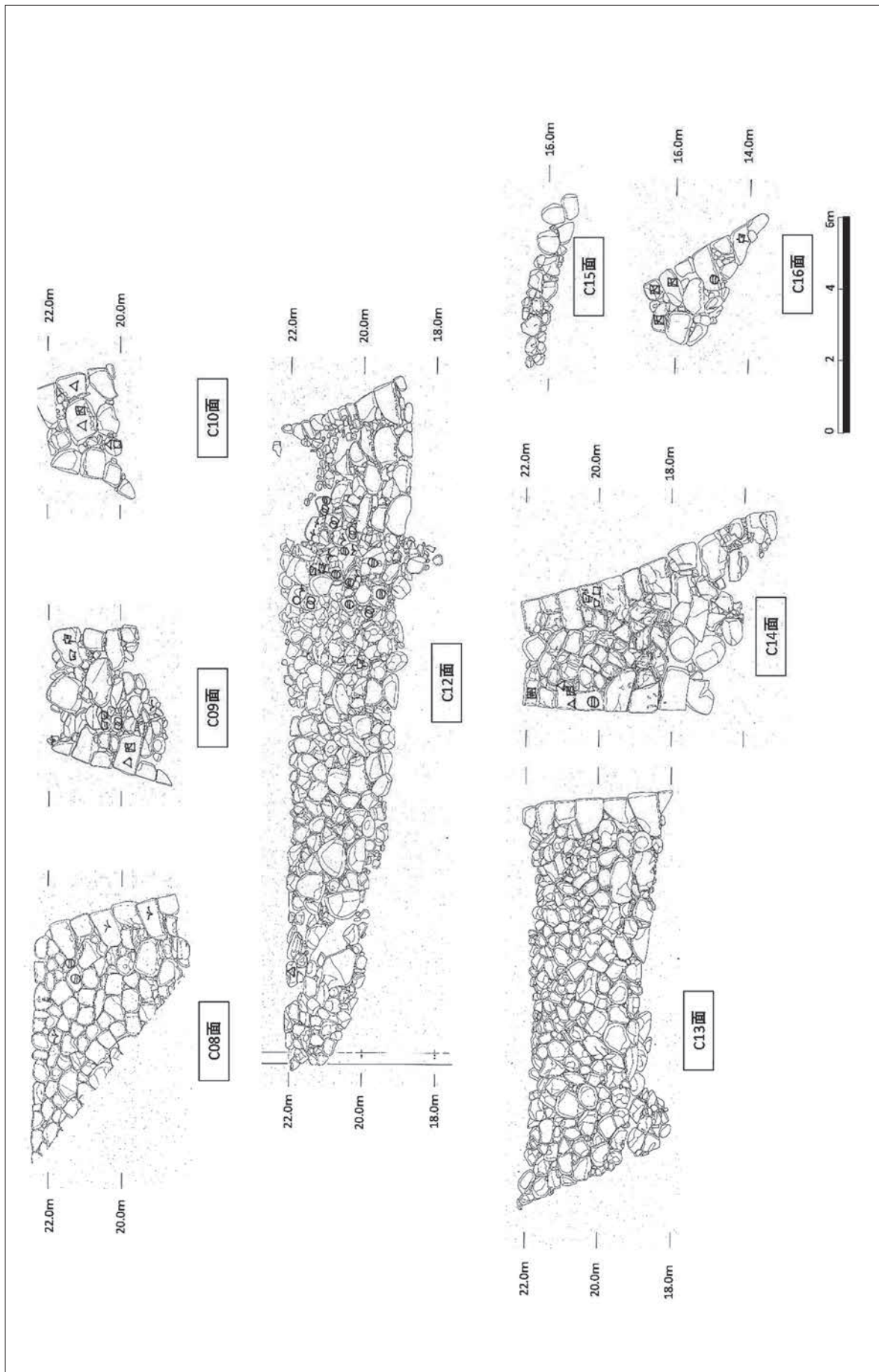


图4 C08~C10面、C12~C16面刻印分布图

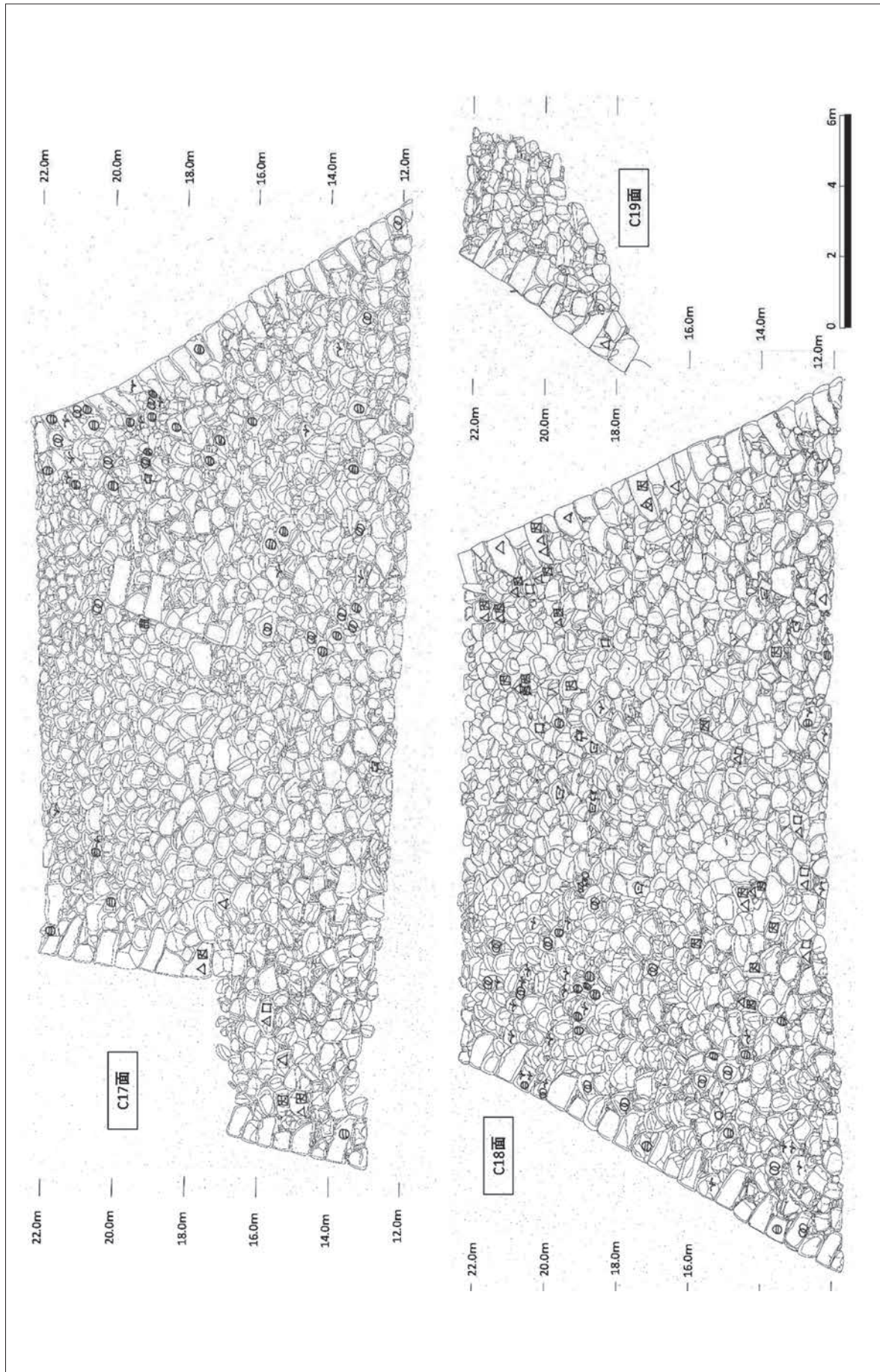


图5 C17~C19面刻印分布图

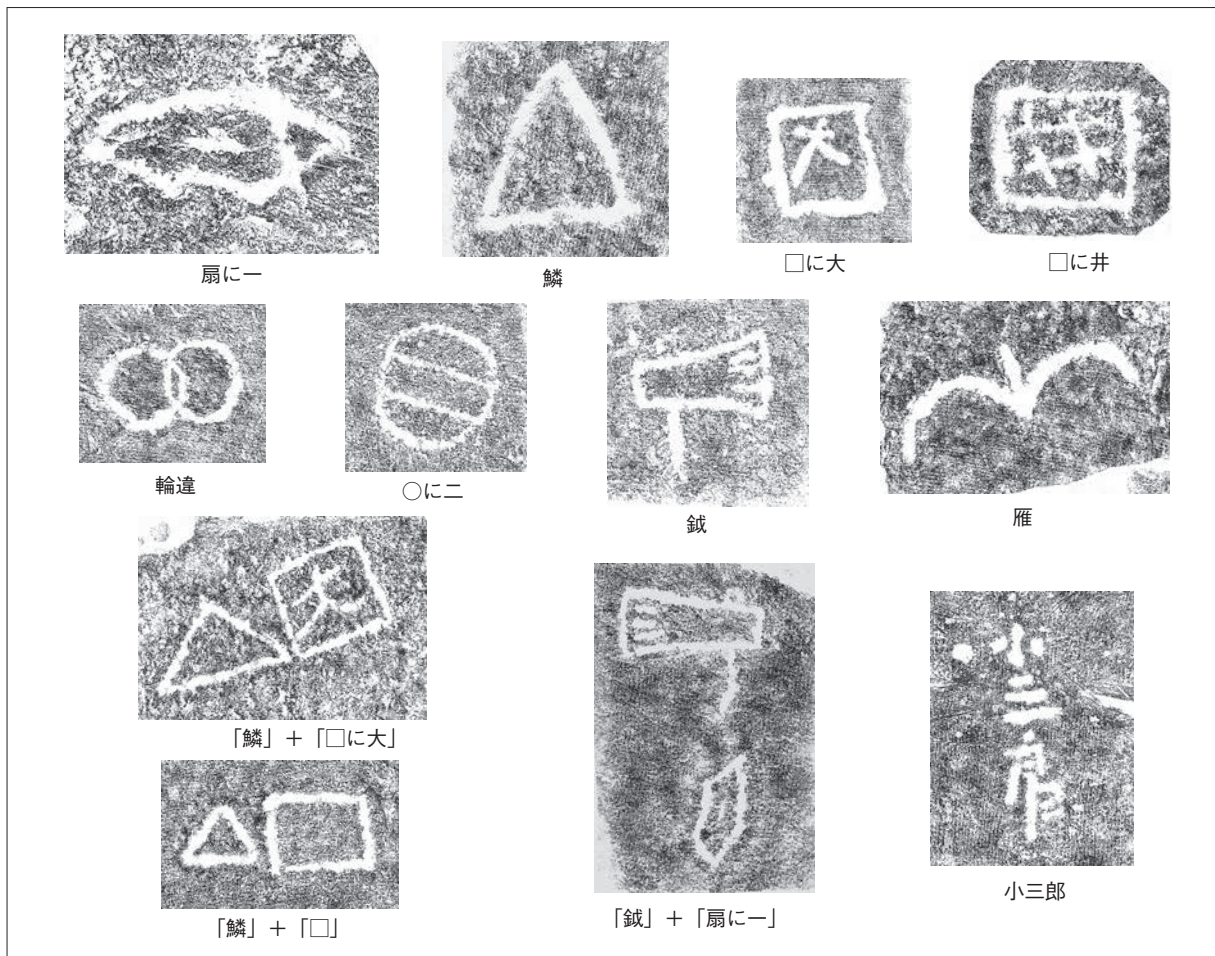


図6 水の手門跡周辺石垣に見られる代表的な刻印

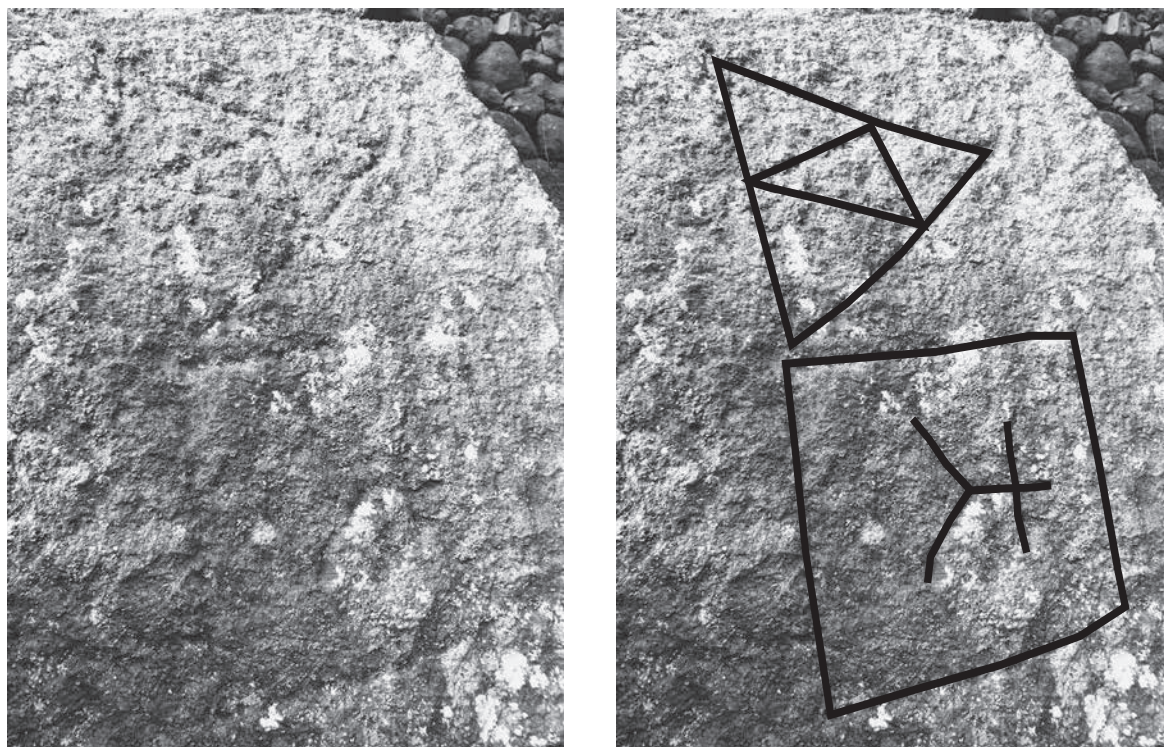


写真5 「三ツ鱗」に「□に大」併刻 C18面西部（右側は写真を加工）

3. 特徴的な刻印

(1) 特筆すべき刻印種

水の手門跡周辺石垣で確認できた刻印は、松江城跡内の他の石垣で一般的に見られる種類のもので大多数であるが、特筆すべきものについて記しておく。

C08面で確認された「小三郎」は、具体的に誰を示すのかは不詳であるが、松江城内で確認できる現状唯一の人物名刻印である。石垣石に人物名を施した刻印は、幾何学図形ほど一般的ではないが、各地で事例がある。松江城築城に併行する時期に、幕府が諸国大名を動員してお手伝い普請で築城された名古屋城では、例えば天守台石垣の「加藤肥後守内 小野弥兵衛」⁽⁵⁾の様に、動員大名の名、あるいはその配下で工事を担当したとみられる家臣の氏・名、もしくはそれらの官職名を記すものが知られている。また、元和・寛永年間の徳川期大坂城の築城に関わるとみられる東六甲採石場のうち岩ヶ平刻印群では、「伊木三十郎」の刻印が確認されており、鳥取藩主池田光政の筆頭家老であった伊木忠貞を指し、「三十郎」はその幼名であったことが判っている⁽⁶⁾。松江城は幕府号令のお手伝い普請が行われた城ではないので、「小三郎」は藩主の幼名というより、その重臣もしくは重臣に準じる一族の名（幼名～通名）であった可能性が高い様に思われる。

「△」の刻印は松江城内に普遍的にあるが、その外形をさらに4つの三角形に分割する「三ツ鱗」の現状唯一の例がC18面西の中位にある角石で確認された（写真5）。「三ツ鱗」は「△」ほどの量ではないが、各地城郭の刻印にも知られる。例えば、慶長期の福島氏の本城である広島城⁽⁷⁾や亀居城（広島県大竹市）にあり、特に亀居城では「三ツ鱗」がまとまった数ある。亀居城を含めて他城で「三ツ鱗」がある場合は、「△」もしくは△系統の刻印と混在する場合が多く、松江城でも同様である。「△」は「三ツ鱗」の省略表現とみることができるかもしれない。

同じく松江城内や他城での同様図形の混在状況からすると、松江城の「□」は「□に大」（別に「□に井」が少数あり、課題が残るが）、同じく「扇」は「扇に一」、同じく「○」は「○に二」の省略表現であった可能性が考えられる。堅い石に刻印を施すのは多大な労力が要り、毛利家の家紋は「三つ○に一」（一文字三星）であるのに、徳川期大坂城で毛利家を示す刻印は「一つ○に一」⁽⁸⁾という形に省略表現されているのと通じている。

(2) 刻印が施される部位

刻印が施される部位で珍しいのはC18面西の中位の築石にみられる矢穴痕内いっばいに一辺6～8cmの小さな「△」が施される事例（写真6-4）で、自然石の状態ではなく、分割して石材化してから刻印が施されたことを良く示す。

また、松江城全体を通じて言えることであるが、刻印は必ずしも石垣の面に向けてあるわけではなく、間詰石の脱落部から覗くと、外からは見えない個所に施されている場合がある（写真6-5・6）。少なくともこれらの事例は、採石から運搬を経て石積み準備に至る何れかの工程で刻印が施され、石垣として積んだ後に見せるためのものではない。逆に言えば、同じ松江城の石垣にみられる刻印石でも、城主の堀尾家の紋である分銅文で、他種の刻印より格段に大きなものを集中して配する中曲輪南石塁の刻印⁽⁹⁾は、積んだ後も視覚的効果を狙ったに違いなく、特殊な存在と言える。

(3) 複数刻印の併刻

1個の石材に2～3つの刻印を併刻する事例は松江城の各石垣で確認できるが、2018年3月現在の集計⁽¹⁰⁾では、全体で80石あるうち、過半を超える49例がこの水の手門跡周辺石垣に集中している。

水の手門跡周辺で最も多い組合せは「△」+「□に大」で17石⁽¹¹⁾ある。次に多いのは「雁」+「○に二」、および「△」+「□」で各6石ある。さらに、「雁」+「輪違」+「○に二」、および「輪違」+「雁」



1 「〇に二」 C18東部



2 「鷹」 C18東部



3 「輪違」 C18東部



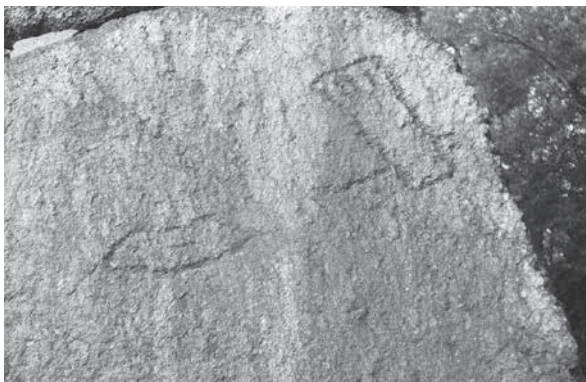
4 矢穴痕に「△」 C18西部



5 築石側面奥に「〇に二」 C18東部



6 築石下面奥に「□に大」と「△」併刻 C18東部



7 「鉞」と「扇に一」併石 C09



8 築石下面奥に「□に大」と「△」併刻 C18東部

写真6 石垣刻印写真

が各3石、「扇に一」+「鉞」、および「扇に一」+「扇（空白）」+「鉞」、および「△」+「△」+「□に大」が各2石ある。

その他の1石にだけに見られる組合せも含めて総合すると、組合せのパターンは、Ⅰ＝「○に二」+「輪違」+「雁」、Ⅱ＝「扇」+「鉞」、Ⅲ＝「△」系+「□」系 に3分される。この3パターンの中の唯一の例外と言えるのは「扇に一」+「扇（空白）」+「□」の1石のみである。こうしたことは、水の手門跡周辺石垣の構築に際して、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに示される各グループ内で協業が行われた事を予見させる。

なお、1個の石材に複数の刻印を施すことは他城郭などでも確認されており、例えば、徳川期大坂城二の丸東外堀玉造口の長州藩毛利家担当石垣では、各大家名を示す図形としての「共通刻印」とその内での普請組を示す「指標刻印」の同一石材での併刻、また近接石材間での両タイプの刻印の混在についての評価が行われている⁽¹²⁾。

松江城を築城した堀尾氏関連では、徳川期大坂城の内堀桜門東空堀二の丸側北面石垣の第4728号壁⁽¹³⁾で堀尾家家紋の「分銅」とみられる図形と「△」の併刻例があり、その石の付近には「輪違」の単刻印をもつ石材が散見できる。また、徳川期大坂城の採石場と目される前島（岡山県瀬戸内市）のC地区では、「分銅」と「輪違」を併刻する事例が複数石確認できる。「△」や「輪違」は水の手門跡周辺を含めて、松江城で数多くみられる刻印種で、堀尾氏に編成された石垣構築のための組を示す図形として普遍性をもつものとみられる。

4. 刻印分布からみた割普請

(1) 普請工区の抽出

水の手門跡周辺石垣の刻印石は、無秩序に分布するのではなく、刻印種による分布の偏りがあり、石垣構築時の普請割りを反映しているものとみられる。

この視点での刻印分布からの分析の有効度が高いのは、面積が大きく刻印を施す石材数が多いC17・18面石垣である。ここでは、単一の刻印種が一定範囲に独占的にあるのではなく、複数の刻印種が一定範囲に混在しており、各刻印種に示される組がさらに複数集まって混成チームを作って協業し、各工区を担ったと判断できる。各工区の刻印構成は、先に単一石への併刻事例で示したⅠ・Ⅱ・Ⅲの各組合せと一致しており、同一石への併刻石を含めて、同じグループを構成する各刻印種を施した石材が近接して混在している（図5・7）。

C18面では、およそ東半部がⅠ、西半部がⅢのグループの刻印が集中し、Ⅱのグループの刻印は絶対量が少ないが、その半ばの中位を中心に分布する。とはいえ各グループの刻印の分布域＝工区の境界は構造の上では明瞭ではなく、特に中部の下位はⅠ・Ⅲ間の混在もある。ましてや、石垣面に境の目地が観察できるわけではない。

同様にC17面では、北半部においてⅠのグループの刻印がC18の東半部から続き、Ⅲのグループの刻印が南半に及ぶが、C18面は全体にⅠのグループの刻印が優勢である。Ⅱのグループの刻印はⅠとⅡの間を占めるとも言えるが、数が少なく判然としない。また、Ⅰのグループの刻印は南上部にも及んでおり、Ⅲのグループの上位にも工区が被っていた可能性があるが、石垣中部上半の古い隅角を示す目地の南外側に位置することから、石垣改修に伴って二次的に石材が動いた結果の可能性も考えられる。

C18面と背中合わせで南面して構築されたC12面石垣（図4）では、C18面と同じく東半部にⅠ、西半部にⅢのグループの刻印が集中し、半ばにやはり少量ながらⅡのグループの刻印があることから、表裏の石垣が一連の工区として構築されたと判断できる。

複数の刻印種が混在＝個別の刻印種に示される組が協業して一つの普請工区を構成したと評価できる

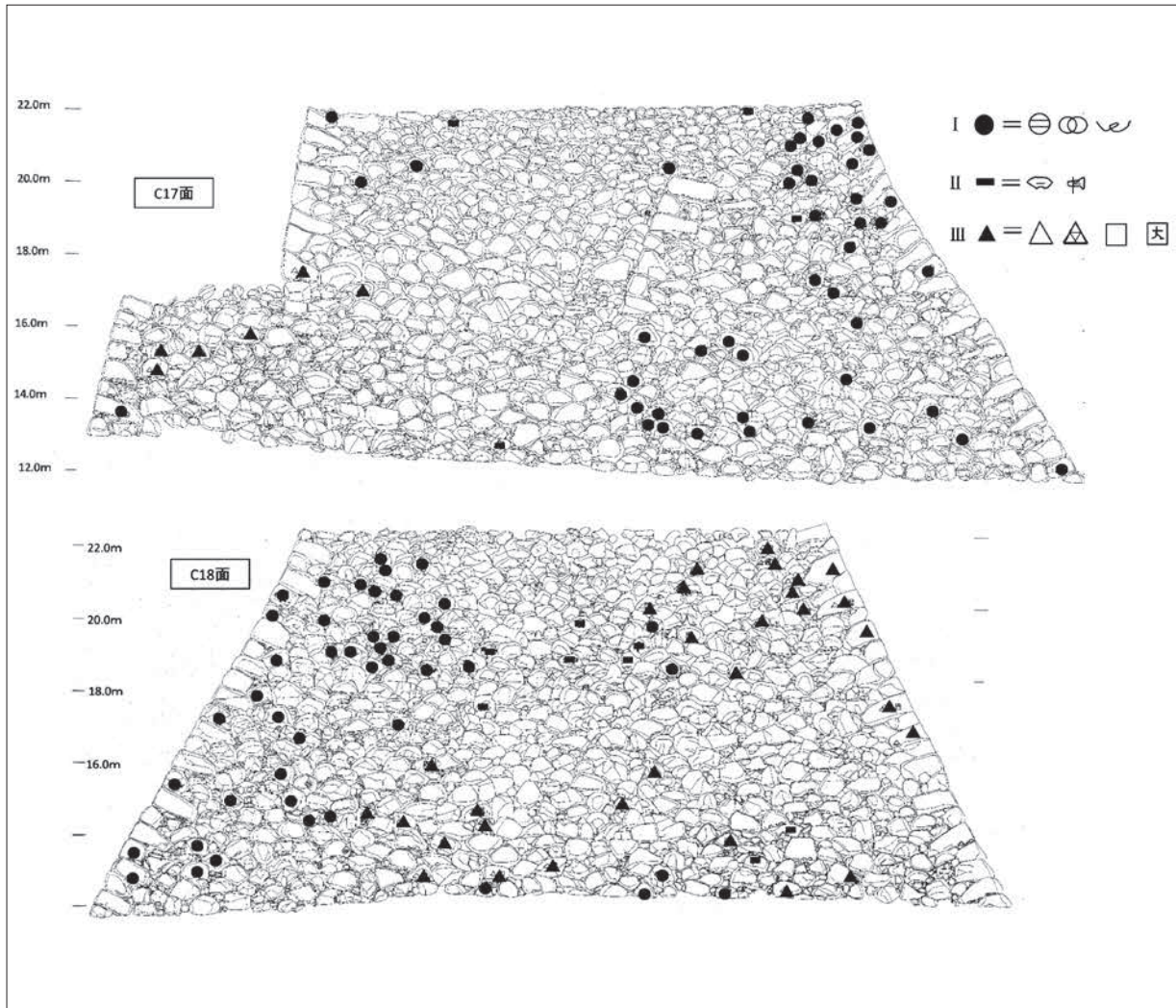


図7 松江城腰曲輪石垣の刻印分布と普請割り



図8 松江城中曲輪石垣の刻印分布と普請割り

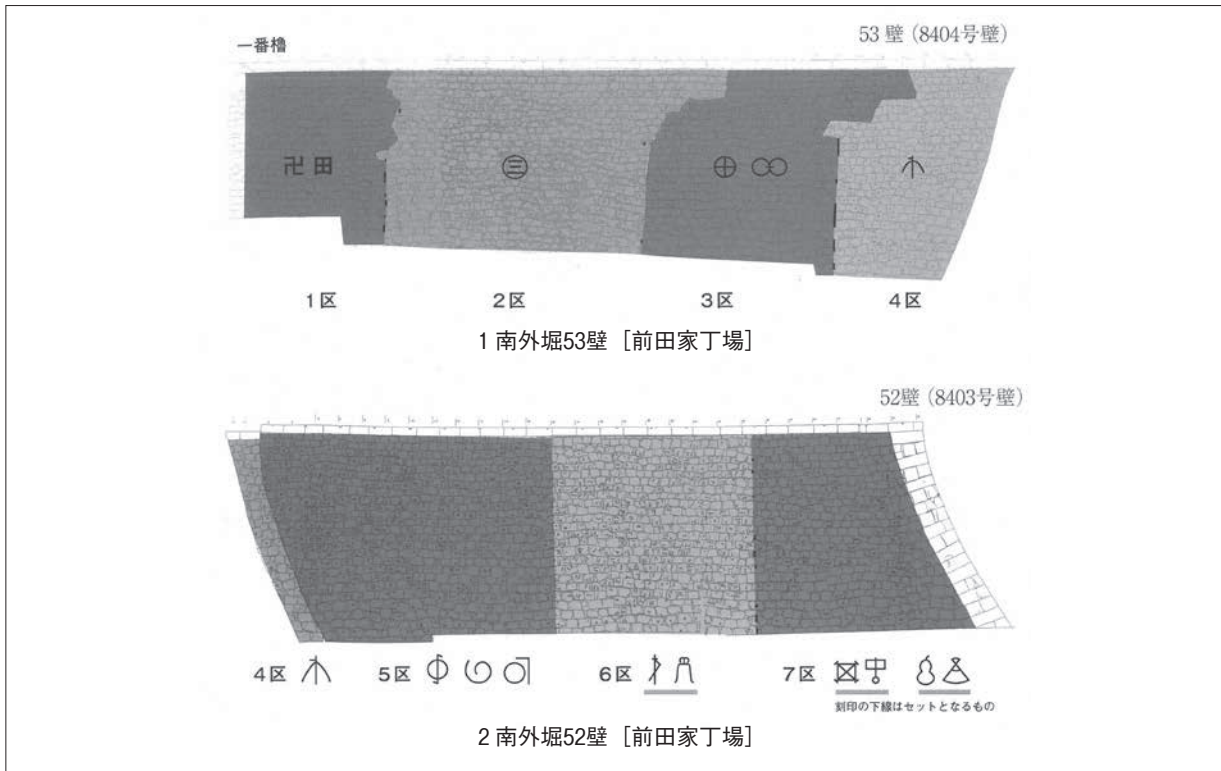


図9 徳川氏大坂城の刻印分布と普請割り

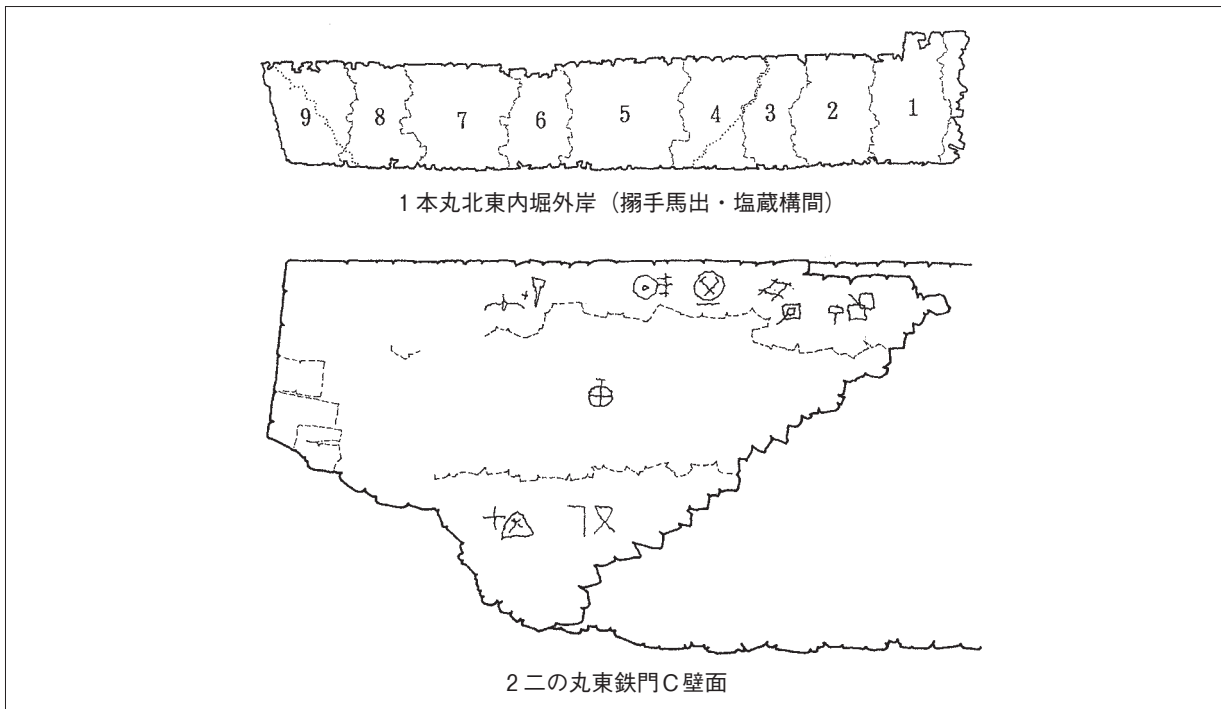


図10 名古屋城の刻印分布と普請割り

事例は、松江城だけの特色ではなく、徳川期大坂城⁽¹⁴⁾や名古屋城⁽¹⁵⁾などでも指摘されている。こうした事例では、1つの工区で協業しながらも、各々の刻印種に示される組が合同して一個の刻印種を掲げて統合されるのではなく、単位となる組がなお自己主張する必要がある普請体制であったことに他ならない。

（２）松江城中曲輪東面石垣との比較

前稿で報告した中曲輪東面石垣（D10～16面）では、南から北に「の」+「□に大」+「星」+「△」→「△」→「鉞」→「輪違」→「扇に一」→「雁」の順に、刻印に示される工区が並び、こうしたローテーションによる大工区が南北に少なくとも2回繰り返されている（図8）⁽¹⁶⁾。水の手門跡周辺石垣と同様に、一部で隣接工区の刻印と混在する個所もあるし、異種の刻印を含む場合もあり、石垣面に明確な境界目地が通るわけでもないが、刻印種ごとの棲み分けは明瞭で、個別文様に示される組、または複数文様の組合せに示されるグループ＝施工単位が並立して、石垣を築いたと解釈できる。裏返せば採石→運搬→積み上げの工程が平面的な一定区間を担うチームごとに完結して行われたとみられるのである。

中曲輪東面石垣での各工区は、水平方向の長さが数～20メートルで、C17・18面の工区の長さもこの振幅の中に収まっている。大きな違いは、中曲輪東面石垣はC17・18面石垣より個別刻印に示される組の分離度が高く、単一の刻印種で1工区を構成する例が目立つことである。中曲輪東面は整然と配列された各組が一定度の独立性を保ちながら石垣を積んだイメージであるのに対し、水の手門跡周辺では多数の組が寄り合って混成チームをつくり、狭い範囲に群がって石垣を積んだイメージが浮かぶ。水の手門跡周辺石垣に複数種刻印の併刻例が異様に多いのは、そうした組編成の有り方に起因したに違いない。

石材⁽¹⁷⁾は中曲輪東面石垣が無斑晶質デイスイト（大海崎石）主体、水の手門跡周辺石垣が角閃石粗面安山岩（矢田石）主体であり、採石地の違いも恐らく関係しながら、一定の工区を受け持つ組の組合せや配列が異なっていて、両地点の石垣構築は一連の築城工事の内としても工期工程は別であったと見通せる。

（３）他城における普請工区との比較

徳川期大坂城では二の丸東外堀玉造口の長州藩毛利家丁場や同じく南外堀の加賀藩前田家丁場（図9）⁽¹⁸⁾、名古屋城では本丸北東内堀外岸（図10-1）⁽¹⁹⁾などは、石垣立面の縦方向に同一の刻印種が分布し、平面プランに沿って各工区が並立したことになる。松江城の中曲輪東面石垣や水の手門跡周辺石垣も、正にこうした縦割型の工区配置＝普請体制の事例の一つと言える。うちでは、大坂城南外堀52号壁は復元される工区境が垂直であるが、同53号壁は食み出しやズレが生じていて松江城中曲輪東面石垣に、比較的近似している。同水の手門跡周辺石垣は、それらよりさらに工区境の曖昧さが大きい。また、名古屋城本丸北東内堀外岸は1工区の平面長が概ね5m未満と短く、大坂城の2壁は1工区の平面長が20mを越え、松江城の2地点の工区長はその中間的な存在である。全体とすれば、工区長は組の構成員の石高などに応じて臨機応変に設定されたのであろう。

なお、名古屋城二の丸東鉄門C壁面（図10-2）⁽²⁰⁾では、石垣立面の横方向に同一の刻印種が分布しながら、縦方向には別の刻印種が重層し、垂直方向に各工区が復元できる。こうした重層型は、石垣の積上げ工程の推移にしたがって普請組が入れ替わったことを示し、普請割にはそういう類型もあったことになる。

幕府による城郭の普請体制は軍役に準じて組が編成されたとされ⁽²¹⁾るが、大名居城もその縮小版として行われた場合があったらしく、戦時を想定した家臣団に対する部隊（組）編成と近似した原理が作用して、各組を表示するものとして刻印が行われたと考えれば理解し易い。ただし、こうした形で解釈できるのは、総ての城郭石垣の刻印に直ちに普遍化できるものではなく、松江城の中曲輪東面石垣や水の手門跡周辺石垣の状況は、城郭石垣の石材における刻印のあり方の一類型として捉えるべきであろう。

注

- (1) 岡崎雄二郎・乗岡実・飯塚康行・徳永隆2020「松江城の石垣刻印分布調査について（1）－中曲輪東面石垣－」『松江市歴史叢書13』（松江市史研究11号）松江市
- (2) 松江市教育委員会2007『史跡松江城石垣修理報告書』
- (3) 松江市2018『史跡松江城石垣総合調査報告書』
- (4) 前掲注1と同じ
- (5) 高田祐吉1999『名古屋城石垣の刻紋』名古屋城振興協会
- (6) 古川久雄1992「岩ヶ平刻印群における池田家筆頭家老人名刻印」『蘆穂』65号 芦の芽グループ
- (7) 広島城管理事務所1990『石に秘められた島普請 広島城の石垣展』
- (8) 村川行弘1970『大坂城の謎』学生社
- (9) 岡崎雄二郎2018「第十章第四節二 中曲輪南端石塁の分銅文」『松江市史』別編1「松江城」松江市
- (10) 飯塚康行2018「松江城の刻印・墨書について」『史跡松江城石垣総合調査報告書』松江市 に松江城跡全体の複数種組合せの刻印について、その時点での集計表を掲載。
- (11) 前掲注10報告書の第17表では18石としているが、その後の調査で1石は「三ツ鱗」+「□に大」と判明したため、本稿では1石減数となった。
- (12) 北野博司2012「大坂城再築における石垣普請の組織と技術」『城郭石垣の技術と組織』石川県金沢城調査研究所
- (13) 多賀左門2006『大坂城石垣調査報告書（二）』築城史研究会
- (14) 前掲注12と同じ
- (15) 高田祐吉2001『名古屋城－石垣刻印が明かす築城秘話－』名古屋市教育委員会
- (16) 乗岡実2020「松江城の石垣と瓦」『山陰名城叢書2 松江城』ハーベスト出版
- (17) 新宮敦弘・澤田順弘・古川寛子・乗岡実2018「松江城石垣の石材調査報告」『松江市文化財調査報告書第186集-史跡松江城石垣総合調査報告書』松江市
- (18) 前掲注12と同じ
- (19) 前掲注15と同じ
- (20) 前掲注15と同じ
- (21) 中村博司2009「大坂城再築の経過と普請参加大名の編成」『大坂城再築と東六甲の石切丁場』大阪歴史学会

(おかざき ゆうじろう 松江城調査研究委員会城郭史部会専門調査員)

(のりおか みのる 元岡山市文化財課長・松江城調査研究委員会委員)

(いいつか やすゆき 松江市歴史まちづくり部史料調査課長)

(とくなが たかし 松江市歴史まちづくり部埋蔵文化財調査室主任)

史跡松江城の調査（4）

—外曲輪（二之丸下ノ段）南東部の礎石建物跡—

岡崎雄二郎

1. はじめに

本稿は、平成5年度（1993）に史跡松江城の現状変更（便益施設の設置）に伴い、松江市教育委員会が実施した史跡地内の外曲輪（二之丸下ノ段）に所在した御破損方・寺社修理方跡と推定される礎石建物跡の発掘調査の概要報告である。

調査地の所在地は、松江市殿町426、426-1、427、428、428-1番地、調査期間は平成5年9月21日から平成6年1月28日までで、調査面積は約660㎡である。当時の調査組織は、調査主体者 松江市教育委員会教育長 諏訪秀富、調査総括者 岡崎雄二郎（文化課文化財係長）、調査担当者 昌子寛光（文化課主事）、調査員 金山正樹（文化課主事）、調査補助員 古藤博昭、落合昭久であった。

2. 調査に至る経過

平成4～6年度に史跡松江城の整備の一つとして、櫓の跡地などに建っていた茶店6軒が城外移転した。跡地は発掘調査され⁽¹⁾、その成果と絵図・文献・古写真の資料に基づき3つの櫓と接続する土塀が復元された⁽²⁾。しかし、城内に何ら茶店に替わるような便益施設が無くなったことから、その必要性が高まった。

そこで松江市は、県、文化庁と協議し、二之丸下ノ段の一角にあった「御破損方、寺社修理方」跡⁽³⁾を発掘調査して建物跡が明確に検出されれば、その調査成果に基づき、盛土して遺構を保護しながら、直上と同じ平面規模の江戸時代風の建物を新たに建てて、内部を茶店などのテナントとして貸し出して見学者への利便を図ることとした。

そして平成5年度に、「御破損方、寺社修理方」跡推定地を発掘調査することになったのである。

後述するように調査では、2つの礎石建物跡が確認されたので、これらを「御破損方、寺社修理方跡」の遺構と判断し、1m盛土した上で、その直上と同じ平面形の江戸時代風の建物を建築し、軽食堂と城山公園の観光案内所をテナントとして貸し出すことになった⁽⁴⁾。

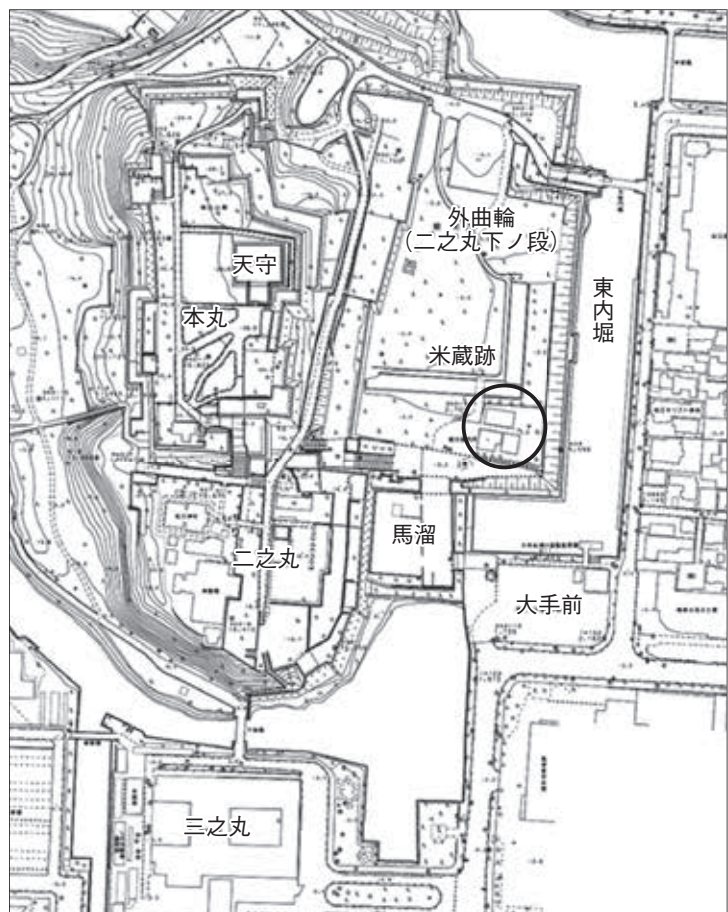


図1 発掘調査位置図（○印）

3. 周辺の施設

- ①米蔵跡 松江城築城時には、東蔵と南蔵の2棟がL字形に建っていた。南蔵の東寄りに御門があって、中に入ると会所があった。天保年間〔1830～1843〕に飢饉対策であろうか、5棟が追加新造されている。昭和47から49年度の調査でほぼ全容が明らかになった⁽⁵⁾。
- ②大手門跡 南惣門ともいう。絵図、文献史料によれば、屋根大棟に鯨瓦を取り付けた桁行8間、梁間3間の大きな門であった。調査では園路の約50cm下で絵図通りの位置に礎石が確認された。現在は園路面で平面表示されている⁽⁶⁾。
- ③荻田屋敷跡 「越後騒動」で松江藩預かりとなった高田藩家老の荻田父子3名の居宅跡。調査で建物跡の礎石の一部が発見された⁽⁷⁾。
- ④北惣門跡 脇虎口之門ともいう。史料によれば桁行7間、梁間3間の規模で棟に鯨瓦を取り付ける。調査では絵図通りの位置に礎石が発見され、今は直上に平面表示されている⁽⁸⁾。
- ⑤北惣門橋跡 明治時代に架けられた「眼鏡橋」と呼ばれた石造橋を撤去し、江戸時代の木造橋に復元するため、橋下を調査した。胴木やそれを支える支木が発見され、2列3本の橋脚であったことが分かり、調査成果に基づき平成6年11月に復元された⁽⁹⁾。

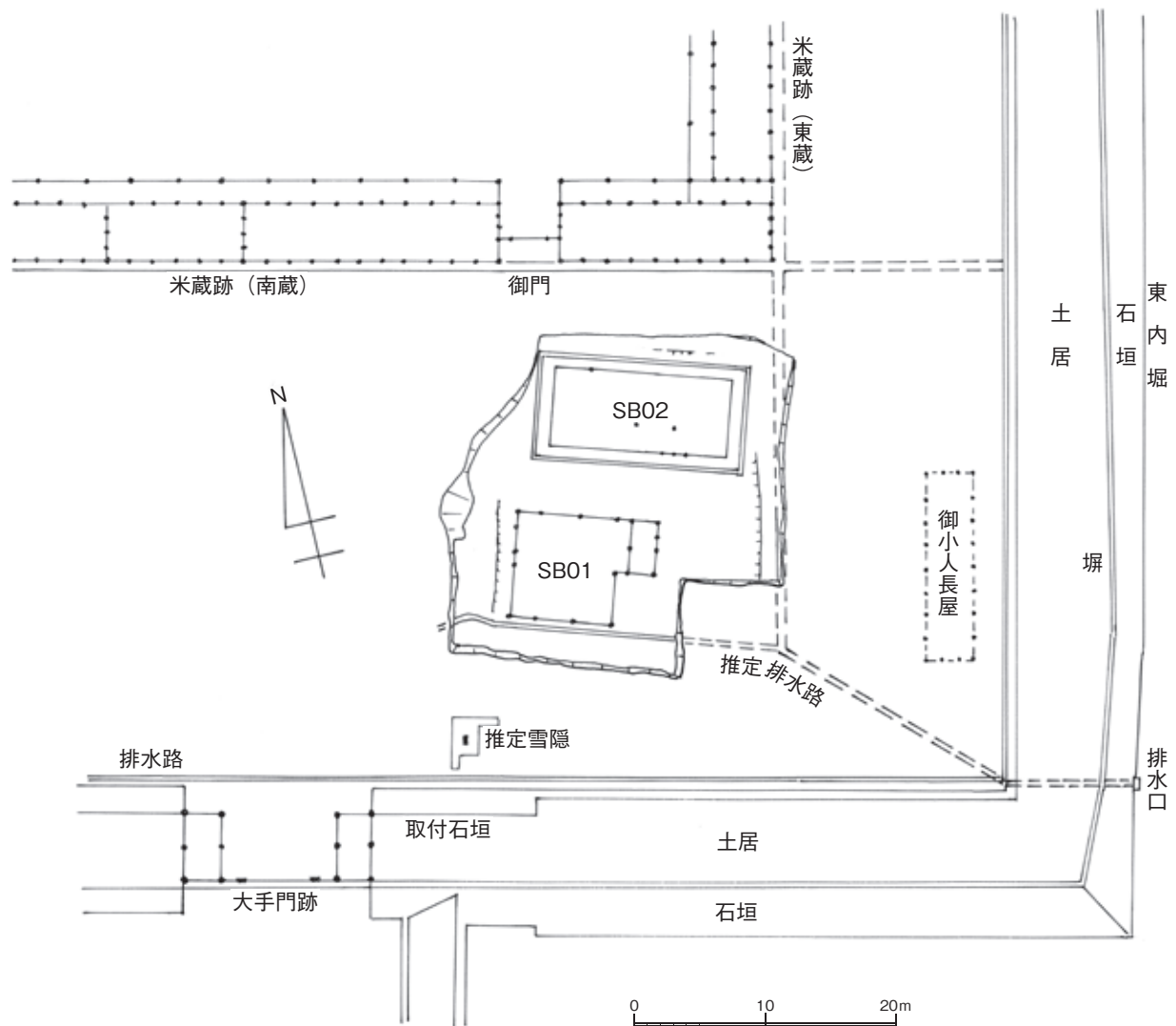
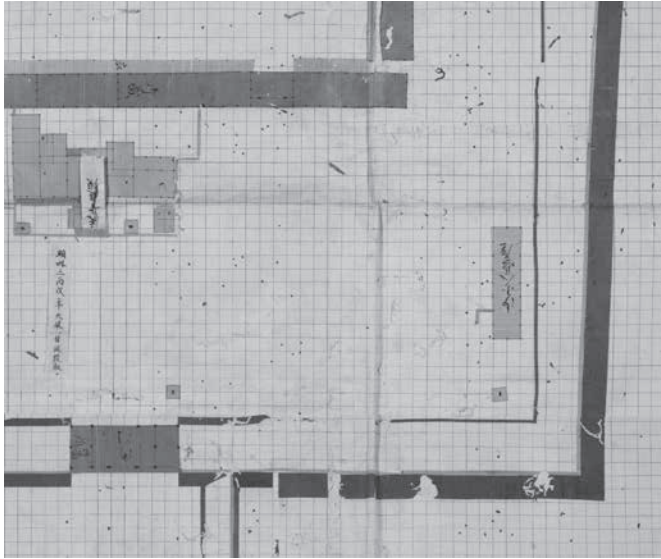
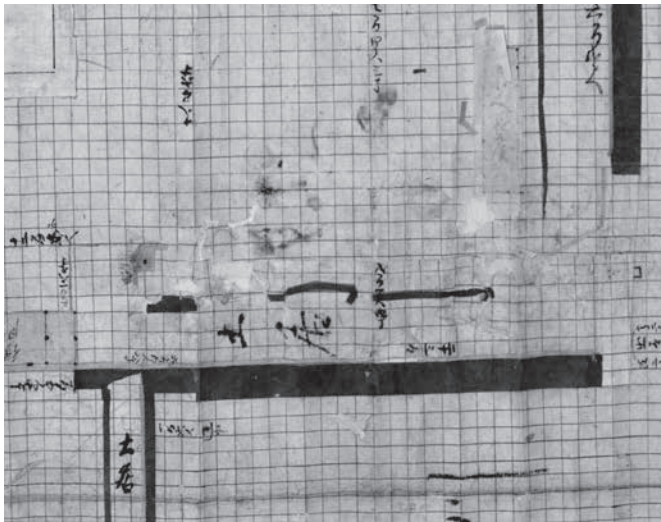


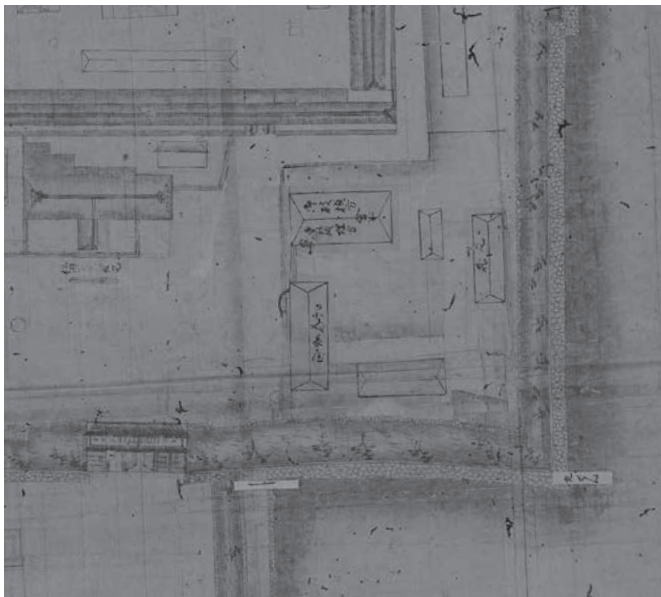
図2 松江城縄張図に当てはめた調査地平面図



①「御本丸二ノ御丸三の丸共三枚之内」
(部分) (国文学研究資料館蔵)

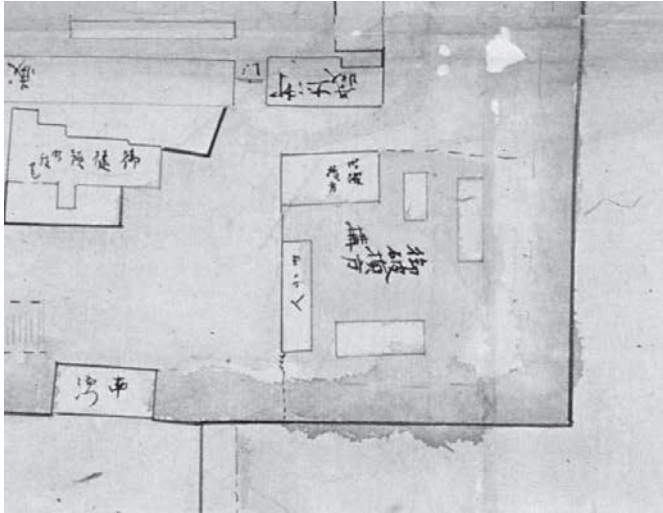


③「松江城縄張図」(部分)
(松江歴史館蔵 [松江市指定文化財])

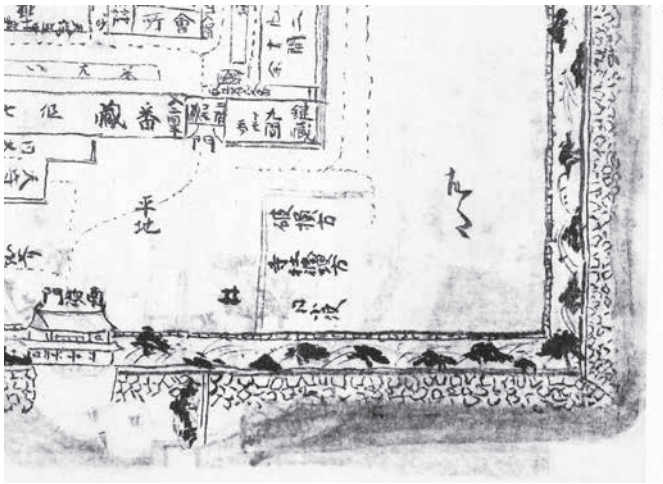


④「御城内絵図面」(部分) (国文学研究資料館蔵)

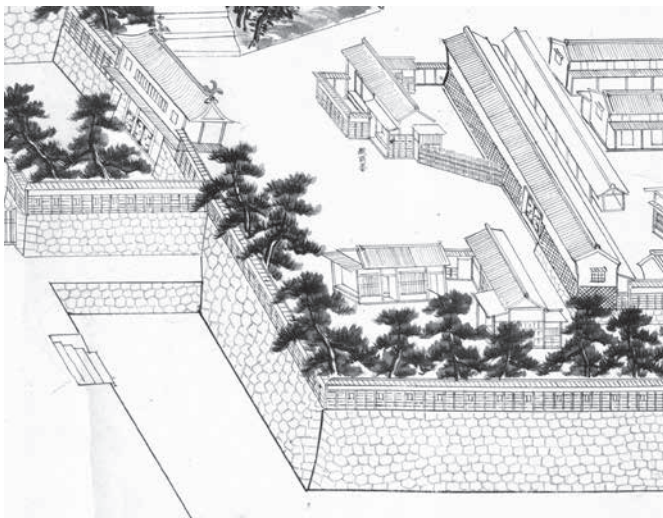
図3 絵図に見る建物施設の変遷 (1)



⑥ 「御本・二・三丸御花畑共略絵図面扣」
 (部分) (『松江市史』別編1「松江城」より転載)



⑦ 「松平家二ノ丸内米倉及ヒ萩田屋敷之図」
 (部分) (『島根県文化財調査報告 第10集』より転載)



⑨ 「旧松江城図面」 (部分、東から見る)
 (松江歴史館蔵)

図4 絵図に見る建物施設の変遷 (2)

4. 絵図・文献史料に見える二之丸下ノ段南東部の建物施設

関係する史料は、9件ほどあるが、絵図資料が大半である。以下、二之丸下ノ段の南東部の建物施設の変遷について、製作年代順に見ていく。

①「御本丸ニノ御丸三の丸共三枚之内」(寛文11年～元禄7年 [1671～1694])

二之丸下ノ段の南には「御蔵(米蔵)」、「天守鍵預」と記された付箋の貼られた建物があり、「松下源蔵居所」と記されている。松下源蔵は、寛文11年～元禄7年に天守鍵預役を務めていた。また、南東隅には2×8間の長方形、薄茶色の紙が貼られ、「御小人長屋」と記されている。大手門から御小人長屋までの平地には建物は無い。

②「竹内右兵衛書つけ」(17世紀末)

御本丸二丸下ノ段の項中、一、大手之御門と一、源蔵居所の間に、一、御小人小ヤ、式間はり(二脱カ)八間、瓦ふき」と記される。①とほぼ同じ頃の様子である。

③「松江城縄張図」(元禄11年～宝永7年 [1698～1710])

二之丸下ノ段の南部には「御蔵」「此所屋敷地」と記された貼紙の下に「神谷勘左衛門居所」と書かれ、建物が描かれている。神谷勘左衛門は元禄11年～宝永7年に天守鍵預を務めていた。南東部には堀と接する土居に並行して梁間約2間、桁行約8間の色紙が貼られ、「御小人長屋」と記されている。

④「御城内絵図面」(享保4年～5年 [1719～1720])

「天守鍵預」の建物に「松田七左衛門居宅」と記されている。松田七左衛門は享保4～5年に天守鍵預を務めていた。南東部には当初「御小人長屋」があったことが分かるが、その上に薄紙が貼られ、5棟の建物が描かれている。その内、3棟には「御破損方・寺社修理方 會所」「御小人長屋」「瓦蔵」と建物名が記されている。「御破損方・寺社修理方 會所」と「御小人長屋」の間は、塀で繋がっていたようである。土居に近く並行してある。「瓦蔵」は、補充用の瓦を保管していた蔵と思われる。「御小人長屋」の南西側には井戸の様な円形の表記があるが、この付近には今も直径約3mの大きな円形の井戸がある。

これら5棟の建物は、薄紙を貼り表現されていることから、改めて建て直されたものと思われる。建物配置は⑥「御本・二・三丸御花畑共略絵図面扣」と酷似しているので、建て替えは江戸時代後期と思われる。

⑤「御城内惣間数」(明和3年 [1766])

「一、御小人長屋 式間梁 桁行拾壱間半」とあり、御小人長屋は3間半ほど長くなっている。その他の建物の記述はない。

⑥「御本・二・三丸御花畑共略絵図面扣」(江戸末期、1860年頃カ)

南東部の一角の矩形部の中央部に、「御破損方構」と記され、5棟の建物が配置されている。その内、2棟の建物には「御破損方」「御小人」と記されているが、他の3棟には何も記されていない。建物配置は、④の「御城内絵図面」とほぼ同じである。

⑦「松平家二ノ丸内米倉及ヒ萩田屋敷之図」(江戸末期～明治初期カ)

米蔵は、「大北新蔵」に「天保年中新造」と記され天保年間までに5棟増えていることが分かる。南東部の一角を仕切って「破損方 寺社修理方 同小使」と記されている。

⑧「舊藩事蹟下按の一」(明治末期～大正初期)

「…然テ此別当長屋の南ニ現今一軒人家アリシ所ニハ元破損方修理方役所と申て破損所の修理ヲ掌ル役所ありシ 其南に井戸今も存シ居ル 之レカ南惣門ヲ入りシ寄り付ナリシ…」と記述がある。井戸と一連の建物との関係は④と合致する。

⑨「旧松江城図面」(明治42年 [1909])

江戸時代末期から松江藩の大工として作事に関わった足立房次郎は、城郭施設に熟知していたため、松平家からの依頼に応じ、廃城前の松江城の全容を描いたものである。

二之丸下ノ段の南東部には2棟の建物が描かれている。これらの建物は「御本・二・三丸御花畑共略絵図面扣」に「御破損方」「御小人」と記される建物で、恐らく最後まで残っていた建物と思われる。

以上の史料を検討すると、江戸時代中期頃までは土居に沿って「御小人長屋(小屋)」があったに過ぎないが、④の貼紙や⑥の絵図以降、「御破損方構」という総称や具体的な建物の名称が記載されるようになり、明治頃の史料にも記載されていることから、江戸時代末期には御破損方や寺社修理方の事務所があったことが知られる。

5. 調査の概要

(1) SB01

調査区の南側で検出した建物跡をSB01と呼称する。SB02に比べると比較的多くの礎石が遺存していた。

礎石 上部が概して平坦な割石で加工していない。石材の多くは和久羅山デイサイト(通称大海崎石)で淡灰色と薄桃色系の2種がある。その他は黒色系で同定していないが、多孔質玄武岩(通称島石)や灰黒色安山岩が含まれていると思われる。礎石の心々距離は、最北列で96cmの間隔があり、総長10.76m(1間=6尺3寸の場合、11間2尺)、最東列で1.04m間隔あり、総長4.2

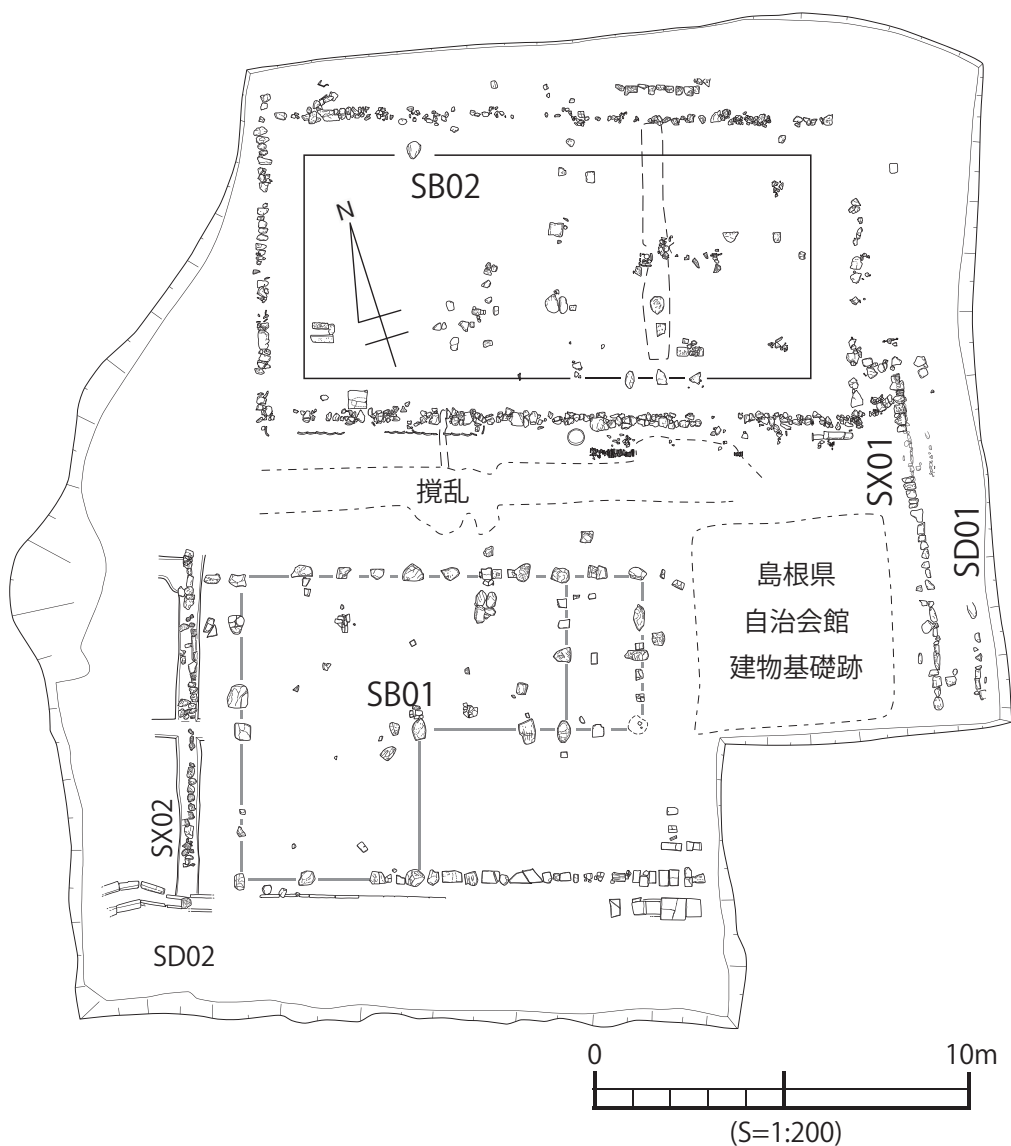


図5 発掘調査全体平面図

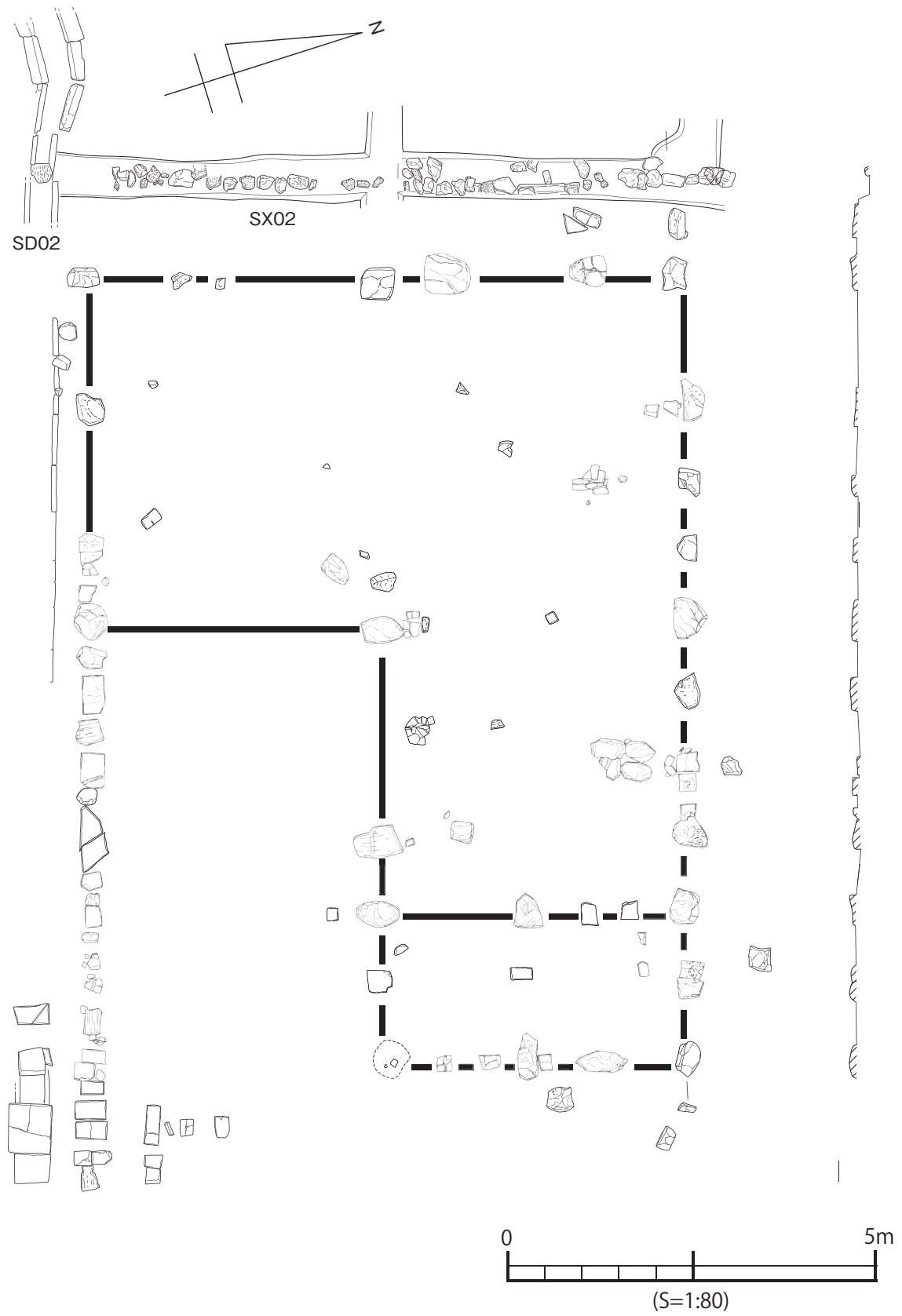


图6 SB01平面图

m (3.8間)、最西列で1.0~1.1mの間隔があり、総長8.12 m (4.25間)、最南列で100cmの間隔があり、総長4.88m (2.5間)である。

規模 全体はL字形で、最北列で10m76cm、最西列で8 m12cm、そして南東部が南北に4 m28cm、東西に3 m入り込む。さらに、北東部は東端部から1 m96cm西へ入り込んだところの中間にも礎石が認められることから、そこに東西方向の間仕切りをした部屋が2部屋あったものと考えられる。言わば倉庫の様なイメージである。

(2) 周囲の状況

基礎地盤 建物間の通路と目される地域の内、電柱跡攪乱部分(瓦列の南)の土層を観察した。路面の層は礫交じりの黒色砂質土が厚み5 cm前後で、その下は灰褐色砂質土が厚み10cm以上続き、盛土と思われる。しっかりとした地山は確認できなかった。

通路 SB01の北側はSB02との間にある幅4 mほどの通路である。近代以降のかく乱が著しく、来待石製の排水溝があったようだが、未調査のままで江戸時代の遺構は不明であった。

SX01 建物の東側は近代になり「島根県自治会館」⁽¹⁰⁾の建物基礎が残っており、江戸時代の遺構は不明であった。この建物基礎のさらに東側には石列SX01が南北に走り、北側のSB02の南東角付近に斜めにつながっていく。南部ではSD01と1.1mの間隔を空けて併行するが、北方(SB02の東方)に向けて徐々に西へ傾き、SB02の石列1の南東角とは約1.2mの間隔を空けその先で消失している。SB01の東端礎石列とは7.5~7.8mの間隔がある。

SX02 SB01の最西端礎石列の外側には1.4m出たところに南北に延びる石列(SX02)がある。石列の天端は礎石の天端のレベルから約3~7 cm低くなっている。

SD01 さらにSX01の東方には1.1mの間隔をおいて溝跡(SD01)が南北方向に走る。北方では米蔵跡の排水溝と交差しているので、当初からあった排水溝で南方で東に折れて土居の中に入り込み、東内堀に排水される。北方ではこの排水溝の内側に陶器製の土管が埋設されていた。近代に入り自治会館などの公共施設が設置されるが、江戸期の排水溝が半ば埋もれて機能を果たさなくなっていたため、恐らくその時に埋設された可能性がある。

SD02 SB01の南はすぐに凝灰質砂岩(通称来待石)製の暗渠の排水溝が東西方向に並行して走っている。礎石の中心と排水溝の中心の幅は76cmである。この排水溝は内幅が30cm(1尺)で両側石の厚みは8 cmである。深さは不明だが、1石でコの字に削り抜いたものであろう。蓋は同じ来待石を方形に加工したものである。

SB01の最南端の礎石列は、西角から7.76mのところから東にかけては、方形に加工した来待石が多く敷設されており、恐らく近代の仕業であろうが、東へ延長した理由はよく分からない。一方、西側はSX02と接する辺りから西へ向けて北側へ屈曲し、斜め西南方向へ走っていく。その先には大井戸や大手門があるので、その付近の排水溝に繋がっている可能性がある。

(3) SB02

調査区の北側で検出した礎石建物跡をSB02と呼称する。

石列1 四周に石列が廻る。石は大きいもので径20×40cm、小さいものは径10cm程度である。大小取り交ぜて配置され規則性はなく、石の形状も不定形で選りすぐったものではない。石列の幅は最大40cmで全体的に8.3m×15.9mの東西に長い長方形を示すが、基壇のようである。石列の内側には、所々に礎石と思われる上面が平坦な石があるが、そう多くはなく、大半は抜き取られたようである。礎石は径25×45cm程度の大きさである。南部に並ぶ3個の礎石の心々距離は88cmである。

石列2 石列1の外側には、北側の一部に約80cmの間隔を空けて、石列が長さ2.2mほど残っている。



図7 SB02平面図

北側には二重の基壇が想定される。土留めの石列と思われる。

瓦囲い 建物内の中央部に近い場所にある。平瓦を垂直に立てて40cm弱の略方形の囲いを作り、内側に径20cmほどの丸みのある石が置かれていた。詳細は不明だが、地鎮に関わる遺構と思われる⁽¹¹⁾。

瓦列A S B 0 1との間にある通路側に、棧瓦を立てて繋いだ瓦列が見られる。西端部は南北方向に平瓦が1枚差し込まれ、そこから東へ折れて、途中断続しているが、恐らく元はS B 0 2の南西角付近から東側へ約5.7m続き、東端部で建物側（北側）へ直角に平瓦1枚が差し込まれ、ここで北に折れて収束している。S B 0 2の南石列先端部とは約30cmの間隔がある。途中2か所で瓦列が無い区間があるが、元は連続していたのか不明である。建物本体と通路の間の装飾的な区画（例：植栽花壇）ではなかったかと思われる。

瓦列B 後述する木桶の東南側にある。平瓦の上、下面を南北方向に向けて垂直に差し込んでいる。長さ約1.2m、幅は最長で20cm余りで一定していない。東へ約2.7m間隔を空け、長20cm、幅10cmの瓦列がある。いずれも南石列から60～70cmほど間隔を保っている。屋根の軒先の雨落ち部に当たるかも知れない。庭園研究者はこれを「小端立^{おぼだ}て」と呼んでいる。類例は、松江市・菅田庵の御風呂屋の露地⁽¹²⁾や同市・観月庵の露地⁽¹³⁾に見られる。いずれも茶室の露地の通路の途中に作られ、軒瓦も所々に配置して風情を醸し出しているが、本例は平瓦のみで構成している。

四半石 瓦列Aが途中で途切れているところから建物内部に入った場所に、一辺約48cm（1尺6寸相当）の略正方形の凝灰質砂岩（通称来待石）の四半の板石が1枚ある。石列からは40cm余り内部に入ったところである。厚さは床面から5cmはある。南側が楕円形状に4cm近く窪んでおり、相当足で踏み込まれたようである。通路側に瓦列もないので、ここに建物（S B 0 2）の日常的な出入り口を考えておきたい。

埋桶 南石列の中央部には、石列にほぼ接して径36～40cm、深さは通路の路面から25cm下に底板があり、上方へ開く木桶が設置されていた。側板は材質が不明だが、幅が3.5～10cmとばらつきがあり、厚みが1.0～1.5cmあり、元は路面から50cm上まではあった。掘方の土坑は確認されていない。

類例は松江城下町遺跡の調査で、南田町の「大橋家与力屋敷」のB屋敷跡から建物南外側に隣接して埋甕（S J 0 1）と埋桶（S K 2 2）が出土し、18世紀代の便槽（トイレ）遺構と考えられている⁽¹⁴⁾。又、松江歴史館整備に伴う調査では、南屋敷第1遺構面（18世紀後半～明治初頭）から木枠のS K 0 4と19世紀代の陶器甕を埋めたS K 0 5が隣り合わせに検出され、S K 0 5には石灰状の物質が付着しており尿石の痕跡と考えられている⁽¹⁵⁾。16-5区では竹製のタガを巻いた木桶が3mの間隔で2つ検出され、便槽と考えられている⁽¹⁶⁾。このような類例からすると、本例は、尿石の様な直接的な証拠はなく1対でもないが、建物外での便槽遺構の可能性が高いと思われる。

（4）おもな出土遺物

遺物は近世から近代に至るまでの陶磁器類が大半だが、近世と近代の区別が難しいものが多い。瓦は多量に出土したと思われるが、殆ど採集されていない。近代に入り、ごみの廃棄場になっていたようで、多種多様な日常雑器の破片が見られる一方、島根県関係の建物施設も設置された関係で公用の特注品（例

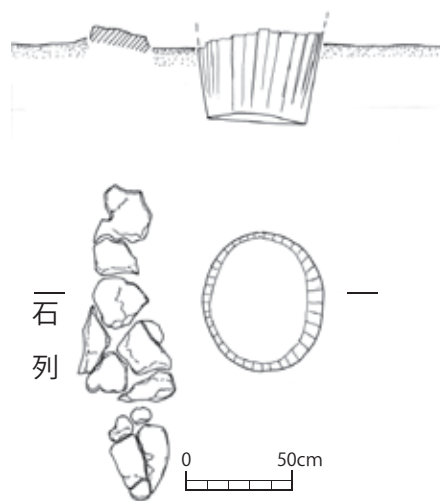


図8 埋桶実測図

えば鳥根縣廳の火鉢など)の破片も多い。

《近世の遺物》

以下、箇条書きで記述する。

瓦

- ・軒丸瓦(図9-1)は珠文が小さいのが特徴で、推定16個となる。外区に木範の木目が残る。花谷分類のA3類のいずれかであろう⁽¹⁷⁾。松平期の初期、17世紀中頃のもの。
- ・軒平瓦(図9-2)は唐草文が3転するタイプ。花谷分類の五葉文A類のいずれかで、18世紀前半のもの。

土師器

- ・小皿(図9-4)は、墨書記号のある小皿。墨書は「井」の字を45度に重ねて書いたもの。同じ二之丸下ノ段に所在した米蔵跡からも同種の墨書記号を書いた小皿が出土している⁽¹⁸⁾。祈祷に使用したものであろう。

伊万里焼

- ・磁器皿(図9-8)は、見込みに染付の唐草文を描く。初期伊万里である。
- ・肥前系磁器(図13-57)は、高台径5.2cm、同高さ1.5cmの広東碗である。九陶V期(18世紀末～19世紀中頃)のもの⁽¹⁹⁾。
- ・猪口(図13-68)は、草文を描き、漆継がある。宝暦様式(1750～1770年代)のものである。
- ・蓋付碗(図13-61)は、蓋が身の内面に入り込むタイプのものである。コバルトブルー釉で、3人の唐子などを型紙摺りで転写する。江戸時代末頃のもの。

信楽焼

- ・京都・信楽系の行平鍋(図11-35)は、口径20.2cm、下半部が「く」の字に屈曲し煤が付着する。胴部外面は4段にわたり飛鉋を付け泥漿を塗布する。19世紀代のもの。
- ・蓋(図10-17)は、口径7.0cmで、緑色と暗茶色の釉で文様を描く。蓋(図10-19)は急須の蓋である。

波佐見焼

- ・磁器小碗(図13-56)は、口径8.0cmの草花文の染付を施す。18世紀代の波佐見焼。
- ・染付皿(図13-60)は、中央に五弁花を配し、底部は蛇の目高台である。九陶V期の2、3頃。

清水焼

- ・白磁小杯(図13-74)は、底外面に窯元「竹泉」と紺色釉で書く。

楽山焼

- ・三島手の皿(図9-7)は、口径17.4cm、器高4.0cmを測り、流水文、梅花文、波状文などを印刻で施し、白色土の象嵌で仕上げる。口縁部の何ヶ所かを押さえ、器形に変化を付けている。また、高台の一部を切っていて、三島手とともに萩焼の伝統を保持している⁽²⁰⁾。

布志名焼

- ・鉢(図9-12)は、胴部の断面は内外に蛇行し、白濁色の刷毛目を付ける。茶碗を温めたり、洗ったりする時に使った湯水を捨てるための建水である。
- ・合子(図9-9)は、全体的に薄造りだが、特に胴部から底部への変換点のアクセントが無く、底部の薄いのが特徴である。口径12.8cm、底径約6.8cm、器高5.1cmを測る。
- ・火鉢(図9-5)は、青地釉で、胴部が内外に蛇行するタイプで、江戸時代後半の作である。底部外面に文政元年(1818)の墨書をもつ布志名焼の類品が、松江市立出雲玉作資料館の館蔵品にある⁽²¹⁾。
- ・皿(図13-62)は、陶器で、底部以外に赤茶色の釉を掛ける。

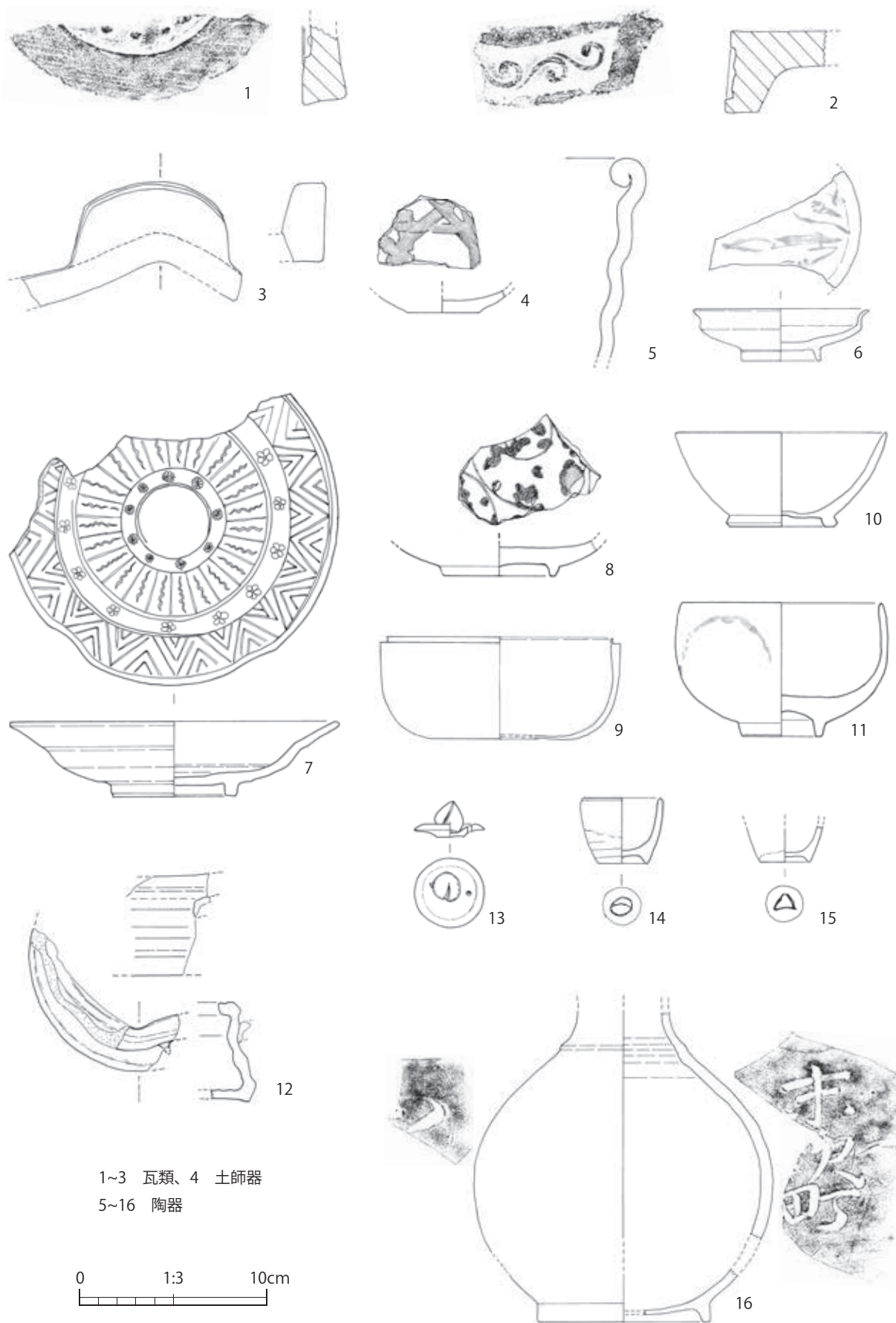


图9 出土遺物実測図（1）

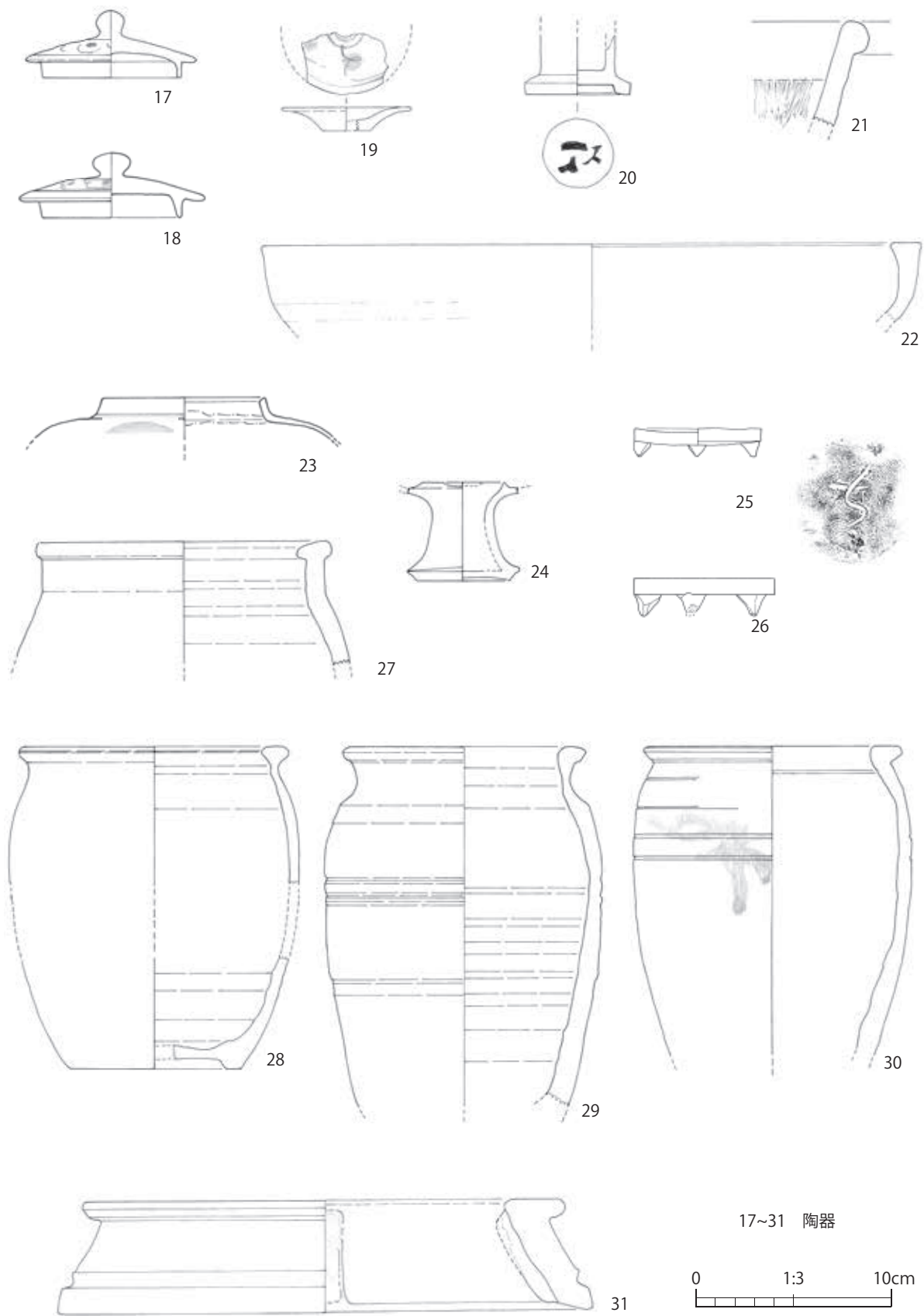


图10 出土遺物実測図（2）

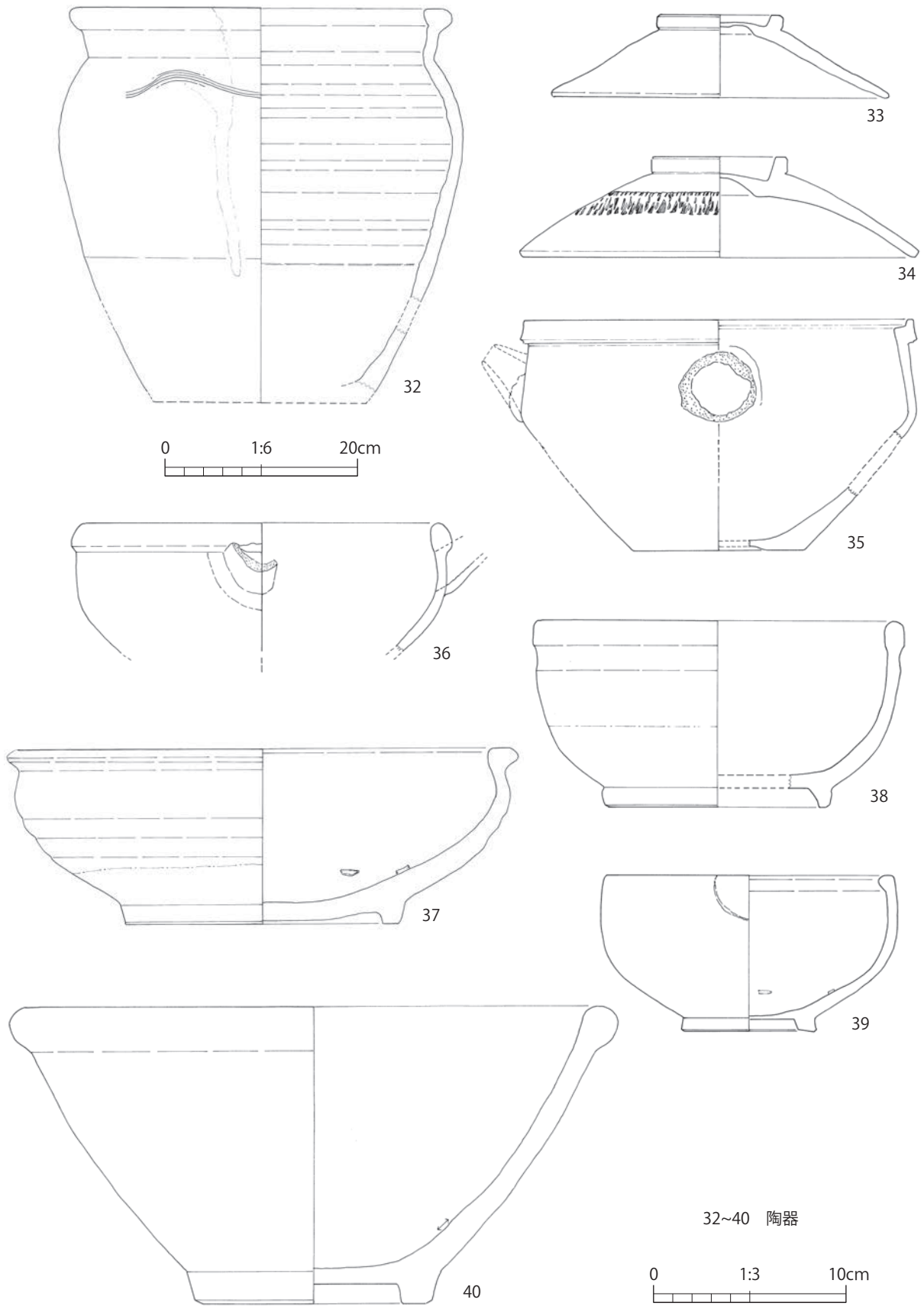


图11 出土遺物実測図 (3)

- ・片口（図11-38）は口径18.2cmである。
- ・大鉢（図11-40）は陶器で、玉縁形の口縁である。こね鉢（図11-37）は陶器で、口縁がすっぽん口形である。ハマの痕跡が認められる。
- ・小杯（図9-14）、（図9-15）は、陶器で、口径4.0cm、底外面に○に円弧や△印の記号を墨書する。陶器卸商の符号と思われる。

石見焼

- ・陶器碗（図9-10）は、石見焼で、灰色がかった透明釉を掛け、面取りを施した高台や薄い底部の特徴が見られる。
- ・片口（図11-36）は、陶器で、口径18.4cm。
- ・片口（図11-39）は、磁器で、高台部以外は淡黄緑色の釉を施す。

その他・不明

- ・陶器蓋（図11-33）は、頂部の中央が厚さ2mmと極端に薄くなる形状が特徴だが、系統は不明である。
- ・紅皿（図13-65）は、白磁で口径6.0cm、外面は唐草文を型押しする。
- ・灯火具（図10-24）は、陶器で、台付灯明受皿である。
- ・窯道具（図10-25）は、脚付輪ドチである。底外面に「ち」とヘラ書きする。4個の支脚が付く。城内に焼き物の窯は所在しないので考えにくいだが、東方の乙部家老屋敷内ではお庭焼と称して家老が作陶していたので、こうした近隣から持ち込まれた廃棄物に含まれていた可能性はある⁽²²⁾。（図10-26）も同種だが、支脚は5つある。
- ・磁器碗（図13-59）は、陶胎染付である。18世紀前半のもの。
- ・陶器小皿（図9-6）は、端反形で、鉄釉で蟹文を描く。在地焼か？
- ・徳利（図9-16）は、陶器で、胴部に「末次町」などの文字を刻む。江戸時代末～近代のもの。

《近代以降の遺物》

- ・ミニチュアの陶器・急須（図12-43）は紺色釉で、蓋受径2.6cm、胴部最大径4.7cm。ミニチュアの陶器・急須と台（図12-42）は濃い緑色釉で、蓋受径3.2cm。台部は直径5.2cm。ミニチュアの陶器・カップ（図12-44）は把手付きである。口径3.9cm、釉は緑色。
- ・汽車土瓶（図12-41）は、湯呑付きである。口径7.4cm、器高6.8cm。全体に赤茶色の施釉がある。さらに外面には水平方向に黄白色の施釉が認められ、「お茶は」「静岡」の文字が対極に黒色釉で書かれる。湯呑の小杯は、口径6.3cmで土瓶の中にはめ込まれる。昭和時代（戦後）の信楽焼製である⁽²³⁾。
- ・蓋（図10-18）は、汽車土瓶である。外面全体に黄白の釉を掛け、緑色と灰色で文様を付ける。
- ・火鉢（図12-50～53）は、磁器で、胴部に「島」「根」「縣」「廳」とコバルトブルー釉で書く。島根県庁御用達の特注品である。
- ・蓋（図13-75）は、磁器で、瀬戸の新製焼である。
- ・蓋（図9-13）は、布志名焼の急須であろう。つまみは桃の実を表す。
- ・他に磁器碗（図13-76）、灰皿（図13-77）か、花立（図10-20）、ミニ釜の蓋（図12-46）、ガラス平玉（図12-45）、プラのボタン（図12-48）、ガラスのおはじき（図12-47）、磁器小碗（図13-70）「松江・天神今岡ガクブチ店」と朱書されたもの⁽²⁴⁾、陶製土管（図12-55）がある。

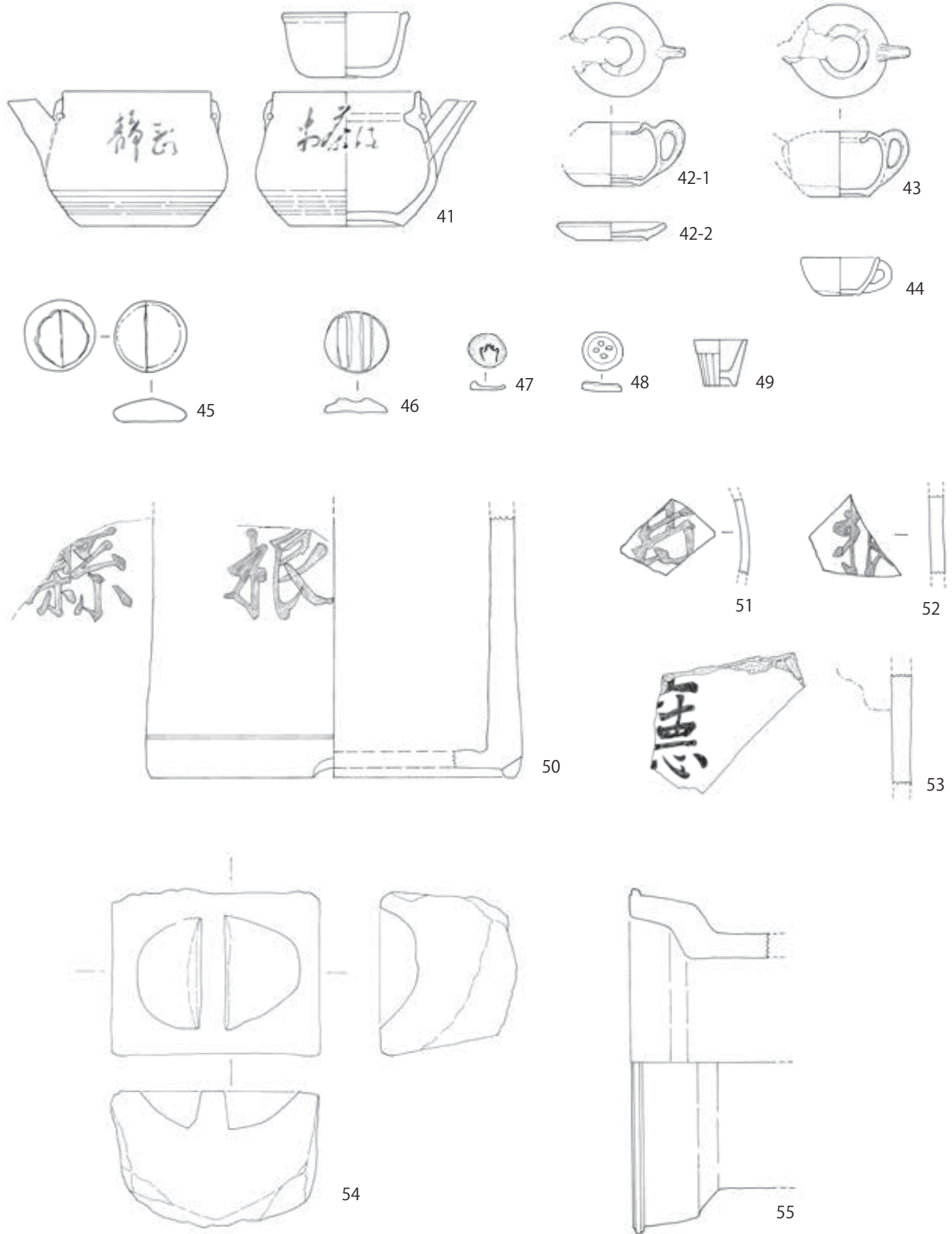


図12 出土遺物実測図(4)

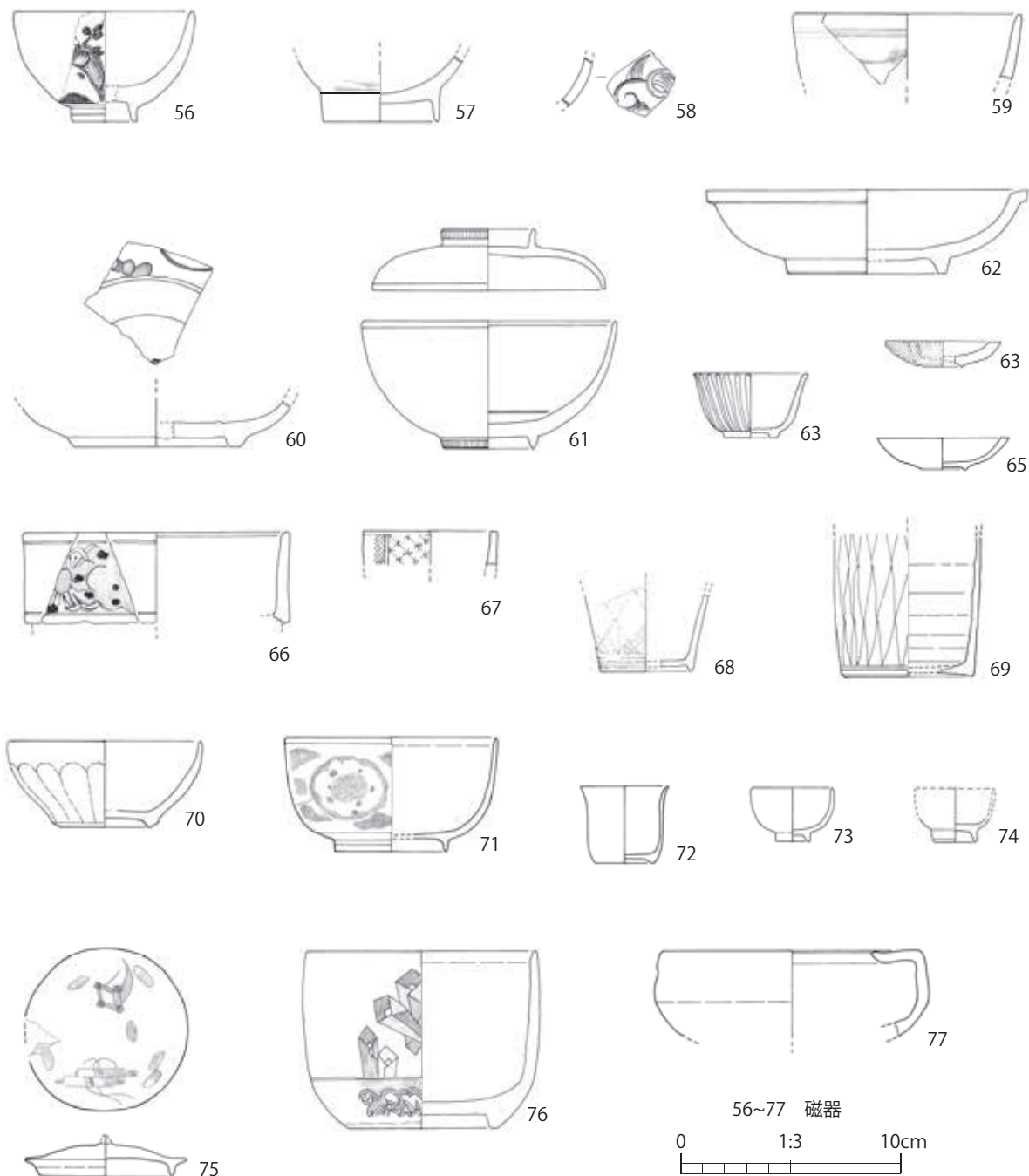


図13 出土遺物実測図（5）

6. おわりに

- (1) 調査の結果、SB01とSB02の2つの礎石建物跡が確認された。
- (2) 南に位置するSB01は、平面形は南東部が入り込む逆L字形を呈し、最北端の東西長10.76m、最西端の南北長8.12m、心々距離は0.96~1.10mを測る。礎石の石材は、大海崎石が多いが、島石も一部使用されている、また、来待石は東部の東石や南部、西部の暗渠排水溝に多用されている。
- (3) 北に位置するSB02は、SB01と4mの間隔をおく。礎石と判断される石は少なく、わずかに6個が原位置を保っているものと考えられる。南部の礎石3個の心々距離は88cmである。遺存する礎石から復元される母屋の平面規模は、東西約13.5~13.80m、南北約5.8~6.1mの長方形を呈する。

母屋のやや東部中央に平瓦で囲われた内側に丸味のある石が1個置かれた施設が検出されたが、床下に設けた地鎮の類の施設と思われる。また、母屋と石列の間には来待石の四半石が置かれていた。表面が擦り減っているのが相当使い古されたものである。この建物の普段の通用口の一つと考えてよいだろう。母屋から約1.1mの間隔をおいて外側には幅最大40cmの石列がまわる。石列の石材は、和久羅山ディサイト（大海崎石）が大半だが、一部に黒色多孔質玄武岩（島石）が認められる。北辺の一部にはさらに外側に石列が廻る。地盤を保護したのであろう。石列の南部には瓦列や「小端立て」という茶室の露地で見られる設えがあり、装飾的な設えをここで試作したような感がする。珍しい便槽の埋桶も1か所あった。前掲「御城内絵図面」では、「御破損方構」の中の「会所」と記される東西棟の長方形建物がS B 0 2に該当するであろう。こちらが主たる建物、事務所的な機能を持っていたのであろう。

- (4) 一方、S B 0 1は、建物の南東部が入り込むという変形した平面形である。絵図を見ても同じ平面形をした建物は該当しない。絵図記載の「御小人長屋」の性格が強いが、こまめに建物形態の変遷があったのではないだろうか。
- (5) これら二つの建物跡は、隣接する米蔵跡の建物方位と比較すると、米蔵跡はN12度E、礎石建物跡はN16.5度Eで、その差は4.5度東へ傾いている。また、江戸時代前期から中期にかけての絵図⁽²⁵⁾には「御小人小屋」以外は何も無く、幕末の「絵図」に初めて「御破損方構」が図示されていることから、調査で検出した礎石建物跡は、幕末の最後段階の頃の建物を示していると考えられる。

注

- (1) 松江市教育委員会編2001『史跡松江城整備事業報告書（調査編）』松江市教育委員会
- (2) 松江市教育委員会編2001『史跡松江城整備事業報告書（建造物編）』松江市教育委員会、岡崎雄二郎2019「松江城を掘る－発掘調査半世紀の成果－」『松江城ブックレット1』松江市
- (3) 「御城内絵図面」（享保4～5年/1719～1720頃）国文学資料館蔵、「御本・二・三丸御花畑共略絵図面扣」（江戸末期/1860年頃カ）野津敏夫家蔵 などによる
- (4) 史跡松江城整備検討委員会1993『史跡松江城環境整備指針』松江市教育委員会、松江市教育委員会編1996『史跡松江城公園周辺整備事業実施報告書』松江市教育委員会
- (5) 岡崎雄二郎2015「史跡松江城の発掘調査（1）外曲輪（二之丸下ノ段）」『松江市歴史叢書8』（松江市史研究6号）松江市
- (6) 注1に同じ
- (7) 注4に同じ
- (8) 松江市教育委員会編1983・1985・1986『史跡松江城（昭和57、59、60年度）保存修理事業報告書』松江市教育委員会
- (9) 岡崎雄二郎2016「史跡松江城の発掘調査（2）北惣門橋跡、御廊下橋跡」『松江市歴史叢書9』（松江市史研究7号）松江市
- (10) 島根県自治会館は島根県立松江図書館（今の県立図書館の前身）の東側に1946年に建設され、1961年頃までであった。
- (11) 類例としては国宝松江城天守では、昭和の大修理工事で天守地階南西隅（裏鬼門）の大根太を受ける礎石の下から鉄槍と祈禱札と共に玉石1個が発見された。長径約20cmの丸い石で、石材は閃緑岩（通称大芦御影）である。天守創建時の地鎮祭の時に地鎮具の一つとして納められたもので、国宝松江城天守の附指定の鎮物三点の内、玉石一として指定されている。また、松江城下町遺跡では、鉄玉が幾つか出土しているが、

これも同類のものとして考えられる。

- (12) 有澤一男ほか2021『史跡及び名勝菅田庵整備工事報告書』有澤家、岡田孝男1970『松江の茶室』茶室研究会
- (13) 岡田孝男1970『松江の茶室』茶室研究会
- (14) 公益財団法人松江市スポーツ振興財団編2015「大橋家与力屋敷（南田町132外）」『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書5』島根県松江市教育委員会・公益財団法人松江市スポーツ振興財団 85、86頁
- (15) 財団法人松江市教育文化振興事業団編2011『松江城下町遺跡（殿町287番地）・（殿町279番地外）発掘調査報告書－松江歴史館整備事業に伴う発掘調査報告書 本文編』島根県松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団 251頁
- (16) 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団編2018『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書8 松江城下町遺跡 第1ブロック（殿町198－7外）第13ブロック（南田町108－1外）第14ブロック（南田町101－21外）第16ブロック（南田町130－6外・134－1外）総括』島根県松江市教育委員会・公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団 86頁
- (17) 花谷浩氏の松江城の瓦分類と年代観による。『松江市史』別編1「松江城」（第10章第5節松江城の瓦）松江市
- (18) 岡崎雄二郎2015「史跡松江城の発掘調査（1）外曲輪（二之丸下ノ段）」『松江市歴史叢書8』（松江市史研究6号）松江市
- (19) 以下、肥前系の陶磁器の基本年代観については、九州近世陶磁学会2000『九州陶磁の編年－九州近世陶磁学会10周年記念』による。
- (20) 高台脇に「丸に楽山」印があるが、長岡家の楽山焼の周囲には、他にも、1～2の窯があり、詳細な調査が行われていない為、茶碗以外の皿などの器形での峻別は難しい。現時点では楽山焼の括りで大まかに理解されている。
- (21) 片岡詩子氏（松江市立玉作資料館館長）のご教示による。
- (22) S K 0 3（石積方形土坑）の埋め土中から、お庭焼の陶器碗、土瓶及び窯道具のハマが出土しており、屋敷内で焼き物を製作していた可能性があるという。財団法人松江市教育文化振興事業団編2011『松江城下町遺跡（殿町287番地）・（殿町279番地外）発掘調査報告書－松江歴史館整備事業に伴う発掘調査報告書 本文編』島根県松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団 94～99頁
- (23) ミニの急須、カップは系統不明だが、玩具の類であろうか。汽車土瓶は、大まかな形式分類から見れば、戦後間もなくの1947～1960年ころに製作された信楽焼の駅名汽車土瓶である。胴部に「お茶は」「静岡」と書かれていることから、静岡駅で販売されていた煎茶用の土瓶である。静岡市歴史文化課の松井一明氏のご教示及び、畑中英二2007「信楽焼汽車土瓶」サンライズ出版による。
- (24) 今岡弘延氏（今岡ガクブチ店社長）に現物をみてもらい製作年代を聞いた。社名を「今岡ガクブチ店」としたのは戦後になってからという。
- (25) 「松江城縄張図」（17世紀末、松江歴史館蔵）では、東側の土居に近く並行し「御小人長屋」1棟（瓦葺き2×8間）だけが描かれている。

（おかざき ゆうじろう 松江城調査研究委員会城郭史部会専門調査員）



S B 0 1 全景（南東から見る）



S B 0 1 の南部と来待石製暗渠排水溝



S B 0 1（右側）と南部の状況（東から見る）



SB02 全景 (南東から見る)



SB02 北部 (北から見る)



SB02 北西角付近 (北から見る)



SB02 南部瓦列（東から見る）



SB02 南部石列と来待石製の四半石（南から見る）



SB02 南外に埋められた桶



S B 0 2 埋桶



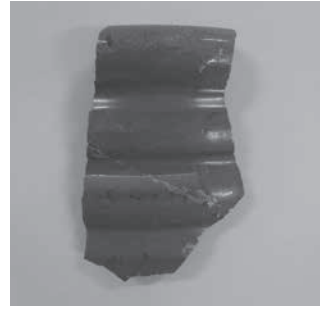
S B 0 2 中央部の瓦囲いと石



S B 0 1 南部（右側に来待石製暗渠排水溝がある）



4 墨書のある土師器小皿



5 青地釉火鉢（布志名焼）



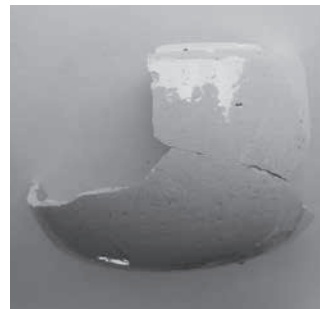
6 蟹文小皿



7 三島手皿（楽山焼）



8 唐草文染付皿



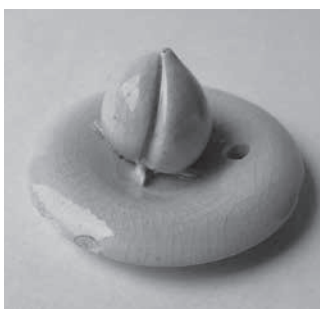
9 黄釉合子（布志名焼）



10 透明釉碗（石見焼）



12 刷毛目文建水



13 黄釉急須蓋（布志名焼）



14、15 墨書のある陶器小杯
※写真番号は遺物実測図番号と同じ。



17 土瓶蓋 (信楽焼)



25 ヘラ書き「ち」のある焼台



26 焼台



36 片口



29 陶器甕



41 汽車土瓶 (信楽焼)



41 同左



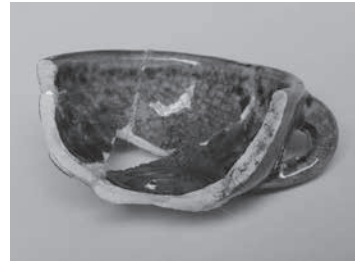
41 同上 湯呑



42-1、-2 ミニチュアの急須と台



43 ミニチュアの急須



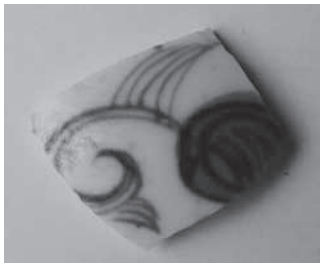
44 ミニチュアのカップ



50 島根縣特注の火鉢



53 火鉢「廬」



58 素書き文碗



59 陶胎染付碗



60 染付皿（波佐見焼）



75 蓋（瀬戸・新製焼）



70 皿



70 同左 見込み朱書き文字

富田城下に所在した寺院

—富田川河床遺跡発掘調査から探る—

西尾克己

1. はじめに

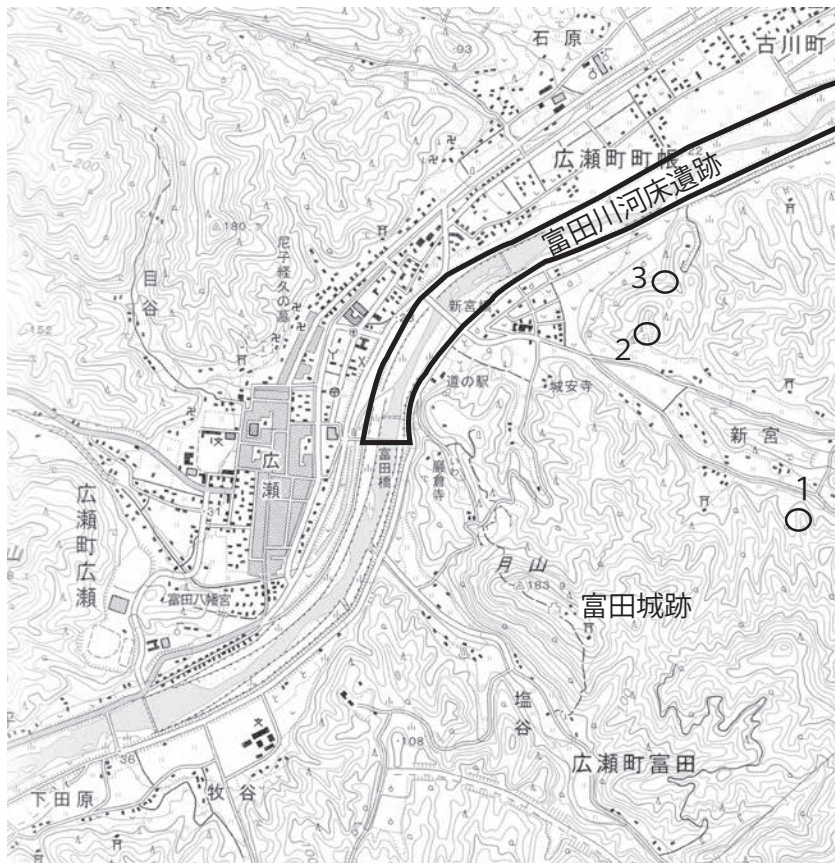
戦国大名尼子氏の居城富田城とその城下町富田には、多くの寺院が所在していた。今日でも、富田城内や飯梨川左岸の広瀬には古刹いいなしがわが知られ、城の西側には巖倉寺と城安寺が、また広瀬側には宗松寺、洞光寺、誓願寺、本成寺、蓮教寺、勝願寺がある。

慶長期に、堀尾吉晴が松江へ城を移した時、富田にあった多くの寺院も松江に移転した。しかし、富田における寺の所在地については、『雲陽誌』⁽¹⁾など江戸時代の文献や江戸時代後期以降に描かれた「富田城絵図」⁽²⁾以外には手掛かりが少ない。近年、中世史の研究から富田城の城下町について新たな研究成果が出され、一部に発掘調査で分かった情報も盛り込まれている⁽³⁾。

これまで、富田地内の寺院跡の発掘調査は部分的に行われたが、城下町遺跡である富田川河床遺跡の発掘調査において、寺院跡は未確認であった。調査が終了してから30年以上が経過した本年度（令和3年）、島根県古代文化センターでは出土品の再整理と検討が行われ始め、新たな資料も発見されている。

また、一昨年秋に松江市和多見町へ移転した本龍寺に残された富田との関係を示す絵画資料を拝見させていただく機会を得て、以下に述べる所在地に関する情報があつた。

これらの成果を基にして新たな知見も加え、富田城下の寺院の所在地について考察してみたい。



1. 忠光寺跡
2. 宗松寺跡
3. 金尾洞光寺跡

図1 富田城跡と関連遺跡位置図

2. 絵図にみる富田城下

富田城と城下町を描いた江戸時代後期の絵図の中には、飯梨川（江戸時代以前は富田川と呼ばれていた。）の土手沿いに寺が数ヶ所集まっている。『雲陽軍実記』（松陽新報社、1911年）に掲載された「月山城絵図」を見ると、右岸側の城下に本成寺、寿仙寺、圓照寺、誓願寺、蓮教寺、勝願寺、信楽寺が、対岸には成安寺が書かれている。また、広瀬藩の絵師堀江友声の手による「富田城絵図」（城安寺蔵）にも、寺の様子が詳細に描かれ、名前も記載されている。これらの絵図が描かれた時期や内容からみて、城下に寺院がある程度の数で存在したことは知られる。これらの絵図のほとんどが江戸時代の後半以降のものと思われ、信憑性には多くの問題がある⁽⁴⁾。

近年、広瀬藩が出来る時に、幕府に差し出した書状に付けた「寛文7年松平近栄書状付属絵図」が発見・紹介された。その絵図により寛文6年（1666）の水害で残った5町程の町屋が富田城の西側の、現在の富田橋と新宮橋の間にあったことが知ることができ、また富田の町の南限が塩谷の入口付近と推定される⁽⁵⁾。しかし、寺院が城下のどこに存在していたかは絵図では確認できず、発掘調査による遺構、遺物を手掛かりとするしかない。

3. 松江に移転した寺院

18世紀初めに編纂された『雲陽誌』には、富田から松江に移された寺院として18ヶ寺が記載されている。大橋川の北側に位置する松江城の周囲にも数ヶ寺があるが、大橋川の南側

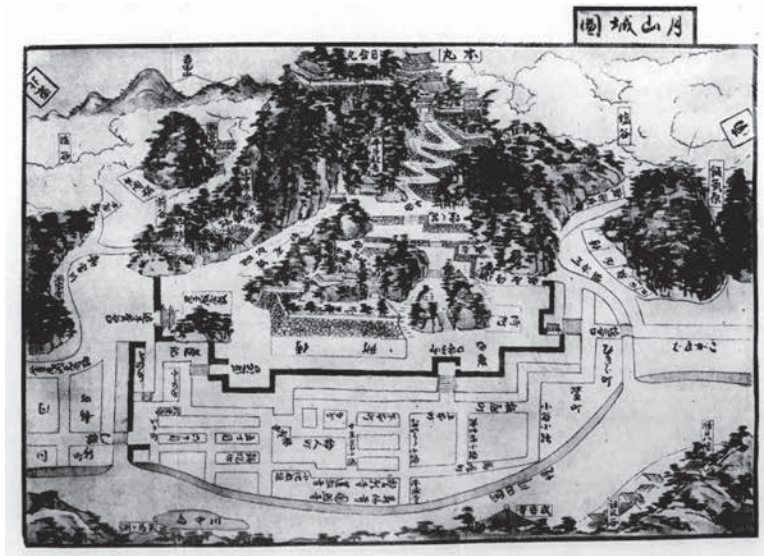


図2 松陽新報版『雲陽軍実記』「月山城図」

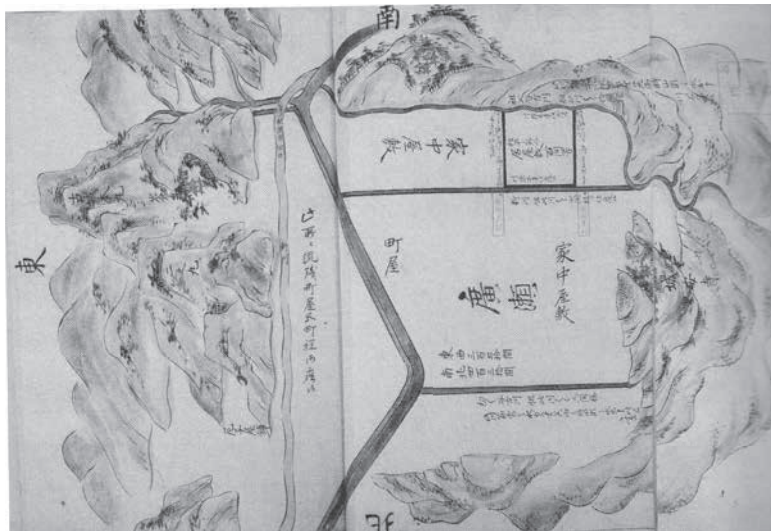


図3 「寛文7年松平近栄書状付属絵図」
(島根県立図書館所蔵、倉恒康一氏写真提供)



写真1 富田川河床遺跡(左側は富田城跡、右前方に富田橋がある)

に位置する寺町とその周辺に多く、誓願寺、専念寺、慈雲寺、長満寺、久城寺、本龍寺、明宗寺、妙興寺、信楽寺などが挙げられ、半数を占める。既に指摘されているように、城下町での寺院は城の防御の施設になりうるものであり、大橋川の南側からの防御を意識しての配置と考えられている⁽⁶⁾。

これらの寺院が富田のどこに所在したかは、『雲陽誌』などの記録に多少の手掛かりはあるが、よく分かっていない。多くの寺が移転後に伝来していた文書を火事で焼失したためと推定される。史料がほとんどない中で、本龍寺には具体的に町名が書かれた絵画が残されている。

4. 絵画資料から知られる寺院の所在地

松江市和多見町の本龍寺（真宗大谷派）には絵画資料（軸物）、「和朝親鸞聖人真影」、「聖徳太子真影」、「三朝高祖真影」が伝わる。その裏書には、富田の地名や慶長の年号が残るが、大正期に表具を新しくした折、文字の墨が薄れ、読み難くなっている。寺の資料⁽⁷⁾によると、「和朝親鸞聖人真影」には「大谷本願寺 釋教如 慶長七癸寅年二月十八日／雲州能義郡富田庄新町／浄専坊願主／釋祐俊」と書かれていたとのことである。この裏書より富田から松江に移転を裏付けるものである。しかし、現在は「富田庄新町」等の字は確認できない。「聖徳太子真影」には「本願寺釋□□／慶長壺参戊申稔二月十一日／雲州能義郡富田□□」、「三朝高祖真影」には「本願□□／慶長十三戊申年二月七日／雲州能義郡富田□□」⁽⁸⁾とある。



写真2 「三朝高祖真影」墨書
(本龍寺蔵)

この寺院は、富田では「浄専坊」と呼ばれ、城下町の新町に所在していた。その新町は前述の「富田城絵図」には、富田城大手の付近（現在の菅谷の北側）に町名として書かれている。推定される場所は新宮谷の入口付近にあたり、大手の菅谷にある里御殿跡（絵図には「尼子殿屋敷」とある）の北側になる。しかし、この一帯はこれまでに発掘調査は全く行われておらず、今のところ遺構や遺物から町屋遺構や寺跡等を確認することはできない。なお、山号は「明星山」で、現在「明星」と呼ばれる場所に関しては、富田城跡の南麓にある塩谷に明星寺跡と呼ばれる寺院跡が存在する。室町時代には、明星客院⁽⁸⁾と呼ばれた寺が存在したといわれるが、この寺と浄専坊との関係は不明である。

5. 発掘調査からみる富田の寺院

発掘調査において、寺跡が確認されるのは新宮谷の忠光寺跡と宗松寺跡、および^{かねお}金尾の洞光寺跡である。また、新宮谷には字名として「新寺」、「西ノ坊」、「惣持寺」が認められ、1981年に島根県教育委員会により発掘調査が行われているが、寺跡を示す遺構や遺物は報告されていない⁽⁹⁾。一方、飯梨川河川敷に所在する富田川河床遺跡でも寺跡に関わる遺構の検出はない。よって今回、発掘調査資料の中で、寺院に関連すると考えられる遺構や遺物を抽出し、寺跡や墓地の詳細について記述してみたい。

(1) 忠光寺跡 忠光寺は堀尾氏初代藩主忠氏の菩提寺で、富田城跡北麓にあたる新宮谷の山腹に位置する。寺跡は谷合に存在していたと考えられ、一部分で発掘調査が行われたが、建物などは確認されなかった⁽¹⁰⁾。寺跡の周りには「中光寺」、「中光寺谷奥」などの字名が知られ、寺の名は忠氏の法名である「忠光寺殿天岫地球大居士」からきている。この寺の松江移転場所については、「堀尾期松江城下町絵図」（島根大学附属図書館蔵）からすると、松江市外中原町の西側にある丘陵に移されたと考えられる⁽¹¹⁾。

発掘調査は安来市教育委員会により2009年と翌年の2カ年で行われた。その結果、東側と北側が長さ13m、西側が16mの石垣に囲まれた平坦面の中央に土壙が検出され、墓地の所在が確認された。但し、周囲の遺構としては覆屋の礎石と土塀の基礎と考えられる石列が僅かに残るのみである⁽¹²⁾。

(2) 洞光寺跡 洞光寺は曹洞宗の古刹で、戦国大名尼子経久が父清定の菩提寺として富田城下の金尾に建立した寺院である。現在は飯梨川左岸の広瀬町の鍛冶町に所在し、寛永期(1624~1644)の水害に見舞われたため、現在地に移っている。なお、松江市新町に所在する洞光寺は、堀尾吉晴が松江に城を移した時に富田の金尾から移転した。

寺跡は飯梨川右岸の新宮谷入口に位置し、寺院があったと推定される平地は、現在は畑地となり、墓地は寺の東側にある山林に残る。この山林では、安来市教育委員会により2012年から2014年に3ヶ所でトレンチ調査が行なわれ、12基の古墓と、古墓の可能性のある土坑1個と石組基壇3基が検出されている。出土品としては、16世紀末から江戸時代初めの頃の土師器皿と中国産の染付(青花)皿が僅かに出土したのみであった⁽¹³⁾。なお、石塔は殆ど残っていないが、後世に持ち出されたと考えられ、調査時に採集された松江市宍道町で産出される凝灰質砂岩(来待石)の五輪塔火輪が1個とトレンチ内に発見された凝灰岩(石見産の福光石)製の台座が1個残っていた。この石塔は、共伴した土師器の年代と同じと考えられ、山林に並ぶ古墓群は山麓に所在した洞光寺にかかる墓地と推定される。被葬者は尼子氏も想定されるが、数の多さより歴代の住職や寺の関係者とも考えられる。

(3) 宗松寺跡 新宮谷に入った北側の丘陵には、永禄11年(1568)から天正13年(1585)まで富田城主であった毛利元秋の菩提寺である宗松寺跡が所在する。元秋は毛利元就の五男。今は寺跡に小さな宝篋印塔が残る。なお、江戸時代まで寺は同所にあったが、その後広瀬へ移転し、現在に至っている。発掘調査は島根県教育委員会により1981年に行われ、溝跡が確認されている。遺物としては、江戸時代以降の陶磁器が出土している⁽¹⁴⁾。

(4) 富田川河床遺跡と寺院跡

富田城の城下町は、城の西側を北流する飯梨川と城との間の狭い谷合に広がっていた。しかし、江戸時代の寛文6年(1666)の洪水以降は飯梨川の河川敷となり、戦前までその痕跡は殆ど確認できず、「まぼろしの城下町」となっていた。戦後に、砂防用堰堤が富田橋付近に設けられたため、遺跡を厚く覆っていた砂が洗い流され、昭和40年代に入ると町並みの一部が富田橋から新宮橋の下流の広い範囲に現れ始めた。当時、富田城の城下町の出現として広く話題となり、これを受けて、昭和49年(1974)から広瀬町教育委員会が中心となり、遺跡の実態を把握するための発掘調査(第1次~第3次調査)が始まった。その後、1978年以降の10数年間には河川改修事業にともなって発掘調査が島根県と広瀬町の教育委員会により実施され、中世末から近世前半にかけての町並み遺構が次々と検出された。特に、昭和56年(1981)に行われた島根県教育委員会による発掘調査(第7次)では、江戸時代初めの短冊状に並ぶ屋敷地が確認され、遺物も大量に出土した⁽¹⁵⁾。遺構では石垣が1ヶ所で検出され、遺物には瓦が多く出土する調査区もあり、付近に寺院が存在していたことが窺われた。今回は第7次の成果を中心として寺院に関わる遺構、遺物の概略を以下紹介したい。

中世から近世初めの遺構が確認された地点は、富田橋から新宮橋の飯梨川左岸の河川敷で、幅11m、長さ180mの範囲である。厚く堆積した粗砂の下からは、寛文6年(1666)に洪水を受けた遺構面が出てくる。この面を第1遺構面として、第7次調査では第5遺構面まで確認し、その遺構面の時期は戦国期の16世紀中頃のものであった。

第1遺構面 寛文の洪水で壊滅した最後の富田の町並みである。厚く堆積した河床の粗砂をとると、漆塗りの椀や下駄などの木製品を多く含む粘質の土層が現れ、遺構面までの薄い土層が洪水時の堆積層

である。この層を取ると、飯梨川に平行に走る幅6m（3間）の道路に沿って、間口3間や6間、奥行き長い建物跡が整然と並んでいる。この遺構面は新宮橋下流の第1次～第3次調査でも確認されており、前述の城下町絵図のとおり、町屋が存在していたことを裏付けるものである。なお、この時期には、富田城は既に廃城となっており、以前の城下町が規模を縮小して在郷町として存続していたと考えられる。

町割りについては、下層の第2遺構面も同じであるが、最下層の第5遺構面である戦国期末の遺構面とは、軸が30°程異なる。いつの時期に、新しい町割りに変更されたかは定かでない。

検出された建物は、第1遺構面で20棟以上がある。その大部分は中世と同様の掘立柱建物で、建物の側面に雨水を流す石積み溝をもつ建物や内部に土間、床をもつ家屋も確認されている。また、建物の裏手には、立木が点在する空き地もあり、石積み井戸跡や埋設桶（厠か）なども検出されている。新宮橋下流では、鉄滓が多く出土した小鍛冶の工房跡が発見されている。これは富田が飯梨川上流の中国山地での鉄生産に関わっていた町であったことが裏付けるものである。

第1遺構面の中では、寺院に関わる遺構や遺物は知られていないが、富田橋と新宮橋との中程で、広い空間地が認められる。第6次と7次の境界のFU区（図5）にあり、区画する石列2条（SX037・SX038）が発見された。北側のものは幅1mの幅の狭い小路跡であるが、その北側一帯には江戸時代の遺構は認められなかった。一方、南側でも井戸跡のみが存在し、当時はこの場所は前記の広い空地と考えられる。幅は42m程あり、町屋での敷地の間口としてはあまりにも幅が広すぎる。この地点は慶長期、松江に移転した寺院等の建物跡地と考えられ、第6次調査区にかけては17世紀中頃までの半世紀以上、空地等になっていたと推定される。

また、石塔も発見されている。SB030の北側で、宝篋印塔の塔身2個が第1遺構面で出土している。来待石製で、梵字が彫られている。また、空地（SH001）の石積み溝に、五輪塔の笠（火輪）が1個転用されていた。石材は大山系安山岩。これらの石塔は周辺の寺院に建てられていた可能性がある。

第2遺構面 寛文6年以前の遺構面は、部分的にしか確認されていない。第2遺構面は、^{おじだにがわ}祖父谷川と飯梨川が合流する所（IP区）で確認されており、町屋に伴う掘立柱建物が4棟検出された。地割りや建物の規模は第1遺構面と同じで、柱列もほぼ重なる。この建物群も洪水に合い、建て直したことが知られた。その時期は、出土した木札に書かれた寛永21年（1644）より新しく、寛文6年以前の時期である。出土品には肥前陶器の唐津が多く、肥前磁器の伊万里も数%程度混じる。この面の包含層には燻瓦も存在し、中には16世紀末に遡るコビキAの瓦も含まれている（図8-3）。当時の瓦葺き建物は寺院や城郭等に限られるので、IP区付近にこの遺構より古い時期の寺跡が存在した可能性がある。

第3遺構面 遺構は調査区の北側のFU区・FT区にあるが、部分的にしか確認されていない。富田橋

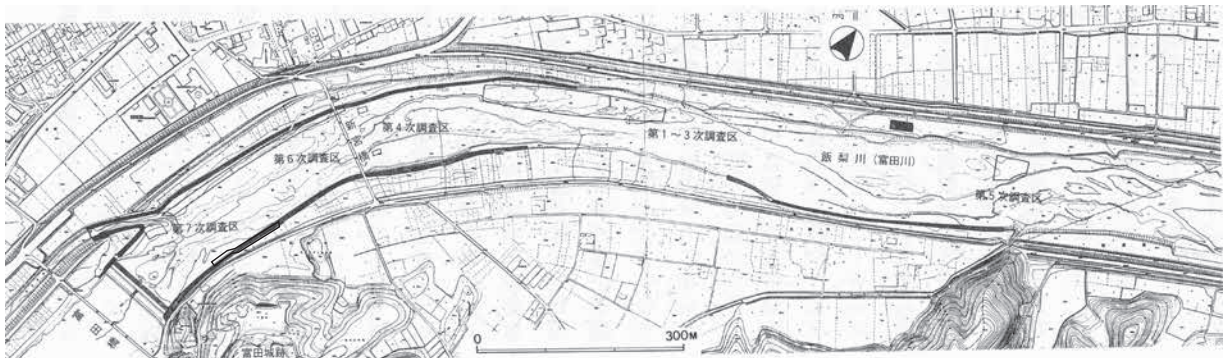


図4 調査区位置図（『富田川河床遺跡発掘調査報告書Ⅲ』1983より 一部加筆）

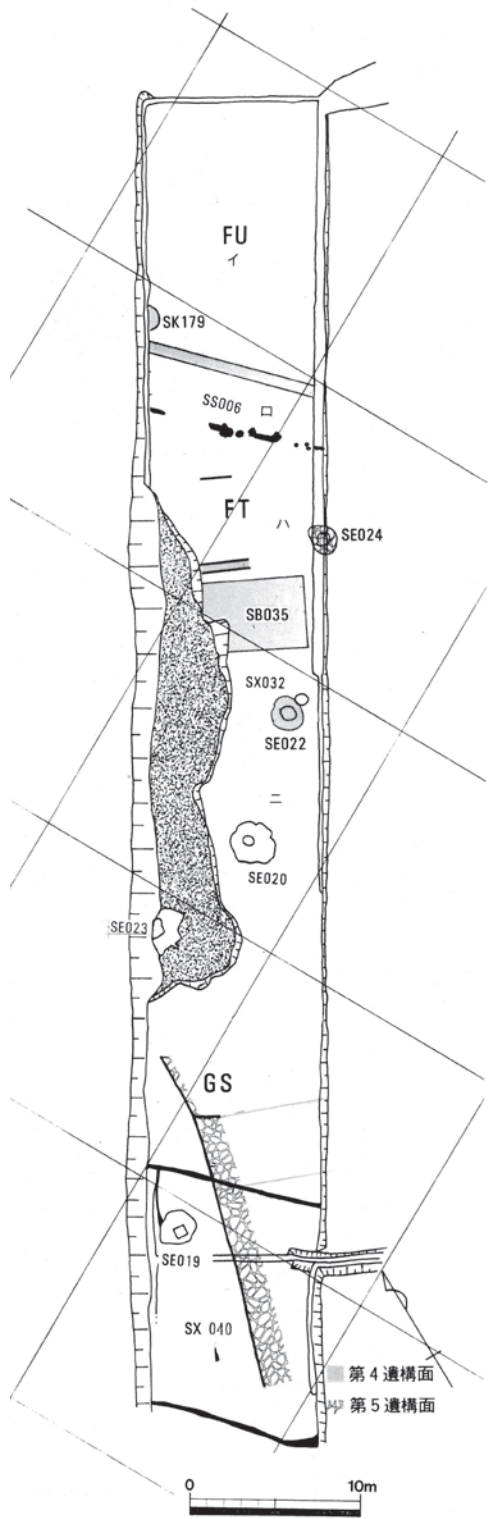


図5 FU区～GS区発掘調査全体平面図
 (『富田川河床遺跡発掘調査報告書Ⅲ』1983より)

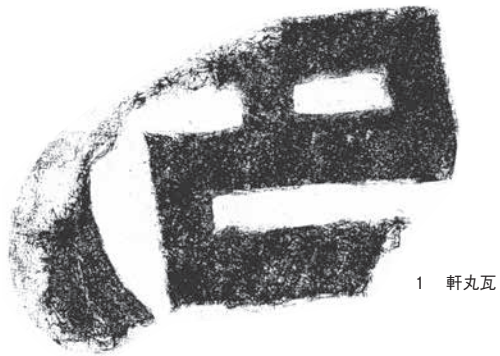


図6 FU区出土瓦の拓本

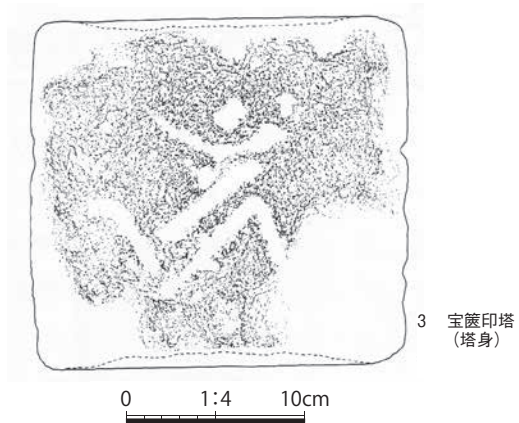
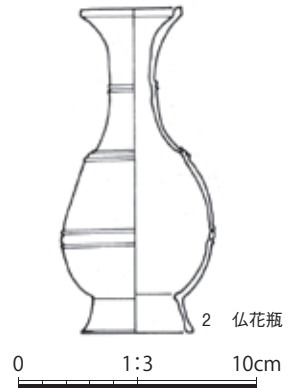


図7 FT区出土の仏花瓶とGS区出土の宝篋印塔実測図
 (『富田川河床遺跡発掘調査報告書Ⅲ』1983より)



写真3 第5遺構面の石垣 (SX040)
 (島根県埋蔵文化財調査センター提供)

と新宮橋との中間地点にあたり、大小の廃棄土坑（ゴミ穴）が多く検出された。出土した陶磁器には、胎土目の絵唐津などの肥前陶器が3割程混じり、江戸時代初頭と推定される。城が松江へ移った慶長期に、移動した住人たちが廃棄した日常雑器の一部であったと考えられる。また、土坑付近からは来待石の石塔なども発見されている。さらに、土坑や包含層から16世紀末から17世紀は初めの燻瓦が纏まって出土している。軒丸瓦の瓦当文には三巴文や漢字の「巴」を表わした特異なもの（1個確認）がある。軒平瓦では下向き三草文と唐草文をもつものがあり、富田城跡出土瓦と同じ文様をもっている。この場所には瓦葺き建物が存在し、第6次調査の調査区に隣接するF U区・F T区一帯には松江に移った寺院が存在した可能性が高い。なお、第6次調査でも瓦や肥前陶器を伴う土坑（SK017）が検出されている。

第4遺構面 第7次調査区の北側に位置する。雨落ち溝をもつ掘立柱建物と石積み井戸跡が各1基、さらに土坑、ピットが多く見つかっている。建物跡は3間×4間の大きさで、周囲は土壁で覆われ、内部には二石入の備前焼大甕が6個据えられていた。何らかの工房跡と考えられ、時期は埋甕付近から発見された中国産陶磁器や備前焼より16世紀後半頃と推定される。なお、調査対象地は限られており、寺院にかかる遺構は発見されていないが、土坑（SK208）からは小さい青銅製の仏花瓶1個が出土している。

第5遺構面 富田橋と新宮橋の中程に位置し、遺構としては南北に走る石垣と石積み井戸跡を各1基が検出されている。石垣は、第1遺構面の石列とは約30°の振れが認められ、上層と下層では異なった屋敷割りが行われていたことが窺える。なお、石垣の基底部の標高は17.5m、石垣の高さは1.2m程で、左岸では高い場所である。石垣と井戸跡は検出した時には、総て川砂に覆われ、16世紀後半頃の一時期に飯梨川の河床になったと考えられる。

石垣(SX040)はG S区の中央部で検出され、調査区内では長さ20m程確認できる。大小の割石を高さ1.2m程に、2段、3段に積んでいる。さらに、北端の角部からは人頭大の河原石を2段に、高さ40cm程積んでいる。ただし、先の高い石垣とは一直線ではなく、10°程西側に振っている。

石垣の内側では、この遺構に伴う建物等の遺構は検出されていない。石垣を検出した場所は城跡の西側の御子守口^{おこもりぐち}のあたり、規模や高さ等から城に付随する防御的な施設の一部とも考えられるが、時期的に16世紀中頃であり、富田城ではまだ石垣は使用されていなく、城下の寺院で、寺の境内を区画する石垣と考えたがよさそうである。石材は富田城の周辺部で採れる布部^{ふべ}花崗岩である。山陰の寺院の石垣としては隣接する伯耆の大山寺（鳥取県大山町）で15世紀代のものが古い。寂靜山地区僧坊跡（J-14区）に使用されており、平坦面の西側側面に盛り土を保護するために石が布積みに組まれていた⁽¹⁶⁾。16世紀中頃に、近隣の富田の寺院に石垣が使用された可能性が高い。

井戸跡（SE024）は石垣の北側35m程に位置し、人頭大の河原石を積んだ径1m程の石積み井戸である。周りの堀方も2.5m程あり、江戸時代の井戸に比べるとひと回り大きい。内部には、川砂が大量に入り込んでおり、この井戸も16世紀後半の一時期に、石垣と共に飯梨川の河川敷の一部に所在し、廃棄されたと思われる。なお、井戸跡の内部上層からは戦国時代末の16世紀中頃の中国産の青磁、白磁、青花、備前焼、京都系土師器皿が纏まって出土している。その頃以降に、この一帯が富田川河床に埋没したと考えられる。

この時期の遺構としては新宮橋付近の第6次調査で検出された石組溝（SD027）がある。町屋の雨落ち溝と比べると、しっかりと積まれており、寺院か館に関わる溝跡の可能性が考えられ、今後、中国産陶磁器を多量にもつ土坑（SK015）や周囲の遺構、および出土品も含めて性格を検討する必要がある。



写真4 IP区建物跡 (SB031) 南より、(島根県埋蔵文化財調査センター提供)

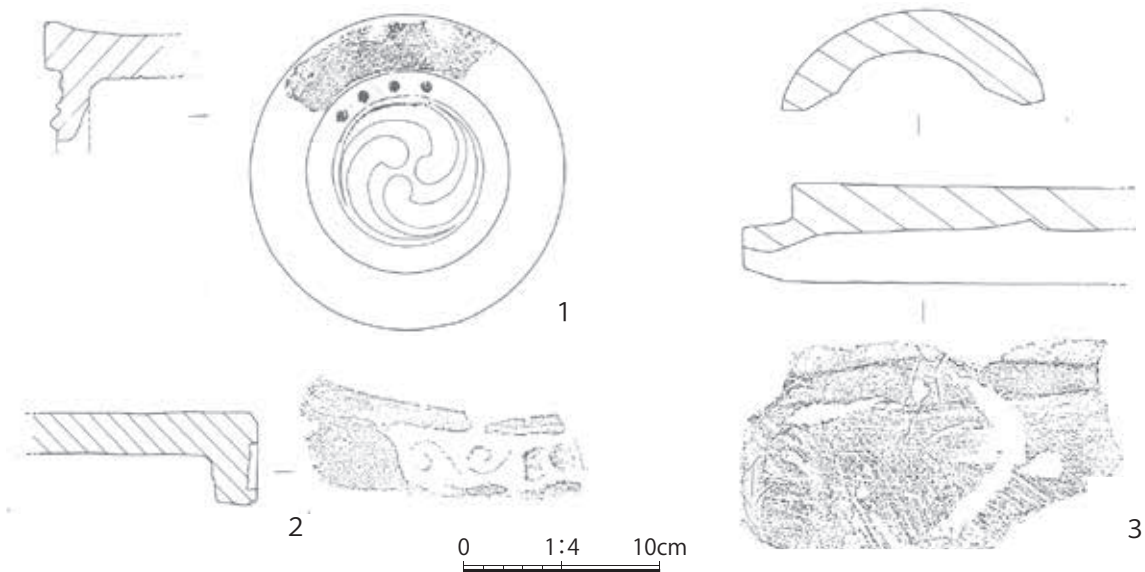


図8 IP区建物跡 (SB031) 出土瓦実測図 (『富田川河床遺跡発掘調査報告書Ⅲ』1983より作成)

6. おわりに

これまでに実施された富田城跡と城下町遺跡に伴う発掘調査をもとに、城下にあった寺院の調査の状況と検出された遺構や出土した遺物などを紹介してきた。

発掘調査は昭和期に行われたもので、調査地も限られており、十分な情報は得られなかったが、菩提寺の墓地の実態と、富田川河床遺跡における石垣や瓦等を手がかりに寺跡の所在を探ってみた。ただし、課題も多く、今後、検出された遺構や出土品の再検討が必要である。

まずは、富田城跡から新宮谷にかけての菩提寺である忠光寺跡と宗松寺跡について述べる。共に、城主の菩提寺であり、前者は堀尾忠氏の、後者は毛利元秋の寺である。両寺院跡とも丘陵部に設けられ、石垣を伴うが、調査が部分的であったため、寺の全容までは把握されていない。今後、字名も参考に、

寺院跡の実態を把握する調査が求められる。

新宮谷の入口にある金尾の洞光寺跡では裏山の墓地が調査されている。山腹をL字にカットし、帯状に設けられた段に石塔等が並べてあったことが知られたが、石塔が残っていない、被葬者の情報は得られていない。飯梨川を挟んで対岸の広瀬にある洞光寺墓地に残る尼子清定と尼子経久の石塔との関係も調べる必要がある。また、寺院跡は麓の平地に所在すると推定されるので、寺の範囲や遺構の残存状態を発掘調査で確認することも重要である。

次に、寺院跡が多く存在していたと考えられる富田川河床遺跡についてみてみたい。飯梨川の河川敷が遺跡であり、昭和に富田城跡の西側の富田橋付近から新宮橋の下流部までの広い範囲で発掘調査が行われた。しかし、検出されている遺構の大部分は江戸時代のもので、16世紀に遡る遺構が検出されているのは左岸で行われた第6次と第7次の発掘調査であり、この地区の遺構を対象に考えた。しかし、第6次調査の場合は遺構、遺物の詳細が分からないので、第7次調査の成果を中心とした。遺物については、他の年次の調査で得られた遺物も考慮して寺院跡の所在について検討を行った。

遺構では、GS区で検出された石垣とFU区、FT区にある廃棄土坑が挙げられる。前者は寺院にとりなう石垣と考えられ、江戸時代の町割りの方向とは合わなく、古い時期のものである。また、近い場所で検出された井戸跡(SE024)の陶磁器や土師器の時期も見直し、遺構の年代を検討する必要がある。

遺物からの寺院跡を探る手だてとして、瓦、仏具、石塔が挙げられるので、その出土地点をみてきた。

瓦については、第6次から第8次調査の鳥根県教育委員会の発掘調査でコンテナ10箱が出土している。場所は左岸の第7次調査区のFU区(第2遺構面)から第6次調査にかけての地区と、第7次調査区の南端のIP区、さらに右岸の8次調査のII区⁽¹⁷⁾からまとまって出土している。富田城の西側に位置し、16世紀末から17世紀初めには、寺院がこの一帯に数ヶ寺存在したことは確かなことである。また、富田城跡の瓦については、近年、松江城の築城期の瓦や富田城出土の軒丸瓦や軒平瓦の文様等の検討がなされている⁽¹⁸⁾。第7次調査のFU区の土坑(SK184)からは、図6に掲載した巴文字文をもつ軒丸瓦が確認されている。富田城跡三の丸で出土した瓦と同文である⁽¹⁹⁾。このように、城と城下町出土瓦で同じ模様のものが知られ、また、第8次調査では右岸のII区より鬼瓦や鳥衾瓦などの瓦も出土している。

仏具も瓦類の出土する場所と同じ地区から出土している。第6次と第8次調査では金属製の鈴が、第7次では仏花瓶が出土している。しかし、第6次調査については報告がなされていない、詳細は不明である。

石塔も数は少ないが、各地点から発見されている。町中にあった寺院の境内に建てられていた供養塔と思われる。ただし、報告されている石塔は数が限られており、富田城跡や新宮谷等に残る石塔の時期や形態を比較する作業も残っている。

以上のように、富田川河床遺跡の発掘調査で発見された寺院にかかる遺構、遺物について述べてきたが、その調査地は飯梨川河川敷に限られている。これまでの研究成果から、富田の城下町と推定される新宮谷入り口^{まちちょう}一帯や、広瀬町町帳から下流部の安来市古川町の境までの場所においても、今後、発掘調査が実施され、寺院関連遺構が発見されることを期待している。

注

(1) 『雲陽誌』は江戸時代18世紀前半に松江藩士黒澤長尚が記した出雲国の地誌である。

(2) 富田城と城下町を描いた絵図は20枚以上の数が残っているとされる。年代は殆どが不明であるが、多くは江戸時代後期以降と推定される。桑原英二『まほろしの戦国城下町』1974、『富田川河床遺跡－発掘調査概

報-』広瀬町教育委員会・富田川河床遺跡調査団1977

- (3) 原慶三1992「富田城下町の研究」『尼子氏の総合的研究』尼子氏研究会
原慶三2000「尼子氏の石見国追出をめぐって」『山陰史談29』山陰歴史研究会
長谷川博史2018「富田城下町の復元的考察」(「中世西日本海水運の流通構造に関する研究」2015～2017年度科学研究費補助金 基盤研究(c) 研究成果報告書)
- (4) 桑原英二『まぼろしの戦国城下町』1974
- (5) 倉恒康一2019「寛文六年富田川洪水に関する資料の紹介」『古代文化研究』27島根県古代文化センター
広瀬藩の陣屋町を建設にあたって幕府へ提出した添付図について紹介されている。
- (6) 松尾寿『松江市ふるさと文庫5 城下町松江の誕生と町のしくみ』松江市教育委員会2008
- (7) 本龍寺作成の資料による。「本龍寺 親鸞聖人真影」「本龍寺 親鸞聖人真影裏書」
- (8) 『広瀬町史』広瀬町役場1969
- (9) 『史跡富田城関連遺跡群発掘調査報告書』島根県教育委員会1983
- (10) 注8に同じ。
- (11) 妹尾豊三郎『松江開府物語』1961では、忠氏の菩提寺忠光寺は堀尾氏が断絶後、松江城下の外中原町から富田の新宮谷に移ったとされるが、石垣の積み方や遺物の京都系土師器皿の時期からみると17世紀初めの時期とするのが妥当と考える。
- (12) 『安来市内遺跡調査報告書 伝堀尾忠氏墓 日向尾根古墳群』安来市教育委員会2011
- (13) 『安来市内遺跡調査報告書3 洞光寺跡』安来市教育委員会2015
- (14) 注8に同じ。
- (15) 『富田川河床遺跡発掘調査報告書Ⅲ』島根県教育委員会1983
- (16) 『大山寺僧坊跡 大山町文化財調査報告書Ⅰ』大山町教育委員会2006
- (17) 『富田川-飯梨川河川改修工事に伴う富田川河床遺跡発掘調査報告書-』島根県教育委員会1984
- (18) 花谷浩2017「出雲における中近世の瓦と松江城築城期の瓦」『松江市歴史叢書10』(松江市史研究8号)松江市
第8次調査の右岸Ⅱ区の瓦類はコビキAの丸瓦も含み、寺院の瓦と推定されている。
- (19) 『史跡富田城跡-環境整備事業報告書Ⅱ-』広瀬町教育委員会2003

謝辞

本論を作製にあたり、本龍寺星明御住職をはじめ、丹羽野裕、廣江耕史、舟木聡、守岡正司の諸氏にご協力を得ました。記してお礼申し上げます。

(にしお かつみ 歴史まちづくり部史料調査課松江市史松江城部会長)

「竹内右兵衛書つけ」再考

—朱書と奥書に記された「右兵衛」について—

稲田 信

1. はじめに

「竹内右兵衛書つけ」は、縦7.3cm、横15.6cm、厚さ1.5cm、紙数114枚、右綴にした和本で、表紙と裏表紙には紺色の厚紙を用いている。昭和25年(1950)からの松江城天守解体修理を機に、竹内宇兵衛家(松平直政に随身して出雲国に来た「竹内宇兵衛」を祖先とする)のご子孫から松江市に寄贈され、昭和28年(1953)に松江市の指定文化財となった⁽¹⁾。御大工の家柄であった竹内宇兵衛家に伝わった武家住宅を主とする木割に関する秘伝書で、昭和の松江城天守解体修理にあたり、部材の墨書、古写真、文久の折畳図などとともに天守を旧状に復するための重要な史料として用いられ⁽²⁾、以後、松江城研究の重要な史料として捉えられてきた。

筆者も、初期松江城天守の形態を検討する過程で、「竹内右兵衛書つけ」の「御本丸中 二重目」に記された朱線の“見せ消ち”(抹消線)の意味を、18世紀前半の天守大改修後の追記の可能性を考え、初期松江城の形態を考えるうえでの傍証として用いた⁽³⁾。初期松江城天守の形態については、和田嘉宥氏、中井均氏らにより研究が深められ、近年の松江城研究の大きな成果として認識されつつある⁽⁴⁾。

初期松江城天守の形態について新たな見解を提起してから後も松江城研究は着実に進みつつあり、課題でもあった「竹内右兵衛書つけ」の朱書部分、特に「奥書」に記された朱書に注目し検討を進めることとした⁽⁵⁾。なお、後述のとおり、史料そのものには標題がなく、「奥書」に朱書された「書徒希(かきつけ)」、「竹内右兵衛」から史料名が付けられた。「竹内右兵衛書付」とも称されるが、本稿では引用文を除き、指定文化財名称の「竹内右兵衛書つけ」を用いる。

2. 「竹内右兵衛書つけ」に関する主な見解

(1) 井上梅三氏らの見解

「竹内右兵衛書つけ」の重要性が広く紹介され始めたのは、昭和25～30年の松江城天守解体修理工事の報告書である『重要文化財松江城天守修理工事報告書』⁽⁶⁾(以下、『修理工事報告書』とする)からだった。第3章第4節「竹内右兵衛書付」には、「竹内右兵衛は寛永十五年松平直政が信州松本から雲隠の太守として松江に入封の時、随従してきた大工で、松江城天守がその時荒廃し全体に傾斜しているのを知り公に上申し、その修理を命じられたので実地を測量し、模型等を製作してその修理に当たった人である。この「かきつけ」は、竹内右兵衛が折にふれてかきつけて備忘としたもので、縦二寸四分、横五寸三分、厚さ四分、紙数百十五枚(内、末尾十五枚空白)紺紙の表紙をつけて右綴じにしているが、表紙の左端がきれている為に標題が判明せず、最後の奥書の中の文句をとり「かきつけ」と仮称するものである。年代は寛永頃と考えられ、内容は松江城に関するもの及び一般大工の技術上の参考事項とあり、松江城天守に関する実測記録としては唯一の史料である。天守修理に際し、竹内家より松江市に寄贈されたので現在松江市の所有となり、松江市重要文化財に指定されている。」と記されている。また、「竹内右兵衛の後裔竹内家所蔵の由緒書によると、有兵衛は天守の修繕を命ぜられ雛形を作りまた実測調査をされた旨が記されているが、」とも記されている。

史料は奥書から「竹内右兵衛書付」と仮称され、『修理工事報告書』を記した井上梅三氏らは、竹内

宇兵衛家所蔵の「由緒書」⁽⁷⁾や、おそらく桃節山著『松江藩祖直政公事蹟』⁽⁸⁾の記事、「天主の御修復を命ぜられしかば、有兵衛先づ天主の雛形を作りて御修復に取懸り、遂に思ふ如くに功を成せり」などの、竹内宇(有)兵衛にまつわる「伝説」から、直政に随従して出雲国に来た竹内宇(有)兵衛によるものと考え、成立年も寛永頃と考えたようである。竹内宇兵衛家所蔵であった「竹内右兵衛書付」を、井上らがどのようにして見出したのかは分からないが、天守を旧状に復するための重要な史料として用いられた。

(2) 島田成矩氏による再評価と研究

「竹内右兵衛書つけ」を学術的に価値の高い基本史料として研究を深めたのは、島田成矩氏だった。島田氏の研究成果は、『竹内右兵衛書付-松江城実測資料-』⁽⁹⁾、『鳥根県文化財調査報告 第10集』⁽¹⁰⁾などにまとめられ、松江城に関する記述の翻刻も行われた。

『鳥根県文化財調査報告 第10集』には、「城郭史料の蒐集調査をしていたところ、右の二史料(「竹内右兵衛書付」「松江城縄張図」)はきわめて価値が高く重要であることがわかった。調査は昭和四十五年から取組み、その概要は調査報告書として松江市教育委員会から『松江城の城郭復元と史料』と題して公になった。」とあり、「竹内右兵衛書つけ」に注目したいきさつが述べられている。

島田氏は、史料を内容的に「略年表」「家相之部」「武家之部」「松江城郭実測之部」「奥書」に分け、松江城研究に重要な「松江城郭実測之部」は17世紀末の成立、「略年表」は数代にわたる書き継ぎとした。

また、著者については、「奥書にみえる右兵衛は、他の史料にはみえない名であり、松江藩に随従した竹内家の先代か先々代にあたる人であり、この右兵衛は、家相之部と武家之部の、いわゆる城郭建築に関する知識や技術の箇所のみを記し、そして奥書を書き留めておいた人である。この子孫が寛永十五年に松平直政の入部に随従し御大工を勤めたのであるが、『御作事所御役人帳』には初代から四代まではいずれも有兵衛の襲名となっている。『竹内家系図』では初代から三代までが宇兵衛で、四代から有兵衛となっており、有と宇の違いが生じている。また『御給帳』には初代は有兵衛、二代は有兵衛とあって有の右に宇の傍註が附してある。(中略)この三代の有(宇)兵衛が略年表の主要部分を記録し、さらに元禄四年頃に松江城郭実測之部を記録し、四代の有兵衛が略年表を書継いでいると考えられる。このように『竹内右兵衛書付』は十七世紀前半から十七世紀末にかけて成ったものであり、著者も右兵衛(先々代～先代)・有(宇)兵衛(三代)・有兵衛(四代)の、少なくとも三名が関係していることが知られる。」と記している。

島田氏は、「竹内右兵衛書つけ」は、右兵衛(先々代～先代)、有(宇)兵衛(三代)、有兵衛(四代)の少なくとも3名により17世紀前半から17世紀末にかけて著されたものとし、「竹内右兵衛」なる人物は、松平直政に随従して出雲国に来た人物の先々代あるいは先代で、家相之部、武家之部、奥書を記した人と理解したのである。なお、『竹内家系図』では初代から三代目までが宇兵衛で、四代目から有兵衛となっていたとする。

(3) 和田嘉宥氏による研究の深化

「竹内右兵衛書つけ」について、改めて研究を深めたのは和田嘉宥氏だった。平成24年(2012)に「(竹内右兵衛書つけ)」「松江城研究1」⁽¹¹⁾で全文翻刻と解題を発表するが、これは、『松江市史』別編1「松江城」の執筆担当者として全文翻刻を行い、全容を明らかにするためのものであった。翻刻掲載にあたり、史料中の墨書と朱書の別も明示されていた。

和田氏は、この解題の中で、「列士録」「御作事所御役人帳」の記述を基に竹内家の大工職である宇(有)兵衛について、「松平直政に仕え、生国を播磨とする竹内宇兵衛(「列士録」には祖父竹内宇兵衛とある)」、「二代目宇兵衛(「列士録」では父竹内宇兵衛とある)」、「三代目宇兵衛(「列士録」では元祖竹内宇兵衛

とある)」と整理を行い、三代目宇兵衛（「列士録」では元祖）が御作事奉行となり士分に取り立てられたこと、四代目（「列士録」では二代）以降は留守居番組、奥納戸役、組外などを勤める士分となり御作事所とも縁が切れたことなどを明らかにした。

また、製作年代と「竹内右兵衛」については、「奥書から、この伝書は直政に伴って来松した竹内右兵衛が書きはじめた伝書であることは伺えるが、「四.松江城城郭之部」には天和元年に松江城に蟄居する荻田父子に関連する荻田長屋についての記述があり、「一年表」を見ると、元禄五年の記述まで下っている。このことから、この伝書が今のような姿になったのは一七世紀後半と見なすこともできる。」とし、奥書の理解から、直政に伴って来松した「竹内右兵衛」が書き始め、17世紀後半（「列士録」元祖竹内宇兵衛の時期）に現在のような姿になったと捉えた。

（４）初期松江城の形態に関する検討による新たな視点（記された朱書の理解）

「竹内右兵衛書つけ」の成立過程について新しい視点で見直すようになったのは、初期松江城の形態に関する検討過程で、「竹内右兵衛書つけ」の「御本丸中 二重目」に記された、「二重目也 西二破風有~~り~~」という朱線の“見せ消ち”（抹消線）が目ざされ始めたことからだった。つまり、「破風有り」の記述にあえて重ねた朱線の意味を、「竹内右兵衛書つけ」に「御本丸中」が墨書された時には松江城天守二重目に「破風有り」であったが、後に破風が無くなり、「破風有り」の記述を抹消する状況になったと想定されたのである⁽¹²⁾。

一方、和田嘉宥氏の研究により、松江城天守は元文から寛保年間（1736-1744）にかけて江戸時代最大の改修が行われたことが明らかにされており、天守内の墨書、文献史料、城郭絵図、天守内の痕跡、記録写真などの検討を加えることで、天守は元文から寛保年間の大改築を経て現在の姿になったと考えることが出来るようになったのである⁽¹³⁾。

このように、新たな視点として、「二重目也 西二破風有~~り~~」の朱線（抹消線）を18世紀前半の天守大改修後の追記の可能性を考え、初期松江城の形態を考察するうえでの傍証として用いられるようになったが、同時に朱書部分については更なる検討が求められるようになったのである。

3. 「竹内右兵衛書つけ」の「竹内右兵衛」とは誰か

「竹内右兵衛書つけ」という名称は、前述のように昭和の解体修理時に奥書から「竹内右兵衛書付」と仮称したことを継承しており、「竹内右兵衛」なる人物を、『修理工事報告書』を執筆した井上梅三氏は松平直政に随従して出雲国に来た人物と理解し、島田成矩氏は直政に随従して出雲国に来た人物の先々代あるいは先代で、「奥書」及び「家相之部」「武家之部」を著した人と理解した。

ところで、竹内宇兵衛家の系譜については残された史料からどこまで分かるのだろうか。先行研究によれば、「竹内右兵衛書つけ」のほかに、「列士録」⁽¹⁴⁾、「御作事所御役人帳」⁽¹⁵⁾、「給帳」（野津敏夫家蔵ほか）⁽¹⁶⁾、佐太神社「指図板」⁽¹⁷⁾、昭和解体修理時の墨書⁽¹⁸⁾、『松江藩祖直政公事蹟』、竹内家所蔵の「由緒書」・「竹内家系図」、「過去帳」など⁽¹⁹⁾が用いられている。島田氏は「御作事所御役人帳」、「給帳」、「佐太神社指図板」、「竹内家系図」、「大雄寺過去帳」などを、和田氏は「列士録」、「御作事所御役人帳」などを主に用いている。これらを再整理したものが【別表】「史料に見る竹内宇兵衛家の系譜」である。

「列士録」は藩が士分の勤功を各家の提出書を基にまとめたもので、「元祖竹内宇兵衛」が享保2年（1717）に士分（御作事奉行に取り立て）となったことで、以後7代目までが記されることとなり、併せて直政に随従して出雲国に来た「祖父宇兵衛」と、「父宇兵衛」の勤功も記された。「御作事所御役人帳」には御作事所での履歴が記された。松江藩の役所内でまとめられた両史料の記述内容に、竹内宇兵衛家の系譜上の矛盾はない⁽²⁰⁾。

「うへえ」の漢字表記は、かねてより指摘があるように、史料により異なっている。「列士録」では、祖父、父、元祖までが「宇兵衛」、二代目から六代目までが「有兵衛」となっている。佐太神社「指図板」には、「貞享元年六月竹内宇兵衛」の文字があり、年代的にも「列士録」の「元祖竹内宇兵衛」と考えられる。

また、島田成矩氏によれば、「竹内家系図」では初代から三代までが「宇兵衛」、四代から「有兵衛」となっているようで⁽²¹⁾、初代を「列士録」の「祖父宇兵衛」、二代を「父宇兵衛」、三代を「元祖宇兵衛」と捉えると、これも「列士録」と一致する。

一方、「御作事所御役人帳」では、御作事所に勤めた3人（「列士録」の祖父・父・元祖宇兵衛に相当）とも「有兵衛」と記されている。給帳については、「松平家々譜并御給帳写」⁽²²⁾、「陶沢家旧蔵給帳」⁽²³⁾、「野津敏夫家蔵給帳」⁽²⁴⁾を確認したところ、松平宗衍・治郷・斉恒・斎貴・定安期の給帳に「竹内有兵衛」が確認でき、「列士録」二代～六代目の「有兵衛」と矛盾はない。ただし、宗衍期（享保16年 [1731]～明和4年 [1767]）の給帳は元祖・二代目・三代目のいずれかは特定できないし、竹内宇兵衛家が士分に取立てられた後も「竹内有兵衛」が記載されていない給帳もある。

「御作事所御役人帳」のように、史料により「うへえ」の漢字表記は異なっているが、各家の提出書を基にした「列士録」や佐太神社「指図板」に記されたように、竹内宇兵衛家としては、祖父、父、元祖までが「宇兵衛」、二代目から六代目までが「有兵衛」を用いたのではなかろうか。

以上のように、竹内宇兵衛家の系譜と、「うへえ」の漢字表記を整理したうえで、「竹内右兵衛書つけ」の奥書について見てみよう。朱書で以下のようにある。（写真1、2）

（原文）

者ゝか利なから／書徒希於き候／此書物もし／おとし候ハ、ひとへ／耳目くらの杖／越うしなへる耳て候／御飛ろい被成候方様ハ／可被下候ハ、忝存／たてまつるべく候／以上／竹内右兵衛

（読み下し）

はばかりながら書つけおき候。此書物もし落とし候はば、ひとへに目くらの杖を失へるにて候。御拾い被成候方様は、可被下候はば忝〔かたじけなく〕存たてまつるべく候、以上 竹内右兵衛

前述のように、奥書にある「竹内右兵衛」を、井上梅三氏らは松平直政に随従して出雲国に来た人物（「列士録」の祖父宇兵衛）と理解し、島田成矩氏は直政に随従して出雲国に来た人物の先々代あるいは先代と理解した。しかし、松江城研究の進展の中で、「竹内右兵衛書つけ」の朱書の一部が18世紀前半の天守大改修後の追記の可能性を考えることが出来るようになってみると、朱書による奥書も同じように18世紀前半の天守大改修後の追記という可能性があり、そのように考えてみると、これまでとは異なる解釈の仕方もいくつか見えてきそうである。

一点目は、「はばかりながら書つけおき候」の「書つけおき」とは、史料全体ではなく、朱書などによる追記を意味するのかもしれない。

二点目は、「此書物もし落とし候はば、ひとへに目くらの杖を失へるにて候」という表現は少し弱々しく（頼りなく）感じられるが、文字自体は達筆に見える。御大工を勤める技量ある人物ではなく、すでに大工としての知識や技量が衰え、物書きに熟練した人物の文章のようにも思われる。

三点目は、「竹内右兵衛」なる人物を今のところ史料上に見つけることができないことから、「竹内右兵衛」の「右」は、「有」と書いたつもりが、一見「右」と読める文字になった可能性があるのではないかと考えてみた。しかし、近世文書の専門家複数に確認しても文字的には「右兵衛」としか読めないようである。であれば、やはり竹内宇兵衛家には、「宇兵衛」・「有兵衛」と音が同じ「右兵衛」を一時

期でも名乗った人物がいたということなのだろうか。或いは、竹内宇兵衛家とは別に「右兵衛」を名乗った人物がおり、「竹内右兵衛書つけ」の奥書を記したということなのだろうか。

いずれも現段階では明確な結論を持ち合わせてはいないが、竹内宇兵衛家の誰かが18世紀前半の天守大改修後に奥書を追記したと想定すれば、実在の人物として「列士録」に記された、寛保3年(1743)4月に家督を継ぐ二代目竹内有兵衛、延享元年(1744)7月に家督を継ぐ三代目竹内有兵衛が該当するのかもしれない。竹内宇兵衛家では、「列士録」での二代目竹内有兵衛以降は御留守居番組、御納戸役、御軍用方奉行など士分として様々な役職を勤めており、御作事所とも縁が切れたことが明らかになっている⁽²⁵⁾ (【別表】「列士録」に記された竹内宇兵衛家の系譜参照)。「竹内右兵衛書つけ」の奥書の少し弱々しく感じられる表現が、御大工を勤める技量ある人物ではなく、すでに大工としての知識や技量が衰え、物書きに熟練した人物の文章のように思われることとも重なっている。

4. おわりに — 「御本丸中」(天守の記述部分)の朱書を考える—

「竹内右兵衛書つけ」の「御本丸中」(天守の記述部分)は、松江城天守の研究を進めるうえで極めて貴重で希少な近世史料である。松江城研究の進展の中で、「御本丸中」の「二重目也／西ニ破風有~~也~~」と記された朱線の“見せ消し”(抹消線)は、18世紀前半の天守大改修後の追記の可能性が考えられるようになった。このように見てみると、「御本丸中」(天守の記述部分)の朱書について他にも気づくことがあるのかもしれない。

例えば、4階(四重目)平面図には3階とをつなぐ墨書の階段の他に、中4階の躍場及び躍場への階段が朱書で描かれているが、このことは、松江城天守の用材樹種調査(階段)⁽²⁶⁾で判明したように、1階から4階までと、4階と5階をつなぐ2つの階段材(樹種)が大きく異なることと関連しているのかもしれない⁽²⁷⁾。

今回は特に朱書の奥書に注目し、「竹内右兵衛」について検討を行ったが、「竹内右兵衛書つけ」の重要性を考えれば、史料全体を通して、朱書はいつ(複数時期の可能性も含め)、誰が(複数の可能性も含め)、何のために記したもののなのかという観点をもちつつ、墨書とともにさらに検討を深めていく必要がある。

注

- (1) 「松江市の指定文化財」編集委員会2010「松江市の指定文化財—未来へ伝える松江の文化遺産250—」『松江市ふるさと文庫7』松江市教育委員会
- (2) 重要文化財松江城天守修理事務所1955『重要文化財松江城天守修理工事報告書』松江市
- (3) 稲田信2016「初期松江城天守と千鳥破風」『松江市史編纂コラム』松江市史料編纂課、和田嘉宥・稲田信2017「初期松江城天守の形態に関する試論」『松江市歴史叢書10』(松江市史研究8号)松江市、稲田信2018「報告1 初期松江城天守の形態について」『松江城調査研究集録5』松江市
- (4) 安高尚毅・金沢雄記・和田嘉宥2017「初期松江城天守の形態に関する復元的考察」『日本建築学会中国支部研究報告集40』、松江市史編集委員会2018「松江城」『松江市史』松江市、和田嘉宥2019「松江城郭絵図『出雲御本丸』について」『松江市歴史叢書12』(松江市史研究10号)松江市、中井均編2020『松江城』ハーベスト出版、和田嘉宥2020「松江城天守再考—天守は「さらに荘重」だったのか—」『松江城ブックレット2』松江市
- (5) 「竹内右兵衛書つけ」の朱書は随所に記されており、和田嘉宥2012『「竹内右兵衛書つけ」』『松江城研究1』松江市教育委員会では全文翻刻が行われており、墨書と朱書の別が明示されている。
- (6) 注2に同じ

- (7) 井上梅三氏らが確認したと思われる竹内宇兵衛家所蔵の「由緒書」については、昭和修理工事資料アルバム「松江城関係写真 史料第114号 第1輯」（松江城天守の雛形写真:松江歴史館蔵）に、「東京都中野区鷺宮竹内縫子氏所蔵の由緒書によると、」と添えられた「由緒書」筆写が記されている（山田由香里2017「松江城天守雛形について（図8）」『松江城調査研究集録4』に紹介）。また、竹内宇兵衛家の末裔竹内平太郎は、明治20年に松江城天守雛形を楽山神社に奉納する折に次のような同様の「由緒書」を添えていたようである（「楽山神社奉納記」を写した「昭和28年の松江市文化財指定時の松江城天守雛形指定理由書（松江市蔵）」より）。「由緒書 元祖竹内有兵衛 高真院様寛永十五年戊寅年閏月日不知被召出、御大工被仰付之、米百俵拾人扶持被下之、乙部九朗兵衛ニ附従ヒ罷越、御天守ニ参尺余之高下有之旨申出候ニ付、修復被仰付、其節修造方工風之為、御天守雛形製造致候由。右御天守雛形者御月見御櫓下ニ御納ニ相成、御代々様御天守御登之節御覽被為在度御格合之由、明治三庚午年月日不詳八代目竹内有兵衛ヨリ廢藩之廉、雛形奉願被下ニ相成、全號二十年三月十五日楽山神社へ奉納仕候 十代目竹内平太郎」
- (8) 桃好裕1867「藩祖御事蹟」を大正5年（1916）に谷口為次が原典の片仮名交じり文を平仮名に直し、「松江藩祖直政公事蹟」『出雲文庫第4編』として出版。
- (9) 島田成矩1974『竹内右兵衛書付 松江城実測資料』松江市
- (10) 島田成矩1975「松江城の城郭について」『島根県文化財調査報告 第10集』島根県教育委員会
- (11) 和田嘉宥2012『「竹内右兵衛書つけ」』『松江城研究1』松江市教育委員会
- (12) 注3に同じ
- (13) 和田嘉宥・稲田信2017「初期松江城天守の形態に関する試論」『松江市歴史叢書10』（松江市史研究8号）松江市、松江市史編集委員会2018「松江城」『松江市史』松江市、和田嘉宥2019「古材調査の意義と今後の課題」『松江城天守古材調査記録』『松江城関係資料集2』松江市、中井均編2020『松江城』ハーベスト出版、和田嘉宥2020「松江城天守再考-天守は「さらに荘重」だったのか-」『松江城ブックレット2』松江市など
- (14) 島根県立図書館、国文学研究資料館蔵。松江松平家歴代家臣の系譜と勤功を記したもので、松平直政が出雲国に入部した寛永15年から明治2年までの藩士（足軽・御徒を除く士分）約1,000家分について、家系ごとに元祖に始まり代々の勤功が記されている。士分ではない元祖の祖父、祖父などの履歴が記される場合もあり、藩士の系譜の出自を知ることが出来る。島根県立図書館郷土資料室2004『松江藩列士録1～6巻』島根県立図書館により翻刻されている。
- (15) 野津敏夫家蔵、寛永15年（1638）から享和2年（1802）までの165年間にわたって、年次ごとに御作事所に勤める御大工や御役人の人名、役職、員数などが記された職員録の一種。作事に関する事項は延宝7年から明和8年までに限られているが、この間の傾向を知ることができる。
- (16) 給帳は藩士の石高が記された史料で、堀尾氏、京極氏、松平氏のもの複数種類残されている。松平氏のものとして、野津敏夫家給帳（松江市指定文化財）、明治四年辛未三月松平家々譜并御給帳写（島根県立図書館蔵）、陶沢家給帳（松江歴史館蔵）などがある。史料ごとに成立の背景がありそうで、一般的には高禄の順に記されているが記載には粗密があり、様々な経緯で作成されたであろう「給帳」については、利用にあたって検討を要する。
- (17) 佐太神社蔵、重要文化財佐太神社本殿の附指定。竹内宇兵衛が、貞享元年（1684）から同4年（1687）にかけて板に描いた指図で、佐太神社を新規に造営するために描かれた。「佐太社御造営ニ付見分存寄之覚」「貞享元年六月竹内宇兵衛」の文字が記されている。
- (18) 注2に同じ、松江城調査研究室2019「松江城天守古材調査記録」『松江城関係資料集2』松江市
- (19) 島田成矩1974『竹内右兵衛書付 松江城実測資料』では、竹内宇兵衛家の系譜の関係資料として、A『竹内右兵衛書付』、B『御作事所御役人帳』、C「佐太神社文書」、D「解体修理に伴う発見墨書」、E「竹内

家系図」、F『大雄寺過去帳』、G「竹内家過去帳」、H「墓石」、I『各家霊簿』、J「位牌」を挙げているが、E、F、G、I、Jについては今回確認できていない。

- (20) 島田成矩氏は「御作事所御役人帳」に記された3代目有兵衛の寛文11年(1671)から享保18年(1733)までの御大工・御奉行の任期は長いとし、途中で代替わりがあったと考察するが(島田1974)、「列士録」にも同様の任期〔寛文11年御大工被仰付－享保18年作事奉行御免〕が記されており、「御作事所御役人帳」の記載に間違いはないと思われる。
- (21) 注10に同じ
- (22) 鳥根県立図書館蔵
- (23) 松江歴史館蔵
- (24) 野津敏夫家蔵(松江市指定文化財)
- (25) 注11に同じ。ただし「列士録」によれば、二代目竹内有兵衛は家督を継ぐ前に元祖竹内宇兵衛と同じ御徒、御徒目付役を勤めており、御作事所に関わっていた可能性はある。
- (26) 渡辺正巳・吉野毅2017「松江城天守の用材樹種調査1(階段)」『松江城調査研究収録4』松江市
- (27) 和田嘉宥2020「松江城天守再考-天守は「さらに荘重」だったのか-」『松江城ブックレット2』松江市では、和田氏も次のように指摘している。「竹内右兵衛書つけ」にはところどころ朱書が施されています。松江城城郭之部でも、天守の解説文に、朱線で訂正を暗示する見せ消しが施されています。添付の天守平面図にも朱線・朱字があります。「竹内右兵衛書つけ」の天守に関する記述の見せ消ちで、特に注視したいのは「二重目也／西二~~破風有り~~」です。この記述から、当初は天守二重目に千鳥破風が付いていたのが分かりますが、その後に取り外されたためか、朱線~~＝~~が添えられたとも思われます。その上で、天守の平面図をよく見ますと、二重目の平面図は、現在、二階にある石落しの部位が全て朱線で表記されています。なお、四重目の階段踊場とそれに取り付く階段も朱線で描かれていますが、これについて本文を見ますと、黒字で「内ノ六疊ハ二階也」とあり、疑問も残ります。ただし、松江城天守の階段は桐材であることが知られていますが、近年の用材の科学的調査(デジタルマイクロスコープによる観察)により「(階段はほとんどがキリであるが)四階か五階に至る階段の多くがクリ」との報告(渡辺正巳・吉野毅2017「松江城天守の用材樹種調査1(階段)」『松江城調査研究集録4』)がなされています。この階段の勾配も他の階段の勾配より少し緩くなっています。これらのことから、四重目の踊場と階段は、当初からのものではなく、後に作り替えられたものと見なしでもよいのかもれません。「竹内右兵衛書つけ」の天守に関する記述内容については、さらに検証し、再考する必要があるのではないのでしょうか。」

謝辞

「竹内右兵衛書つけ」の奥書に記された朱書について検討を試みましたが、想定を重ねた事柄も多く、今後とも識者のご教示を仰ぐ次第です。本稿執筆にあたり、松江市史編纂事業での蓄積を用いるとともに、和田嘉宥氏、西尾克己氏、小山祥子氏、松尾澄美氏、史料調査課諸氏から貴重なご教示をいただきました。感謝申し上げます。

(いなた まこと 歴史まちづくり部史料調査課副主任行政専門員)

【別表】史料に見る竹内宇兵衛家の系譜

1. 「列士録」に記された竹内宇兵衛家の系譜

続柄	祖父	父	元祖	二代目	三代目	四代目	五代目	六代目	七代目
姓名	竹内宇兵衛	竹内宇兵衛	竹内宇兵衛	竹内有兵衛	竹内有兵衛	竹内有兵衛	竹内有兵衛	竹内有兵衛	竹内平六
生国	播磨	山城	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲
家督相続年		承応3年 (1654)6月	寛文11年 (1671)11月	寛保3年 (1743)4月	延享元年 (1744)7月	明和9年 (1772)10月	文化4年 (1807)3月	嘉永6年 (1853)3月	明治元年 (1868)12月
主な役職、職務	御大工頭	御大工頭	御大工頭、御徒且御作事所元締役、御徒目附役、御作事所惣肝煎役、御作事奉行、御留守居番組、役組外、大御番組	御徒、御徒目付役、御留守居番組	御留守居番組	御留守居番組、江戸勤番、若殿様御奉行、道中御銀奉行、本寿院様御賄役、本寿院様御銀奉行、大御番組	大御番組、御子様方附御抱守、江戸勤番、奥納戸役、役組外、御納戸役、延喜式御用取扱、格式組外、格式御者頭、御納戸役頭取、格式徳列、御番頭格	御軍用方書役、格式組外、御軍用方奉行、江戸勤番、異国船防禦取調御用懸、格式御者頭、御者頭役、御城下固一番御備鉄炮頭	山中流手習場執事、飯石郡懸合村口屋固、神門郡大池台場神在沖口屋固、大御番組
没年	承応3年(1654)5月	寛文11年(1671)12月	寛保3年(1743)5月	延享元年(1744)6月	明和9年(1772)9月	文化11年(1814)5月	嘉永7年(1854)8月	明治元年(1868)12月隠居	

2. 「御作事所御役人帳」に記された竹内有兵衛（太字は史料中の朱書き）

「列士録」での続柄	祖父	父	元祖
姓名	竹内有兵衛	竹内有兵衛	竹内有兵衛
記述	寛永十五寅 御大工竹内有兵衛 承応三年倅有兵衛ト入代リ	承応三年 御大工竹内有兵衛 但親有兵衛ト入代リ 寛文十一亥倅有兵衛ト入代リ	寛文十一亥 御大工親有兵衛ト入代リ 竹内有兵衛 元禄六酉御目見御大工頭被仰付 元禄六酉 御目見御大工頭 元禄八亥御徒兼 元禄八亥 竹内有兵衛 但御徒兼御大工頭と相見へ給帳書出二不相見へ候 宝永八卯御徒元ノ 宝永八卯 御徒元ノ 竹内有兵衛 享保二酉御奉行 享保二酉 御作事所御立替付是迄之御奉行田中猶右衛門殿中嶋四郎右衛門殿御免代リ老人奉行被仰付 此時士列御取立ト相見へ候 十一月二十二日御奉行被仰付 竹内有兵衛 享保十八丑迄

3. 佐太神社「指図板」に記された署名（貞享元年（1684））

「列士録」での続柄	元祖
記述	貞享元子六月 竹内宇兵衛

（参考）『松江藩祖直政公事蹟』に記された竹内宇(有)兵衛の事蹟

「列士録」での続柄	祖父
姓名	竹内有兵衛
記述	竹内有兵衛といふは名匠の聞えある者にて、越前大野に在ませし時より御出入いたし、出雲へ御入国の時に士列に召出されたる者なり。御入国の時乙部可正に従ひ、御侍受の為に御先に来れるか、御殿前より遙に天主を見あげて、南の方幾尺幾寸傾けりといへり。其事御聴に達し、御しらべありければ、果して違わず。それより天主の御修復を命ぜられしかば、有兵衛先づ天主の雛形を作りて御修復に取懸り、遂に思う如くに功を成せり。其雛形は今二の丸に蔵せらる。三の丸前の辻番も、有兵衛が作にて比類稀なる恰好なりといふ。此事有兵衛が列士録及び其家の由伝又藩士譜などを参取してしるす。有兵衛が用いたる道具及び其工夫の書など存する者あるよし。扱有兵衛が不思議の細工せし事、口碑に存する者も多けれども、此書に関かる事なければ記さず。

（参考）給帳に記された竹内有兵衛（「享保2年（1717）11月、御取立御作事奉行被仰付（列士録）」以降）

歴代給帳	宣雜給帳	宗衍給帳	治郷給帳	斉恒給帳	斎貴給帳	定安給帳
藩主在位期間（竹内宇兵衛家の系譜とは一致しない）	宝永2年-享保16年 (1705-1731)	享保16年-明和4年 (1731-1767)	明和4年-文化3年 (1767-1806)	文化3年-文政5年 (1806-1822)	文政5-嘉永6年 (1822-1853)	嘉永6年-明治5年 (1853-1872)
明治四年辛未三月 松平家々譜并御給帳写(島根県立図書館蔵)	記載なし	竹内有兵衛	竹内有兵衛	(給帳なし)	竹内有兵衛	竹内有兵衛
陶沢家給帳(松江歴史館蔵)	記載なし	記載なし	記載なし	竹内有兵衛	(給帳なし)	(給帳なし)
野津徹夫家給帳(松江市指定文化財)	記載なし	記載なし	(給帳なし)	(給帳なし)	(給帳なし)	竹内平六



写真1 「竹内右兵衛書つけ」の奥書

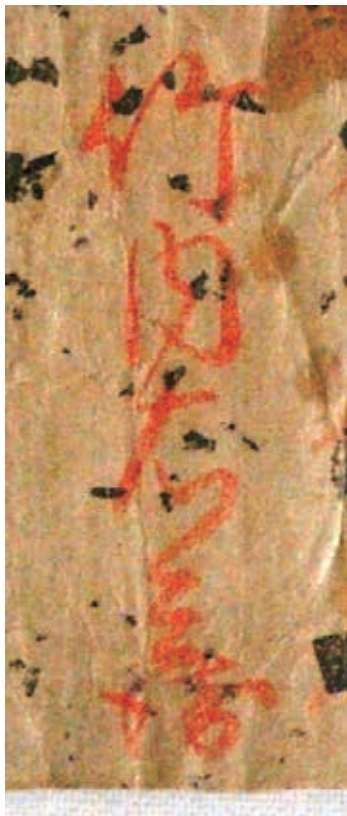


写真2
「竹内右兵衛書つけ」奥書の署名部分

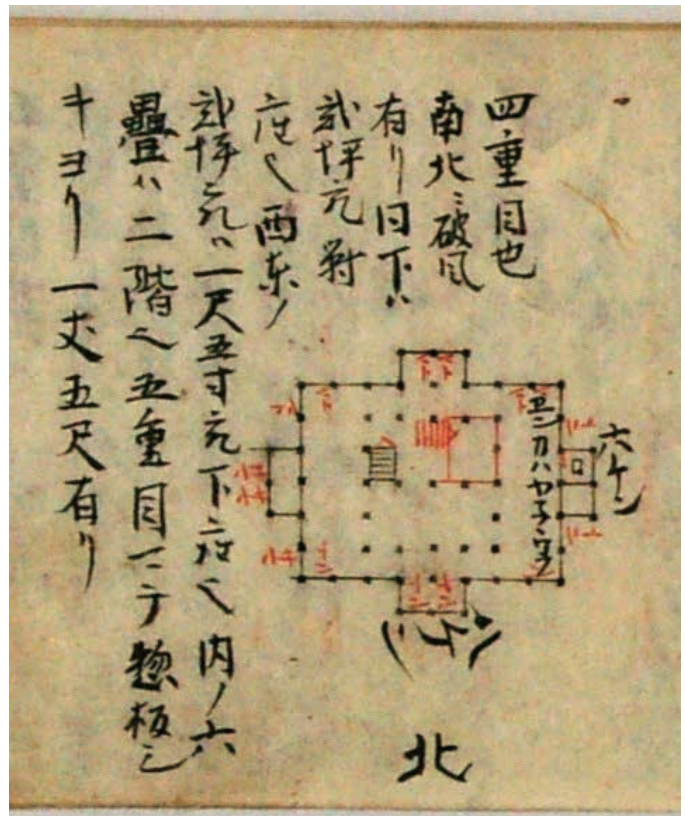


写真3
「竹内右兵衛書つけ」の天守の記述部分（四重目）

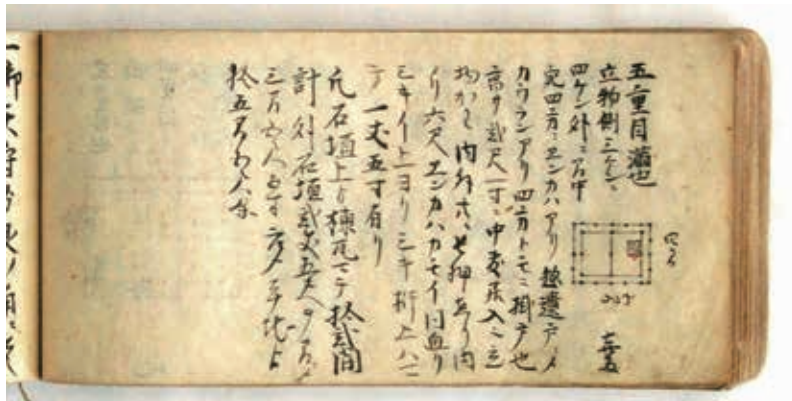
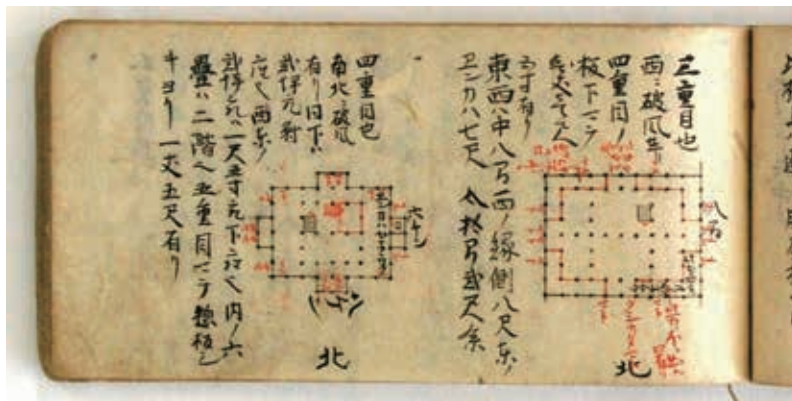
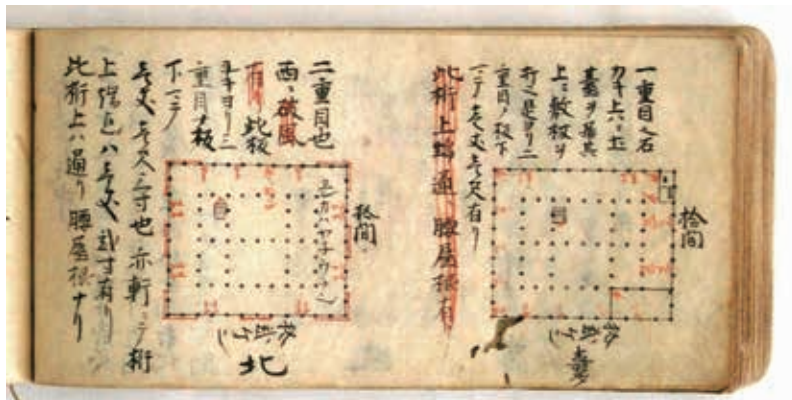


写真4 「竹内右兵衛書つけ」の天守の記述部分

2020年度松江城天守VR事業報告

津村宏臣・渡邊俊祐

1. はじめに ー保存と活用のジレンマ、文化財のレゾンデートルー

日本の文化財は、昭和25年（1950）に制定された「文化財保護法」によって、指定や登録、認定を経て、その保護と活用に公費での負担が保証されている。この法律成立の背景に、1949年の法隆寺金堂火災とそれによる「国宝 法隆寺金堂壁画」焼損という“事件・事故”があったことはよく知られる。

戦前からその歴史的価値が評価されていた金堂壁画は、昭和15年（1940）から金堂の解体修理の中で、模写事業が行われていたさなか、この“事件・事故”は起こった。当時メディアでは号外を出して一報を伝え、漏電説や放火説などが取り沙汰された。遺産としての物件損失の大きさもあり、現代も「文化財防火デー（1月26日）」として日本の記念日に指定されるなど社会化される“事件・事故”ではあるが、その背景について広く認知されることは少ない。例えば、そもそもこの金堂壁画のある金堂をなぜ解体修理しなくてはならなかったのか、なぜ模写事業を推進していたのか、などその背後関係を整理すると、文化財にまつわる極めて現代的な課題と共通する“問題”を、この“事件・事故”は内包していることが分かる。

この壁画の価値は近代以前、江戸期から知られているようであり、法隆寺は浄財を得る方法として普段非公開の金堂を公開し、その美的・宗教的価値を参拝者を中心に社会化していた。江戸期にも模写は行われており、その時の模写は放光寺（山梨県）に「法隆寺金堂壁画模写図」として所蔵されている⁽¹⁾。

明治4年（1871）に設置された文部省博物館では、明治15年（1882）に上野に博物館新館（現：東京国立博物館旧本館）が開館し、法隆寺献納宝物（明治11年、法隆寺から皇室に献納）なども収蔵される。元・法隆寺管長でもある高田良信によれば、この時の献納の背景には法隆寺の経済的困窮状況が想定されている⁽²⁾。慶応4年（明治元年：1868）の太政官布告「神仏判然令」⁽³⁾や明治5年（1872）の太政官布告133号⁽⁴⁾「自今僧侶肉食妻帯蓄髮等可為勝手事但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着用不苦候事」などで神仏分離や廃仏毀釈がすすむ社会情勢の中で、寺院や僧尼の経済的・社会的困窮⁽⁵⁾が顕著となりつつあった。献納により、法隆寺は現在の価値で数億円とも概算される金額を下賜されている。金堂壁画については、明治17年（1884）に、博物館が模写の指示を出しており、現物は現地で、模写は博物館に収蔵されることとなった。その後も、明治・大正にかけて何度か模写がなされるが、国家的事業としてその保存に注力したのは、文化財保護が行政的に開始される明治30年（1897）のこととなる。

金堂壁画の美術的価値の重要性は、近代化する日本の文化力醸成のなかで、“現地性”を伴って⁽⁶⁾、文化財保護事業へと拡張されていく。大正9年（1920）の『法隆寺壁画保存方法調査報告』（青柳 2017⁽⁷⁾）によれば、金堂の建物そのものが経年変化することによる物理的応力が壁画（の壁）に与える損傷と、壁画そのものの化学的経年劣化による損傷などが検討され、その結果、金堂そのものの解体修理とその際に壁画を模写するという施策が実施されることとなった。結果、あの“事件・事故”となるのである。

一貫して明白なのは、美的、社会的価値を有する物件（法隆寺のこの“事件・事故”の場合は金堂壁画、加えてそれ以前の献納宝物）を所蔵者がその状態のまま、つまり歴史的、美術的「宝物」のまま維持し続けることには、近世・近代期のような現物や模写を公開により浄財を得ることや献納して対価を得るような財政的方策以外では、国家的事業として公費によってそれを“劣化しない環境”で「保存」する方法以外方策がないという点である。環境が管理され防災措置も万全な収蔵施設に対象物件を保管するこ

とは、防災の観点からは十分条件となるが、「文化」財⁽⁸⁾としての必要条件は全く満たせない。言い換えれば、文化財の活用と保存はトレードオフ関係にあり、保存の十分条件を目指すすと文化財のレゾナードールが“劣化”することになり、活用で必要条件を満たそうとすると物質的“劣化”を免れ得ない。そうした多位相の“劣化”から文化財を「文化」財として維持するためには、これまでにない新しい哲学と方策が必要となる。

文化財保護法は、第一章第一条で、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する（以下略）」ことが目的とされる。保存と活用は、【且つ】という接続助詞で“ある事柄と別の事柄が加えられる”ことを求めている。“保存【且つ】活用”は、先の十分条件と必要条件を合わせた、“必要十分条件”を目的とせよ、というのがこの法の正しい解釈となる。そんな難解な状況をクリアすることは、当然どのような物件でも多くの課題を内包することになる。

現在我々が松江市とともに取り組む「国宝 松江城天守」は、言うまでもなく保存対象でもあり、活用対象でもある。その魅力は、なんと言っても天守最上階層から俯瞰する宍道湖や松江市街の景観であり、天守の複数階にわたる通し柱や、地階の井戸施設などであろう。現地性のある物件のその魅力は他の何物にも代えがたい。だが、その魅力を文化・社会的に“活用”できているかどうか、他の現代建造物を考えれば一目瞭然でバリアフルであることも理解できる。“保存”の為に、建造物としてのユニバーサルデザイン化ができない以上、一定の文化・社会層に対しては、永久に“活用”できないことになる。肢体不自由などの身体機能障害が重度な場合は、そうした魅力は「知らなくて良い」などという「文化」財やそれを取り巻く行政判断があるならば、それは現代的にも未来的にも、もはや財としての価値も行政的なレゾナードールも“劣化”どころか喪失していると断言できるだろう。指定や登録、認定によって“保存”の財政的背景を確保したのであれば、次は【且つ】活用のために、あらゆる文化・社会層に対してバリアフリーとならなくてはならない。トレードオフ関係を内包してしまっている“十分条件”と“必要条件”から“必要十分条件”を導出するためには、物件としての松江城、保存の為の諸設備、体制、財政だけでなく、それと同等にその価値を評価してもらえる対象（つまり文化・社会）に対して、同様の設備、体制、財政も不可避となる。

松江市と同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターは、2021年3月に、そうした困難な課題を乗り越える「松江モデル」構築のため、研究連携協定を締結した。松江城および松江市域の多様な文化財を、“保存【且つ】活用”する“必要十分条件”を満たす行政的施策と学術的支援の協定で、2つの大きな柱を共有する。1つめは、活用のためにICT⁽⁹⁾技術を応用し、その価値をバリアフリーとしていく技術的研究を推進すること、2つめは、それ自身がいかに文化・社会的な価値として必要条件を満たすかを社会調査により解明すること、である。協議の結果、まず「国宝 松江城天守」のバリアフリー化を促進するICT技術応用からすすめることとした。本報告では、松江城天守地階層のVRコンテンツ作成のための計測調査と、その後のVRコンテンツ実装の流れについて報告する。

2. 松江城天守計測調査

第1回調査：2020年10月1～3日@松江城天守

作業内容：写真測量、SLAM計測

写真測量とは

写真測量（Photogrammetry）は複数枚の写真から奥行情報を復元して3Dデータを作成する手法である。カメラの位置情報、角度情報を複数の画像から自動で推定し復元することにより、カメラから対象物までの奥行情報の復元が可能となっている。現在では、標定点など座標情報の指定以外（専用のマー

カーを使用すると自動で認識してくれる)に、カメラの位置情報を使用し、実スケールのモデル作成がなされている。また、2点間距離さえわかれば、実スケールのモデル作成が可能である。

今回の計測作業では、天守内部に基準点網の構築が難しく、各層の関係性は必要なかったため、2点間距離による実スケールの3Dモデル作成を行った。

SLAMとは

位置推定と周辺地図作成を同時に行う技術である。測量分野にとどまらず、自動車のセンサーなど空間認識に欠かせないものとなっている。今回使用した機材はGeoSlam社のZEB-HORIZONで、レーザーを使用しているためLiderSlamに分類される。同じレーザを使ったLiderSlamはiphone12Proにも搭載されており、ARコンテンツや計測アプリが存在している。

作業詳細

松江城天守での作業は、初日は17時～21時、2日目は日中と夜間、3日目は午前中の日程で作業を行った。同志社大学は津村、渡邊、松本、関、松江市は丹和野、藤井、高吉が参加した。

初日午後の松江市環境センターの会議室で、松江城天守VR化に際して、優先的に取り組む箇所の打ち合わせを行った。夕方からの作業はこの打ち合わせを基に作業箇所を決定した。地階(井戸など)・石落とし・狭間・通し柱・梁の上から立ち上がる柱・5階を優先的に取り組むことになった。

地階(井戸のある箇所)の写真測量を渡邊と藤井で作業を行った。使用したカメラはCanonEosR(フルサイズ一眼)と20mmレンズの組み合わせ、ライトは3600lmのバッテリー駆動のライトを使用した。撮影時間は1時間程度で、撮影枚数が2860枚を数えた(図1)。

その後、4階と5階をつなぐ階段部分を10分ほど撮影し50枚程になった。

5階の写真測量は松本と関が担当した。使用したカメラはCanon 6DMark IIと20mmレンズの組み合わせで、ライトは3600lmのバッテリー駆動のライトを使用した。撮影時間は1時間、撮影枚数は300枚を数えた。

松江城での作業2日目、3日目は、観覧者の隙間を縫って日中も作業を行った。

作業箇所は、2階の石落とし、狭間、2階と3階を結ぶ階段と通し柱、3階の通し柱周辺、4階の梁から柱の立っている箇所の1ヶ所、地階の追加撮影を行った。



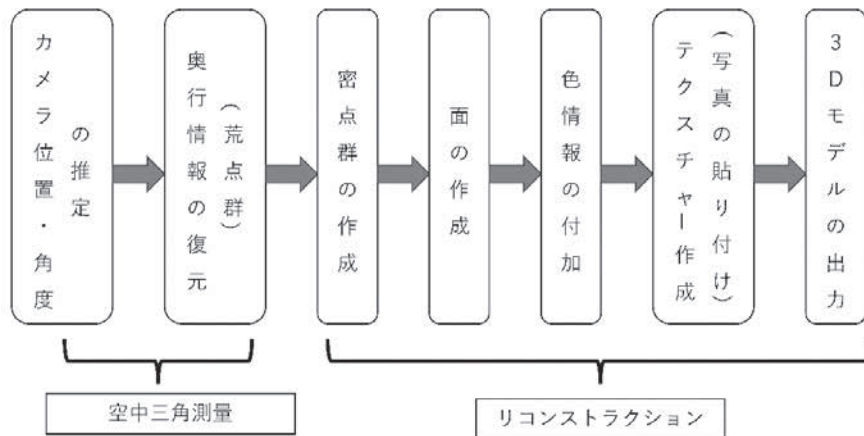
図1 写真測量作業風景

3. 写真測量の計算

写真測量の計算の流れとして、カメラ位置の推定、奥行情報の復元、点群作成、モデル作成と工程を経ることで、3Dモデルが生成される。この工程の数や名称は使用する写真測量ソフトによって変わるため、今回計算に使用したBentley社Contextcaptureに準拠することとする。工程の前半は空中三角測量(Aerial triangulation: AT、このソフトが元々航空写真による写真測量用のソフトであったことに由来する)、後半はリコンストラクションと呼ぶ(表1)。

今回計算に使用したPCは、CPU(Intel Corei9-10850K 3.6GHz10コア)、GPU(NVIDIA GeForce RTX3090)、メモリー128GBで作業を行った。

表1 写真測量の流れ



取り込むデータ

撮影した写真をContextcaptureに読み込む前に、色補正を行う。

使用するソフトはAdobe社のLightroom classicを使用した。主な目的は色調補正であり、カラーチャートを本撮影時と同条件で撮影し（図2）、ホワイトバランスを調整する。他にもパラメータを調整し、極力均一な色合いとなるように調整する。

色合いや明るさなどの差が顕著になると空中三角測量時に失敗する可能性が高まるため、取り込む前にひと手間加える。仮に計算に成功しても位置推定の精度が悪くなる可能性が高くなる。



図2 カラーチャート撮影風景

また、3Dモデルのテクスチャにも影響を与えるため、色の均一化は重要である。ただし、写真測量のソフトによってはあまり影響の無いものもある。

Contextcaptureに写真を取り込むには、写真を選択するかフォルダごと取り込む方法がある。計算に必要なデータ・悪影響を及ぼすデータが取り除いてあれば、フォルダごと取り込むのが良い。ここで言う計算に悪影響を及ぼすデータとは、ピントが合っていない写真のことを指す。

ピントがずれていると、写真間の共通点を探す精度が低下する為、写真測量の結果も悪くなってしまう。さらに、不要な写真とともに共通点を探す作業に時間を取られるため、計算時間が長くなる恐れもあり、それらを避けるために、色補正と同時に不要・悪影響を及ぼすデータを取り除く必要がある。

写真測量ソフトでは、写真以外に動画や点群なども取り込み、計算に使用することが出来る。基本は写真を使うことが望ましいが、撮影時の状況によっては動画を利用したほうが良い場合もある。点群は計測精度が写真測量より優れている場合が多いので（計測手法や機器によっては、満たさない場合もある）、3Dモデル作成時にミックスして計算することで、精度と色彩を兼ね備えたデータを作成出来る可能性が高まる。今回の3Dモデル作成の目的は、あくまでも図面作成用であったため点群データは使用していない。

写真測量の計算結果（3Dモデルオルソ画像）

天守地階の計算では3291枚読み込み、3285枚計算に使用できた。天守地階の計算では空中三角測量に

1時間10分、リコンストラクションに50時間11分2秒かかった。

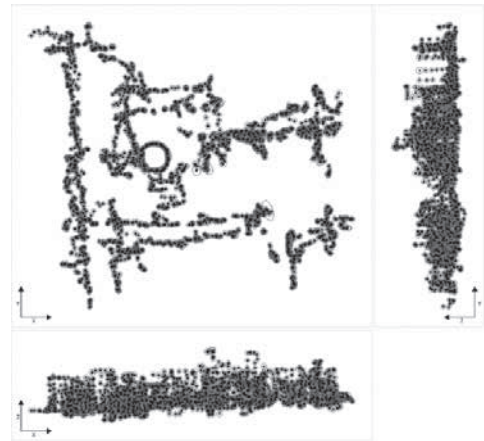
3Dモデルの解像度は、1ピクセルサイズ0.4mmになり、各画像のキーポイント（写真上の特徴点）の中央値は10131個、タイポイント（複数の写真間の共通点）は481点で総数は328613点になった。投影誤差は0.9ピクセルでカメラ位置のズレは最大でも数mm程度であった（図3）。

リコンストラクションにより、3Dモデルのデータが作成される。なお、計算はメモリー量の制約により、39個のタイルに分割し、1タイル30GBに抑えて計算途中にエラーとなるリスクを抑えた。1つのタイルあたり、30分～3時間程度計算時間がかかった。この差は、タイルに含まれる形状の複雑さ（面の多さ）に影響され、複雑になればなるほど計算時間が伸びる。

リコンストラクションにより作成されたデータを直接VRへ実装可能であれば時間の短縮になるが、データが重い為それは叶わない。なぜ、データが重くなるかという、細かな形状を復元するためには多くの小さな三角形の面が必要で、その数が増えれば増えるほど3Dデータは重くなってしまう。しかし、データを抑えようとすると形状の復元が甘くなり、対象物との形状の差がはっきりしてしまう。この様な相反する問題があるため、Contextcaptureによって作成された3DデータはVRに直接実装していない。

また、VRに不必要なデータ（木の柵や瓦や看板など）はしっかりと形になるように撮影していないので、形状が甘くなる。そして、そのデータを削除すると穴が開き、それを埋めた場所が不自然になる。不要なデータを取り払うという意味でも作成された3Dデータをそのまま使用するのは最善手ではない。

さらに、Contextcaptureは写真測量の計算の精度では問題はないが、色合いという所では難点が存在する。多くの写真から3Dモデルを作成しているため、どうしても色合いが不自然（今回の計算では黒が反映されがちとなっている。これはフラッシュとライトを使用した撮影の為で、どうしても写真内に暗く映ってしまう所があり、それが計算結果に反映されるためである）となる箇所が出てくる。天守では木と漆喰の壁が特に差がはっきりする（図4）。



位置の不確かさ			
	X[メートル]	Y[メートル]	Z[メートル]
最小	0.00002	0.00002	0.00002
平均	0.00009	0.00009	0.00011
最大	0.00183	0.00289	0.00312

図3 カメラ位置の精度



図4 同じ個所の3Dモデルとの比較 左写真測量による3Dモデル 右写真

この様な2つの問題があるため、VR実装の前にモデリングという作業を行い、デジタルデータの松江城天守地階を作成した。

4. モデリング (3DCAD)

モデリングには図面が必要である。今回はContextcaptureで作成した3Dモデルをベースに作成したオルソ画像を下地に3DCADによって天守地階の図(展開図)を作成した。

使用したソフトはContextcaptureEditorで、Contextcaptureのオリジナルファイル形式をそのまま読み込み、オルソ画像へ出力可能なソフトである。Editor上で、モデルの表示非表示回転など、数値に基づく操作が可能となっている。モデル自体の微妙な傾きを修正し、オルソ画像の出力作業を行った(図5)。単純な四角の箱ならば展開図は6面でいいのだが、同じ方向の面が重なるなどしたため、6方向8枚のオルソ画像を作成した。オルソ画像を作成する面が表示されるように3Dモデルの一部を表示した状態にし、オルソ画像を出力するための枠を設置する。3Dモデルを選択し、出力する枠を選択すると、オルソ画像が出力される。この作業を方向や場所を変え8枚分出力した。



図5 オルソ画像と図化

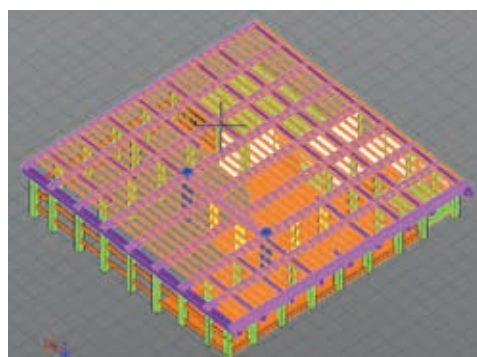


図6 CAD上の3Dモデル

出力したオルソ画像は3Dに配置されたままになっており、1つの視点からみて展開図になるように配置しなおした。2Dに変換し、オルソ画像上で柱や梁や壁や建具などをトレースしたが、オルソ画像だけでは判断できないところは3Dモデルによる多視点からの確認も行った。図化作業がすべての面で終了すると、すべての面を再度3DCAD上で正しい位置に再度配置し、柱や梁などを作成した(図6)。

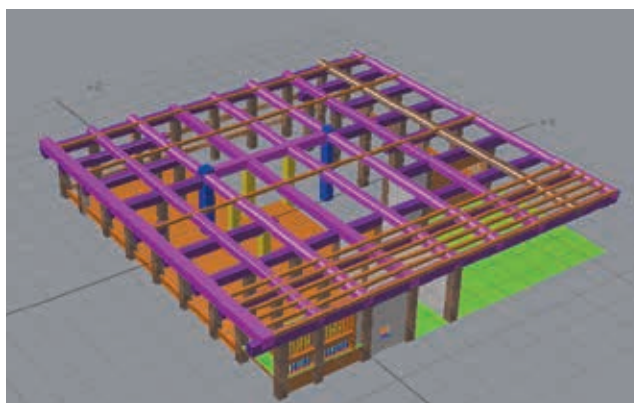


図7 LightWaveへ取り込んだ3Dモデル

モデリング (テクスチャーの貼り付け)

図6で作成したデータをLightWaveに読み込む(図7)。LightWaveでは、面の選択→マテリアルの設定→UVの設定→テクスチャーの貼り付けを行う。以後LightWave上での作業内容について記載する為、他のモデリングソフトと共通しない可能性がある。

面の選択、マテリアルの設定

LightWaveの3Dモデルを点線面の要素で構築している。テクスチャーの貼り付けには、貼り付け対象の面の選択が必要になる。部材(柱、梁、床など)ごとに制作していれば、苦勞することな

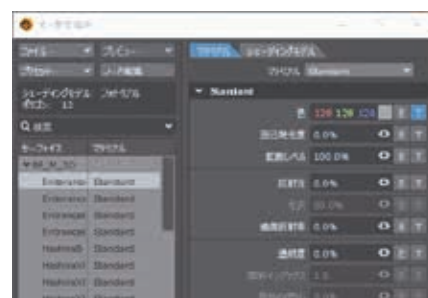


図8 マテリアルの設定

く部材ごとに選択することが可能となっている。次に選択した面ごとにマテリアルの設定を行う(図8)。マテリアルは主に光の反射や透過など光に対する設定を行う。モノの材質により設定値は変化するので、その素材にあった設定をする必要がある。それを間違えると木材なのに金属のようにテカる木が出来たり、鏡なのに全く反射しないモノが出来たり、VRで体験した際に違和感を発生させる要因となる為、注意する必要がある。部材すべてに設定する必要があるが、種類によって大まかに分けることもでき、1つ1つパラメータを設定する必要がない場合もある。

UV設定、テクスチャーの貼り付け

マテリアルの設定が終了すると、UVマップの設定とテクスチャーの貼り付けに続く。テクスチャーの貼り付けを行う面をすべて選択し、UVマップを作成する。そのUVマップと画像を重ね合わせて、画像上のどの部分を、どの面へ貼り付けるかの位置情報を設定する(図9)。この設定もすべての部材ごとに行い、リアリティーある空間の構築へつなげている。

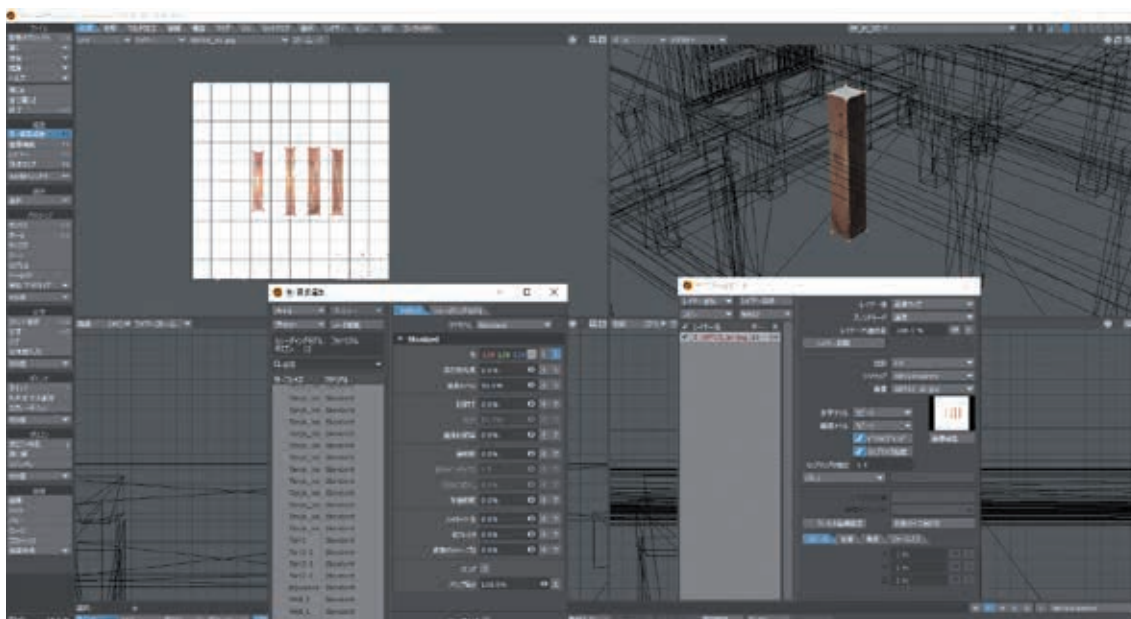


図9 UVの設定とテクスチャーの貼り付け作業

5. VRへの実装 (VivePro)

LightWaveで作成した3Dモデルを共通ファイル形式で出力し、ゲームエンジンソフトへ読み込ませる。

ゲームエンジンソフトには、UnityとUnrealEngineがあり、どちらも使用している。

VR機器は複数の会社から様々な機材が発売されており、使用しているOSも異なり、機器ごとに設定が必要である。それらの橋渡しをするのがゲームエンジンソフトであり、単に空間に入って見るだけの設定をするものではない。

見た目の情報のみならず、VR機器を使用している人との視野や体の動きのリンク、空間に存在するモノの重さや接触判定や動きなど、現



図10 Unity上での天守地階

実世界を再現するために設定できる項目は多岐にわたる。

今回のVRでは視点と移動の機能しか盛り込んでいないが、何か物を持ったり、観察したりなどの機能も追加可能である。見て回るだけではなく、松江城を深く理解する情報の付加など、現実では実現しにくいようなことも技術的には可能である。

使用したViveProはHMDと制御用のPCで1組のセットであり、VRの分類の中では高スペックな部類に属する。専用のセンサーによって、

HMDやコントロール（必要があればマーカーを追加することで、任意の箇所の位置情報を取得することも可能）の位置や傾きをリアルタイムで認識し、視覚情報に反映している。センサーの数を増やしてセンサーから見る死角を少なくすれば、安定して認識し続けられるので、VR体験者の感覚と視覚情報のズレから起きるVR酔いなどの症状の発生をほぼ回避することが出来る。



図11 Unity上での天守地階の井戸内部

6. おわりに

今回報告したVRの作成手法と順序はあくまで1例に過ぎない。作業に使用したソフト、使用しなかったソフトの組み合わせ、それぞれのソフト間でも機能が重複しているものもあり、この方法が最善であるかは作業者によって異なり、常に最善の手法を模索している。

松江城天守の計測調査の準備や調整や補助など、松江市歴史まちづくり部松江城調査研究室の藤井氏、高吉氏（当時）に多大なる感謝を申し上げる。また、研究センターや株式会社相互の皆様のお力添えがあればこそ、松江城天守地階のVRが完成したのものであると考えている。ここに記して感謝を申し上げる。また、デジタルデータの特徴であるアナログに比べれば修正のハードルが低い点を生かして、今回の突貫作業によるバージョンで完結ではなく、徐々にバージョンアップを行っていきたいと考えている。

（つむら ひろおみ 同志社大学文化遺産情報科学調査研究センター センター長）

（わたなべ しゅんすけ 同志社大学文化遺産情報科学調査研究センター 研究員）

注

- (1) 金井杜男（1992）「養鷗徹定制作「法隆寺金堂壁画」」『学叢（14）』京都国立博物館
- (2) 高田良信（1989）『法隆寺の謎を解く』小学館創造選書
- (3) 太政官政表課（1871）「神号々仏語ヲ用ヒ或ハ仏像ヲ神体ト為シ鰐口梵鐘等装置セシ神社改正処分」『太政類典第一編第百廿二巻』
- (4) 内閣官報局（1972）『法令全書』
- (5) 森岡清美（1986）「一元的身分制度の成立：明治維新时期における僧尼身分の解体について」『日本常民文化紀要（12）』成城大学
- (6) 信仰の対象でもあり、壁画を解体して博物館に保管することには従来から反対意見も根強く、現地保存の判断や方針は当然の結果と言える
- (7) 青柳憲昌（2017）「法隆寺金堂壁画保存事業における「防災」の理念と手法」『歴史都市防災論文集（11）』

- (8) ここでいう「文化」財の文化とは、同時代的に人類の理想的生活や精神活動を維持するために役立つ存在をさし、その表現や様式が社会化された状況を文化と呼ぶ。収蔵庫に格納された状況では、同時代的には「生きていない」対象であり、財として「生きている」状況から隔離された対象としてしか存在し得ない。
- (9) Information and Communication Technologyの略称で、単に情報処理技術を応用するだけでなく、その技術やコンテンツによりコミュニケーションを促進することを可能とする系全体を指している。ITがInformation Technologyであることと大きく異なるのは、それによりコミュニケーションが促進されることが前提となる点である。

〈史料紹介〉 伝松江城三之丸御殿所用の懸魚と鱸について

岡崎雄二郎

1. はじめに

ここに紹介する懸魚^{げぎよ}2点と両鱸^{ひれ}4点は、江戸時代、松江城三之丸御殿の破風^{はふ}に取り付けられていたと伝えられる装飾建築部材である。島根県が所蔵しているが、昭和61年（1986）7月30日付で兎の図、犬の図が描かれた板戸2枚と共に、松江郷土館（当時）に寄託され、現在は松江歴史館に保管されているので、これを機に実測調査を行ったものである。

2. 調査の概要

懸魚A（図1）

全高57.0cm、上部最大幅42.2cm、厚み4.0～4.6cmを測る。上端部に左右長各20.0～22.0cm、出が1.3cm、厚み1.5cmの突帯を削り出し、上部の破風板に差し込むようにしている。また、上半部左右端部には、長さ約9.0cm、入りが約1.7cm、高さ1.5cmの削り込みを設け、左右の鱸を差し込むようにしている。上部の中央には一辺9.0cm、差し渡し18.0cm、厚み3.0cmの六葉を付ける。各辺の内側に約2.6×2.2cmの猪の目（ハート）形の削り抜きがある。六葉の内側には菊座があり、幅1.3～1.4cmの18弁が廻る。菊座の内側に径（下）2.2～（上）3.0cm、高さ7.4cmの木栓（天狗の鼻）が挿入されている。菊座への挿入口は2.0×2.5cmの長方形をなす。両側鱸差込口と懸魚の下半部（雲巻き部）との間に破風壁板への留めの鉄角釘が各1ヶ所ずつ打たれている。

懸魚Aの右側鱸

上部破風板沿いの現存長約50.6cm、端部がわずかに欠失している。最大幅20.0cm、厚み最大約4.0cmを測る。全体は波濤文^{はとうもん}を表す。立体的に表現されている。中央部に大きなS字状と弧の波文を彫り出し、その側に水玉で多数の波頭を表す。

懸魚Aの左側鱸

上部破風板沿いの長さ約53.0cm、最大幅20.0cm、厚み最大約4.0cmを測る。全体は波濤文を表す。右の鱸と同様、立体的に表現されている。中央部に大きなS字状と弧の波文を彫り出し、その側に水玉で多数の波頭を表す。端部付近に破風へ固定する為の鉄角釘が遺存している。

懸魚B（図1）

縦長56.0cm、上部最大横幅42.0cm、厚み5.0～5.5cmを測る。上端部に左右長各22.5～23.5cm、出が1.4cm、厚み1.2cmの突帯を削り出し、上部の破風板に差し込むようにしている。又、上半部左右端部には、長さ約7.5～8.0cm、入りが約1.3～1.5cmの削り込みを設け、左右の鱸を差し込むようにしている。

上部の中央には一辺9.0cm、差し渡し18.0cm、厚み2.8cmの六葉を付ける。各辺の内側に約1.8×1.5cmの猪の目（ハート）形の削り抜きがある。また中心から角部に向けて剣状の高まりが表現されている。六葉の内側には幅1.3～1.4cmの菊座を表すが、殆ど風化している。推定23～24個廻る。留めの鉄角釘が2ヶ所に打たれている。菊座の内側に径（下）3.5～（上）4.0cm、高さ6.0cmの木栓（天狗の鼻）が挿入されている。菊座への挿入口は2.0×2.5cmの長方形をなす。

下部は、左右に雲形の巻きを表す。中央下部に5.0×4.0cmの猪の目文を表し、下端部は凹凸の曲線で装飾している。

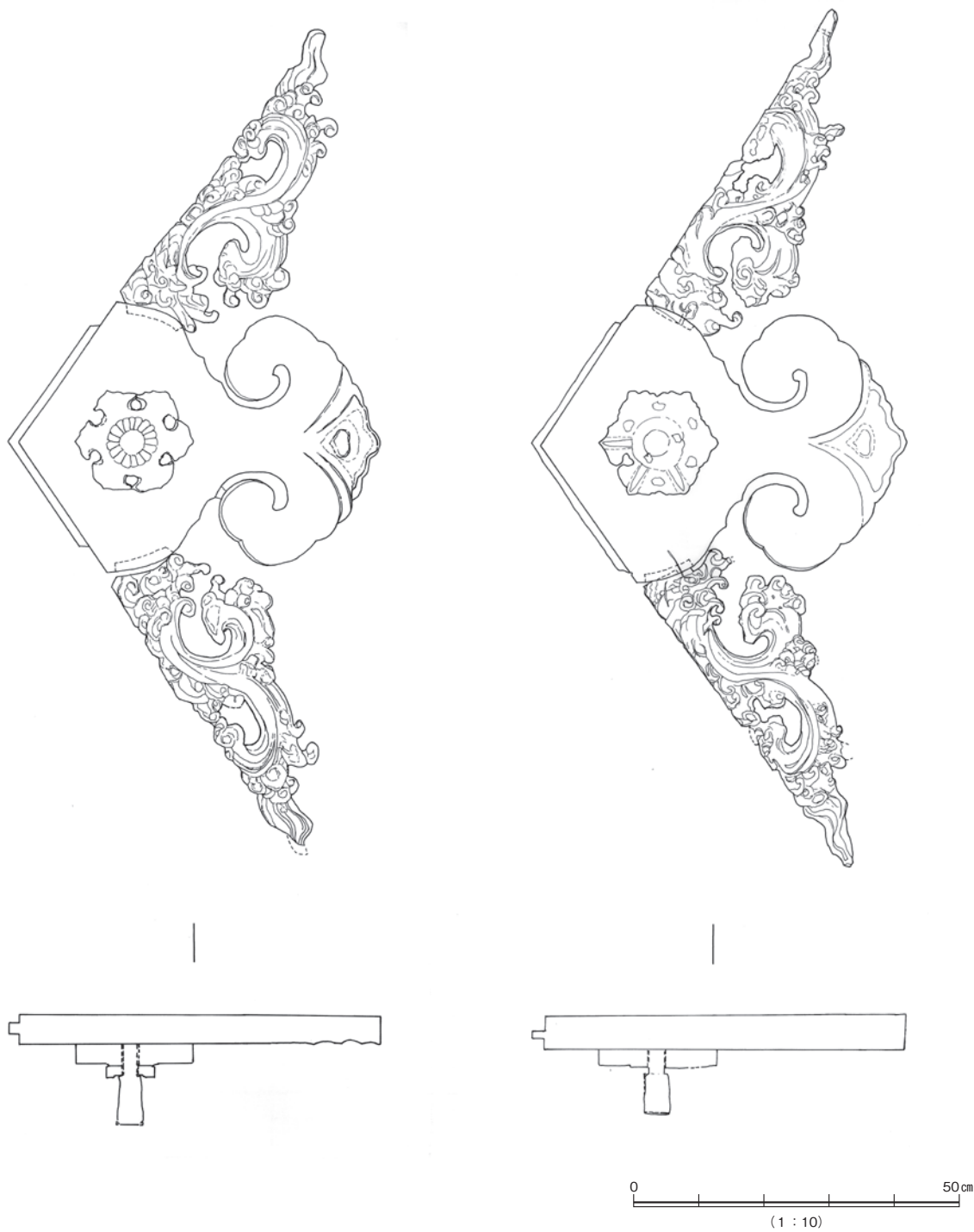


図1 懸魚と鰭の実測図 A (左)、B (右)

懸魚B右側鰭

長さ53.4cm、最大幅19cm、厚み4.5~4.8cmの板材を鋸で挽いて作り、それを基にして波濤文様の割り付け、丸鑿による荒削りを行い、その後仕上げを行ったものと考えられる。

中央部に幅3.5~5.5cmを測る、S字と円弧を組み合わせた大きな波濤文を削り出し、随所に丸い水玉の波頭を作り出している。波頭は径2~3cm、高さ1~2cm程度である。懸魚との取付は、はめ込み部に釘穴が1ヶ所確認される。角釘は一辺3mm程度のものだが、釘穴は4~5mmを測る。はめ込み部は

出張が1.2cm、厚さが1.4cmの柄板を作り出し、接合基部はやや角張った円弧を描く。破風板との取付は、基部に1ヶ所、先端部に1ヶ所それぞれ釘穴が確認される。また、破風板との接合部は、垂直に取り付くのではなく、3.3cm下がりで最低1.3cmほど内傾している。裏面は鋸による大まかな切断面を残し、波濤文の空洞部分周辺は丸鑿による削り痕がそのまま残されている。

懸魚B左側鱗

長さ53.0cm、最大幅19.2cm、厚み4.0～4.4cmの板材を鋸で挽いて作り、それを基にして波濤文様の割り付け、丸鑿による荒削りを行い、その後仕上げを行ったものと考えられる。

中央部に幅3.5～5.5cmを測る、S字と円弧を組み合わせた大きな波濤文を削り出し、随所に丸い水玉の波頭を作り出している。波頭は径2～3cm、高さ1～2cm程度である。先端部は4ヶ所程度欠失している。

懸魚との取付は、はめ込み部に打ち込まれた状態の角釘が1ヶ所確認される。角釘は一辺3mm角で、長さ6cmを測る。はめ込み部は出張が1.0～1.3cm、厚さが1.5cmの柄板を作り出し、接合基部は円弧を描く。破風板との取付は、先端部に1ヶ所、一辺5～6mmの角釘穴が確認される。また、破風板との接合部は、垂直に取り付く。裏面は鋸による大まかな切断面を残し、墨痕が1ヶ所認められるが、字体は不明である。波濤文の空洞部分周辺は丸鑿による削り痕がそのまま残されている。

3. 小結

寸法を測ると下表のとおり、AよりBがわずかに大きいですが、そう極端ではない。また、波濤文も全体の構図や作風が同じである。従って、同一の建物の妻部の一对の破風飾りの部材として製作されたものと判断される。

表1 懸魚と鱗の寸法

項 目	A (cm)	B (cm)
懸魚の縦長	55.2	56.0
懸魚の上部横幅	42.2	42.0
右鱗の長さ	50.6	53.4
右鱗の最大幅	20.0	19.0
左鱗の長さ	53.0	53.0
左鱗の最大幅	20.0	19.2
懸魚に左右の鱗を取り付けた全体の横幅	128.4 (推定)	132.0

次に、この破風飾りの保存の経緯について考えてみたい。

伝三之丸御殿所用の破風飾りであることから、これらが保存されることに至った契機は、三之丸御殿が取り壊された時点であろうと考えられる。それは、一体いつのことであろうか。

明治時代に入ってから三之丸や三之丸之内における大きな変容は、島根県庁舎をはじめとする公共建造物の設置である。

初代の県庁舎は、三之丸之内の御鷹部屋のあったところの、松平直^{なおたか}忠邸を改修して明治5年(1872)に設置された。二代目の県庁舎は、初代県庁舎のすぐ近くに明治11年(1878)7月9日に着工し、翌12年1月27日に竣工した。松江図書館は明治33年(1900)11月に三之丸の南東部分の一角に建設された。三代目の県庁舎は、松平氏所有の三之丸旧跡の貸与を受け、その中央部において明治40年(1907)9月1日に着工、同42年春に竣工した。

このような変遷があるが、大規模で複雑な建造物群としての三之丸御殿の取り壊し工事は、相当日数を要したのであろう。従って取り壊されたのは明治8年（1875）5月に廃城が決定された直後の数年の内であろう。旧藩のシンボリックな建造物群であるから、明治の新体制としての島根県の立場からすれば、すぐに取り壊さなければならなかった。とても図書館や県庁舎の建設直前まで存続していたとは考えられない。

そしてこれら破風飾りが今に至るまで保存されることになったのは、上記の期間内において懐旧の念を抱いた当時の島根県関係者が、シンボリックな記念品として認識し、島根県で保存することに至ったものと想像されるが、果たして、どの建物に取り付けられていたのかなどの点は、現時点では何ら記録が無く三之丸御殿の取り壊しの時期も含め、今のところ詳細は不明である⁽¹⁾⁽²⁾。

注

- (1) 松江市史編集委員会2018『松江市史』別編1「松江城」第七章歴史遺産としての松江城 第三節明治以降の松江城の空間的変容 二松江城周辺の変容の項 458頁参照
- (2) 金澤雄記、小林久高、和田嘉宥「松江城三之丸御殿の復元的考察」2021『松江城研究3』松江市

謝辞

実測調査は、2020年9月14～16日、2021年2月17日～19日、松江歴史館において松江城調査研究室の西尾克己、高吉紗季、佐藤綾子、岡崎雄二郎の4名で行った。松江歴史館の新庄正典氏に準備、設営で、西島太郎氏には写真撮影でお世話になった。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

（おかざき ゆうじろう 松江城調査研究委員会城郭史部会専門調査員）



写真1 懸魚と鱗の組合せ A (上)、B (下)

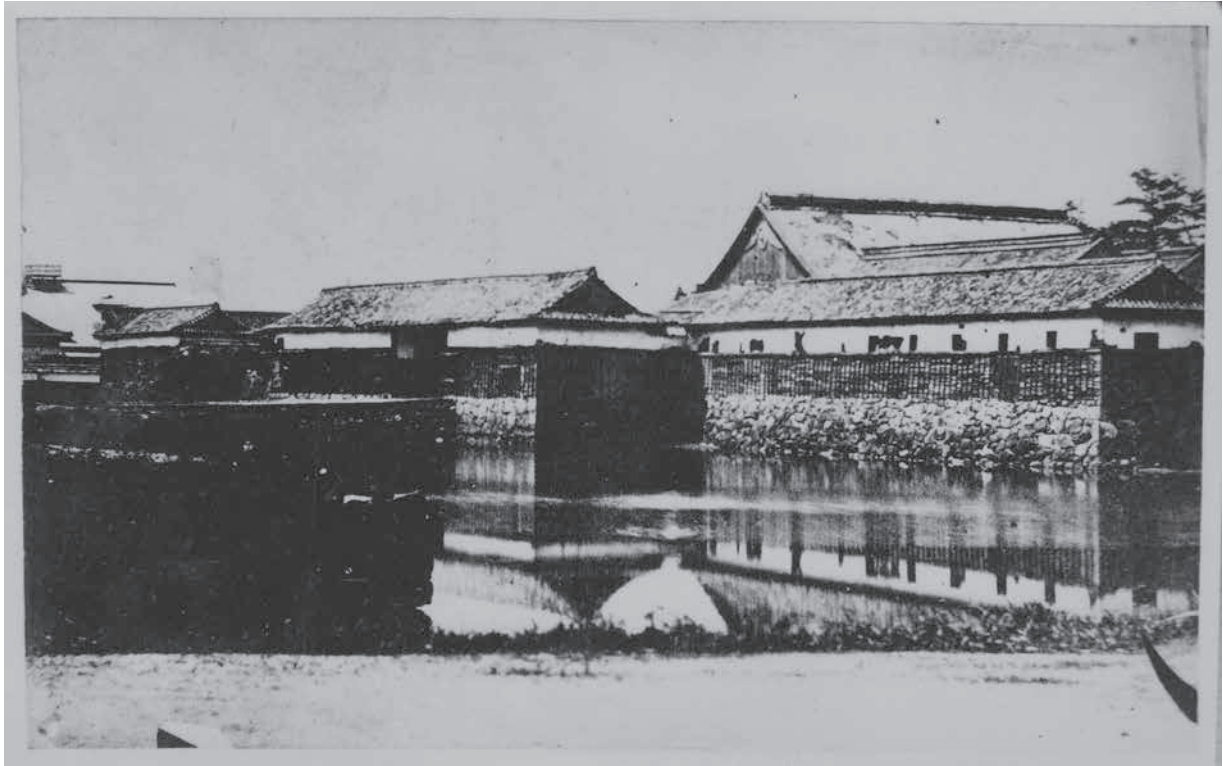


写真2 松江城古写真（大手口付近の堀沿いから撮影、三之丸表御門周辺）
〔明治8年以前：『松江市史』別編1「松江城」写真13-4〕

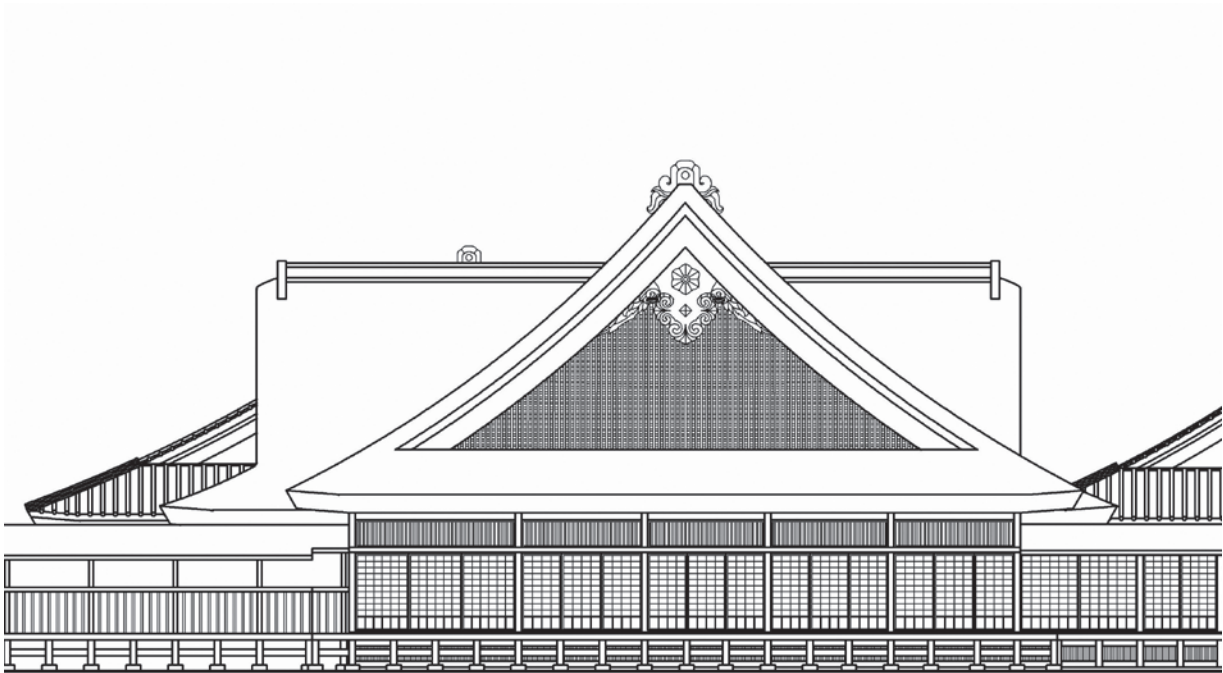


図2 松江城三之丸御殿復元立面図（注2）より拡大、三之丸御書院大屋根

〈史料紹介〉海軍通常礼服姿の皇太子嘉仁親王ら明治40年山陰道行啓一行 と地元有力者との集合写真か 一松江城天守が写る新出写真二枚一

稲田 信

松江市内の旧家、山口家（山口薬局、現当主山口純一氏）の史料調査により、松江城天守が写る新出写真二枚が確認されたので紹介する⁽¹⁾。

【写真A】海軍通常礼服姿の皇太子嘉仁親王ら明治40年山陰道行啓一行と地元有力者との集合写真か

「写真A」は、松江城天守西面の天守台石垣前で撮影された集合写真である。縦15.4cm、横19.7cmの印画紙に焼き付けられ、厚紙の台紙（縦27cm、横33cm）に貼り付けられている。台紙の写真貼付枠の四周には、青灰色地の上に直線的な枠に唐草を配した文様が印刷されている。

天守一層目の閉じられた窓は全てガラス窓と確認でき、同じ向きから撮影された写真（参考写真3：昭和大修理直前）と比較しても、「写真A」に写る天守の姿は、明治27年（1894）に行われた天守大修理後の姿と確認できる。（「写真B」解説参照）

「写真A」に写る人物たちの姿を見てみよう。最前部は地面に胡坐で座り、制服（統一の服装）に着帽姿で左右に分かれて座る。一列目は椅子に座り、中央の1名を除けば制服に着帽姿で、勲章の着用も多い。また、中央部の6名は前面に地面に座る人がおらず開けてあることから、一列目の中でも重要な人たちであることが分かる。二列目は立ち姿で、中央寄りに制服に着帽姿、両側には洋装姿が並ぶ。三列目は椅子に座っているのだろうか、洋装姿が多く、和装姿なども入り混じる。四列目以後は立ち姿で、羽織袴の和装姿が多く、洋装姿や軍服などの制服姿も入り混じる。写真に写る人数は、最前部で地面に座る胡坐姿が25名（右側13名、左側12名）、一列目（着座姿、左端の椅子席は空席）が25名、二列目（立姿）が26名、三列目（着座か）が32名、四列目以後に157名、合計265名である。この写真では、最前部、一列目、二列目の制服・着帽姿の人物群、計66名が特に目を引くが、着用する制服（フロックコート）は、「海軍服制」（明治29年10月6日制定）によれば海軍の通常礼服であり、特に一列目中央部の人物に付けられた袖章（金線）は、写真では線条がはっきりしないものの、服制上、将官、佐官ら高位の軍人であると見受けられる⁽²⁾。通常礼服の着用基準は「海軍服装規則」（明治29年11月20日制定）第4条に20項目以上にわたり細かく規定されており⁽³⁾、この写真が一地方都市である松江で撮影されたものとしては特異なものであることを示している。

では、この「写真A」は何を撮影したものなのだろうか。写真に写る人物のうち、一列目中央の洋装姿（燕尾服か）でシルクハットを持つ人物は松永武吉島根県知事（知事在任：明治37-41）、二列目左から二人目の白髭の人物は福岡世徳松江市長（市長在任：明治22-44）であることが同時期の写真などから確定できる⁽⁴⁾。写真を詳覧するうちに前列部を占める制服・着帽姿の人物群約70名は明治40年（1907）5月の山陰道行啓一行であり、一列目中央に座ることができる人物は皇太子嘉仁親王であり、行啓一行の後ろに写る人々は地元の有力者ではなかろうか、と連想した。松永知事、福岡市長ともに在任期間は二人にとっても大きな出来事であったであろう山陰道行啓時期と重なっている。

明治40年山陰道行啓に関する基本資料には、島根県公文書センター所蔵の「行啓ニ関スル書類」23冊⁽⁵⁾、明治40年5月の「山陰新聞」⁽⁶⁾、明治40年8月に島根県行啓事務委員長藤本充安（島根県第一部長）が公式記録としてまとめた『皇太子殿下島根県行啓日誌』（以下『行啓日誌』）⁽⁷⁾、明治40年9月に角

金次郎がまとめた『記念 山陰道行啓録』⁽⁸⁾、主な行啓随員員の顔写真を掲載する『行啓記念 春日の光』⁽⁹⁾、大正天皇の伝記（実録）である『大正天皇実録』⁽¹⁰⁾ などがある。『行啓日誌』には、鳥根県側で迎えた供奉員及び来賓の氏名や人数が記されており、それによれば、供奉員は東宮職の104名、来賓は「列外供奉員」とある海軍大将東郷平八郎、海軍大佐牛田従三郎を始め81名を数える。また、皇太子は舞鶴（京都府）出発から境港（鳥取県）上陸までを海軍軍艦鹿島（御召艦）、香取、磐手、4艘の駆逐艦（白雲、朝潮、朝露、追風）とともに移動しており、艦隊の一部は皇太子の松江滞在中に境港・美保関などに停泊していた（表1）⁽¹¹⁾。山陰道行啓時の写真という推定が正しければ、「写真A」の前方に写る海軍通常礼服を着用した66名は、行啓時に海軍少将でもあった皇太子のほか、皇太子に随員する供奉員・列外供奉員、あるいは御召艦鹿島などで随員（供奉）した海軍軍人なのかもしれない。

しかしながら、上記の行啓関係資料には皇太子の分刻みの行動や行啓に関連した様々な出来事が丹念に記録されているにも関わらず、“松江城天守の前で皇太子と行啓随員（海軍軍人）、地元有力者たちが記念のために撮影を行う”、“高位の海軍軍人たちが伺候する”といったような行動スケジュールや記録を見つけることはできなかった⁽¹²⁾。また、合計265名の人物が写り、撮影を共にした地元の人々にとっては、生涯最大級の誉であるにも関わらず、これまで世に知られることはなかった写真のようである。写真や台紙に注記はなく、所蔵しておられた山口家に伝えもなく、伝来理由は分からない。史料調査時に見つかった写真群の一枚であり、特別な扱いがなされていたわけではなかった。台紙の装飾もシンプルで、撮影者や写真館などの表示もない。松江城天守の前で、多数の海軍通常礼服姿の人たちと、正装した地元有力者らしき人たちが写るこの写真は、何かと不思議である。

撮影に直接関係する情報は行啓関係資料中に確認できなかったものの、明治40年5月24日付の「山陰新聞」には、「御発車前撮影 昨日午後一時半松江中学校へ行啓前において殿町大野写真師を招き御馬車並に乗馬騎兵御旅館の撮影ありたり」の記事が載っている。この記事から、5月23日には大野写真師が御旅館撮影のためにカメラを携え、松江城山内に入っていたことが分かる。宮内庁書陵部には、「鳥根県下奉迎ノ図（皇太子） 松江市大野政助写ノ明治」と題する松江を中心とした山陰道行啓記録写真17枚が存在し⁽¹³⁾、その中に、「松江城山入口緑門之景」「松江城山緑門前御列奉拝ノ図」「松江城三ノ丸前紀年絵葉書販売所」「松江城山入口緑門前ニ於ケル一般奉送者奉送ノ景」「松江御旅館」「松江城山入口緑門前ニ於テ玉車奉拝之図」と裏書された写真が含まれている。これらの写真に「写真A」は含まれていないが、大野写真師（政助）により撮影された玉車（御馬車）、乗馬騎兵（御列）、松江御旅館の写真が宮内庁に現存していることは、5月24日付の新聞記事を裏付けられると思われる。なお、県公文書センター所蔵「行啓ニ関スル書類」⁽¹⁴⁾によれば、松永知事から皇太子に献上した『鳥根県写真帖』⁽¹⁵⁾作成のために大野政助と大野義守（政助の親族か）が鳥根県より写真撮影を請負っており、政助は行啓に関する写真を公に撮影でき、必要があれば撮影に呼ばれる立場にあったのではと考えられる⁽¹⁶⁾。

では、大野写真師（政助）がカメラを携え松江城山内に入った5月23日の、皇太子の行動履歴はどのようなものだったのだろうか。（表2）は、松江御旅館に到着した明治40年5月22日から宍道（昼餐所）に向けて出発する同月26日までの皇太子の行動履歴を『行啓日誌』より作成し、「山陰新聞」、『山陰道行啓録』の関係記事を加えたものである。『行啓日誌』によれば、5月23日は午前も午後も晴、皇太子は予定通り午前9時に松江御旅館を出発（御出門）、鳥根県庁へ向かった。皇太子御出門の際、正門内で特別奉拝を賜った151名、正門外で奉拝を賜った者397名が松江城内の松江御旅館近くに集まっていた。県公文書センター所蔵「行啓ニ関スル書類」には、正門内で特別奉拝を賜った者は、「緑綬、藍綬褒章ヲ有スルモノ」「赤十字社特別社員」「奉迎準備ニ関係アル重ナル委員」「御旅館所在地ノ廃兵」とある。5月23日付「山陰新聞」は、「特に奉拝を賜ふ者」「特別奉拝者心得」と題した記事を載せ、奉拝者は午

前8時までには城山へ集まるよう指示されていたことも伝えている。

皇太子は、この日午前中は鳥根県庁、県立師範学校を訪れ、午前10時45分に松江御旅館に帰着している。そして午後2時になると再び県立松江中学に向けて出発するが、新聞記事によれば、午後1時半に大野写真師（政助）が御馬車、乗馬騎兵、松江御旅館の撮影を行っている。「写真A」に写る皇太子・随行員・地元有力者（正門内での特別奉拝者など）と、写真師（大野政助）が同時に松江城山内に滞在し、記念写真を撮影できる可能性がある時間帯があるとすれば、5月23日午前10時45分から松江中学校に出発する午後2時までの間の可能性が一つ考えられる。ただし、午前9時に皇太子を奉拝した人々のその後の行動記録は残っていない。

ところで、明治40年（1907）5月の山陰道行啓とは、当時の人々にとってどのようなものだったのだろうか。明治5年（1872）から明治天皇の地方行幸（巡幸）が始まったが、鳥根・鳥取両県の度重なる請願にも関わらず天皇のおでましはなかった。そのような中で、明治33年（1900）からは皇太子嘉仁親王の地方行啓（巡啓）が歴史地理の御見学を目的として始まっており、日露戦争後に行われた山陰道行啓は、明治天皇の名代として行われた公式の地方行啓であった。皇太子による山陰道への行啓は、明治天皇の地方行幸がかなわなかった鳥根・鳥取両県民にとってみれば、長い間の悲願が達成された慶事だったのである。県知事を頂点に官民挙げての奉迎準備が進められ、鉄道・道路・電気・電信・電話といった社会資本整備が進むことで、地域の近代化が加速する契機となり、宍道の本幡久右衛門、今市の遠藤嘉右衛門など地域の有力者たちも、休憩や宿泊用の施設を新築するなどして迎えている。当時の人々にとって、山陰道行啓とは、空前絶後の奉迎行事だったのである⁽¹⁷⁾。

最後に、「写真A」の人物比定はどこまでできるのだろうか。皇太子嘉仁親王や東郷平八郎、行啓時の東宮職高官などの写真は今日複数伝わっていることから、「写真A」に写る人物と比較してみたが、なかなか難しい。鹵簿（御馬車を守る近衛騎兵の儀杖隊が加わった御列）での席順なども参考に、以下は問題提起のつもりでの私見である。一列目洋装姿でシルクハットを持つ人物は前述のとおり松永武吉鳥根県知事である。写真に向かって松永知事の左隣はやや隙間があって皇太子嘉仁親王、その左隣は東郷平八郎であろうか。東郷の左隣2名は不明で、その左隣は中山孝麿東宮大夫ではないかと考えた。写真に向かって松永知事の右隣二人目は村木雅美東宮武官長ではないかと考えた⁽¹⁸⁾。

地元有力者についても検討を進めているが、人数も多いので割愛する。推定が正しければ、明治40年5月という限定された時期に、海軍通常礼服姿の皇太子嘉仁親王及び行啓一行をはじめ、松永鳥根県知事、福岡松江市長、約200名もの地元有力者が集った写真が確認されたことは、鳥根県、松江市の近代史を研究していくうえでも大きな発見である。一人でも多くの照合を行い、また詳しく報告できることを期待したい⁽¹⁹⁾。

表1 山陰道行啓に伴う海軍軍艦の行動

(「艦船行動簿」(注11)より作成、太字は皇太子松江滞在中に境港・美保関・杵築停泊を示す艦艇の動き)

月 日	皇太子の動き	海軍軍艦の動き
5月14日	舞鶴発艦 美保関着 假泊	香取、磐手、鹿島、白雲、朝潮、朝露、追風 舞鶴発 行先美保関 香取、磐手、鹿島、白雲、朝潮、朝露、追風 境着
5月15日	境港上陸 米子着	朝露、追風 西郷着
5月16日	米子滞在	香取、磐手、鹿島、白雲、朝潮 美保関発 行先別府(隠岐) 朝露、追風 西郷(隠岐)発 行先美保関 香取、鹿島、磐手、白雲、朝潮 別府着 朝露、追風 美保関着
5月17日	米子発 倉吉着	朝露、追風 美保関発 行先別府
5月18日	倉吉発 鳥取着	
5月19日	鳥取滞在	香取、白雲、朝潮、朝露、追風 伯耆境着 (別府ヨリ) 鹿島 舞鶴着
5月20日	鳥取滞在	
5月21日	鳥取発 米子經由安来着	
5月22日	安来発 松江着	磐手 佐世保発 行先瀬戸崎(仙崎)
5月23日	松江滞在	鹿島 舞鶴発 行先美保関 磐手 仙崎着 鹿島 美保関着
5月24日	松江滞在	
5月25日	松江滞在(宍道湖遊覧)	香取、鹿島 境発 行先瀬戸崎(仙崎) 白雲、朝潮、朝露、追風 境発 行先杵築 香取、鹿島 杵築着 第一艦隊司令長官より報告 白雲、朝潮、朝露、追風 杵築着
5月26日	松江発 今市着	白雲、朝潮、朝露、追風 杵築発 行先浜田 白雲、朝潮、朝露、追風 浜田着 香取、鹿島 仙崎着
5月27日	今市滞在 大社行啓	
5月28日	今市発 大田着	白雲、朝潮 浜田発 行先温泉津 白雲、朝潮 温泉津着
5月29日	大田発 大家着	朝露、追風 浜田発 行先江崎 朝露、追風 江崎着
5月30日	大家発 江津着	朝潮 温泉津発 行先浜田港内長浜 朝潮 長浜着
5月31日	江津発 浜田着	香取、鹿島、磐手 所在仙崎 (六月一日前五時半浜田港ニ向ケ発)
6月1日	浜田滞在	白雲 温泉津発 行先浜田 朝露、追風 須佐(江崎□)発 行先浜田 白雲 浜田着 香取、鹿島、磐手 浜田着 朝潮 浜田発 行先美保関
6月2日	浜田滞在	朝潮 温泉津発 行先浜田港内長浜 朝潮 境着 朝潮 伯耆境発 行先浜田
6月3日	浜田発 乗艦 假泊	朝潮 浜田着
6月4日	浜田発艦 隠岐着艦 假泊	香取、鹿島、磐手、白雲、朝潮、追風、朝露 浜田発 行先別府ヲ經テ西舞鶴へ 香取、鹿島、磐手、白雲、朝潮、朝露、追風 別府着 (明朝六時発)
6月5日	隠岐発艦 舞鶴着艦 假泊	香取、鹿島、磐手、白雲、朝潮、追風、朝露 舞鶴着
6月6日	舞鶴上陸	

表2 明治40年5月23日～25日の皇太子嘉仁親王山陰行啓に伴う行動履歴

(『皇太子殿下島根県行啓日誌』より作成。斜線は「山陰新聞」、『山陰道行啓録』より)

<p>五月二十二日 曇後晴 午前八時安来御旅館 御出門 午前八時四十分能義郡荒島村御小憩所(荒島村尋常小学校)ニ 着御 午前八時五十分同校 御出門 午前九時二十五分八束郡揖屋村御小憩所(揖屋村尋常高等小学校)ハ 着御 午前九時五十分同校 御出門 午前十時三十五分同郡津田村尋常小学校々庭ニ於テ 御駐車ノ俣 御小憩 午前十時四十分同校 御発車 午前十一時五十分 松江御旅館ハ 御着 午後 御休養</p>
<p>五月二十三日 晴 午前九時松江御旅館 御出門島根県庁へ 行啓ヲセラル御箇簿列次等左ノ如シ 御箇簿列(略) 御正門内奉拝者百五十一名 御正門外奉拝者三百九十七名ニ奉拝ヲ賜ヒツ御発車ヲセラル</p> <p>(5月23日付「山陰新聞」・・・特に奉拝を賜ふもの 本日松江城山御旅館御出門外に於て特別奉拝を賜ふ者左の如 一、緑綬藍褒章を有するもの 二、赤十字社特別社員 三、奉迎準備に関する重なる委員 四、御旅館所在地の廃兵 五、愛国婦人会の有功章を有する者 六、紅綬褒章を有する者 七、孝子節婦議僕にして行賞せられし者 八、文省部より教育功績状を受けたる者 九、本県より教育褒章を受けたる者 十、実業篤志者にして共進会等に於て功労賞を受け又は本県より功労を表彰せられたる者 十一、戦病死者の遺族 特別奉拝者心得 特別奉拝を賜はるべき人々は本日午前九時城山御旅館御出門の際正門外において奉拝賜はるることに決定したるにより午前八時までに必ず参集すへしと)</p> <p>(5月24日付「山陰新聞」・・・特別奉拝者 昨日午前九時松江城御旅館御出門の際正門内に於て特別奉拝を賜はりたるものは藍綬褒章受領者以下総員百五十一名、正門外に於て同じく奉拝を賜はりたるもの総員四百四十八名なりし)</p> <p>(『山陰道行啓録』・・・廿三日正門内に於て特別奉拝を賜りたるもの 緑綬章を有するもの 重なる奉迎送委員 赤十字特別社員 廃兵 計百五拾壹名)</p> <p>午前九時十分島根県庁ハ 着御 午前九時二十五分 御出門 午前九時四十分師範学校ハ 着御 午前十時三十分同校 御出門 午前十時四十五分 還御</p> <p>(5月24日付「山陰新聞」・・・昨日午後一時半松江中学校へ行啓前において殿町大野写真師を招き御馬車並に乗騎馬兵御旅館の撮影ありたり)</p> <p>午後二時御旅館 御出門県立松江中学校ハ 午後二時四十五分同校 御出門 午後二時五十分県立松江高等女学校ハ 着御 午後三時二十分同校 御出門 午後三時三十分 還御 午後七時ヨリ御旅館ニ於テ左記ノ者ハ 御陪食仰付ラル 中山東宮大夫 木戸東宮侍従長 桂東宮主事 松永知事 藤本第一部長 本間第二部長 堀田第四部長 松平伯爵代理松平子爵 千家出雲大社宮司</p>
<p>五月二十四日 晴 午前九時松江御旅館 御出門県立農林学校ハ 午前十時二十五分同校 御出門 午前十一時十五分御往路ノ通御通過 還御 午後二時松江御旅館 御出門県立商業学校ハ 午後二時十分同校ハ 御着 午後二時四十分同校 御出門 午後二時五十分島根県物産陳列所ハ 着御 午後三時十分藤本第一部長御先導申上ケ物産陳列所東入口ヨリ御庭僊ハニテ師範学校附属小学校ハ 行啓 午後三時二十五分同校 御出門 午後三時三十分 還御 還御ノ後附属小学校生徒ハ同校々庭ニ於テ遊戯「万歳遊び」ヲ行フ 皇太子殿下ニハ御座所ノ縁ニ 出御双眼鏡ヲ 把リテヲ親シ遊戯ヲ 御覧 午後六時三十分左記ノ人々ヲ立食ニ召サレラル 東隠岐島司 小笠原技師 古川八束郡長 須藤能義郡長 保田警視 福岡松江市長 中島第五憲兵隊長 中村浜田憲兵分隊長 竹原県議会議長 山根県議会副議長</p>

五月二十五日 午前曇 午後晴

午前九時三〇分松江御旅館前庭に於て松平家ノ催シニ係ル旧松江藩士ノ武術ヲ 御覧
午後二時 御微行ニテ 御出門松平伯爵ノ催シニ係ル宍道湖 御遊船
御順路県庁前交融橋小片原御通過午後二時二十五分天倫寺鼻仮設棧橋ヲ 御座船ニ 御移乗
此日稍風（東北）アリ漣波起ル処御座船ハ徐ニ進ミ順次南ニ移リ約一時間ニシテ嫁ヶ島附近ニ至ル此間予テ準備セル投網船十艘（漁夫二十名）曳網船十艘（漁夫三十名）ハ御座船ノ出御見ル処々ニ捲打攻曳ヲシ深瀬ノ鯉、鮒、鰯等百数十尾ヲ漁シ 御覧ニ供フ
斯ケテ御座船ノ嫁ヶ島ニ達スル直ニ 御上陸四方ノ風光 御展望ヲテハ親シク御写真機ヲ把テ給ヒテ附近 御撮影遊ハル
次テ松永知事ヲ召ル四辺ノ眺望、山岳、河川ノ名称ニツキ 御下問アリ尚ホ勸業上、教育上、慈善事業水難救済事業ニ関スル調書ヲ差出スル旨 御沙汰アリ
再ヒ 御乗船遊ハル天倫寺鼻仮設棧橋ニ 御着 御乗船ヲテハ御順路ヲ御往路ノ通午後四時十五分 御機嫌麗ハク還御アラセラル

五月二十六日 午前曇 午後晴

午前九時松江御旅館 御出門 福岡松江市長御車寄ニ御先導シ奉送
午前九時三十分郡市界 御通過
午前十時三十分八束郡玉湯村大字林御野立所ニ 着御
午前十時五十分同御野立所 御発
正午 宍道村御昼餐所木幡久右衛門邸ハ 着御
主人木幡久右衛門御車寄ニ奉迎シ御先導申上ケ御便殿ニ 入御
御休憩中木幡久右衛門所蔵ノ御書画ヲ 御覧
木幡庭園内ハ東郷大将松ヲ手植
午後一時四十五分木幡邸 御出門 主人木幡久右衛門御車寄ニ御先導シ奉送
御発車ノ際木幡家族五名ハ特ニ邸園内ニ於テ通御掛奉拜ヲ賜ヒツ 御出發
午後二時十五分八束、簸川郡界 御通過

【写真B】 明治27年の天守大修理後に撮影された松江城天守の姿

松江城天守が写る古写真に関して、明治27年（1894）に行われた松江城天守大修理以前の姿が確認できるものは、今のところわずか5枚である⁽²⁰⁾。明治27年の大修理（修繕）では天守外観を少なからず変えており、昭和25年（1950）から同30年（1955）にかけての昭和大修理では、古写真（参考写真1）や「竹内右兵衛書つけ」（松江市指定文化財）などを参考に旧状に復された⁽²¹⁾。

『松江市史』別編1「松江城」の発刊により、松江城天守が写る写真の収集・整理も進んだが、これまで、「松江物産展覧会」「（明治）39.9.28-10.4」の記念スタンプが押された絵葉書写真（参考写真2）などが、明治大修理後の天守の姿を伝える最も古い写真であった⁽²²⁾。「写真B」には撮影日時や内容に関する情報は記されていないが、天守前方に目立った木や石造物は見えず、（参考写真2）より古い時期の撮影と分かる。

「写真B」は縦20.3cm、横26.3cmの印画紙（鶏卵紙か）に焼き付けられ、厚紙の台紙（縦32cm、横40cm）に貼り付けられている。台紙の写真貼付枠の四周には連続した渦文や幾何学的な線と花をあしらった文様が朱色で印刷されており、下端中央には「長州萩小橋筋青雲堂」「村田正吉」「松江市殿町京橋西河岸」と朱色印刷した紙（縦2.5cm、横5.4cm）を貼る。撮影者の村田正吉は、村田青雲堂（本名慎吾、上野彦馬の門弟）の子で、「長州萩小橋筋青雲堂」「松江市殿町京橋西河岸」とあるように、萩の小橋筋で開業しながら、松江市殿町京橋西河岸で写真師として営業を行っていた⁽²³⁾。

「写真B」は全体にセピア色で、画像は少し薄くなっているが、木立など遮るものもなく天守全体が鮮明に写し出されている。3階華頭窓両側の窓、4階の窓などの特徴は、明治大修理後の姿を示している。附櫓前方には土木工具らしきものが写ることから、整地の途中のようにも見える。漆喰壁や板張り、屋根瓦には傷みや歪みなどが見受けられず、板壁や懸魚など木質部分に施された着色も色落ちしていないようで、正確な撮影時期は特定できないが、明治27年の大修理後まもない時期に撮影された写真と考えてよいだろう。

「写真B」には4名の人物が確認でき、附櫓の鉄扉内に2名、鉄扉外に1名、いずれも椅子に腰かけ

威儀を正し、何らかの記念のために写っているように見える。天守台の西側（写真左）の人物は一人立ち姿である。今のところいずれの人物も特定はできていないが、装い新たになった天守とともに、写真旧蔵家の誰か、或いは天守大修理に関係した人物の可能性も考えられる。

写真全体に日の影が明瞭に確認でき、屋根の影は一様に左上から右下に伸びている。天守入口側はほぼ真南に向いていることから、ある晴れた午後1時頃の撮影と分かる。鉄扉内で腰掛ける人物の日の当たり具合や、屋根の影位置（太陽の角度）などから、撮影時期は10月～2月頃ではなかろうか。写真に写る人物の服装はそれほど防寒してもいないようにも見えるので、もしかすると10月～11月頃の秋晴や小春日和の穏やかな日なのかもしれない。

以上、松江城天守が写る新出写真二枚について紹介したが、とりわけ「写真A」は、「海軍通常礼服姿の皇太子嘉仁親王ら明治40年山陰道行啓一行と地元有力者との集合写真」と推定した。この理解が正しければ、明治40年5月、松江城天守という藩政時代の象徴的な建物の前で、皇太子嘉仁親王と随行員、地元の有力者多数が同時に写るという極めて特異な写真であり、近代天皇制を考えるうえでも貴重な資料である。

追記

本稿執筆後、【写真A（山口家旧蔵版）】（皇太子嘉仁親王ら明治40年山陰道行啓一行と地元有力者）と同一の写真が、松江市宍道町の旧家であり、山陰道行啓にあたり松江御旅館から次の宿泊地（今市の遠藤嘉右衛門邸）への途中、御昼餐所を勤めた木幡家にも伝えられていることが分かった。

山陰道行啓にあたり、御昼餐所（飛雲閣：重要文化財）を新築するなどして皇太子を迎えた木幡久右衛門（黄雨）が【写真A（山口家旧蔵版）】に写っているのではないかと考え、現当主木幡均氏と道子氏夫妻に尋ねていた。しばらくして、同一写真が木幡家でも見つかったこと、木幡黄雨も写っているとの知らせがあった。【写真A（木幡家所蔵版）】

木幡家所蔵の写真は、これまで調査を進めてきた【写真A（山口家旧蔵版）】と全く同一内容・同一規格であり、写真を張付けた台紙も同一であった。写真や台紙に注記などはなく、木幡家でも写真の伝来は分からなかったが、写真を説明していただいた木幡道子氏（黄雨の曾孫、元宍道菟古館館長・学芸員）によれば、シルクハットを持った松永島根県知事の二列後ろで、右側に3人目の人物が黄雨とのことであった。【写真A】が木幡家にも所在し、松江旅館正門内奉拝者名簿（赤十字特別社員、注19）に名前が載る木幡黄雨が写るということは、本稿で想定したように、【写真A】に写る多数の地元有力者らしき人物たちは、明治40年5月23日に松江旅館正門内で皇太子嘉仁親王の奉拝を賜った人たちなどである可能性を高めているようにも思われる。

一方、山陰中央新報（2021年10月1日付）、毎日新聞（2021年10月13日付）で【写真A】が報道されて広く周知されたことにより、写真史・写真師研究家森重和雄氏から、嘉仁親王と想定した人物は東伏見宮依仁親王であり、皇太子の右隣りで東郷平八郎と想定した人物は片岡七郎との指摘を受けた。今のところ、東伏見宮依仁親王、片岡七郎が松江を訪れ、島根県知事、松江市長、多くの通常礼服姿の海軍軍人、地元有力者たちと松江城天守の前で集合写真が撮られる、という状況を少しでも記述したり彷彿させる史料を見つけることはできないが、写真に写る人物たちと写真が撮影された歴史的背景を正しく説明していく必要があり、松江の歴史の奥深さを示す一枚として、【写真A】に関わる検討は継続されるべきものである。

注

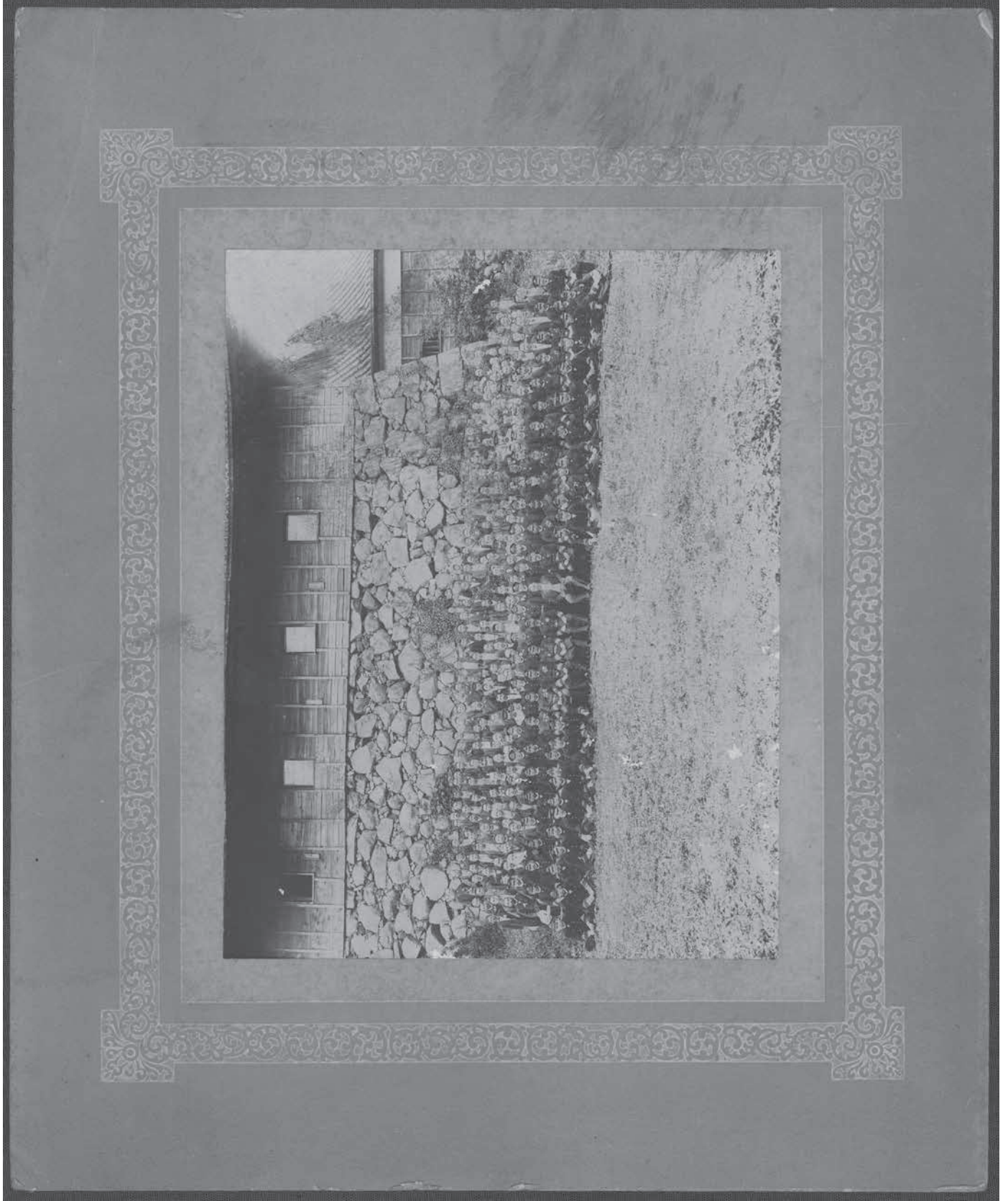
- (1) 史料調査課が行った山口純一家（山口薬局、松江市末次本町）の史料調査により確認された写真資料のうち、松江城天守が写る2枚を紹介するものである。山口純一氏のご厚意により、写真資料は松江市にご寄贈いただいた。
- (2) 海軍省軍務局編1905『海軍服制 -附海軍服装規則-』水交社印刷所。海軍軍服については、北村恒信1996「陸海軍服装総集図典-軍人・軍属制服、天皇御服の変遷-」、中西立太2001「日本の軍装-幕末から日露戦争-」大日本絵画、柳生悦子2014「日本海軍軍装図鑑[増補版]」並木書房、笹間良彦氏2018「イラストで時代考証3 日本軍装図鑑下」雄山閣など
- (3) 海軍省軍務局編1905『海軍服制 -附海軍服装規則-』水交社印刷所
- (4) 上田仲之助編1907『行啓記念 春日の光』報光社、竹永三男2013「初代松江市長 福岡世徳 -その旅と松江振興策-」『山陰研究ブックレットNo.2』今井印刷、市制40周年記念写真集編集委員会1982「明治・大正・昭和 写真集はまだ」浜田市など
- (5) 特定歴史公文書「行啓ニ関スル書類」（請求番号 群1-1754～群1-1776）
- (6) 山陰新聞社。「山陰新聞」では山陰道行啓関連の記事を早い段階から詳細に載せている。奉迎準備が急速に進む様子や関連する様々な記事、行啓にあやかっただ新聞広告などからは、皇太子奉迎に向けての当時の人々の熱狂が伝わってくる。
- (7) 島根県行啓事務委員長・島根県事務官藤本充安編1907『皇太子殿下島根縣行啓日誌』（明治40年6月16日編纂、同年8月17日印刷、同年8月23日発行、行啓日誌係・技手中島善夫、属奈倉正良・属山岡三郎）
- (8) 角金次郎編1907『記念 山陰道行啓録』（明治40年9月4日印刷、同年9月22日発行、発行者稲吉金太郎）
- (9) 上田仲之助編1907『行啓記念 春日の光』報光社（明治40年11月23日印刷、同年11月30日発行、島根県師範学校教諭上田仲之助執筆、島根県行啓事務委員長事務官藤本充安校閲、鳥取県行啓事務委員長事務官和田世民校閲、発行者前田得一）
- (10) 宮内省図書寮2017『大正天皇実録 補訂版 第二』ゆまに書房。なお、宮内文書館の公開目録（「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」）には「行啓録 山陰道の部/明治40年」全17冊が掲載されているが、今回は確認できていない。
- (11) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C10100053100、明治40年5月～6月、艦船行動簿（海軍大臣官房・防衛省防衛研究所）」により、山陰道行啓に出動した海軍軍艦の行動履歴が確認できる（表1）。史料からは艦の発着時間は分からないものの、皇太子が松江に滞在した5月22日～26日に境港または美保関に終日停泊していた艦艇は、22日（香取、白雲、朝潮、朝露、追風）、23日（香取、白雲、朝潮、朝露、追風）、24日（鹿島、香取、白雲、朝潮、朝露、追風）、25日（なし）、26日（なし）ということが分かる。
- (12) 浜田御旅館の前で東郷平八郎、中山孝麿東宮大夫、松永武吉島根県知事ら14名が写る写真が残されているが（『浜田市制40周年記念 明治・大正・昭和写真集はまだ』1982浜田市など）、『皇太子殿下島根県行啓日誌』はこの写真について、「記念撮影 午後一時三十分御旅館御車寄ニ於テ中山東宮、村木東宮武官長、木戸東宮侍従長、桂東宮主事、有馬東宮侍従、原東宮侍従、黒水東宮武官、松永知事、藤本第一部長、堀田第四部長、猪股那賀郡長、東郷海軍大將、牛田同副官、松平子爵ハ紀念ノ為メ撮影セリ」（6月3日）と記録している。
- (13) 「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で公開（識別番号-識別枝番54728、分類-内大臣府 明治天皇御手許書類）
(<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Search?fields%5B0%5D.value=%E6%9D%BE%E6%B1%9F%E5%9F%8E&fields%5B0%5D.DataType=string&searchType=Freeword&start=1>)
- (14) 特定歴史公文書「行啓ニ関スル書類（写真帳調製関係）」（請求番号 群1-1763）

- (15) 藤本充安1907『鳥根県写真帖』（明治40年5月13日印刷、同年5月15日発行、著作兼発行者 奉迎事務委員長藤本充安、撮影嘱託 大野政助 大野義守 藤井保次郎 鶴飼幸正）
- (16) 5月21日付「山陰新聞」には、「市献上品撮影 松江市より東宮殿下へ献上する物品は既に出来上り一昨日は松永知事の閲覧を経たるが右は市民一同より献上するものに付き献上に先たち市民に観覽せしめたきも何分行啓期日切迫し其の期間なきを以て他日御旅館を縦覽せしむる時一覽せしめん為昨日は大野写真師をして一切を撮影せしめたり」という記事が掲載されている。行啓関係資料を確認する限り、松江周辺で公の写真撮影を行った人物として、今のところ大野写真師（大野政助、義守）以外を見出すことができない。
- (17) 注9～13のほか、原武史2001『可視化された帝国』みすず書房、居石由樹子2004「久しく待ちにし -皇太子嘉仁親王・宍道行啓(明治40年)の記録-」『宍道町ふるさと文庫20』宍道町、新庄正典2010「興雲閣の沿革」『松江市歴史叢書3』松江市教育委員会、山根大知・中野茂夫・小林久高2014「明治四十年山陰行啓における東宮一行の滞在施設に関する建築史的考察-鳥根県内の滞在先を中心に-」『日本建築学会計画系論文集 第79巻 第701号』日本建築学会など
- (18) 注8掲載の記録写真などから類推。皇太子と推定した人物は胸に大勲位菊花大授章らしき勲章を付けている。
- (19) 角金次郎編1907『記念 山陰道行啓録』巻末には、「鳥根県各郡市町村奉迎送委員と正門内奉拝者氏名」と題した名簿が掲載されており、松江市、八束郡内の奉迎送委員と正門内奉拝者の氏名が掲載されている。今後の照合作業の参考となろう。
- (20) 松江城天守が写る古写真について、筆者は2015「第49回 松江城天守幻視考」『松江市史編纂コラム』、2016「松江城天守古写真考-「明治初年」とされてきた荒廃した松江城天守古写真について-」『松江市歴史叢書9』（松江市史研究7号）、2018『松江市史』「松江城」（第13章写真資料）などで紹介した。その後、平成2019年に新たな古写真が確認され、明治27年の大修理期間中に撮影されたものと推定された（木下誠2020「新たに確認した松江城天守古写真-ガラス窓に改修された天狗の間-」『松江歴史館研究紀要』第8号）。現在のところ、明治27年の天守大修理以前の姿が確認できる写真は、天守以外の建物も写ることで明治8年5月頃以前と確認できる3枚と、明治27年の天守大修理前（本稿参考写真1）1枚、上記の大修理期間中1枚の計5枚である。
- (21) 重要文化財松江城天守修理事務所1955『重要文化財松江城天守修理工事報告書』松江市
- (22) 松江市史編集委員会2018「松江城（第13章写真資料 写真13-10）」『松江市史』松江市。（参考写真2）には、松江市工芸品陳列所（松江御旅館、興雲閣、明治35年12月着工～明治36年9月竣工）建設に伴い移設された西南の役戦没者記念碑が写っており、明治35年12月の工芸品陳列所着工頃から明治39年9月までの撮影と分かる。明治33年の通信省令により私製葉書の発行が認められたことから民間による名所絵葉書などが製作・販売されるようになったが、松江市では明治40年山陰道行啓などを契機に写真絵葉書が盛んに発行されるようになり、その頃から松江名所としての松江城天守の写真も多く残るようになる。
- (23) 鳥根県写真協会写真史編集委員会1988『鳥根県写真史』

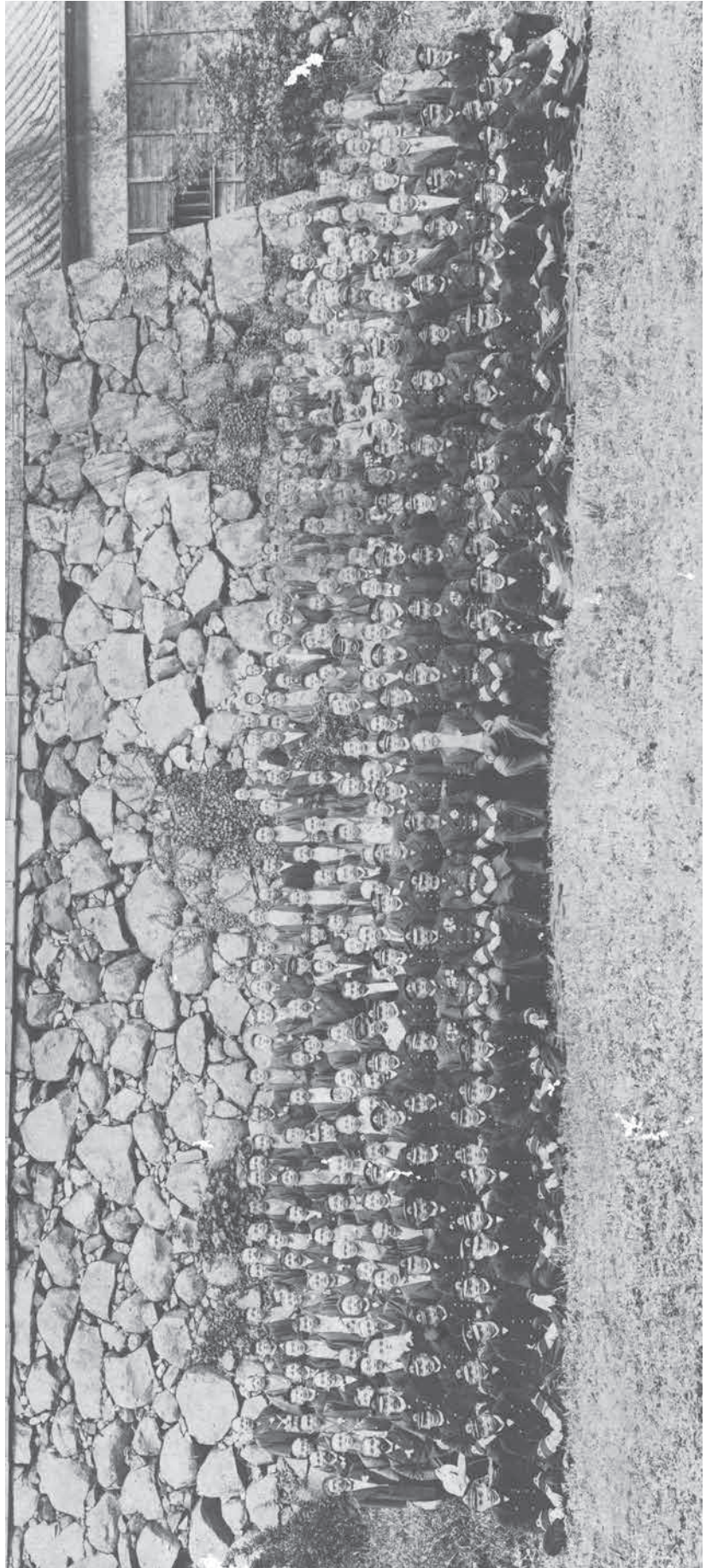
謝辞

本稿執筆にあたり、山口純一氏、木幡均氏、木幡道子氏、安部登氏、岡崎雄二郎氏、大矢幸雄氏、竹永三男氏、能川泰治氏、西村芳将氏、西尾克己氏、村角紀子氏、高橋真千子氏より、資料の提供や貴重なご教示をいただきました。感謝申し上げます。

（いなた まこと 歴史まちづくり部史料調査課副主任行政専門員）



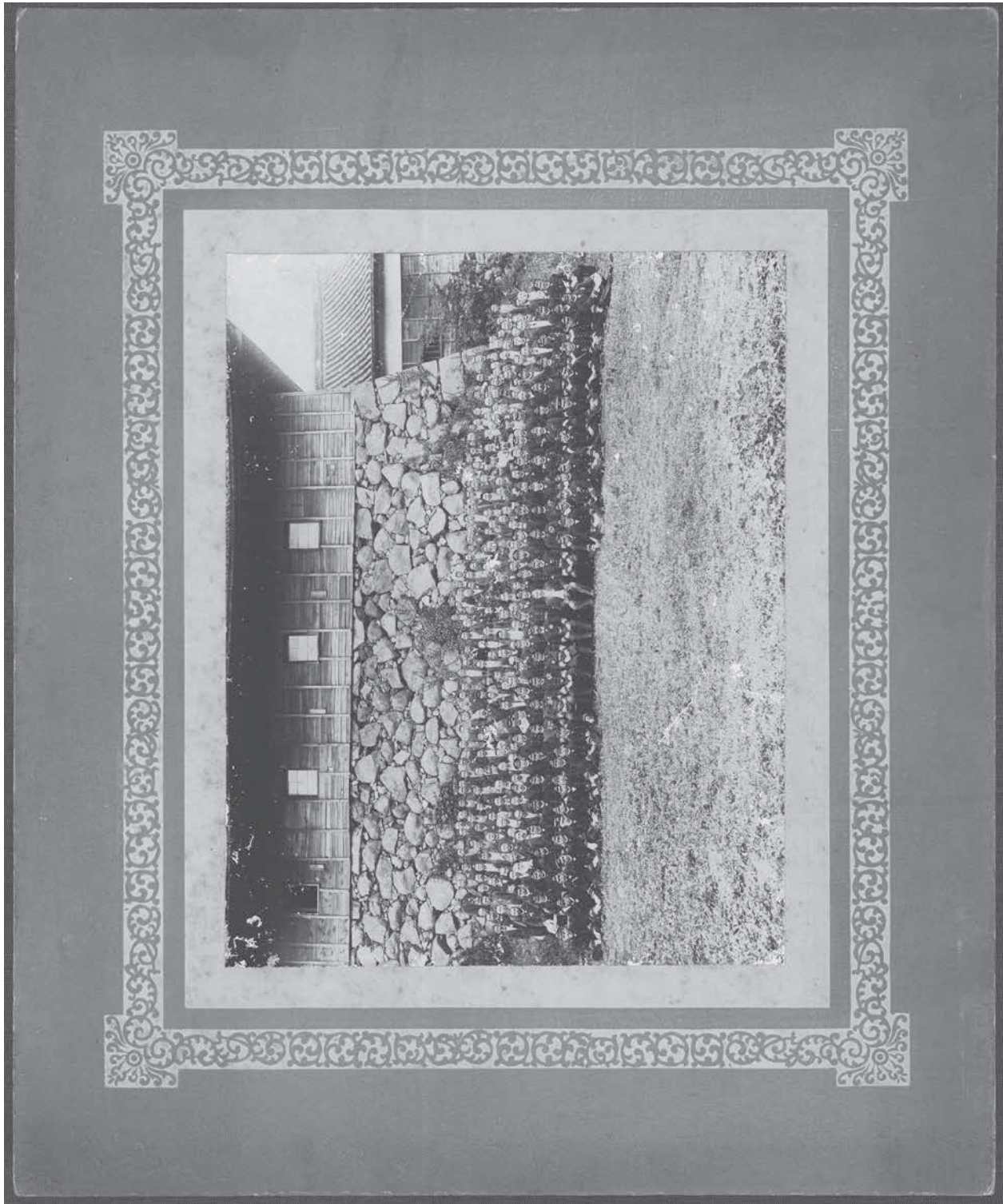
【写真A（山口家旧蔵版）】海軍通常礼服姿の人物たちと地元有力者との集合写真（松江市蔵）



【写真A（山口家旧蔵版）】海軍通常礼服姿の人物たちと地元有力者との集合写真（部分拡大1）



【写真A（山口家旧蔵版）】海軍通常礼服装姿の人物たちと地元有力者との集合写真（部分拡大2）



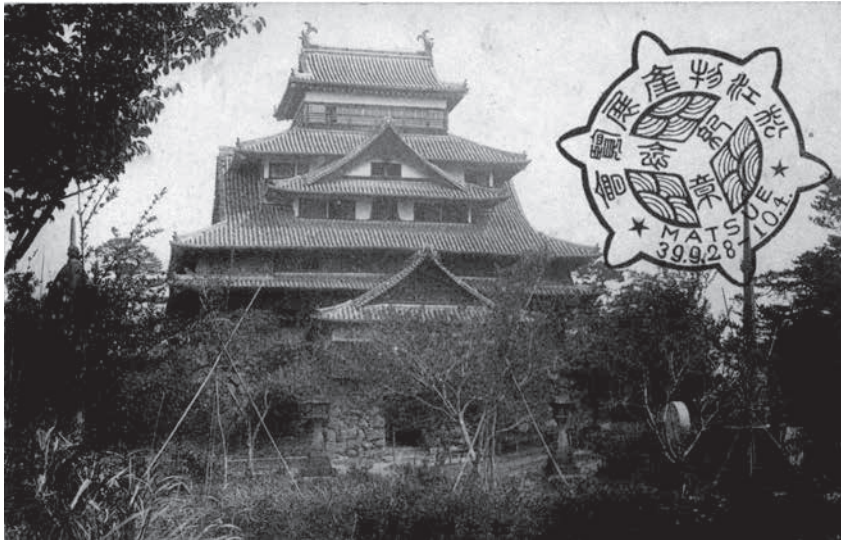
【写真 A (木幡家所蔵版)】海軍通常礼服装姿の人物たちと地元有力者との集合写真 (木幡均氏蔵)



【写真B】明治27年の天守大修理後に撮影された松江城天守の姿（松江市蔵）



(参考写真1) 松江城天守古写真〔推定：明治25年8月頃から明治27年6月10日の間の撮影〕(『松江市史』「松江城」写真13-6)



(参考写真2) 松江城天守(松江物産展覧会記念絵葉書)[明治39年9月28日記念スタンプ](『松江市史』「松江城」写真13-10)



(参考写真3) 昭和時代の天守大修理(昭和25~30年)直前の松江城天守西面、各階の窓はガラス窓(『松江市史』「松江城」写真13-93)

松江城研究第4号

発行 令和4年3月1日
松江市
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印刷 千鳥印刷株式会社
松江市春日町344-2

Studies on Matsue Castle 4

March 2022

The Koguchi structure of Matsue Castle	NAKAI Hitoshi (1)
Toward the modern urbanization of the Castle Town Matsue: Trends from the late Edo period to the early Meiji period	OYA Yukio (13)
About "the Repairs in the Showa period" that Inoue Umezo described as "really regrettable"	WADA Yoshihiro (35)
Restorative consideration of Matsue Castle Ninomaru Palace	KANAZAWA Yuki, KOBAYASHI Hisataka, WADA Yoshihiro, ZHU Ye (47)
Distribution and tendency of old folk houses in the area around Matsue Castle	KOBAYASHI Hisataka (57)
About the stone wall engraving distribution survey of Matsue Castle (2): Stone wall around the ruins of Mizunotemon	OKAZAKI Yujiro, NORIOKA Minoru, IITSUKA Yasuyuki, TOKUNAGA Takashi (69)
Survey of the historic site Matsue Castle (4): Ruins of the cornerstone building in the southeastern part of the Soto-kuruwa (Ninomaru Shitanodan)	OKAZAKI Yujiro (81)
The temples located around Castle of Toda: Searching from the excavation of the Toda River riverbed ruins	NISHIO Katsumi (107)
Reconsideration of the note "Takeuchi Uhei Kakitsuke": About the part of red ink and "Uhei" written in back of it	INATA Makoto (117)
A Report of Matsue Castle Tower VR Project in 2020	TSUMURA Hiroomi • WATANABE Shunsuke (127)
[Introduction of Historical Materials] About the Gegyo and Hire attributed to the Sannomaru Palace of Matsue Castle	OKAZAKI Yujiro (137)
[Introduction of Historical Materials] Crown Prince Yoshihito wearing Navy uniform and the others related to San'indo-Gyokei in 1890: Two new photos of the Matsue Castle Tower	INATA Makoto (143)

松江市

Matsue City

Suetugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-85-3
C3321 ¥1500E

松江市
定価(本体1500円【税別】)



9784904911853



1923321015005